

「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」
民間競争入札実施要項（案）

平成27年12月

文部科学省

※平成 28 年度予算の概算要求において、国庫債務負担行為（平成 28 年度から平成 30 年度）を要求中。

目 次

項 目	頁
1. 趣旨	1
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
(1) 対象公共サービスの詳細な内容	1
(2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質	2 6
(3) 創意工夫の可能性	2 6
(4) 契約の形態及び支払	2 6
(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担	2 7
3. 実施期間に関する事項	2 7
4. 入札参加資格に関する事項	2 7
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	2 8
(1) 入札に係るスケジュール（予定）	2 8
(2) 入札の実施手続	2 8
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	2 9
(1) 落札者を決定するための評価の基準	2 9
(2) 落札者の決定	3 1
(3) 落札者が決定しなかった場合の措置	3 1
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	3 1
8. 民間事業者が文部科学省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適性かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	3 2
(1) 民間事業者が報告すべき事項	3 2
(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	3 2
(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	3 2
9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任	3 6
10. 対象公共サービスの評価に関する事項	3 7
(1) 実施状況に関する調査の時期	3 7
(2) 調査の実施方法	3 7
(3) 調査項目	3 7
(4) 意見聴取等	3 7
(5) 実施状況等の提出	3 7
11. その他本業務の実施に際し必要な事項	3 7
(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告	3 7
(2) 文部科学省の監督体制	3 7
(3) 主な民間事業者の責務等	3 7

- 別紙 1 : 新たな地震調査研究の推進について
- 別紙 2 : 主要活断層帯一覧
- 別紙 3-1 : 会議実績一覧 地震調査研究推進本部の各委員会の役割
- 別紙 3-2 : 地震調査研究推進本部の各委員会の平成 27 年度開催実績 (予定を含む。)
- 別紙 3-3 : 地震調査研究推進本部の各委員会の平成 26 年度開催実績
- 別紙 3-4 : 地震調査研究推進本部の各委員会の平成 25 年度開催実績
- 別紙 3-5 : 地震調査研究推進本部の各委員会の平成 24 年度開催実績
- 別紙 3-6 : 地震調査研究推進本部の各委員会の平成 23 年度開催実績
- 別紙 4 : デジタルデータ収集対象一覧
- 別紙 5 : 地震記録紙の画像数実績一覧
- 別紙 6 : データベース一覧
- 別紙 7 : 用語説明
- 別紙 8-1 : 従来の実施状況
- 別紙 8-2 : 業務実施体制図・対象事業の概要図
- 別紙 9-1 : 提案書類
- 別紙 9-2 : 提案書類作成要領
- 別紙 9-3 : 提案書
- 別紙 9-3 別添 1 : 業務実施体制図 (実施体制、人員数、配置)
- 別紙 9-3 別添 2 : 業務実施計画
- 別紙 9-4 : 総合評価基準と提案書の対応表
- 別紙 10 : アンケート
- 別紙 11 : 工程管理表 (進捗状況報告書)
- 別紙 12 : 科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領

「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」における民間競争入札実施要項

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、文部科学省は、公共サービス改革基本方針（平成27年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。なお、本事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ適正に実施しなければならないものとする本事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を政府として一元的に推進するため、文部科学省に置かれた地震調査研究推進本部の方針に基づき、事務局である文部科学省研究開発局地震・防災研究課では、様々な調査研究や事務の調整等を実施している。

本事業では、新たな地震調査研究の推進について一地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策一（平成21年4月21日（平成24年9月6日改訂）地震調査研究推進本部）（地震調査研究推進本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/about/activity/policy_revised/を参照。）で掲げた各種目標の達成に向けての地震調査研究推進本部の審議及び活動を円滑かつ効率的に推進する目的で、地震調査研究観測データ等の分析評価の技術的支援等を実施する業務（以下、「本業務」とする。）を行う。

（地震調査研究推進本部について）

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を受けて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、政府として一元的に地震調査研究を推進するため、同年7月、政府の特別の機関として地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」という。）が設置され、以下に掲げる事務を掌っている。

- ① 地震に関する観測、測量、調査及び研究について総合的かつ基本的な施策を立案すること
- ② 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと
- ③ 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること
- ④ 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと
- ⑤ 上記による評価に基づき広報を行うこと

地震本部では、平成21年度からの地震調査研究の10年計画「新たな地震調査研究の推進について一地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策一」（以下、「新総合基本施策」という。）を策定したが、東日本大震災において地震調査研究に関する多くの課題等があったことを踏まえ、その見直しを行い（平成24年9月6日改訂、別紙1参照）評価活動等を行っている。

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

①事業内容

本業務は、地震本部における、今後の地震や津波の発生予測に関する議論に必要なデータ・資料の収集や調査・分析、ウェブサイトの管理・運営等を行う。主に以下の4つの事業テーマから構成されている。

- (ア) 長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等
- (イ) 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等
- (ウ) 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等
- (エ) 会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理

(ア)～(ウ)の3つの評価は、それぞれが連携して実施される必要があり、それらのデータを適切に管理・公開する(エ)も含めた、全体を組み合わせた一貫性のある評価活動への支援が必要である。そのため、これら4つの事業を文部科学省研究開発局地震・防災研究課(以下、「地震・防災研究課」という)と連携しつつ、以下の通り実施すること。これら4つの事業の進捗状況の報告のため、また、地震・防災研究課との連携を深めるため、四半期に一度、地震・防災研究課と打ち合わせを行うこと。(なお、専門用語の*1-*33については、別紙7「用語説明」を参照。)

- (ア) 長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等

- (ア) - 1 活断層評価のための資料の収集・整理や調査・分析

a. 目的

活断層における将来の地震発生確率や地震規模等の長期評価は「活断層の長期評価手法(暫定版)」(地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/reports/research_report/choukihyoka_katsu_hyokashuho/)に基づき行われており、既に九州地域、関東地域についての活断層の長期評価(地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/regional_evaluation/)を終えている。今後は、以下の地域を対象に順次長期評価を実施する予定であるが、長期評価の審議の進展や大規模地震の発生状況によっては他の地域が先行することがある。

- ・ 中国地方
- ・ 四国地方
- ・ 近畿地方
- ・ 中部地方

これらの地域における主要活断層帯のこれまでの長期評価の内容については、地震本部ウェブサイト(http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/major_active_fault/)を参照のこと。また、これらの主要活断層帯の他、より短い活断層についても審議予定である。全国の主要活断層帯のリストについては別紙2を参照のこと。

本業務では、これらの長期評価を行う長期評価部会、活断層分科会等での審議の進捗に応じて、各評価対象地域における活断層等の最新の知見・データの収集・整理を行い、評価に用いるデータや資料等を提出することにより、審議が円滑に進むよう支援を行う。

b. 実施方法

- b. - 1 会議及び打ち合わせへの出席

長期評価部会、活断層分科会等の各会議に出席し、審議内容を把握するとともに、地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、b. - 3において作成した資料の説明を行

うこと。平成 23 年度～平成 27 年度における会議の開催回数、審議概要等の実績については別紙 3 を参照のこと。各会議前後に会議出席者と地震・防災研究課による打ち合わせが行われる場合には参加すること。

b. ー 2 文献等の収集・整理

会議における活断層評価の審議において必要とされる、評価対象活断層に関する文献や調査結果等の資料を収集・整理し、地震・防災研究課へ提出すること。必要となる文献や調査結果等の範囲、おおよその量については、「活断層の長期評価」サイト（a. に記したウェブサイト）の各評価文における引用文献欄を参照のこと。

また、地震学をはじめとした活断層評価に関連する学問の最新の動向を把握するため、学会等の各種研究集会へ参加して情報収集し、進行中の審議や今後の審議予定に関わる発表の概要等を整理した一覧表を学会後 1 ヶ月程度で地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学会の研究集会等を対象とすること。

- ・ 日本地球惑星科学連合大会（年次大会）
- ・ 日本地震学会（年次大会）
- ・ 歴史地震*1 研究会（年次大会）

以下の学会についても、当該評価に関連する情報等が含まれる場合には対象とすること。

- ・ 日本第四紀学会（年次大会）
- ・ 日本地理学会（年次大会）
- ・ 日本地震工学会（年次大会。2018 年日本地震工学シンポジウム）
- ・ 日本建築学会（地盤震動シンポジウム：年次大会）
- ・ 土木学会（年次大会）
- ・ 日本活断層学会（年次大会）

さらに、最新の関連学術雑誌や書籍等を定期的に調査し、当該評価に関連するものを収集し、文献リストを作成する等、評価対象地域毎に整理した上で、四半期に 1 回以上の頻度で、地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学術雑誌等を情報収集の対象とすること。

- ・ Journal of Geophysical Research Solid Earth
- ・ Bulletin of Seismological Society of America
- ・ 日本建築学会構造系論文集
- ・ 物理探査
- ・ 地震
- ・ 活断層研究
- ・ 歴史地震

これらの情報を（エ）ー 3 のデータベースに適宜追加し、適切に維持・管理すること。

b. ー 3 会議資料の作成

各会議における活断層評価の審議の進展に応じて、審議に活かされるよう、評価対象地域の活断層評価の審議に用いる資料を作成し、地震・防災研究課へ提出すること。評価対象となる活断層は、活断層評価の対象地域の主要活断層帯のほか、上記収集文献等に記載された活断層も含む。作成提出する主な資料は以下の i ～ viii であるが、審議に応じて必要な他の資料も作成提出すること。

- i. 既存の活断層図*2 と国土地理院発行数値地図 200000*3 の重ね合わせ図
- ii. 既存の活断層図と文献記載の調査位置の重ね合わせ図

- iii. 重力図*4 と活断層図の重ね合わせ図
- iv. 活断層の位置形状 GIS データ*5 を用いた活断層図
- v. 地質図*6
- vi. 活断層モデル図*7
- vii. 過去の被害地震の表とその深さに関する情報
- viii. 活断層周辺の空中写真（アナグリフ加工*8）及び地形判読結果（活断層の認否が明らかでない場合）

viiの過去の被害地震の表作成にあたっては、有史以来 1400 弱知られている被害地震の中から、活断層評価の対象地域における過去の被害地震の規模や発生場所について、これまでの委託事業でデータベース化されてきた情報だけでなく、古代から近現代までの各年代に関する既存研究の成果を参照して、被害を及ぼすような活断層による地震の候補も追加すること。その際、震源位置や地震規模等の精度に応じたフラグを記載すること。

作成提出した資料は、審議や研究の進展に応じて変更を行うこと。資料作成及び変更は地震・防災研究課と相談の上実施すること。

b. ー 4 公表資料の作成への支援

会議における活断層評価の審議結果をとりまとめた評価文・報告書等の作成への支援を行うこと。主な作業は以下の i ～ vi であるが、審議結果に応じて他の作業も実施すること。

- i. 評価地域全体の活断層位置図の作成
- ii. 個々の活断層の位置図の作成
- iii. 個別の活断層の端点の経緯度と断層長の計測
- iv. 過去の被害地震の図表の作成
- v. 審議に使用した図表（重力図、震源分布図*9、地殻変動図*10 等）の修正
- vi. 評価文の推敲・校正

公表に先立ち、事前に地震・防災研究課から提供される公表資料（案）のチェックを行うこと。チェックでは、ケアレスミス、文章の体裁、単語の統一から審議経過や他の評価結果との整合性等、様々な角度から確認を行うこと。最終的な公表資料を地震・防災研究課が指定する日時に地震本部ウェブサイトに掲載すること。

(ア) ー 2 海溝型地震評価のための資料の収集・整理や調査・分析

a. 目的

海溝型地震の将来の発生確率や規模等の長期評価については、東北地方太平洋沖地震における課題を受け、過去に発生した地震のデータから想定した最も起こり得る地震のみならず、マグニチュード9クラスの超巨大地震も検討対象とするという方針で改訂が進められている。今後予定されている海溝型地震の長期評価では、超巨大地震の評価方法等、海溝型地震の評価方法の再検討が進められる。今後改訂を予定している評価対象領域は以下の領域等であるが、長期評価の審議の進展や大規模地震の発生状況によっては他の領域も対象となる。

- ・ 日本海溝沿い
- ・ 千島海溝沿い
- ・ 南西諸島海溝周辺
- ・ 日本海

これらの領域におけるこれまでの海溝型地震の長期評価の内容については、地震本部ウェブサイト (http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/) を参照のこと。

本業務では、これらの長期評価を行う長期評価部会、海溝型分科会等での審議の進捗に応じて、各評価対象領域における海溝型地震の最新の知見・データの収集・整理を行い、評価に用いるデータや資料等を提出することにより、審議が円滑に進むよう支援を行うこと。

b. 実施方法

b. - 1 会議及び打ち合わせへの出席

長期評価部会、海溝型分科会等の各会議に出席し、審議内容を把握するとともに、地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、b. - 3において作成した資料の説明を行うこと。平成 23 年度～平成 27 年度における会議の開催回数、審議概要等の実績については別紙 3 を参照のこと。各会議前後に会議出席者と地震・防災研究課による打ち合わせが行われる場合には参加すること。

b. - 2 文献等の収集・整理

会議における海溝型地震評価の審議において必要とされる、評価対象領域に関する文献や調査結果等の資料を収集・整理し、地震・防災研究課へ提出すること。必要となる文献や調査結果等の範囲、おおよその量については、「海溝型地震の長期評価」サイト (a. に記したウェブサイト) の各評価文における引用文献欄を参照のこと。

また、地震学をはじめとした海溝型地震評価に関連する学問の最新の動向を把握するため、学会等の各種研究集会へ参加して情報収集し、進行中の審議や今後の審議予定に関わる発表の概要等を整理した一覧表を学会後 1 ヶ月程度で地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学会の研究集会等を対象とすること。

- ・ 日本地球惑星科学連合大会 (年次大会)
- ・ 日本地震学会 (年次大会)
- ・ 歴史地震研究会 (年次大会)

以下の学会についても、当該評価に関連する情報等が含まれる場合には対象とすること。

- ・ 日本第四紀学会 (年次大会)
- ・ 日本地理学会 (年次大会)
- ・ 日本地震工学会 (年次大会。2018 年日本地震工学シンポジウム)
- ・ 日本建築学会 (地盤震動シンポジウム：年次大会)
- ・ 土木学会 (年次大会)
- ・ 日本活断層学会 (年次大会)

さらに、最新の関連学術雑誌や書籍等を定期的に調査し、当該評価に関連するものを収集し、文献リストを作成する等、評価対象領域毎に整理した上で、四半期に 1 回以上の頻度で地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学術雑誌等を情報収集の対象とすること。

- ・ Journal of Geophysical Research Solid Earth
- ・ Bulletin of Seismological Society of America
- ・ 日本建築学会構造系論文集
- ・ 物理探査
- ・ 地震

- ・活断層研究
- ・歴史地震

これらの情報を（エ）－３のデータベースに適宜追加し、適切に維持・管理すること。

b. ー 3 会議資料の作成

会議における海溝型地震評価の審議の進展に応じて、審議に活かされるよう、評価対象領域の海溝型地震評価の審議に用いる資料を作成し、地震・防災研究課へ提出すること。作成する主な資料は以下の i ～ iv であるが、審議に応じて必要な他の資料も作成すること。

i. 歴史地震を含む過去の海溝型の大規模地震についての以下の各図

津波波高分布図*11、震度分布図*12、震源とその余震分布図*13、海洋プレート形状図*14、断層モデル*15・震源域*16・津波波源域*17 等の研究成果の各図

ii. 評価対象領域の図

iii. i ～ ii の重ね合わせ図

iv. 過去の被害地震の表

ivの過去の被害地震の表作成にあたっては、有史以来 1400 弱知られている被害地震の中から、長期評価の対象領域における過去の被害地震の規模や発生場所について、これまでの事業でデータベース化されてきた情報だけでなく、古代から近現代までの各年代に関する既存研究の成果を参照して、被害を及ぼすような海溝型の地震の候補も追加すること。その際、震源位置や地震規模等の精度に応じたフラグを記載すること。

作成提出した資料は、審議や研究の進展に応じて変更を行うこと。資料作成及び変更は地震・防災研究課と相談の上実施すること。

b. ー 4 公表資料の作成への支援

会議における海溝型地震評価の審議結果をとりまとめた評価文・報告書等の作成への支援を行うこと。主な作業は以下の i ～ vi であるが、審議結果に応じて他の作業も実施すること。

i. 歴史地震を含む過去の海溝型の大規模地震についての以下の各図を作成

津波波高分布図、震度分布図、震源とその余震分布図、海洋プレート形状図、断層モデル・震源域・津波波源域等の研究成果の各図

ii. 評価対象領域の図を作成

iii. i ～ ii の重ね合わせ図を作成

iv. 過去の被害地震の表を作成

v. 図表（震源分布図、地殻変動図等）の修正

vi. 評価文の推敲・校正

公表に先立ち、事前に地震・防災研究課から提供される公表資料（案）のチェックを行うこと。チェックでは、ケアレスミス、文章の体裁、単語の統一から審議経過や他の評価結果との整合性等、様々な角度から確認を行うこと。最終的な公表資料を地震・防災研究課が指定する日時に地震本部ウェブサイトに掲載すること。

(ア) ー 3 地震活動現状評価のための資料の収集・整理や調査・分析

a. 目的

地震調査委員会では、地震調査委員会定例会を毎月開催している。地震調査委員会定例会では全国の地震活動の現状について関係機関から提供された調査観測結果等を分析して、総合的な評価を取りまとめ、即日公表している。また、被害を伴うような大きな

地震（概ね最大震度6弱以上を観測する地震）等が発生した場合には、地震調査委員会臨時会を開催している。地震調査委員会臨時会では地震活動の今後の推移等を含めた総合的な評価を取りまとめ、即日公表している。最近では、平成26年11月22日に発生した長野県北部の地震（マグニチュード6.7）により最大震度6弱を観測したことから、翌日に臨時会を開催し、余震の発生状況、地殻変動、発震機構、現地調査のデータ等に基づき、地震活動の特徴や推移、糸魚川—静岡構造線断層帯との関係に関して評価した。地震調査委員会定例会及び地震調査委員会臨時会で取りまとめられたこれまでの地震活動現状評価については、地震本部ウェブサイト（http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismicity_monthly/）を参照のこと。

本業務では、これら現状評価を行う地震調査委員会での審議の進捗に応じて、評価対象地震に関する資料等を提出することにより、審議が円滑に進むよう支援を行うこと。なお、地震調査委員会臨時会の開催にあたり、本業務を実施する民間事業者が被災した場合には、その時点において可能な範囲で支援を行うこと。

また、過去から現在までの地震に対する正しい知識の普及を目的として、これまでの地震に関する知見を整理し作成した「日本の地震活動（第二版）」（地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/resource/seismicity_japan/）の改訂を進めること。

b. 実施方法

b. - 1 会議及び打ち合わせへの出席

毎月開催される地震調査委員会定例会、及び、大規模地震発生の当日から2日程度以内に臨時に開催される地震調査委員会臨時会（概ね最大震度6弱以上を観測する地震が発生した場合等に休日・祝日にかかわらず開催される）に出席し、審議内容を把握するとともに、地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、b. - 2において作成した資料の説明を行うこと。平成23年度～平成27年度における会議の開催回数、審議概要等の実績については別紙3を参照のこと。各会議前後に会議出席者と地震・防災研究課による打ち合わせが行われる場合には参加すること。

b. - 2 会議資料の作成

会議における地震活動評価の審議に用いる資料を作成し、地震・防災研究課へ提出すること。作成する主な資料は以下のi～ivであるが、審議に応じて必要な他の資料も作成すること。

- i. 評価対象地震の震源及び余震分布、歴史地震を含む過去の被害地震の震源分布、周辺の活断層位置の各図の重ね合わせ図
- ii. 評価対象地震の震源及び余震分布と、歴史地震を含む過去地震の震源域との重ね合わせ図
- iii. 評価対象地震の規模と同程度の歴史地震を含む過去の被害地震の震度分布図
- iv. 長期評価結果または審議中の活断層位置及び海溝型地震の想定震源域等の図

b. - 3 地震活動現状評価の公表への支援

地震調査委員会定例会及び地震調査委員会臨時会において取りまとめられた地震活動評価に関する公表資料を会議終了後に地震本部ウェブサイト（http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismicity_monthly/）及び http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismicity_annual/major_act_2015/）へ即日公表すること。

公表資料は地震・防災研究課から提供される。公表に先立ち、公表資料のチェックを行うこと。チェックでは、ケアレスミス、文章の体裁、単語の統一から審議経過や他の

評価結果との整合性等、様々な角度から確認を行うこと。チェック後速やかに地震本部ウェブサイトに掲載すること。

b. - 4 「日本の地震活動（第二版）」の改訂

「日本の地震活動（第二版）」（地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/resource/seismicity_japan/）発行後に発生した大規模地震に関して、(ア) - 1 及び(ア) - 2において得られた最新の知見を整理し記述等を行うこと。また、最新の長期評価・強震動評価・津波評価の内容に応じて、各評価の審議で使われた図表の活用や、各評価結果に関する記載の更新や追加を行うこと。これらについては、地震・防災研究課と相談の上、更新原稿案を作成すること。原稿案を地震・防災研究課へ提出し、長期評価部会において内容説明を行うこと。原稿案が確認されたものから、地震・防災研究課の指示に従い、順次地震本部ウェブサイト上で公開を行うこと。

第二版発行後に改訂していない東北、関東、中部の各地方及び全国の章については全面的に改訂すること。第二版発行後に暫定的に改訂した北海道、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地方の章については、大規模地震の発生や地震本部の最新の評価に応じて、更新を行うこと。

b. - 5 長期評価手法の高度化の検討

b. - 5 - 1 目的

長期評価では、過去の地震の発生場所・規模・発生時期等の知見に基づき、ほぼ同じ場所・規模の地震がほぼ同じ繰り返し間隔で将来も発生すると仮定して、地震の長期的な発生確率の算出等の評価を行っている。しかし、そのような仮定の地震発生様式は、必ずしも成立しないという問題が認識されてきている。近年、断層のすべり遅れ*18等のような大地震に至るまでの諸現象が、地殻変動や地震活動の観測データを用いて把握されるようになり、また、地震発生サイクルのシミュレーション等も行われるようになった。地震本部では、これらの観測データや知見を用いて、次の地震への現時点における切迫度を評価し、それを長期的な地震発生予測へ組み込むことにより、長期評価手法を高度化することを目指している。

そこで、本業務では、大地震に至るまでの諸現象として観測される地殻変動や地震活動の観測成果を長期的な地震発生予測へ組み込むための調査・研究を、地震・防災研究課と相談の上、以下の通り実施すること。

b. - 5 - 2 実施方法

実施にあたっては、以下に示すフェーズ1～4を、必要に応じて一部同時並行作業を伴いつつ、効果的に実施すること。

i. フェーズ1 知見・データの収集・整理

- ・大地震発生やその前後の諸現象を捉えた地殻変動・地震活動の知見・データ
- ・大地震発生サイクルのシミュレーション結果等に関する知見・データ

ii. フェーズ2 知見・データの分析

- ・フェーズ1で収集・整理された諸知見・データの分析

iii. フェーズ3 地震の切迫度の評価に関する検討

- ・フェーズ1・フェーズ2の検討結果に基づいて、大地震に至るまでの諸現象として観測される地殻変動や地震活動の観測成果を長期的な地震発生予測へ組み込むことを目指し、地震の切迫度の評価に関する検討を実施すること。

iv. フェーズ4 結果等のまとめ

- ・検討内容と結果を1年に1回以上の頻度で地震・防災研究課へ報告すること。
- ・検討内容と結果を地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、長期評価部会及び海溝型分科会において説明すること。

(ア)－4 探査データの収集・整理

a. 目的

文部科学省の委託事業等で平成14年度から平成24年度にかけて実施された活断層調査（パイロット的な重点的調査観測、重点的調査観測、沿岸海域活断層調査、追加・補完調査）における反射法地震探査・重力探査・年代測定等のデジタルデータは、今後の再調査の際に利用される等貴重なデータである。しかし、データの所在がはっきりしないものもある等、データが散逸してしまう可能性がある。

そこで、本業務では、貴重なデジタルデータの散逸を防ぐことと、各種データを1箇所を集めて利便性を高めるため、以下の通り、収集可能なデータから順次収集を行い整理・保管すること。

b. 実施方法

b.－1 データの収集

デジタルデータ収集対象については、別紙4の一覧表を参照のこと。収集にあたっては、収集先にインタビューを行い、データの現状等に関して情報収集を行うこと。その上で、収集先において収集のためのデータ加工等の作業が生じない範囲で、収集先に個別に提供について意向を確認し、提供可能なところから順次収集すること。どのデータから着手するか等の作業の順番については、地震・防災研究課と相談の上決定すること。収集状況を地震・防災研究課へ半期毎に報告すること。反射法探査データについては、表示できるソフトウェアを用いて、データの中身が該当するものかどうかを確認しながら収集すること。

b.－2 データ保管環境の整備

収集したデータのリストを作成し、地震・防災研究課へ提出すること。収集したデータをハードディスクに保存すること。その際、バックアップのため同一のデータを別のディスクにも保存すること。なお、収集したデータの保管にあたっては、地震本部による評価目的以外に、収集先等の合意なく商業的に利用されないようセキュリティ等に留意すること。

(ア)－5 海域断層のプロジェクト成果の検討

a. 目的

海域における活断層の長期評価を長期評価部会や活断層分科会の各会議において円滑に審議できるようにするため、以下の通り、海域断層のプロジェクトの成果を活用して、活断層の長期評価に用いる活断層の位置・形状や活動履歴等を取りまとめること。

b. 実施方法

文部科学省の委託研究である「日本海地震・津波調査プロジェクト」(http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/project/Japan_Sea/houkokusyo.html)及び「海域における断層情報総合評価プロジェクト」(http://www.jishin.go.jp/database/project_report/kaiiki/)等の成果を、地震・防災研究課を通して、プロジェクト実施機関から入手すること。入手した成果を用いて、断層の位置・形状や活動履歴等、長期評価に用いる情報を、図・表等で表現する等検討を行い、長期評価部会や活断層分科会等の会議で審議しやすい形に取りまとめること。取りまとめにあたっては、5名以上の専門家（大学や研究機関の活

断層、地震、津波の研究者)から構成される会議を地震・防災研究課に相談の上、年2回以上開催し、会議の議事概要等を地震・防災研究課へ報告すること。専門家の人選や取りまとめ等については、地震・防災研究課と連携を図り実施すること。取りまとめた資料を長期評価部会や活断層分科会等の会議資料として地震・防災研究課へ提出し、地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、各会議において説明を行うこと。

(ア)－6 長期評価結果一覧の更新への支援

a. 目的

地震本部において評価されてきた活断層及び海溝型の将来の地震発生確率、地震後経過率*19等の最新の計算結果については長期評価結果一覧(地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/lte_summary/)として公表されている。この長期評価結果一覧については、前回の地震からの時間経過による地震発生確率の年次変化や長期評価の改訂等に対応して、地震発生確率や地震後経過率等を更新する必要がある。

そのため、本業務では、以下の通り、長期評価結果一覧の更新への支援を行うこと。

b. 実施方法

b.－1 地震発生確率等の計算

活断層による地震及び海溝型地震の長期評価の内容を十分に理解した上で、表計算用の電子ファイルにおいて、確率の算定起算日の設定、及び、長期評価の追加・改訂に伴う対象地震の追加・変更や平均地震発生間隔等パラメータの追加・変更を行い、地震発生確率や地震後経過率の計算を行うこと。計算にあたっては、地震・防災研究課が提供する表計算用の電子ファイルを用いること。計算作業時期、及び、その計算結果の提出期限については、地震・防災研究課と相談すること。

計算結果については、計算によって確率値等が変わった箇所を明示した上で、地震・防災研究課へ提出すること。

b.－2 公表資料の作成への支援

地震・防災研究課は、計算結果に基づいて公表資料(案)を作成する。その公表資料(案)のチェックを行うこと。これまでの公表資料については、過去の長期評価結果一覧(地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/lte_summary/p_hyoka02_chouki_p/)を参照のこと。チェックでは、ケアレスミス、文章の体裁、単語の統一から審議経過や他の評価結果との整合性等、様々な角度から確認を行うこと。最終的な公表資料を地震・防災研究課が指定する日時に地震本部ウェブサイトに掲載すること。

(イ) 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等

a. 目的

強震動評価部会は、その下に設置した強震動予測手法検討分科会や地下構造モデル検討分科会とともに、特定の活断層で発生する地震または海溝型地震による強震動*20を予測する手法の検討や同手法を用いた強震動評価(地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/strong_motion/)を進めている。また、主要活断層帯で発生する地震や海溝型地震の強震動計算に用いる震源断層モデルと地下構造モデル*21の構築(地震本部ウェブサイト http://jishin.go.jp/main/chousa/09_yosokuchizu/g_furoku3.pdf)に取り組んでいる。更に、地震動予測地図高度化ワーキン

グループを中心に地震動ハザード評価（全国地震動予測地図*22 作成：地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/shm_report/）を実施し、併せて、東北地方太平洋沖地震で得られた知見を基に南海トラフ沿いの地震及び相模トラフ沿いの地震の長周期地震動*23 ハザード評価（長周期地震動ハザードマップ：地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/lpshm/）を実施している。

強震動評価部会では、今後の活動方針として、新総合基本施策の目標に対応する次の三本の柱を掲げ、克服すべき課題を抽出・重点化しながら検討を進めている。

- ・強震動予測手法の高度化・レシピ化とそれを用いた強震動予測
- ・地下構造のモデル化手法の高度化・手順標準化とそれを用いた地下構造モデル作成
- ・地震動ハザード評価の高度化とそれを用いた評価

今後予定されている強震動評価では、地殻内の長大断層沿いの地震*24 やスラブ内地震*25 の強震動予測手法、地下構造モデル化手法、長周期地震動予測手法、地震動の応答スペクトル*26 の予測手法等の構築や改訂等が予定されている。また、全国地震動予測地図については、震源断層を特定した地震の地震動予測地図*27 の高度化、確率論的地震動予測地図*28 の高度化のほか、主に工学分野で利用されることを考慮した応答スペクトルの地震動予測地図の作成も予定されている。

地震本部による以上の活動を支援すべく、地震・防災研究課と相談の上、以下のとおり本業務を実施する。

b. 実施方法

b. - 1 会議及び打ち合わせへの出席

強震動評価部会、強震動予測手法検討分科会、地下構造モデル検討分科会、地震動予測地図高度化ワーキンググループ等の各会議に出席し、審議内容を把握するとともに、地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、b. - 3 ~ b. - 5 において作成した資料等の説明を行う。平成 23 年度～平成 27 年度における会議の開催回数、審議概要等は別紙 3 を参照のこと。各会議前後に会議出席者と地震・防災研究課による打ち合わせが行われる場合には参加すること。

b. - 2 文献等の収集・整理

地震学・地震工学をはじめとした強震動予測や地下構造モデル等に関連する学問の最新の動向を把握するため、学会等の各種研究集会へ参加して情報収集し、進行中の審議や今後の審議予定に関わる発表の概要等を整理した一覧表を学会後 1 ヶ月程度で地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学会の研究集会等を対象とすること。

- ・日本地球惑星科学連合大会（年次大会）
- ・日本地震学会（年次大会）
- ・歴史地震研究会（年次大会）

以下の学会についても、当該評価に関連する情報等が含まれる場合には対象とすること。

- ・日本第四紀学会（年次大会）
- ・日本地理学会（年次大会）
- ・日本地震工学会（年次大会。2018 年日本地震工学シンポジウム）
- ・日本建築学会（地盤震動シンポジウム：年次大会）
- ・土木学会（年次大会）
- ・日本活断層学会（年次大会）

これらの情報を（エ）－３のデータベースに適宜追加し、適切に維持・管理すること。

b.－３ データ・資料等の収集・整理

今後予定されている強震動評価の検討に用いるデータ・資料等について、以下の通り収集・整理すること。

b.－３－１ 調査・研究に使われたデータ等の収集

日本や海外で発生した地震について、地震動の調査・研究結果が掲載されている文献や報告書等に使われている次に示すデータ等を収集すること。

- ・震源断層のデータ等（地表断層の現地調査結果、震源断層モデル、本震と余震の位置・分布・発生の時間経過・規模の情報等）
- ・強震動等の観測記録データとその情報
- ・地下構造モデルの情報

文献や報告書等においてこれらのデータ等がまとめて掲載されている場合は、これらのデータ等をセットで収集すること。収集対象とする地震は、2002年 Denali 地震、1999年 Chi-Chi 地震、1992年 Landers 地震、1978年 Tabas 地震、2015年ネパールの地震等の断層の長さおおむね 80km 以上の地殻内の地震、マグニチュード7以上のプレート境界及びスラブ内の地震とする。マグニチュード7以上のプレート境界及びスラブ内地震については、地震数が非常に多いため、地震・防災研究課と相談の上、本事業開始年度に対象地震の選択を行うこと。収集の際には、例えば海外の地震については NGA プロジェクト*29において整備された地震波形記録の活用や、調査・研究の実施者に直接依頼して入手する等の様々な手段により、可能な範囲で収集すること。収集したデータ等については、リストを作成する等、参照しやすい形に整理した上で四半期に1回以上の頻度で地震・防災研究課へ報告すること。また、地震・防災研究課の求めに応じて随時提供可能なように、（エ）－３のデータベースに適宜追加し、適切に維持・管理すること。

b.－３－２ 地震記録紙の画像データ化

全国の気象台等（気象庁本庁、管区気象台、地方気象台、測候所等）では約 100 年の長期間にわたり地震観測が行われており、強震動の研究に重要な地震が多数記録されている。これらの観測記録を強震動評価部会等での今後の検討に活かすため、以下の通り、気象庁の協力を得て、原記録である記録紙を気象庁から借用した上で、スキャナーでスキャンして画像データを作成し、整理・保管するとともにウェブサイトで公開すること。

- ・記録紙の収集対象とする全国の気象台等は、金沢測候所、輪島測候所、八丈島測候所、名古屋測候所を含む8官署程度とする。記録紙の大きさは幅が 30cm から 40cm 程度、長さは 80cm から 200cm 程度である。なお、これら既に廃止された測候所の記録紙は、地方気象台等に保管されている。スキャンすべき記録紙の画像数については、既にスキャンを終えている気象台等毎の記録紙の画像数の一覧（別紙5）を参照のこと。
- ・記録紙の借用の前に、記録紙がどの地方気象台もしくは管区気象台に保管されているか、地震・防災研究課を通じて気象庁の担当者に確認すること。また、記録紙が保管されている気象台等へ赴き、借用時の運搬に耐え得るか等の保管状態について事前調査（下見）を行うこと。
- ・記録紙の借用にあたっては、記録紙が保管されている気象台等へ赴き、記録紙が入った箱ごと運び出しを行う。記録紙の運び出しや輸送の際には、毀損のないように十分な注意を払いながら取り扱うこと。

- ・スキャン作業にあたっては、借用した記録紙の中から、過去の被害地震の記録のみならず、余震や日本の主な地震等の記録、また、ある程度振幅が大きく解析が可能と思われる高倍率地震計の記録もスキャン対象として選ぶこと。
- ・記録紙全体を1画像（1画像におさまらない場合は2画像）とした解像度300dpi以上のスキャナーによる画像化作業を行うこと。その際、画像は数cm程度の凹凸のある状態の記録に関しても焦点が合った状態でなければならず、解像度はソフトウェアによる補間ではなく、機械的な精度であることが必要である。スキャン作業中には、毀損のないように十分な注意を払いながら取り扱うこと。
- ・記録紙の観測記録の解析に必要な、地震計特性の情報等を容易に閲覧できるようにするため、収集した記録紙に係る観測原簿のマイクロフィルム画像（気象庁本庁に保管されている）の電子化を実施すること。
- ・これらの画像を（エ）－3のデータベースに適宜追加し、適切に維持・管理すること。また、記録紙の画像については、公開に適したファイルサイズに圧縮し、画像検索の機能を有するウェブサイト（<http://www.susu.adeq.or.jp/>）を通じて公開すること。

b.－4 地震動予測手法の高度化への支援

b.－4－1 強震動予測手法（レシピ）の高度化への支援

「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」（地震本部ウェブサイト http://jishin.go.jp/main/chousa/09_yosokuchizu/g_furoku3.pdf）は、長大断層沿い及びスラブ内の地震の強震動予測手法の部分について平成27年度末に改訂される予定である。この改訂される予定の強震動予測手法（レシピ）の高度化に向け、以下のとおり調査を行い、四半期に1回以上の頻度で地震・防災研究課へ報告すること。

平成28年度以降に開催・刊行される地震学関連の学会等（対象はb.－2と同じ）や文献等を対象として、改訂された強震動予測手法（レシピ）の利用状況、その後の高度化に用いるため最近の強震動に関する知見（特に、長大断層沿い及びスラブ内の地震、断層運動の動力学モデル関連等）を収集・整理し、文献等のタイトルとその概要を表形式でまとめること。ここで文献については、最低限以下の学術雑誌等を情報収集の対象とすること。

- ・ Journal of Geophysical Research Solid Earth
- ・ Bulletin of Seismological Society of America
- ・ 日本建築学会構造系論文集
- ・ 物理探査
- ・ 地震
- ・ 活断層研究
- ・ 歴史地震

全国の地方公共団体（都道府県、政令指定都市）の地域防災計画における強震動予測手法について、地震防災対策の策定に関わる平成28年度以降に刊行される地震被害想定調査報告書について調査を行い、以下のことについて表形式でまとめること。

- i. 地震本部が公表した長大断層・海溝型の強震動予測手法（レシピ）の利用状況
- ii. 利用された強震動予測手法の特徴と代表事例
- iii. 想定する地震の概要（発生の場所、地震の規模等）

- iv. 強震動予測に活用された観測記録の概要
- v. 理論的または半経験的な波形合成のための要素波形の概要
- vi. 表層地盤の増幅の評価方法の概要

i の利用状況については、利用の有無の他、利用した結果生じた問題点等についてもまとめること。

地震本部では、超高層ビル、石油タンク等の長周期構造物が多く存在するエリアに影響を与えると考えられる相模トラフ沿い及び南海トラフ沿いの地震を対象に、長周期地震動ハザード評価の検討を行っている。その検討への支援のため、相模トラフ沿いのマグニチュード7クラス及び8クラスの地震、南海トラフ沿いのマグニチュード8クラス及び9クラスの地震についての震源断層モデルの設定や広帯域地震動評価に関連する、平成28年度以降に開催・刊行される学会等（対象はb. - 2と同じ）や文献等を収集・整理し、文献等のタイトルとその概要を表形式でまとめ、地震・防災研究課へ提出すること。ここで文献については、最低限以下の学術雑誌等を情報収集の対象とすること。

- ・ Journal of Geophysical Research Solid Earth
- ・ Bulletin of Seismological Society of America
- ・ 日本建築学会構造系論文集
- ・ 物理探査
- ・ 地震
- ・ 活断層研究
- ・ 歴史地震

特に広帯域地震動評価については、ハイブリッド合成法*30による地震動計算において、空間的に広い範囲での短周期と長周期の地震動の位相のずれ等の不整合を防ぐ方策に関する知見を中心に収集すること。

b. - 4 - 2 「長周期地震動ハザードマップ」の妥当性の検討

相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの地震、南海トラフ沿いのマグニチュード8クラス及び9クラスの地震について、様々な想定震源断層から得られた長周期地震動の予測分布図の中から、代表的な予測分布図が「長周期地震動ハザードマップ」として今後選ばれる予定である。その妥当性を検討するため、「長周期地震動ハザードマップ」と、実際の地震による長周期地震動の観測値、既往の複数の距離減衰式による計算値との比較を行うこと。本事業期間の前半では相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの想定震源断層の4ケース程度以上、また、後半では南海トラフ沿いのマグニチュード8クラス及び9クラスの想定震源断層の複数ケースを検討対象として、比較結果を周波数帯域毎に図表に整理し、地震・防災研究課へ提出すること。本検討の対象となる想定震源断層のケースの具体的な数については、会議での今後の審議により決定される。

b. - 5 地震動ハザード評価のさらなる活用方策の検討への支援

従来の「全国地震動予測地図」について、従来のものとは違うタイプや視点での見せ方・表現方法等を工夫することにより、その活用の可能性が大きく広がるアイデアを、地震・防災研究課と相談の上、企画・提案すること。また、そのアイデアを公表資料に加えることを検討すること。その検討内容及び結果について、図表等を使った報告書を作成し、地震・防災研究課に提出すること。

b. - 6 公表資料の作成への支援

b. - 6 - 1 図表レイアウト作業及びチェック作業等

原則として毎年更新される「全国地震動予測地図」（2014年版については地震本部ウェブサイト参照 http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/shm_report/shm_report_2014/）や今後公表が予定されている「長周期地震動ハザードマップ」（過去の試作版については地震本部ウェブサイト参照 http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/lpshm/）について、公表に先立ち、事前に地震・防災研究課から提供される公表資料（案）の図表レイアウト作業及びチェック作業を行うこと。レイアウト作業では、地震・防災研究課と相談の上、図表・凡例・キャプション等を整然と配置すること。チェック作業では、ケアレスミス、文章の体裁、単語の統一から審議経過や他の評価結果（長期評価等）との整合性等、様々な角度から確認を行うこと。最終的な公表資料を地震・防災研究課が指定する日時に地震本部ウェブサイトに掲載すること。

b. - 6 - 2 解説図やイメージ図の作成

「全国地震動予測地図」に付属している「手引編」の中の「地震動予測地図を通して地震を知り地震防災に役立てる」のページ（地震本部ウェブサイト参照 http://jishin.go.jp/main/chousa/14_yosokuchizu/h_4.pdf のページ番号 31）では、「全国地震動予測地図」を使いこなして備えるべき地震を知り地震防災に役立てることを利用者へ促すよう、活用例の解説が図と共に掲載されている。このページの次ページに新たに加えるべき、利用者への理解の助けとなるような、解説図やイメージ図等を地震・防災研究課と相談の上作成すること。

「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」（地震本部ウェブサイト http://jishin.go.jp/main/chousa/09_yosokuchizu/g_furoku3.pdf）に記載されている地下構造モデル作成の考え方については、平成 28 年度に改訂及び公表を予定している。その公表予定の資料「地下構造モデル作成の考え方」（仮称）に記載されている地下構造モデル作成手順のうち、構造モデルから速度モデルへの変換、2次元モデルの3次元展開、手法によるモデルの違い等を説明している部分等 3 箇所程度について公表資料の利用者への理解の助けとなるようなイメージ図を地震・防災研究課と相談の上、作成すること。

b. - 6 - 3 一部公表資料の英訳

原則として毎年更新される「全国地震動予測地図」（2014年版については地震本部ウェブサイト参照 http://www.jishin.go.jp/evaluation/seismic_hazard_map/shm_report/shm_report_2014/）に付属している「4. 手引編」、「5. 解説編」、「6. 地図編」、「付録-2 地震動予測地図を見てみよう」について、それぞれの英訳版を作成すること。英訳の際には、自然科学（地震学、地学等）、工学等の分野の英文校正実績が豊富な専門業者等による校正を受けること。

(ウ) 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等

a. 目的

津波評価部会では、地方公共団体等による避難計画や施設整備等の津波防災対策の検討に資するため、科学的知見に基づき、以下の3点を中心に検討を進めることとしている（津波に関する評価の検討内容については、地震本部ウェブサイト http://jishin.go.jp/main/tsunami/tsunami_140409.pdf も参照）。

- i. 津波の予測や評価のための手法
- ii. 1に基づく津波評価

iii. 利活用のためのニーズや課題の把握及び分かりやすい表現方法

また、これらの検討は、以下のようなことを考慮して進めることとしている。

- ・地震調査委員会が公表している地震活動の長期評価を活用することを基本とし、最大クラスの津波のみならず、それよりも発生頻度は高く津波高は低いものの被害をもたらす津波も含め、様々な地震に伴う津波を対象とする。
- ・将来発生する地震の断層におけるすべりの分布等が確実には分からないことや、津波伝播シミュレーションを含む津波の予測計算において採用する計算手法に起因する計算誤差があること等、不確実性があることを踏まえた評価とする。
- ・防災に活用されるよう、評価の内容や示し方について検討する。

今後予定されている津波評価部会では、以下の作業を順次進める予定である。

- ・断層モデルの設定から沿岸域までの津波の予測や評価のための手法を引き続き検討し、「波源断層*31 を特性化*32 した津波の予測手法（仮称）」を取りまとめるとともに、その手法に基づき日本海溝沿いの地震に伴う津波を例として津波評価を行う。
- ・長期評価の改訂が実施された海域の地震（南海トラフ沿いの地震、相模トラフ沿いの地震等）に伴う津波について、順次評価を進める。
- ・地震の発生確率を考慮した津波の評価手法、陸域における津波の遡上*33 の予測・評価手法、海域の断層の地震に伴う津波の予測や評価のため手法、等の検討を行う。

本業務では、この津波評価部会での審議の進捗に応じて、津波の予測や評価のための手法、評価対象領域における津波発生の最新の知見等の収集・整理を行い、評価に用いるデータや資料等を提出することにより、審議が円滑に進むよう支援を行うこと。

b. 実施方法

b. - 1 会議及び打ち合わせへの出席

津波評価部会の会議に出席し、審議内容を把握するとともに、地震・防災研究課から不要と申し出がない限り、b. - 3において作成した資料の説明を行うこと。平成 24 年度（津波評価部会は平成 25 年 2 月設置）～平成 27 年度における会議の開催回数、審議概要等の実績については別紙 3 を参照のこと。会議前後に関係者による打ち合わせが行われる場合には参加すること。

b. - 2 文献等の収集・整理

会議における津波評価の審議において必要とされる、津波評価のための手法や、評価対象領域における津波発生に関する文献や調査結果等の資料を収集・整理し、地震・防災研究課へ提出すること。必要となる文献や調査結果等のおおよその範囲、おおよその量については、津波評価の対象領域と同じ対象領域をもつ「海溝型地震の長期評価」サイト（地震本部ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/）の各評価文における引用文献欄を参照のこと。

また、地震学をはじめとした津波評価に関連する学問の最新の動向を把握するため、学会等の各種研究集会へ参加して情報収集し、進行中の審議や今後の審議予定に関わる発表の概要等を整理した一覧表を学会後 1 ヶ月程度で地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学会の研究集会等を対象とすること。

- ・日本地球惑星科学連合大会（年次大会）

- ・日本地震学会（年次大会）
- ・歴史地震研究会（年次大会）

以下の学会についても、当該評価に関連する情報等が含まれる場合には対象とすること。

- ・日本第四紀学会（年次大会）
- ・日本地理学会（年次大会）
- ・日本地震工学会（年次大会。2018年日本地震工学シンポジウム）
- ・日本建築学会（地盤震動シンポジウム：年次大会）
- ・土木学会（年次大会）
- ・日本活断層学会（年次大会）

さらに、最新の関連学術雑誌や書籍等を定期的に調査し、当該評価に関連するものを収集し、文献リストを作成する等、評価対象領域毎に整理した上で、四半期に1回以上の頻度で地震・防災研究課へ提出すること。最低限以下の学術雑誌等を情報収集の対象とすること。

- ・ Journal of Geophysical Research Solid Earth
- ・ Bulletin of Seismological Society of America
- ・ 日本建築学会構造系論文集
- ・ 物理探査
- ・ 地震
- ・ 活断層研究
- ・ 歴史地震

これらの情報を（エ）－3のデータベースに適宜追加し、適切に維持・管理すること。

b. ー3 会議資料の作成

会議における津波評価の審議の進展に応じて、審議に活かされるよう、津波評価の対象領域の審議に用いる資料を作成し、地震・防災研究課へ提出すること。作成する主な資料は以下の i ～ iv であるが、審議に応じて必要な他の資料も作成すること。

i. 歴史地震を含む過去の津波に関する以下の各図

津波波高（痕跡高等）分布図、震源とその余震分布図、海洋プレート形状図、波源断層モデル・津波波源域等の研究成果の各図

ii. 評価対象領域の図

iii. i ～ ii の重ね合わせ図

iv. 過去の津波による被害地震の表

ivの過去の津波による被害地震の表の作成にあたっては、有史以来1400弱知られている被害地震の中から、津波評価の対象領域における過去の津波による被害地震の規模や発生場所について、これまでの事業でデータベース化されてきた情報だけでなく、古代から近現代までの各年代に関する既存研究の成果を参照して、津波被害を及ぼすような地震の候補も追加すること。その際、震源位置や地震規模等の精度に応じたフラグを記載すること。また、海底地すべりが疑われる津波に関する情報を記載すること。

作成提出した資料は、審議や研究の進展に応じて変更を行うこと。資料作成及び変更は地震・防災研究課と相談の上実施すること。

b. ー4 公表資料の作成への支援

会議における津波評価の審議結果をとりまとめた評価文・報告書等の作成の支援を行うこと。主な作業は以下の i ～ vi であるが、審議結果に応じて他の作業も実施すること。

- i. 歴史地震を含む過去の津波についての以下の各図を作成
津波波高（痕跡高等）分布図、震源とその余震分布図、海洋プレート形状図、波源断層モデル・津波波源域等の研究成果の各図
- ii. 評価対象領域の図を作成
- iii. i～iiの重ね合わせ図を作成
- iv. 過去の津波による被害地震の表を作成
- v. 図表（震源分布図、地殻変動図等）の修正
- vi. 評価文の推敲・校正

公表に先立ち、事前に地震・防災研究課から提供される公表資料（案）のチェックを行うこと。チェックでは、ケアレスミス、文章の体裁、単語の統一から審議経過や他の評価結果との整合性等、様々な角度から確認を行うこと。最終的な公表資料を地震・防災研究課が指定する日時に地震本部ウェブサイトに掲載すること。

b. ー5 津波評価手法高度化のための調査

地震本部では津波評価手法の高度化にあたり、「波源断層を特性化した津波の予測手法」（仮称）により計算した代表的な波源断層による津波波高分布と、b. ー3のiで作成した過去の津波波高（痕跡高等）分布図との比較を行っている。その比較結果のうち、特に差が大きい地点については、他の文献や報告書等における過去の津波波高（痕跡高等）とも比較して、その計算値の妥当性を確認する必要がある。そのため、b. ー3のiで作成した分布図のみならず、他の文献や報告書等も参照して過去の津波波高（痕跡高等）を調査し、それに基づいたb. ー3のiと同様の分布図を作成し地震・防災研究課へ提出すること。なお、比較結果については、地震・防災研究課より提供される。

全国の沿岸の地方公共団体（都道府県、政令指定都市）の地域防災計画における津波予測手法について、津波防災対策の策定に関わる津波の被害想定調査報告書について調査を行い、以下のi～ivについて表形式にまとめること。

- i. 地震本部が公表した「波源断層を特性化した津波の予測手法（仮称）」の利用状況
- ii. 利用された津波予測手法の特徴と代表事例
- iii. 想定する津波の概要（発生の場所、地震・津波の規模等）
- iv. 津波予測に活用された津波観測記録の概要

iの利用状況については、利用の有無、利用した結果生じた問題点等についてまとめること。半期に1回以上の頻度で1回あたり10程度以上の地方公共団体の調査結果を地震・防災研究課へ提出すること。

(エ) 会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理

(エ) ー1 会議運営支援

a. 目的

本業務では、地震調査委員会及びその下に設置された部会、小委員会、分科会、ワーキンググループ等の各会議（以下、地震調査委員会系会議という）、また、本部会議、政策委員会及びその下に設置された調査観測計画部会、総合部会の各会議（以下、政策委員会系会議という）において、以下の通り会議運営のための支援を行う。地震本部の組織概要については、地震本部ウェブサイト（<http://www.jishin.go.jp/about/committee/>）を参照のこと。また、地震本部の各委員会等の役割や、平成23年度～平成27年度における会議の開催回数、審議概要等の実績については別紙3を参照のこと。

なお、地震調査委員会臨時会（概ね最大震度6弱以上を観測する地震が発生した場合等に休日・祝日にかかわらず開催される）は、地震発生の当日から2日程度以内に臨時に開催される。地震調査委員会臨時会の開催にあたり、本業務を実施する民間事業者が被災した場合には、その時点において可能な範囲で支援を行うこと。

b. 実施方法

b. - 1 会議資料作成

地震調査委員会系会議に用いる資料（机上常備資料を含む）を作成・更新し速やかに電子ファイルにて提出すること。会議資料作成の具体的な作業については（ア）～（ウ）を参照のこと。

なお、地震調査委員会臨時会においては、文部科学省以外の場所で会議が開催される場合でも、評価に必要なデータ等を得られるよう、紙資料も用いて可能な範囲で会議資料を準備する等の支援を行うこと。

b. - 2 メーリングリストによる議論の整理

各会議で運営しているメーリングリストの議論を整理し、メーリングリストのメンバー、送信月日、発信者、議論の内容（メール本文）を記載して会議開催前に会議資料として電子ファイルにて地震・防災研究課へ提出すること。

b. - 3 会議運営補助

各会議の会議場において、会場の設営（地震調査委員会が対象）、会議資料等の配布（政策委員会、調査観測計画部会、総合部会、地震調査委員会が対象）。電子化会議として開催する場合があります、その際はノートパソコンへのログイン作業等を含む）、受付業務（政策委員会、調査観測計画部会、総合部会が対象）、会議終了後の片付け作業を支援すること。受付業務をスムーズにこなすため、委員の氏名と顔を把握していること。各会議の委員名簿については地震調査研究推進本部委員名簿一覧（地震本部ウェブサイト <http://www.jishin.go.jp/about/committee/member/>）を、また、過去の委員数については別紙3を参照のこと。なお、会議資料の印刷は地震・防災研究課が行う。

b. - 4 議事概要案作成

地震調査委員会系会議の終了後には、議事概要案をとりまとめて、原則1週間以内に作成し提出すること。

議事概要案の作成にあたっては、会議の日時・議事・配布資料の番号及びタイトル・出席者・会議での議論内容・議論で使われた配布資料の番号及びタイトル等をすべて記載すること。また、発言をそのまま記載するのではなく、審議の内容を理解したうえで、発言の正確性や議論の意図を損なわないように、概要として意味の通る言葉に、補足やまとめを行う等、短時間で内容が過不足なく把握可能な形に編集すること。

b. - 5 会議資料等の地震本部ウェブサイトへの掲載

地震調査委員会定例会、地震調査委員会臨時会の会議後には、長期評価等の結果や大規模地震の評価結果が公表される。これら地震・防災研究課より提供される公表資料の電子ファイルを、会議終了後に即日または地震・防災研究課が指定する日時に地震本部ウェブサイトに掲載すること。公表資料が紙資料で提供された場合は、それをスキャナーでスキャンして電子ファイル化した上で、地震本部ウェブサイトに掲載すること。スキャンの解像度については、資料の可視性を確保すること。

また、政策委員会系会議において地震・防災研究課が取りまとめた議事要旨・会議資料について、会議終了後にウェブサイトへ地震・防災研究課が指定する日時に公表する

こと。

b. - 6 メーリングリスト等の運営

委員会、部会、小委員会、分科会、ワーキンググループごとにメーリングリストを構築・運営すること。現在あるメーリングリストに登録されているメールアドレス等のデータを常に最新のものにしておくこと。具体的には、委員等の就任・解任、人事異動、所属変更、メールアドレス変更等の情報の連絡を地震・防災研究課より受けたら、その都度、メーリングリストのメンバーのデータを更新すること。地震調査委員会のメーリングリストについては、メーリングリストを運用するサーバ等が大規模地震等により障害となった場合は、メンバー間で情報共有や地震調査委員会臨時会の地震活動評価に関する検討を行うため、送受信が遅滞なく継続できる体制を構築すること。

また、指定されたメンバー（メールアドレスによる指定）のみがインターネット経由で会議資料等の電子ファイルのアップロード及びダウンロードが可能なウェブサイトを運用すること。

これらの運営にあたっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（<http://www.nisc.go.jp/active/general/ki jun01.html>）」に準拠したセキュリティ対策を施し、安全管理体制を確保すること。

(エ) - 2 ウェブサイトの運営

a. 目的

地震本部では、地震本部が公表する研究成果や活動内容等について、子どもを含めた一般国民や防災関係者に分かりやすく提供し、科学技術の側面から地震防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚等を図るために、地震本部ウェブサイト（<http://www.jishin.go.jp/>）を設けている。

本業務では、この地震本部ウェブサイトの運営のため、コンテンツの企画・作成・更新、デザインの変更、ウェブサイト管理等を地震・防災研究課と相談の上、以下の通り実施すること。

b. 実施方法

b. - 1 コンテンツの作成・掲載・企画

地震本部ウェブサイトは、開設から19年が経過し、その間の情報を蓄積した大規模なウェブサイトであるため、新旧様々なファイルの全てを適切に管理する必要がある。そのため、地震本部の成果や地震学の知識に基づき、従来の全てのコンテンツを引き継ぎつつ更新を行うこと。現在あるコンテンツにおける主な作業は以下の通りであるが、この他、コンテンツの企画や提案を随時行うとともに、地震・防災研究課の提示するイメージに基づき、デザインの企画提案や変更を行うこと。

- ・(エ) - 3における地震に関するデータベース（別紙6を参照）を利用したコンテンツの掲載。
- ・英語版サイト（<http://www.jishin.go.jp/main/index-e.html>）の作成・維持管理。
- ・キッズページのサイト（<http://www.kids.jishin.go.jp/>）の維持管理。
- ・地震関連情報の検索サイト（<http://www.adep.or.jp/shingen/>、<http://www.adep.or.jp/kanren/kasokudo.html>）の維持管理。
- ・イベント・集会の開催案内の作成・掲載。
- ・地震・防災研究課が提供する地震本部広報誌（季刊）のpdfファイルを掲載。

そのhtml ファイルを「コラム」として作成・掲載。

- ・地震・防災研究課が提供する地震本部パンフレットの電子ファイルを掲載。
- ・地震・防災研究課が提供する委員名簿の情報変更。
- ・問い合わせ窓口の運用。地震本部やウェブサイトの内容に対する問い合わせ窓口を設け、問合せ内容に迅速に回答すること。また、回答できない問合せについては、地震・防災研究課と相談の上、回答を作成すること。
- ・「防災・減災のための素材集」の維持管理及び拡充。地震防災に関する画像やウェブサイトの情報を管理するとともに、その拡充を行うこと。
- ・地震本部が制作した動画を動画共有サイト（アカウントの作成等の特別な操作を行わなくとも常に視聴可能なものに限る。）に掲載・管理。
- ・地震観測施設分布図及びその一覧表の作成及び掲載。最新の分布図及び一覧表は地震本部ウェブサイトの地震観測施設一覧 (http://www.jishin.go.jp/database/observation_station/spots/) を参照のこと。

毎年、5月に、日本測地系（東京測地系）と世界測地系が混在した、約1万5千の観測点座標データ（マイクロソフトエクセルまたはテキスト形式）を地震・防災研究課より提供するので、世界測地系に統一したうえで、日本地図上に観測点を描画し、ウェブサイトに掲載すること。データの処理に当たっては、地震計等の地球物理観測用測器の種類や用途を理解していること。また、不適当なデータが含まれていないか確認を行い、それらを発見した場合は地震・防災研究課に指摘すること。地図は海陸とも白色とし、海岸線は黒実線で描画すること。地図の範囲は、離島を含む日本の領土を全て含む範囲とすること。また、Bird, P. (2003). (doi:10.1029/2001GC000252) またはそれと同等の信頼性を持った科学論文をもとに、プレート境界を黒実線または黒破線で描くこと。観測点位置の描画では、測器の種類や用途ごと、所有機関ごとにシンボルの形や色を変えること。地図の右上に、凡例と縮尺を付すこと。これらの地図を、観測項目及び時点別に計11作成すること。あわせて、機関別、観測項目別の観測点数をまとめた表を掲載すること。その際は、提供する観測点座標データをもとに、観測項目の詳細、機関や観測項目が複数にわたるものについて注釈をつけること。また、地方公共団体の震度計数についても、気象庁または消防庁に照会の上で注釈に加えること。

これらのコンテンツの更新または変更、企画提案のために、The Generic Mapping Tools (<http://www.soest.hawaii.edu/gmt/>) または同等のソフトウェアを用いて、我が国の任意の範囲について鳥瞰図を描く技能を有すること。また、気象庁一元化震源、国際地震センター（ISC）の震源、歴史地震の震源等の各種震源データを収集・整理し、それらの情報を鳥瞰図を含む地図上に描画する技能を有すること。

ウェブサイトへの掲載にあたっては、地震・防災研究課の要求する日時に掲載すること。

b. - 2 ウェブサイトの管理

ウェブサイトの管理・運用に当たっては、大規模地震等によりウェブサイトのサーバ運用が困難となった場合は、地震調査委員会臨時会開催前または開催中に地震活動評価に関する検討を委員、委員の所属機関（地震調査委員会委員名簿 <http://www.jishin.go.jp/about/committee/member/> を参照）、地震・防災研究課等が

行うため、主要コンテンツ (<http://www.jishin.go.jp/> のコンテンツ) の公開を遅滞なく継続できる体制を構築すること。また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 (<http://www.nisc.go.jp/active/general/kijun01.html>)」に準拠したセキュリティ対策を施し、安全管理体制を確保すること。年間総アクセス数は1億回を前提としつつ、大規模な地震発生時や、地震調査委員会から新たな評価が公表された際は、一時的にアクセス数が増加するので、その点を考慮して、サーバ容量、インターネット回線速度についても適切に確保する体制を構築すること。併せて、日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」を踏まえること。

コンテンツは文部科学省ウェブサイト利用規約 (http://www.mext.go.jp/b_menu/1351168.htm) に準拠するが、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の方針等により、その方針は変更となる可能性がある。そのため、コンテンツは第三者が自由に転載できることを前提として作成・編集するとともに、文部科学省以外が権利を持つコンテンツについては、その都度出典を明記する等、電子行政オープンデータ戦略の趣旨と、著作権・著作隣接権の確保の両立に努めること。

ウェブサイトの運用を停止するのは、サーバを管理する建物の法定点検等、真にやむを得ない場合に限ることとし、その回数は年間1回程度、かつ、1回の停止時間は6時間程度以内とすること。その際も、バックアップサイトの運用は継続すること。

アクセスログを管理し、地震・防災研究課からコンテンツごとのアクセス数等の照会を受けたときには、速やかに回答すること。

(エ) ー 3 データベースの管理

a. 目的

地震本部の活動を円滑に行うことができるように、既存のデータの更新等、また、データベースの一部を地震本部ウェブサイトで一般に公開するにあたり必要となるシステムの構築と管理を、以下のとおり本業務を実施する。

b. 実施方法

b. ー 1 データベースの更新等

地震本部が所有する地震調査研究観測データ等の従来の全てのデータベースを以下の通り引き継ぎつつ更新すること。現在のデータベースにおける主な作業は以下の通り。

- ・別紙6に掲げた従来のデータベース及び検索機能の維持・更新を行うこと。
- ・(ア)～(ウ)項で収集した資料・データ等を、データベースに追加すること。
- ・著作権に問題がないデータは順次地震本部ウェブサイトを通じて一般公開すること。なお、閲覧の利便性が増すよう、ウェブサイトを利用して簡単にデータを検索できるシステムを構築すること。
- ・地震関連情報の検索サイト (<http://www.adep.or.jp/shingen/>、<http://www.adep.or.jp/kanren/kasokudo.html>) を最新の状態に保つため、地震発生後直ちに気象庁から発表される震源や震度に関する情報を(財)気象庁業務支援センターによる気象情報配信システムを通じて受信し、直ちに震源データベース及び震度等情報データベースに反映し、また、気象庁の震源データを地震発生日の翌日夕刻に気象庁のFTPサイトから取得し、直ちに震源データベース及び震度等情報データベースに反映するとともに、不定期に行われる気象庁の震源や震度に関する情報の変更、及び、震度観測点情報の変更を震度等情報データベ

ースへ反映。

- ・地震本部ウェブサイトのコンテンツの変更がある場合は、それに伴うデータベースの変更にも対応すること。
- ・地震調査委員会系会議及び政策委員会系会議の会議資料を電子ファイルとして保存すること。地震・防災研究課から会議資料の電子ファイルの提供を受けた場合は、その電子ファイルを参照しやすいよう整理して保存すること。紙媒体のみの会議資料の場合は、紙資料をスキャナーでスキャンしてPDFファイルとして保存すること。スキャンの解像度については、資料の可視性を確保すること。

b. - 2 データベースのシステムの管理

b. - 2 - 1 システムの維持、セキュリティの確保

- ・地震本部の評価活動を円滑に行うことができるように、地震本部ウェブサイトの運用、また、地震発生直後の地震関連情報データをリアルタイムで受信しデータベースに格納する必要があるため、常時稼働を実現すること。
- ・サーバの性能及び容量、インターネット回線速度について適切に確保する体制を構築すること。
- ・データベースのシステムの情報セキュリティに関しては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠したセキュリティ対策を施すこと。
- ・データベースのシステムのセキュリティ確保のために、システム全体をウィルス対策ソフト等で守ることはもとより、ファイアウォール、パケット監視、ウィルスフィルター等による防御を行うこと。
- ・脆弱性情報への迅速な対応を行うとともに、万一のウェブサイトの内容改竄を早期発見するため、地震本部のウェブコンテンツが書き換えられていないか等のチェックを日々行うこと。
- ・情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、夜間や休日等であってもウェブサーバーの停止等の応急措置を講じることが可能な体制であること。

b. - 2 - 2 データベースのバックアップ

- ・データベースの利用の窓口となる地震本部ウェブサイトについては、(エ) - 2 で述べたように、バックアップサイトを設ける等、自然災害や事故等の発生に備えた体制を構築すること。
- ・データベースのバックアップを取り、バックアップメディアを分散保管する等、貴重なデータが万一の事故等で消滅することがないようにすること。バックアップについては、情報の重要度や更新頻度に応じて月に2回程度の頻度で定期的実施すること。

② 業務内容（公共サービスの質に関する事項）

(ア) 公共サービスの質の向上に伴う、実施方法の見直し

民間事業者の創意工夫により公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）が図られる場合は、文部科学省と協議し、実施方法等を変更することができる。

(イ) 公共サービスの質を担保するためのアンケート調査

民間事業者が本事業に関して実施した業務が適切であったか確認するため、毎年度アンケート調査（別紙10）を行う。

なお、実施にあたっては、いずれのアンケートにおいても、回収率は100%とする。

<対象者>

別紙10のアンケート①は、地震調査委員会系会議に所属する委員。アンケート②は、総合部会に所属する委員。

③ 報告書の作成

(ア) 成果報告書

成果報告書は、別紙12中の委託契約書第21条※に定める委託業務成果報告書として、業務完了の日から60日以内に提出すること。(※委託契約書第21条 乙(受託者)は、委託業務完了又は廃止の日のいずれか早い日から起算して60日以内に委託業務成果報告書7部を甲に提出しなければならない。)

(イ) 実施報告書

実施報告書は、上記①業務内容(公共サービスの質に関する事項)の別紙10のアンケート結果及び別紙12中の委託契約書第12条※に定める各年度の年度末報告書を提出すること。なお、実施報告書については成果報告書とは別冊とし、ファイリングし、提出すること。

(※委託契約書第12条 乙(受託者)は、第1条第3号に定める委託業務の実施期間が翌会計年度に亘るときは、委託業務年度末報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに甲(委託者)に提出しなければならない。)

(ウ) 報告書作成に係る留意点

上記(ア)及び(イ)の報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- a. 成果報告書及び実施報告書は、日本語による表記とすること。
- b. 成果報告書及び実施報告書には、理解しやすい図表等を入れること。

④ 納品物

(ア) 成果報告書 10部

(イ) 実施報告書 3部

(ウ) CD-R等電子記憶媒体 1枚((ア)及び(イ)に関する関連データ一式)

(エ) 納入期限 (ア) 成果報告書については、委託契約書記載の委託業務成果報告書の納入期限とする。ただし、複数年度にわたる業務を行う場合、文部科学省と協議の上、納入期限を決定する。

(イ) 実施報告書については、委託契約書記載の委託業務年度末報告書の納入期限とする。

⑤ 守秘義務

受注者は、本委託事業の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。受注者は、本委託事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託事業以外に使用してはならない。

⑥ 引継ぎ

(ア) 現行事業者からの引継ぎ

本事業を新たに実施することとなった民間事業者は、本事業の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。文部科学省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講じるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、民間事業者の負担とする。

(イ) 業務実施期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

本事業の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本事業を受託した民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継を行うものとする。文部科学省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本事業を受託した民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、本事業を受託した民間事業者の負担とする。

⑥ その他

民間事業者は、本事業を行うにあたっては、以下に掲げる事項及び会計に関する法令に定めるほか、別紙 12「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に従い、実施しなければならない。また、必要に応じ、文部科学省と相談・協議を行いながら進めるものとする。

- (ア) 本事業は、地震本部の各会議の審議状況に応じて、適宜支援内容の見直しを図ることとする。また、事業期間中に、地震本部が新たな指針等を示した場合には、その内容に応じた支援業務を行う。
- (イ) 本業務の運営においては、各事業テーマが密接に絡んでいるため、それぞれを連携させた統一的な体制で効率的に運営すること。
- (ウ) 地震本部が活断層、海溝型地震、強震動、津波等について評価を行ううえで必要となる、構造探査結果、ボーリングデータ、津波堆積物、歴史文献資料、シミュレーション技術、地震・津波発生モデル等といった多岐にわたる検討項目に対する専門的な知識を有すること。収集したデータ・資料から得られた新たな知見を踏まえてどういった手法がより有効であるか、どういったデータを活用すべきかといった、これまでの評価手法にとらわれない提案も求める場合もある。
- (エ) 我が国の安全・安心を確保する観点から、緊急の地震発生等に備え、平成 28 年度当初より、各種事業が円滑に開始できる体制を構築する。
- (オ) 活断層基本図（仮称）について、その情報の収集、及び、その情報の各種会議資料への反映を行う事。

(2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質

本事業の実施に当たり、サービスの質を確保すべき事項及び目標とすべき水準は以下のとおりとする。

事項	水準	測定方法
工程管理表（進捗状況報告書）	業務計画に沿って着実に業務が実施されること。	・委託業務計画書に沿って業務が実施されたかについて、実施報告書及び委託契約書第15条 ※に委託業務実績報告書並びに別紙11の工程管理表（進捗状況報告書）をもって、文部科学省が確認。
委員に対するアンケート調査	委員に対する毎年度のアンケートにおいて、満足又は概ね満足の回答が各項目60%以上であること。 仮に60%を下回る項目があった場合、翌年度以降に60%以上を達成するための具体的な改善方を講ずること。	・別紙10のアンケート結果を文部科学省が確認。 （※アンケート回収率は100%とする。なお、回収率が100%を下回った場合、文部科学省にその理由を説明するとともに、翌年度以降に100%を達成するための具体的な改善方を講ずること。）

(※委託契約書第15条 乙(受託者)は、前条の完了届を提出したときは、委託業務実績報告書を作成し、委託業務の完了した日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲(委託者)に提出しなければならない。)

(3) 創意工夫の可能性

本事業を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

(4) 契約の形態及び支払

①契約の形態は、精算条項を付した年度ごとに支払を行う委託契約とする。

②民間事業者は、各年度の業務完了後、当該年度における委託業務完了届を文部科学省に提出し、業務完了の日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに委託業務実績報告書を文部科学省に提出する。

③文部科学省は当該年度の委託業務実績報告書の提出を受けたとき、当該年度における本事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査する。調査の結果、その内容が適正であると認められるときは、当該年度において業務に要した実支出額と契約金額を比較し、いずれか低い金額により委託費の額を確定し、民間事業者に通知する。

④民間事業者は、当該年度において確定した委託費の額を請求額とする精算払請求書を文部科学省が指定する日までに提出する。

⑤民間事業者は、各年度の業務を完了する前においても、文部科学省が必要と認めるときは、当該年度において業務に要した経費について、概算払請求書を文部科学省に提出し、業務を完了す

る前において委託費の全部又は一部を概算で請求することができる。この場合において、既に支払を受けた委託費が③の委託費の確定額を超過する場合、その超過額を文部科学省の指示する期限までに国庫に返納しなければならない。

⑥文部科学省は、適法な請求書を受理してから 30 日以内に委託費を支払う。

⑦委託費は、業務の開始以降のサービスの提供に対して支払われるものであり、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して民間事業者が発生した費用は、民間事業者の負担とする。

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた不合理な増加費用及び損害は、原則として①から③に該当し、財源措置がされた場合においては、文部科学省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

①本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

②消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

③上記①及び②のほか、法人税及びその他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (3) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 25・26・27 年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに関東・甲信越の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であり、契約時まで平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間において有効となる参加資格（全省統一資格）の登録を行う者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (5) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (6) 本件調査のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと。（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (7) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 文部科学省が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。
- (10) 単独で本事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、

他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記(1)から(9)までの全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール(予定)

入札公告：	平成27年12月下旬頃
入札説明会：	平成28年1月上旬頃
質問期限：	平成28年1月中下旬頃
提案書・入札書類提出期限：	平成28年2月上旬頃
技術審査会：	平成28年2月上旬頃
開札及び落札予定者の決定：	平成28年2月中旬頃
落札者の決定：	平成28年3月上旬頃
契約締結：	平成28年4月

(2) 入札の実施手続

①入札説明会後の質問受付

入札公告以降、文部科学省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、文部科学省に対して質問を行うことができる。質問内容及び文部科学省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

②提出書類

民間競争入札に参加する者は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、文部科学省まで提出すること。

(ア) 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本事業に対する経費総額の108分の100に相当する金額)を記した書類

(イ) 委任状(代理による入札の場合)

(ウ) 提案書類(別紙9)

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

(エ) 資格審査決定通知書

平成25・26・27年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格(全省庁統一資格)において、開札時までに関東・甲信越の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であることを証明する審査結果通知書の写し。なお、競争契約の参加資格を有しない者は、開札に参加できないこと及び契約時まで平成28年4月1日から平成29年3月31日の間において有効となる参加資格の通知が必要であることに留意すること。

(オ) 参考見積書

当該業務を実施する上で標準的に要する経費の見積書及び見積内訳書

(カ) 暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類及び誓約書

6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価は文部科学省内に設置する技術審査会において行う。

(1) 落札者を決定するための評価の基準

①技術点（得点配分 100 点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本事業の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、必須項目審査の得点（以下「基礎点」という。）と加点項目審査の得点（以下「加点」という。）の合計点を技術点とする。各入札者の得点は、全ての評価者の得点の平均点（小数点第 3 位以下切捨て）とする。

(ア) 基礎点（50 点）

「表 1 評価基準」の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 50 点を与え、その一つでも満たしていない場合は不合格とする。

(イ) 加点（50 点）

必須項目の審査で合格になった入札者に対して、「表 1 評価基準」上の「加点」の項目について審査を行う。審査の結果、特に効果的な実施が期待される提案について、同表の基準により加点する。具体的には、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を「表 1 審査基準」により評価し、各入札参加者に対して、同表中の加点付与基準に応じた得点 0 点から 10 点までを付与する。

表1 評価基準

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加 点
●	1. 各事業内容の遂行に関する能力	20	25
	1-1. 長期評価、強震動評価、津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等	5	10
＊	1-1-1. 長期評価、強震動評価、津波評価に資するデータ・資料の収集・整理・分析能力を有していること。（関連する専門知識を有し、効率的かつ適切に収集・整理・分析が行えれば加点する。）	5	5
	1-1-2. 会議の運営・支援能力が優れていれば、過去の実績を考慮し加点する。		5
	1-2. ウェブサイトの運営等	10	10
＊	1-2-1. ウェブサイトの適切な管理・運用能力を有していること。（コンテンツ、操作性、迅速性、正確性、バックアップ体制、データベースとの連携が期待できれば加点する。）	5	5
＊	1-2-2. ウェブサイトのセキュリティ対策が十分施されていること。（サーバ容量、インターネット回線速度についても確保されていれば加点する。）	5	5
	1-3. 地震調査研究観測データ等のデータベース管理等	5	5
＊	1-3-1. 適切なデータベースおよびその管理体制が構築されていること。（内容の充実性、効率的かつ安定的な運用体制、ウェブサイトとの連携が期待できれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	30	20
	2-1. 組織の類似支援事業の経験	0	5
	2-1-1. 過去に類似の支援事業（長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によるデータ・資料の収集や調査・分析）を実施した実績があれば、その実績内容により加点する。		5
	2-2. 組織の支援事業実施能力	30	15
＊	2-2-1. 業務を実施し、合理的な解釈を加え、総合的な評価を行えること。	5	
＊	2-2-2. 業務を実施する人員が確保されていること。（効果的な人員体制となっていれば加点する。）	5	5
	2-2-3. 地震本部の評価のために必要な、地震・津波に関する多岐にわたる検討項目に対して、優れた専門能力を有していれば加点する。		5
＊	2-2-4. 緊急対応時に迅速かつ適切な支援体制を整えることができること。（首都圏における大規模地震発生時の支援体制、情報収集・情報公開体制が優れていれば加点する。）	5	5
＊	2-2-5. 各事業テーマを連携させた、統一的かつ効率的な体制が構築されていること。	10	
＊	2-2-6. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
●	3. 業務従事予定者の経験・能力	0	5
	3-1. 業務従事予定者の類似支援事業の経験	0	5
	3-1-1. 業務従事予定者に、過去に類似の支援事業（長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によるデータ・資料の収集や調査・分析）を実施し、合理的な解釈を加え、総合的な評価を行った実績があれば加点する。		5
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分			
	大変優れている （期待される要求以上である）	優れている	やや優れている	記載なし、又は期待できない
1. 各事業内容の遂行に関する能力	25	15	5	0
1-1-1. データ・資料の収集・整理・分析能力について（関連する専門知識を有し、効率的かつ適切に収集・整理・分析が行えれば加点する）	5	3	1	0
1-1-2. 会議の運営・支援能力について過去の実績を考慮して加点する	5	3	1	0
1-2-1. ウェブサイトの適切な管理・運用能力について（コンテンツ、操作性、迅速性、正確性、バックアップ体制、データベースとの連携が期待できれば加点する）	5	3	1	0
1-2-2. ウェブサイトのセキュリティ対策について（サーバ容量、インターネット回線速度についても確保されていれば加点する。）	5	3	1	0
1-3-1. データベースおよびその管理体制について（内容の充実性、効率的かつ安定的な運用体制、ウェブサイトとの連携が期待できれば加点する。）	5	3	1	0
2. 組織の経験・能力	20	12	4	0
2-1-1. 類似支援事業（長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によるデータ・資料の収集や調査・分析）の実績内容について実績や内容に応じて加点する	5	3	1	0
2-2-2. 業務を実施する人員について（人員が十分確保されていれば加点する）	5	3	1	0
2-2-3. 検討項目に対する専門能力について地震・津波に関する多岐にわたる優れた専門能力を有していれば加点する	5	3	1	0
2-2-4. 緊急時の体制について首都圏における大規模地震発生時の支援体制、情報収集・情報公開体制が優れていれば加点する	5	3	1	0
3. 業務従事予定者の経験・能力	5	3	1	0
3-1-1. 業務従事予定者が過去に類似の支援事業（長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によるデータ・資料の収集や調査・分析）に携わった実績について過去の実績を考慮して加点する	5	3	1	0
合 計	50	30	10	0

(ウ) 入札価格点（得点配分 50 点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は 50 点とする。入札価格点については、小数点第 3 位以下を切捨てるものとする。

入札価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

(2) 落札者の決定

- ①上記 4. の入札参加資格及び上記（1）①（ア）の必須項目を全て満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術点及び入札価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を落札予定者とする。
- ②必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札が無い場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③落札予定者となるべき者が 2 者以上あるときには、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち開札当日に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない文部科学省の職員がくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤契約の締結は、本事業に係る予算が成立することを前提条件とする。
- ⑥文部科学省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

文部科学省は、初回の入札において入札参加者が無かった場合、必須項目を全て満たす入札参加者が無かった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本事業の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、最低価格での入札者を受託者にすること等ができる。この場合において、文部科学省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙 8）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8. 民間事業者が文部科学省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本事業の適性かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

①報告等

(ア) 実施状況の報告

民間事業者は、契約締結の日から起算して10日以内に本事業の実施に係る各年度の工程管理表を作成し、文部科学省に提出した上で、実施体制及び業務内容との整合性などの進捗状況等を毎月1回、翌月中に工程管理表（進捗状況報告書）（別紙11）により文部科学省へ報告する。報告日については翌月冒頭に文科省と調整して決定する。

(イ) 各種書類の提出

民間事業者は、契約書、委託要領の規定に従い必要書類を文部科学省に提出すること。

②調査

文部科学省は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本事業の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする文部科学省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

③指示

文部科学省は、本事業を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本事業に関して文部科学省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。また、やむを得ない事由により、本事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学省の承認を受けなければならない。

②金品等の接受の禁止

民間事業者は、本事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

③宣伝行為の禁止

(ア) 本事業の宣伝

民間事業者及び本事業に従事する者は、文部科学省や「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」の名称やその一部を用い、本事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する

場合等を除く。)及び当該自らが行う業務が「地震調査研究推進本部の評価等支援事業」の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本事業を実施するにあたって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

民間事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦権利義務の帰属

(ア) 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は文部科学省に帰属する。

(イ) 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、文部科学省の承認を受けなければならない。

⑧契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、文部科学省の許可を得ることなく自ら行う事業又は文部科学省以外の者との契約（文部科学省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑨再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で文部科学省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記（イ）及び（ウ）により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

⑩談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、本事業に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として文部科学省が指定する期日までに支払わなければならない。

a. 民間事業者が独占禁止法第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は民間事業者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者又は民間事業者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、民間事業者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など文部科学省に金銭的損害が生じない行為として、民間事業者がこれを証明し、その証明を文部科学省が認めたときは、この限りで

ない。

b. 公正取引委員会が、民間事業者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

c. 民間事業者（民間事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑪債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本事業の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に文部科学省と協議のうえ、指示に従わなければならない。

⑫帳簿の記載等

民間事業者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、本事業を終了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑬秘密の保持

民間事業者は、本事業の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、文部科学省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑭個人情報の取扱い

(ア) 民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に文部科学省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a. 文部科学省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b. 文部科学省から預託を受けた個人情報を本事業の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

(ウ) 民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 文部科学省は、必要があると認めるときは、職員又は文部科学省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、文部科学省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。

(オ) 民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報を本事業の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに文部科学省に返還しなければならない。ただし、文部科学省が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(カ) 民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、文部科学省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(キ) 上記(ア)及び(イ)の規定については、本事業の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑮属性要件に基づく契約解除

文部科学省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑯行為要件に基づく契約解除

文部科学省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

⑰下請負契約等に関する契約解除

(ア) 民間事業者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ) 文部科学省は、民間事業者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

⑱契約解除時の取扱い

(ア) 文部科学省は、上記⑮から⑰の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ) 民間事業者は、文部科学省が上記⑮から⑰の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として文部科学省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、文部科学省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(エ) 民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、文部科学省に損害を与えた場合は、文部科学省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、文部科学省が民間事業者に対し履行を求め一切の費用、国民等から不服申立て等が提起された場合において文部科学省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。なお、文部科学省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

(オ) 文部科学省は民間事業者が上記(イ)及び(エ)の規程による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(カ) 上記⑮～⑰に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は、文部科学省との協議に基づき、本事業の処理が完了するまでの間、責任をもって当該処理を行わなければならない。

(キ) 民間事業者は、本委託事業の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。民間事業者は、本委託事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託事業以外に使用してはならない。

⑱ 契約内容の変更

文部科学省及び民間事業者は、本事業を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本事業の実施が不相当と認められる場合、また、事業の一部終了等により業務量が変動する場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

また、「2.(1)①調査内容(各断層の調査項目と数量)」に掲げる内容の本質を変えない場合において契約を変更することができるものとする。

⑳ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と文部科学省が協議するものとする。

9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 文部科学省が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、文部科学省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について文部科学省の責めに帰すべき理由が存する場合は、文部科学省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について文部科学省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は文部科学省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ず

べき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

文部科学省は内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 30 年 6 月を予定）を踏まえ、本事業の実施状況については、平成 30 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

文部科学省は、従来の実績及び事業実施時点における達成目標値と民間事業者の実績を比較することができるように本事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

上記 2. (2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質に記載されている事項ごとの水準の達成状況について、業務計画書、成果報告書、実施報告書、実施経費の状況及び評価について、調査を行うものとする。

(4) 意見聴取等

文部科学省は、本事業の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取や実施状況に関する資料の提供等を求めることができるものとし、民間事業者はその求めに協力しなければならない。

(5) 実施状況等の提出

文部科学省は、本事業の実施状況等について、(1) の評価を行うために平成 30 年 5 月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、文部科学省は、本事業の実施状況等を提出するにあたり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11. その他本事業の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

文部科学省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 文部科学省の監督体制

本事業に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な民間事業者の責務等

①法第 25 条第 2 項の規定により、本事業に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第 54 条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

③法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

④法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条

及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から直接又は文部科学省に通じて、資料又は報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

新たな地震調査研究の推進について

—地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての
総合的かつ基本的な施策—

平成 21 年 4 月 21 日

(平成 24 年 9 月 6 日改訂)

地震調査研究推進本部

はじめに

第1章 我が国の地震調査研究をめぐる諸情勢

1. 東日本大震災を踏まえた課題や教訓
2. これまでの地震調査研究の進捗
3. 地震調査研究を取り巻く環境の変化
4. 今後に向けた課題

第2章 基本理念と「新たな地震調査研究の推進について」の位置づけ

1. 地震調査研究の基本理念
2. 「新たな地震調査研究の推進について」の位置づけ
 - (1) 本施策の位置づけ
 - (2) 「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」(建議)との関係

第3章 今後推進すべき地震調査研究

1. 当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標
 - (1) 海溝型地震を対象とした地震発生予測の高精度化に関する調査観測の強化、地震動即時予測及び地震動予測の高精度化
 - (2) 津波即時予測技術の開発及び津波予測に関する調査観測の強化
 - (3) 活断層等に関連する調査研究による情報の体系的収集・整備及び評価の高度化
 - (4) 防災・減災に向けた工学及び社会科学研究との連携強化
2. 横断的に取り組むべき重要事項
 - (1) 基盤観測等の維持・整備
 - (2) 人材の育成・確保
 - (3) 国民への研究成果の普及発信
 - (4) 国際的な発信力の強化
 - (5) 予算の確保及び評価の実施

第4章 地震調査研究推進本部の役割

1. 地震調査研究推進本部の役割の強化
2. 地震調査研究推進本部と関係機関との連携・協力体制の強化

おわりに

はじめに

地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」）は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年6月に制定された地震防災対策特別措置法に基づき、地震に関する調査研究を一元的に推進する機関として設置され、これまで、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資することを目標として政府の地震調査研究を推進し、その結果を活用して、将来発生しうる地震の発生確率や規模等を推定する長期評価を行うとともに、地震動予測地図の作成・公表などを行ってきた。

しかしながら、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う大規模な津波が発生し、広域な範囲に被害を及ぼし、死者・行方不明者約2万人という甚大な人的被害が生じた。さらには、この大規模な津波が福島第一原子力発電所を襲い、原子力災害が発生するなど、東日本大震災は未曾有の大災害となった。

地震本部では、それまで海溝型地震等の長期評価を行ってきたが、結果的に東北地方太平洋沖地震を評価の対象とはできなかった。また、甚大な被害の原因となった津波については、過去の事例整理はしていたものの、評価を行っていなかった。さらに、津波警報についても、その精度や情報伝達等についての課題が浮き彫りとなった。地震調査研究を推進し、その成果を社会に活かすことにより、地震による被害の軽減に資するという地震本部の本来の目標に鑑みれば、このような事態を重く受け止めなければならない。関係者は、東日本大震災で明らかとなったこれらの課題を克服し、地震防災・減災対策に確実に貢献できるよう一層の取組を進めていくことが重要である。

地震国の我が国においては、世界的に見ても、稠密な観測網などの整備等により地震活動に関する豊富な知見の蓄積が図られ、地震調査研究は大きく進展してきた。しかし、東北地方太平洋沖地震にみられるように、地震現象は複雑で未解明な部分があり、解決すべき課題も多く、科学的知見には限界があることは事実であり、この点については謙虚でなければならない。これを踏まえ、地震調査研究の成果を社会に伝える際には、このような科学的知見の限界があることも含めて国民に丁寧に説明を行い、適切な防災・減災対策につながるような理解を得ることも重要である。

地震本部は、平成11年4月に「地震調査研究の推進について 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策」（以下、「総合基本施策」）を策定した。平成21年4月には、総合基本施策の策定以後10年間の環境の変化や地震調査研究の進展を踏まえた「新たな地震調査研究の推進について - 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策 -」（以下、「新総合基本施策」）を策定し、関係行政機関等は、この方針の下で地震調査研究を推進してきた。しかしながら、東日本大震災において地震調査研究に関する多くの課題等があったことを踏まえ、地震本部は、地震調査研究が真に防災・減災対策に貢献することができるよう新総合基本施策を見直すこととした。

新総合基本施策の見直しにおいては、地震本部政策委員会総合部会において、平成23年12月以降、7回にわたって会合を開催し、東日本大震災を踏まえた地震調査研究における課題等を抽出するとともに、関係省庁や研究機関における震災への対応や進捗状況、地方公共団体・民間企業の地震調査研究の活用状況、活用する上での課題等の検討を行い、今後の地震調査研究の在り方について審議を行った。さらに、国民から広く意見募集を行い、これらの意見を踏まえた上で改訂を行った本施策は、今後の地震調査研究の基本となるとともに、地震本部の活動等の指針となるものである。

我が国の防災・減災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に基づく方針の下に進められており、地震本部の担う地震に関する観測、基礎的・基盤的な調査研究の成果も、この防災対策の基礎となる有益かつ有効な科学的知見を提供するものでなければならない。このため、今後とも、中央防災会議が担う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等に地震本部の調査研究成果がより一層活用されるよう、両機関の連携を強化し、地震調査研究の成果の活用を促進する等により、総合的な防災・減災対策に貢献することを目指す。

第1章 我が国の地震調査研究をめぐる諸情勢

1. 東日本大震災を踏まえた課題や教訓

(地震の予測について)

地震本部は、これまで同じ領域で同等の規模の地震が繰り返し発生するという考え方にに基づき、過去の地震発生履歴を踏まえ、将来発生し得る地震の長期評価を行ってきた。例えば、東北地方から関東地方の沿岸を含む海溝沿いの海域については、三陸沖から房総沖の海溝寄りの領域で発生する津波地震や宮城県沖地震等の評価結果を発表してきた。しかし、同海域において、東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生するマグニチュード(M)9クラスの超巨大な海溝型地震(以下、「超巨大地震」)を評価の対象とすることができなかった。

これに関しては、具体的には以下のような課題があったことが考えられる。

- ・長期評価を行う上で貴重なデータとなる津波堆積物や歴史文献資料等の過去の地震発生履歴を示すデータが少なく、特に、発生間隔が極めて長い超巨大地震の適切な把握は容易ではなかった。
- ・地震を引き起こすプレート境界の応力やひずみを把握するための海底地殻変動観測については、観測点数・観測回数ともに不十分であったため、観測データが不足していた。さらに、現存していた数少ないデータは10年程度の短期間のものであり、かつその誤差は大きく、それを活用した超巨大地震発生の可能性の検討が十分になされていなかった。
- ・日本海溝沿いでは、宮城県沖地震等の最大M8程度の規模の地震の繰り返し発生や非地震性すべりによって、プレート境界に蓄積されたひずみが解放されているという考え方などから、同海域では、大きなすべり欠損はないと考えられ、M9クラスの超巨大地震が発生する可能性は十分に検討されていなかった。特に、大津波を引き起こす要因となる海溝軸付近のプレート境界については、海底地殻変動等のデータが不足していたことに加えて、強く固着していないという考え方などが趨勢であったことから、東北地方太平洋沖地震のように海溝軸付近が大きく滑るような超巨大地震を予測できていなかった。
- ・地震が同じ領域で同様の規模で繰り返し発生するというアスペリティモデルに基づき長期評価を行ってきたが、東北地方太平洋沖地震のよ

うな複数の領域が連動して広い範囲が一度に滑るような地震を説明できるモデルとはなっていないかった。

今後は、これらを教訓として、超巨大地震が発生しないという考え方にとらわれることなく、観測データの充実や積極的な活用を図り、超巨大地震も長期評価の対象とすることも含めて長期評価手法の改善に向けて検討を行うことが不可欠である。

また、長期評価手法については、不断の取組としてその高度化を図ることが重要である。このためには、最新の知見や観測データを取り込み、超巨大地震や大津波を説明できるような地震・津波発生モデル構築に関する調査研究を推進していくことが重要である。例えば、現在、「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」などの研究プロジェクトなどにおいて、観測データを活用した地震・津波発生モデルの構築技術やシミュレーション技術の研究開発が行われ、一定の進捗を見せており、これらが長期評価手法の高度化に資することが期待される。

なお、これらの取組に当たっては、科学技術・学術審議会測地学分科会における議論の上で、策定された学術的な観測研究計画である「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」等に基づく大学等における基礎的研究が貢献するところが大きいことから、一層の推進を期待するとともに、これらの研究の成果も活用していくことが重要である。

地震動の即時予測については、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析して、震源や地震規模を即時推定する技術が開発され、その技術に基づき、緊急地震速報として実用化されている。しかし、東北地方太平洋沖地震発生時に地震の規模等を適切に推定できなかったことや、同地震の発生以降の活発な地震活動に伴って異なる場所でほぼ同時に発生した地震を、1つの地震として誤って処理したこと等により緊急地震速報が適切に発表できていない事例が生じており、今後、推定手法のさらなる高度化等が必要である。

(津波の予測について)

東北地方太平洋沖地震により発生した津波について、気象庁が津波警報の第一報で発表した情報は、迅速性を優先するという方針に基づき、震源域の破壊が進行中の段階での推定であったことに加え、揺れの振幅

に基づき地震の規模を推定したものであったことから、実際の地震の規模や津波の高さを大きく下回るものであった。

平成21年4月に策定した新総合基本施策では、現行の津波警報は、地震計で得られるデータに基づく推定のため、その精度は必ずしも良いものではないとし、海域で観測された津波データを活用した津波即時予測技術の高度化に関する調査研究の重要性を掲げていたが、東北地方太平洋沖地震発生時には、海域における観測網の整備やこれらを活用した津波即時予測技術の高度化の取組は十分ではなかった。今後は、これを教訓として、海域における観測網を着実に整備するとともに、これらのデータを活用した津波即時予測技術の高度化を推進していくことが重要である。

また、地震本部では、現在まで地震の長期評価を行ってきたが、二次現象である津波については事例整理を行うのみであった。今後は、東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえ、我が国の津波防災に貢献すべく、津波に関する評価の検討を行うこととしている。これらの取組を進めるためには、津波発生予測に関する調査研究の取組を強力に進めていくことが重要である。

(科学的限界についての説明)

地震本部の長期評価手法は、今後の調査研究の進展に伴い、最新の知見や観測データを取り込み高度化していくことが期待されるが、科学的限界により常に不確実性や未解明な部分が伴う。現行の長期評価は、主に過去の地震の発生履歴データに基づくものであるため、東北地方太平洋沖地震のような低頻度の地震の評価には限界があったが、その説明は十分にはなされていなかった。

このため、国民や地方公共団体の適切な地震防災・減災対策に貢献することができるよう、地震調査研究の結果や長期評価等を発表する際には、科学的限界があることやこれに伴う誤差、ばらつき等も含めて、情報の受け手側に応じて丁寧に説明をしていくことが重要である。特に、長期評価を発表する際には、長期評価の対象とする地震以外にも、発生確率が不明もしくは小さいが、規模の大きい地震が将来起こり得るといふ可能性も併せて説明していくことが重要である。

(防災・減災対策への利活用について)

地震本部は、地震防災対策特別措置法の趣旨に則り、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に向けて、地震調査研究を推進する役割を担っている。この役割を果たすためには、地震調査研究の成果が国民や地方公共団体の防災・減災対策に十分に利活用されるよう、これまで以上に防災的視点に重点を置いて、地震調査研究を推進するとともに、その成果を公表・普及していくことが重要である。また、地震調査研究が着実に防災・減災対策に利活用されるよう、工学・社会科学研究等との連携強化を行っていくことも重要である。

2. これまでの地震調査研究の進捗

地震調査研究は、平成11年4月に策定された総合基本施策及び平成21年4月に策定された新総合基本施策にしたがって、国、関係研究機関、国立大学法人等が連携・協力した体制の下で進められてきた。これまでの主な地震調査研究の進捗状況等を以下に示す。

(基盤観測網の整備)

地震本部が策定した「地震に関する基盤的調査観測計画」等に基づき、陸域を中心に、高感度地震観測網やGPS観測網等、世界的にも類を見ない全国稠密かつ均質な基盤観測網が整備されるとともに、その観測データの幅広い流通・公開が実現した。このような基盤観測網で得られた地震観測データ等については、文部科学省と気象庁との協力の下、一元的に収集・処理し、地震調査委員会における地震活動の評価等に提供されている。大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺における観測等も充実した。また、衛星搭載の合成開口レーダーや、GPS-音響測距方式による地殻変動観測技術が向上した。このように着実に観測網の整備や技術開発が進展してきたものの、海溝型地震及びそれに伴う津波に関する調査研究の進展に必要な、海域における地震・津波や地殻変動の観測網の構築は不十分な状況にある。

(基礎研究の推進による知見の獲得)

科学技術・学術審議会の「地震予知のための新たな観測研究計画」等の下、基盤観測網等で得られる観測データを基に、低周波微動やスロースリップ現象の発見、プレート境界地震のアスペリティモデルの構築、内陸における地殻のひずみ速度分布の詳細な把握等、地震発生メカニズムの解明

に繋がる新たな知見の獲得が進んだ。一方で、同計画については、東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、超巨大地震に対応できるよう見直しに向けた検討を行っているところである。

(全国を概観した地震動予測地図の作成)

「地震に関する基盤的調査観測計画」等において、主要活断層帯として指定した全国110の活断層帯及び主要な海溝型地震を対象とした調査観測・研究が実施された。地震本部は、これらの調査観測・研究から得られた結果等に基づき、関係機関の協力の下、地震調査委員会において地震の長期評価を行い、順次評価結果を公表してきた。本評価結果のうち、海溝型地震の長期評価については、東北地方太平洋沖地震を評価の対象とできなかったことから、今後は、評価手法の改善に向けた検討を行うとともに、これを踏まえて長期評価を順次改訂していくことが必要である。

また、強震動評価手法の高度化を行うとともに、震源断層を特定した強震動評価を行い、これについても公表している。さらに、平成17年3月に長期評価や強震動評価等の結果を統合した「全国を概観した地震動予測地図」(平成21年7月公表の平成21年度版からは「全国地震動予測地図」と呼称を改称)を作成・公表してきた。一方で、全国地震動予測地図については、確率論的な情報や予測期間が国民にとって分かりづらいという指摘もあることから、今後、改善に向けた取組が必要である。

(緊急地震速報の開始)

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析して、震源や地震規模を即時推定する技術が開発され、その技術に基づき地震動を予測し、強い揺れが発生する直前にその予測結果を知らせる緊急地震速報について、気象庁が平成18年8月より一部の事業者向けに、平成19年10月からは一般への提供を開始しており、これまで一定の役割を果たし、広く社会に受け入れられつつある。しかし、東北地方太平洋沖地震発生時に地震規模等を適切に推定できなかったことや、同地震の発生以降の活発な地震活動に伴って異なる場所でほぼ同時に発生した地震を、1つの地震として処理したこと等により緊急地震速報が適切に発表できていない事例が生じており、今後、推定手法のさらなる高度化等の改善が期待される。

3. 地震調査研究を取り巻く環境の変化

地震本部は、前身の総合基本施策の策定以降の約10年間の以下のような地震調査研究を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成21年4月に新総合基本施策を策定した。

- ・東海・東南海・南海地震や首都直下地震等の発生確率が高いとの地震本部の評価及び中央防災会議におけるこれらの地震により甚大な被害が発生するとの想定公表
- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等の制定による地震防災対策の推進の強化
- ・総合基本施策の策定以降の10年間における、国内における大きな被害を伴った地震や、インドネシアのスマトラ島沖での地震（平成16年12月）や中国四川省の地震（平成20年5月）など国内外における被害地震の発生等

しかしながら、新総合基本施策の策定以降に、東北地方太平洋沖地震が発生し、地震調査研究を取り巻く環境には、以下のような新たな変化が見られる。

東北地方太平洋沖地震を教訓として、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波の想定を検討していくべきである」という考えに基づき、平成24年3月、これまでの想定を大幅に上回る震度分布・津波高を公表した。なお、この想定は、地震調査研究の進展により、東海・東南海・南海地震の連動のみならず、日向灘の地震までの連動の可能性が指摘されたことを踏まえたものである。

また、南海トラフで発生する地震だけでなく、首都直下地震についても、最新の地震調査研究の成果において、これまでの想定よりも強い地震動が首都圏で発生する可能性が指摘されており、地方公共団体等ではこれらの研究成果を活用した想定地震の検討が行われている。

このように、中央防災会議や地方公共団体等において、地震・津波の想定の見直しに向けた検討が活発化し、最新の地震調査研究の知見が活用されている一方で、例えば、海域のプレート境界の応力等を把握するための

海底地殻変動観測データや、海域における活断層の位置・形状に関するデータ、過去に発生した地震・津波を示す地震発生履歴データなど、想定を検討する際の地震・津波に関する調査観測データは未だに十分ではない状況にある。

また、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の想定のみならず、今後、比較的高い頻度で発生し得る地震・津波の規模や発生確率を予測する長期評価は、地方公共団体等が適切な想定や防災対策を検討する上での基礎データとなり得ることから、今後の地震本部の長期評価の改善と併せて、これらに効果的に貢献できるような情報発信の取組が必要である。

4．今後に向けた課題

これまでに地震本部が実施してきた長期評価や現状評価は、基本的には過去の地震発生履歴に基づいていたため、東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生する超巨大地震の評価には限界があった。また、現在の長期評価手法では、例えば、東南海地震のみが発生した後に南海地震がどのように発生するかというような、地震の詳細な切迫度についての情報を提供できる水準にも至っていない。

これらの問題を解決するためには、過去の地震発生履歴データを充実することに加えて、海域における地殻変動観測や地震観測等の調査観測を強化し、得られた観測データを活用して、地震・津波発生モデルを構築するなどの予測精度の向上に向けた調査研究等を行っていくことが重要である。特に、わが国の将来を見通したとき、国難ともなり得るような東海・東南海・南海地震やそれらと前後して発生する可能性の高い地震を対象とした調査観測研究を強力に推進するとともに、東北地方太平洋沖地震の発生メカニズムの解明を行うなどして、超巨大地震の理解を深めていくことが必要である。地震本部においては、このような調査観測研究によって得られる新たな知見や観測データを取り込み、長期評価手法の高度化に不断の取組として取り組んでいくことが重要である。

また、緊急地震速報については、運用後一定の役割を果たし、広く社会に受け入れられつつあるが、東北地方太平洋沖地震発生時に地震の規模等を適切に推定できなかったことや、同地震の発生以降の活発な地震活動に

伴って異なる場所でほぼ同時に発生した地震を、1つの地震として誤って処理したこと等により、緊急地震速報を適切に発表できていない事例が生じた。今後、緊急地震速報の精度を向上させるため、推定手法のさらなる高度化や陸海域のリアルタイム地震観測網の強化、即時震源域推定手法の開発等による予測技術の高度化等が必要である。また、緊急地震速報を迅速かつ確実に国民等に伝達する手法の高度化が併せて必要であることにも留意する必要がある。

さらに、現行の津波予報警報の第一報は専ら陸域の地震計データから求められた震源・マグニチュードに基づくことから、東北地方太平洋沖地震発生時には、気象庁が津波警報で発表した情報は、実際の津波の規模や高さを大きく下回るものであった。また、海域における観測網の整備やこれを活用した津波即時予測技術の高度化の取組が十分ではなかったという指摘もある。これを踏まえ、今後は、海域における観測網の整備を進め、津波データの活用等による津波即時予測手法の開発を確実に行之、その精度を格段に向上させていく必要がある。なお、精度の向上に当たっては、陸域のGNSS観測網を用いて地震規模や震源域を即時に推定する技術の活用も期待される。また、津波に関する情報を迅速かつ確実に伝達する手法の高度化も併せて必要であることにも留意が必要である。

東日本大震災における甚大な津波被害を踏まえ、地震本部では、これまで行ってきた地震の評価に加えて、津波の評価やその示し方について検討を行うこととしている。これらの取組を進めるためには、津波発生予測に関する調査研究の取組を強力に進めることが重要である。また、津波の発生要因となりうる海底活断層については、系統的なデータが十分でないことから、今後、調査観測研究を行っていくことが重要である。さらに、この評価結果については、地方公共団体による津波の想定の見直しや津波ハザードマップ作成等に活用できる基礎情報として提供するなど、今後の津波防災に活かせるように効果的に成果を普及する方法を検討していくことが重要である。

地震本部では、今後、地域単位で詳細な活断層の評価を行うこととしており、これに貢献すべくこれまで調査観測を進めてきた110の主要活断層や沿岸海域の活断層を含む活断層の位置・形状等の把握を行うことができるよう調査観測を着実に実施することが重要である。また、強震動に関

しては、東北地方太平洋沖地震発生時に高層ビル等に影響を及ぼした長周期地震動についても、調査観測研究を強化する必要がある。

他方、地震による被害を軽減するためには、理学、工学、社会科学分野の連携をこれまで以上に強化し、防災・減災対策に貢献するための取組を強力に推進する必要がある。特に、これまで行ってきた広域的な地震ハザード研究を個別の施設や機能に関するリスク評価に結びつけていくことが不可欠である。また、地震調査研究を防災リテラシーの向上や実際の防災活動につなげていくことも重要である。

東日本大震災の発生により、これまで行ってきた地震調査研究の成果が国や地方公共団体等の防災・減災対策や、地震像・災害リスクに関する国民の具体的理解に十分に結びついていなかったことが浮き彫りとなったことを踏まえ、地震本部と中央防災会議、地方公共団体、民間企業、NPO等との連携・協力についても一層強化する必要がある。さらに、これらの関係機関等のニーズを受け止めるための取組を積極的に行い、これを踏まえた地震調査研究を推進する必要がある。また、これまでの地震本部の評価等においては、これらの関係機関等が有する情報を有効に活用しきれていないことが指摘されている。地震本部の評価等についても、これらの関係機関等で十分に活用される工夫が必要である。

地震・津波現象には未解明な部分も多いことや観測データの不足もあり、地震本部の長期評価等は常に科学的限界を伴う。地震調査研究の成果や長期評価を発表する際には、このような科学的知見の限界や予測の誤差、ばらつき等について、国民や地方公共団体に向けて適切に情報発信するための取組も必要である。

地震調査研究を推進する体制については、国、関係研究機関、大学等が保有する観測施設・設備等の老朽化が著しい状況にあるものの、その更新及び維持管理が困難な状況が生じつつある。さらに、地震分野を専攻する大学院生が減少する等、地震調査研究の次世代を担う若手研究者が不足しているとの指摘がある。また、地震調査研究に不可欠な観測業務を担う人材も減少傾向にある。地震調査研究の次世代を担う若手研究者の育成・確保に努めるとともに、地震調査研究の成果やこれを防災対策に活用するための知見を国民に分かり易く伝えるなど、国民が防災対策に活用することを支援する人材育成に関する取組も重要である。

上記に掲げるような新たな課題が山積していることから、これらを踏まえた研究を着実に進めるとともに、今後の地震調査研究が目指すべき目標や、その目標の実現に向けて取り組むべき事項等を提示する必要がある。

第2章 基本理念と「新たな地震調査研究の推進について」の位置づけ

1. 地震調査研究の基本理念

今後30年程度を考えると、我が国は、東海・東南海・南海地震や首都直下地震等の甚大な被害を生じさせる地震が高い確率で発生すると予想されている。また、地震本部では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響により、特に震源域周辺において津波を伴う規模の大きい誘発地震が発生する可能性があるとして評価している。

地震本部は、地震防災対策特別措置法の趣旨に則り、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に向けて、地震調査研究を推進し、その成果を効果的に防災研究や防災・減災対策に繋げる役割を担っている。また、地震調査研究を進める上では、地震のみに着目するのではなく、地震により二次的に発生する津波等の自然現象をも含む総合的かつ科学的な理解を深める必要がある。

こうした地震調査研究に課せられた使命に基づいて、今後の地震調査研究を進めるに当たっては、概ねこれからの30年間程度を見越して、次の内容を基本的な理念に据える。

(基本理念)

地震災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心な社会を実現するため、将来発生し得る大規模な地震に関して、過去及び現在の地殻活動を把握し、より精度の高い地震発生予測及び地震動・津波予測を実現する。さらに、地震や津波の即時予測の高精度化に向けた調査研究を推進する。

当面は、今後30年間の発生確率が高いだけでなく、発生した場合に我が国の社会・経済活動に深刻な影響を及ぼす東海・東南海・南海地震や、それらと前後して発生する可能性の高い地震、さらに首都直下地震等に関する調査研究を総合的かつ戦略的に推進する。

また、東北地方太平洋沖地震の影響により、震源域周辺での津波を伴う規模の大きい誘発地震が発生する可能性も懸念されており、これらの地震・津波などについても調査観測を推進する。

なお、これらの地域以外においても、大きな被害を及ぼす地震及び津波が発生する可能性があることを常に念頭に置いて調査観測を推進し、知見を蓄積していく必要がある。

こうした調査研究の成果を確実かつ迅速に国民や地方公共団体に発信することにより、国難ともいえるべき大規模災害を生じさせる可能性のあるこれらの地震に対して、被害を最小限に抑えることの出来る社会の構築に積極的に寄与する。このためには、国民や地方公共団体、地震調査研究を活用する専門家等の研究成果の受け手側のそれぞれの利用形態に応じた情報提供を行うことが重要である。また、科学的限界等を伝えることにより、適切な防災・減災対策につながるような取組を推進する。

2. 「新たな地震調査研究の推進について」の位置づけ

(1) 本施策の位置づけ

平成21年4月、新総合基本施策は、これからの30年間程度の長期を見通しつつ、基本理念に記した内容を達成するための基礎固めとなる当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標を示すとともに、その達成に向けた具体的手法、さらに研究推進のために横断的に取り組むべき重要事項等を提示するものとして策定された。東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、改訂した本施策についても、改訂前と同様に平成31年までのものとする。

同時に、地震本部の任務である総合的な調査観測計画の策定、地震調査研究関係予算の事務の調整、国、関係研究機関、国立大学法人等の調査観測結果等の収集、整理、分析及びそれらに基づく総合的な評価、広報等の指針となるものとする。

(2) 「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」(建議)との関係

地震調査研究は、平成7年に地震本部が発足して以降、基盤観測網の整備等により飛躍的な進展を遂げてきたが、これは旧文部省測地学審議会(現在の科学技術・学術審議会測地学分科会)の「地震予知計画」や「地震予知のための新たな観測研究計画」に基づき、大学等の研究者を

中心に、それまで30年以上にわたって着実に進められてきた基礎的研究の積み重ねがあって、初めて生み出されたものである。また、現行の総合基本施策の成果についても、基礎的研究の進展なしには達成し得なかったと言える。

新総合基本施策は、地震防災・減災の実現に資するため、政府として推進すべき地震調査研究の基本を定めた戦略的な計画であり、ここで示す基本目標の達成に向けては、科学技術・学術審議会測地学分科会における議論の上で、策定された学術的な観測研究計画である「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」等に基づく大学等における基礎的研究の成果を取り入れて推進していくことが必要である。

また、計画でも示されているように、地震及び火山現象は共通する地球科学的背景を持つことから、地震に関する調査研究を実施する場合には火山研究にも配慮することとする。

第3章 今後推進すべき地震調査研究

1. 当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標

第2章に示した基本理念の達成に向けて、地震本部は地震現象そのものの解明のための研究と、その成果を防災・減災対策に効果的に結びつけるための施策を総合的かつ戦略的に実施することが求められている。このため、研究機関等において、関連する調査観測研究を行う。特に、当面10年間では、(1)海溝型地震を対象とした地震発生予測の高精度化に関する調査観測の強化、地震動即時予測及び地震動予測の高精度化、(2)津波即時予測技術の開発及び津波予測に関する調査観測の強化、(3)活断層等に関連する調査研究による情報の体系的収集・整備及び評価の高度化、(4)防災・減災に向けた工学及び社会科学研究との連携強化、を重点的に実施する。

(1) 海溝型地震を対象とした地震発生予測の高精度化に関する調査観測の強化、地震動即時予測及び地震動予測の高精度化

総合的な調査観測研究

これまで地震本部では、ある地域において大きな被害をもたらすと予想される地震の発生時期がある程度推定できれば、それに応じた防災・減災対策が可能になるという観点で、地震発生の可能性の長期評価を実施し、一定の成果を上げてきた。しかしながら、これまでの長期評価では、主として過去の地震発生履歴に基づいた統計的手法によるため、東北地方太平洋沖地震のような発生間隔が長いと考えられているM9クラスの超巨大地震を対象とした評価には、その地震発生履歴データが十分にはないことなどから限界がある。また、地震の時間的及び空間的な連動発生の可能性等の評価を行えるものではない。この状況を打破するためには、津波堆積物・海底活断層・海底堆積物及び歴史文献資料等の調査による過去の地震発生履歴データの充実や、海域の地震観測や海底地殻変動観測、プレート境界面からの地質試料の採取・分析等から得られたデータによるプレート境界付近の応力やすべり速度等の現状評価の高度化等に取り組むとともに、それらの成果を数値シミュレーションに取り込むこと等によって、地震発生の予測精度を向上させる必要がある。

このため、基本目標として、
M9クラスの超巨大地震の発生や海溝型地震の連動発生の可能性評価
を含めた地震発生予測の精度向上
を設定する。

基本目標の達成に向けて、

- ・ 海域における重点的なリアルタイム地震観測網の整備
- ・ プレート境界の応力等の把握のための地震・地殻変動観測
- ・ 海陸統合の地殻構造調査
- ・ 深部掘削によるプレート境界面の地質試料採取・分析
- ・ 津波堆積物・海底活断層・海底堆積物及び歴史文献資料等の調査の充
実
- ・ 海溝型地震の物理モデル構築のための調査研究
- ・ 海溝型地震の発生予測手法の開発

等を、科学技術・学術審議会測地学分科会における議論の上で、策定され
た学術的な観測研究計画である「地震及び火山噴火予知のための観
測研究計画」に基づく基礎的観測研究の成果も活用しつつ、総合的に推
進する。

東海・東南海・南海地震については、地震本部の長期評価による発生
確率が極めて高いだけでなく、中央防災会議もその発生に伴う甚大な被
害を予測している。これらの地震が発生した場合、日本の社会・経済活
動に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、東海・東南海・南海地震に
ついての総合的な調査観測研究を推進する。なお、大規模地震対策特別
措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺における観測、測量
等についても推進し、予知の可能性のある東海地震に関する観測監視体
制や予知精度の向上に引き続き努力する。

また、日本海溝については、東北地方太平洋沖地震により、活発な余
震活動が続いている震源域や、誘発地震のおそれのある震源域周辺では、
今後も大きな被害を及ぼす地震・津波が発生する恐れがあるため、これ
ら地域を対象に調査観測研究を推進する。さらに、千島海溝で発生する
地震も大きな被害をもたらすため、調査観測研究を実施する。なお、
詳細な地震像の把握が出来ていない他の海溝型地震についても、大きな
被害を及ぼす地震及び津波が発生する可能性があることを常に念頭に置
いて調査観測を推進し、知見の蓄積を行っていく必要がある。

さらに、東北地方太平洋沖地震の影響により日本列島において大きな地殻変動が観測されており、地震本部では、全国の活断層の断層面にかかる力が変化し、一部の活断層による地震の発生確率が高くなっている可能性がある」と指摘している。また、東海・東南海・南海地震と同期して内陸の地震も活発化したという過去の事例もある。これらのことから、海溝型地震と内陸の地震の関連性についても留意して、内陸の地震の長期評価を進めていくことが重要である。

プレート運動の現状と周囲への影響を正確に把握し、海溝型地震の発生に至る推移予測を実現することで、国、地方公共団体、民間企業、NPO等、さらには個人に対して、より実際のニーズに即した情報を提供することが可能となり、防災・減災対策の促進や国民の意識向上に大きく寄与するものと考えられる。

地震動即時予測及び地震動予測の高度化

緊急地震速報は、地震学の知見と情報通信技術の融合によって、総合基本施策で実用化されたシステムで、地震による被害軽減のために有効な手段である。しかしながら、東北地方太平洋沖地震のように大規模な海溝型地震が発生した場合、海域下の震源域の広がりを瞬時に推定することが困難である等の理由から、震源域近傍における大きな予測誤差が技術的問題として残されている。これを解決するため、海域での地震観測網の強化を推進するとともに、これを活用した即時震源域推定手法の開発等の予測技術の高度化を図る。また、異なる場所でほぼ同時に発生した地震を一つの地震として誤って処理し、緊急地震速報が適切に発表できなかった事例等を踏まえ、予測技術の改善を図る。

直接被害に結びつく地震動の諸特性の解明については、全国地震動予測地図の作成等を通じて、ある程度の成果があったと言えるが、詳細については未解明の課題も多い。例えば、東北地方太平洋沖地震発生時に、広範にわたって高層ビル等に被害を及ぼした長周期地震動については、同地震による長周期地震動の発生機構の解明をはじめ、今後さらに調査研究を推進していく必要がある。また、我が国では、重要な産業施設が埋め立て地等の軟弱地盤上にあることが多く、東北地方太平洋沖地震発生時には、長時間にわたる高加速度の地震動により、広い範囲で液状化現象が発生した。そのため、今後発生が懸念される東海・東南海・南海地震等にも備えて、海溝型地震が発生した際の軟弱地盤の挙動を正確に

把握しておくことは、我が国の経済活動の危機管理上、極めて重要であると言える。

また、強震動予測の高精度・高解像度化については、例えば、人口稠密地域の分解能をまず高める等、各地域の特性に合った強震動予測を実施していく必要がある。

このため、基本目標として、
震源破壊過程の即時推定技術及び各地域の特性に応じた強震動予測の
高精度・高解像度化、並びにそれらの適用による緊急地震速報の高度
化
を設定する。

基本目標の達成に向けて、

- ・ 海域を中心とした地震観測網の強化
- ・ 各地域の特性に応じた地盤データの収集
- ・ 海溝型地震により発生する強震動に関する調査研究
- ・ 地震動の即時予測技術の高度化
- ・ 海溝型地震を対象とした強震動シミュレーションの高度化

等を総合的に推進する。

これらの成果を緊急地震速報に取り入れることにより、その高度化が図られ、減災効果が一層高まることが期待される。なお、緊急地震速報の高度化については、海溝型地震のみならず、沿岸部や内陸の活断層で発生する地震に対する減災効果も図るべく、現行システムの技術的困難の克服を目指した研究開発等を推進する。

また、強震動予測の高精度・高解像度化については、例えば長周期地震動の場合、東海・東南海・南海地震発生時の各地域の地盤データを基にした推定地震動の波形やそのスペクトル等を基礎データとともに地図上で提供する等、成果を広く社会が利用できるものにする。これらの成果については、防災・減災のための工学・社会科学研究の前提条件として活かすとともに、中央防災会議や地方公共団体等における防災・減災対策や、国民の具体的な行動判断に活用できるものとなるよう、留意する。

(2) 津波即時予測技術の開発及び津波予測に関する調査観測の強化

我が国は地震多発地域に位置し、かつ四方を海に囲まれるという地理的特徴を持っているため、常に津波の危険性にさらされている。現に、東北地方太平洋沖地震に伴う大規模な津波による甚大な被害は、改めて津波の危険性を正しく認識することの重要性を国民に示した。今後も、東海・東南海・南海地震等をはじめ、巨大な海溝型地震が発生した場合には、我が国は広域にわたって大規模な津波に襲われる可能性が高い。これらを踏まえ、平成21年4月に策定した新総合基本施策では、「津波予測技術の高度化」を掲げてきたが、これに基づく十分な取組がなされていなかった。

津波災害の軽減のために必要となる津波予測には、地震発生直後に出される津波即時予測（津波予報警報）と、地震が発生する前に提供する津波予測がある。

前者については、現在は地震発生後数分程度で津波予報警報が気象庁から発表されるが、地震計で得られるデータに基づく推定のため、その精度は必ずしも良いとは言えない。東北地方太平洋沖地震発生時には、GPS波浪計が津波を直接検知し、津波警報の更新に活用されたが、沿岸から約20kmの距離に設置されていることから津波が沿岸域に到達する少し前に同警報を更新することとなったため、住民に情報が十分に伝達できていなかったことが指摘されている。また、沖合の津波計については、一部の観測網が津波を検知するなど有効性が示されたが、その活用が十分ではなかったことが問題点として指摘されている。最近では、震源域近傍において津波の直接観測を可能とする海域の観測網の整備が一定の進捗を見せているとともに、GNSS観測網を用いて地震規模や震源域を即時に推定することが可能となることも見込まれているところである。これらの観測データを併用することにより、津波即時予測の精度は格段に向上することが期待される。

後者については、将来発生するであろう津波を地域住民や地方公共団体が正しく認識できることによって、防災・減災対策や実際に津波が発生した場合の避難行動や安全な土地利用を促す効果がある。そのため、過去の津波発生履歴を把握するための津波堆積物や歴史文献資料等の調査、津波発生の要因になり得る海底活断層の把握、巨大津波発生の要因となる海溝軸沿いの応力やひずみを把握するための地殻変動の観測、浅海域の詳細な

地形データの取得、各種観測データを取り入れた波源モデルの構築等による津波予測技術の高度化を図る必要がある。

このため、基本目標として、
海域における津波観測網の整備及び調査観測の充実
高精度な津波即時予測技術の開発
津波波源モデルの高精度化等による津波予測技術の高度化
を設定する。

基本目標の達成に向けて、

- ・ 海域における津波観測網の整備
- ・ 津波堆積物、歴史文献資料等の調査
- ・ 海底地形や海底活断層等の調査
- ・ 海溝軸沿いの地殻変動の観測
- ・ 海溝型地震により発生する津波に関する調査研究
- ・ 海域の津波観測網やGNSS観測網等の観測データを活用した津波の即時予測技術の高度化

等を総合的に推進する。

襲来する可能性のある津波を地域住民や地方公共団体が正しく認識できるようにするとともに、より正確な津波予報警報が実現すればその減災効果は、極めて高くなるものと考えられる。

なお、これらの取組に当たっては、地震や津波発生の不確実性も考慮しつつ、受け取り手である国民や地方公共団体が災害対応や防災対策に活用できるよう情報提供を行っていくことが重要であることに留意する必要がある。

(3) 活断層等に関連する調査研究による情報の体系的収集・整備及び評価の高度化

地震本部は、その発足以降、主要活断層帯の長期評価及びそこで発生する地震の強震動を評価し、一定の成果を上げてきた。しかし、活断層等に関連する基礎的情報は未だ十分に整備されておらず、そこで発生する地震については未知な部分も多く、一層の調査研究が必要とされている。

例えば、首都圏では、地下構造が複雑で、多種の震源断層の存在が想定されているにもかかわらず、十分な情報が得られていない。今後はこうした地域に分布する活断層の詳細位置や地下の震源断層の形状を把握し、当該地域で発生し得る地震動の特性を明らかにする必要がある。このため、平成17年8月に策定された「今後の重点的調査観測について」及び平成21年4月に策定された「新たな活断層調査について」（平成24年2月に一部改訂）において調査観測の対象とした活断層に加え、現行の評価結果において大規模地震の将来発生確率が高いとされた地域や大規模地震が発生した場合の社会的影響が大きいと予想される地域等を対象とした更なる調査及び評価を実施し、その結果を広く社会に提供することが重要となる。なお、これらの取組に当たっては、過去に調査をした活断層についても、技術の進展等により、新たな技術を適用して再調査した場合に新たな知見が得られる可能性があることに留意する。

また、この10年間に発生した被害地震の多くは、沿岸海域に分布する活断層及びひずみ集中帯で発生している。今後は、これらの地域の活断層を対象とした調査を実施し、発生し得る地震の規模と地震発生の可能性を評価していく必要がある。

さらに、「地震に関する基盤的調査観測計画」において、調査対象に位置付けられていない短い活断層で発生する地震については、主に既存のデータを活用し、必要に応じ調査を行い、評価を高度化する必要がある。地表面に現れていない断層については、活断層が途切れる場所や活褶曲が分布する地域を中心に調査し、評価を実施する必要がある。

このため、基本目標として、
発生確率が高いあるいは発生した際に社会的影響が大きい活断層等が分布する地域を対象とした評価の高度化
沿岸海域の活断層及びひずみ集中帯を中心とした未調査活断層の評価の高度化
短い活断層や地表に現れていない断層で発生する地震の評価の高度化
上記の3つの基本目標の実現による「全国地震動予測地図」の高度化及び活断層の詳細位置図に各種調査・評価結果を記した「活断層基本図（仮称）」の作成
を設定する。

なお、「全国地震動予測地図」の高度化については、(1) 「地震動即時予測及び地震動予測の高度化」の成果と統合する。

基本目標の達成に向けて、

- ・活断層の詳細位置把握のための調査
 - ・地下の断層面の詳細かつ三次元的な位置形状の調査
 - ・断層活動履歴に関する調査
 - ・地震発生の危険度評価の高度化
 - ・地域特性を反映した強震動予測評価に関する研究
- 等を総合的かつ効率的に推進する。

強震動評価については、断層近傍での実現象をより詳細に表現し得る断層破壊モデルを取り入れることにより、震源断層近傍における地震防災・減災対策が強化されるものとなる。

さらに、これらの研究成果の活用方法として、例えば、地震本部が作成した強震動計算手法を用いて、関係機関や地方公共団体等が自ら収集した地盤データを入力・計算することにより、詳細な強震動予測地図を簡便に作成できるシステムを開発する等、地震本部と地方公共団体等との間でデータや研究成果を相互活用し、国民に対して情報発信できる仕組みを構築することを検討する。

(4) 防災・減災に向けた工学及び社会科学研究との連携強化

防災・減災対策を進めていく上で、防災・減災研究と地震調査研究は車の両輪であり、その一方が欠けては社会に還元できる成果とは成り得ない。すなわち、地震調査研究の成果を防災・減災対策、避難行動等に確実かつ効果的に役立てることが重要であり、このためには、工学・社会科学研究と地震調査研究の連携を一層強化していく必要がある。また、地震以外の災害との複合災害もあり得ることから、他分野の災害に関する研究との連携を図っていくことも重要である。

具体的には、工学・社会科学分野の研究者や理学分野の研究者が一体となって、地震防災・減災のための研究を地域ごとに進められるようなプロジェクト研究が考えられる。この際には、工学・社会科学研究のニーズを踏まえて、理学分野の研究者が研究課題を設定することや、工学・社会科

学研究の側が有効活用できるような成果の展開の仕方を工夫していくことが重要である。

例えば、強震動評価については、工学者による検証計算が可能となるように、評価に使用した手法や基礎データを網羅するデータベースの作成が必要となる。また、耐震建築物の建設等の地震に強いまちづくりや事業継続計画等の策定等に結びつくよう、我が国で必要となる工学・社会科学研究を、地震本部としても促進し、最終的には、地震調査研究の成果が、地方公共団体、民間企業、NPO等の組織や国民一人ひとりの防災・減災行動の誘導に資することが重要である。

このため、基本目標として、
工学・社会科学研究のニーズを踏まえた地震調査研究の推進及び成果情報の整理・提供
地震被害軽減に繋げるために必要となるデータの体系的収集・公開及びこれらを活用した工学・社会科学研究の促進
を設定する。

基本目標の達成に向けて、
・工学・社会科学的な研究のニーズの把握
・工学・社会科学的な研究に活用可能な各種ハザード情報の整理
・理学・工学・社会科学分野の研究者が一体となって、地震・防災に関する課題を解決する研究システムの構築
を推進する。

なお、「全国地震動予測地図」、「震源断層を特定した地震動予測地図」、「長周期地震動予測地図」、「活断層基本図（仮称）」等に加え、工学、社会科学研究のニーズを踏まえ、各成果の基となった地震動波形データ等の基礎資料及び判断根拠等の関連情報を整理し、提供する。また、地震調査研究の成果の有効な活用事例も併せて分かり易い形で提供する。

また、地震調査研究の成果を地震被害の軽減に繋げるために必要となる、
・強震観測による地表及び構造物等の地震動波形データの取得
・実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等を用いた地震動による構造物等の応答に関する研究
・構造物等の被害を高精度で推定するための研究

・リスク情報を提供するシステムの構築等を地震本部として促進する。

2. 横断的に取り組むべき重要事項

基本目標の達成のための共通課題として、地震調査研究に不可欠な基盤観測等の維持・整備、人材育成、研究成果の普及発信等がある。ここでは、平成31年度までの間において、国をあげて横断的に取り組むべき重要事項をまとめる。

(1) 基盤観測等の維持・整備

これまで「基盤的調査観測計画」に基づいて、陸域を中心として整備された基盤観測網は、世界的にも類を見ない稠密かつ高精度な観測ネットワークであり、地震調査研究を推進する上で、最も基盤的かつ重要な観測設備であることは論を待たない。海域の地震・津波観測網の整備に関しては、南海トラフにおける地震・津波観測監視システム(DONET)の整備が一部完了し、日本海溝においても海底地震津波観測網の整備が開始されるなど、一定の進捗が見られるが、陸域の地震観測網に比べると依然として不足しており、十分な観測データが得られていない状況にある。また、GPS-音響測距方式による海底地殻変動観測技術の開発が進められており、海溝型地震発生予測の高度化のためには、今後はこの技術を活用して海域における地殻変動観測網の充実を図っていくことが重要である。さらには、強震観測網のリアルタイム化や広帯域地震観測網の展開等も残された課題である。

このため、
海域のリアルタイム地震・津波観測網の整備
海域における地殻変動観測網の整備
陸域の稠密基盤観測網の維持管理・強化
を横断的に取り組むべき重要事項として位置づける。

これまで、基盤観測網の整備は、国立大学が既に保有していた観測設備を除き、地震本部の方針等の下で国が計画的に実施してきた。しかし、国立大学の観測設備については法人化に伴う経費節減により、その維持管理が困難になっているので、大学等の観測網が全体として維持できるように

努める。なお、観測網の維持管理・更新等については、観測点配置、観測精度、必要経費等を検討した上で、可能な限りの高度化に努める。

さらに、昨今の市町村合併等に伴う震度計設置に関する課題もあることから、十分な地震動波形データの取得のため、地方公共団体における震度計等の計測機器の維持整備や、震度情報ネットワーク等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持整備を促進する。

一方、機動的観測は、大地震発生等の状況変化に応じた観測が可能という定常観測には無い大きな利点を持つ。これまでは、地震発生後迅速に観測を開始できる体制とは必ずしも言えない状況の中で、各機関が保持する観測機器を活用し合うことで対応してきた。今後さらに機動的観測を効率的・効果的に実施する観点から、運用時における研究機関の連携を一層強化するとともに、特定の研究機関の支援等により、観測機器の維持管理・更新がより合理的に実施できるような体制の整備を推進する。

合成開口レーダーをはじめとする衛星観測技術や微小な海底地殻変動の検出に向けたGPS・音響測距方式による観測技術は、近年、目覚ましい発展を遂げているが、さらなる解析技術の向上のための取組を推進する。特に後者に関しては、海溝軸沿いの深海における観測・解析技術の高度化を推進する。

なお、これらの基盤観測等から得られる観測データについては、地震調査研究をより一層発展させるために、円滑なデータの流通・公開を一層促進する。

また、地震活動と火山活動は同じ海洋プレートの沈み込みに起因する自然現象であり、過去には大規模な海溝型地震が発生した直後に内陸の火山が噴火したという事例も報告されている。さらに、火山の下に存在するマグマや熱水の影響など、火山地域特有の内陸地震の発生メカニズムもあると指摘されている。地震現象を総合的に理解するためには、海溝型地震及び内陸地震の発生、マグマの生成・上昇等を統一的に理解する必要があり、火山に関する研究を考慮した効率的な観測点配置とすることにも留意する。

(2) 人材の育成・確保

地震調査研究を実施する上では、単に地震現象の理学的な理解のみならず、防災・減災対策に役立てるといった観点が必要であることから、工学、社会科学的な理解も必要となる。しかしながら、これまでの地震調査研究においては、複数の研究分野を理解できる人材が不足しており、各分野間の連携がうまく図られてきたとは言い難い。

このため、

- ・大学における理学・工学・社会科学の複合的教育の実施
- ・若手研究者向けの研究資金制度の活用
- ・海外研究機関への派遣制度の活用
- ・民間企業等における研鑽機会の充実
- ・国の研究開発プロジェクトでの任期付任用の採用

等の推進により、地震調査研究を軸に他の分野にも造詣のある新しいタイプの研究者を、関連する学協会等と連携しながら、育成・確保する。さらに、他の分野の研究者が地震調査研究に積極的に関わることができるような取組も重要である。

また、地震学等の分野を専攻する大学院生が減少している等の問題も指摘されている。地震調査研究に携わる優秀な人材確保のためには、地球科学等の理工学分野が、次代を担う児童・生徒、学生にとって魅力的な学問となるよう、地震調査研究が知的好奇心を刺激する研究であるとともに、その研究成果は地震による被害の軽減に役立つということを、関係機関が協力して確実に社会に広めていく必要がある。

このため、

- ・研究者による積極的なアウトリーチ活動
 - ・地震調査研究の成果や魅力を分かり易く伝えるための資料の提供
- 等を促進する。さらに、児童・生徒の理科離れが進んでいることも懸念されていることから、理数教育の充実に努める。

国民が地震調査研究の成果を十分に理解し、防災・減災対策の具体的な取組に結び付けていくには、研究成果やこれを防災対策に活用するための知見を国民に分かり易く伝えるなど、国民が防災対策に活用することを支援する人材が必要となる。

このため、地域社会において、地震調査研究の成果を活用するなどして防災教育等に取り組む人材として、

- ・橋渡しの役割を担う人材の育成
 - ・大学の学部学生や大学院生、若手研究者等が防災教育等に取り組めるような環境の確保・整備
- 等を促進する。

(3) 国民への研究成果の普及発信

地震調査研究の成果を着実に国民や地方公共団体等の防災・減災対策に繋げていくためには、地震調査研究の目標や成果を分かり易く国民に示し、地震に関する正しい理解を得られるようにするとともに、地震の発生に伴う被害の認識や、それに備えるための防災・減災対策の必要性等に関する意識向上に繋げ、具体的な取組に結びつけていくことが重要である。国民一人一人がこのような適切な理解・認識を得られるようにするためには、地震調査研究の成果の情報発信に努めることはもちろんのこと、地方公共団体関係者、学校教員、NPO関係者、研究者などの防災教育や成果普及活動等の多様な取組を支援することが重要となる。これらの取組を効果的なものにするためには、例えば、地域に応じた地震・津波災害やこれに対する防災・減災対策等を分かり易く示した資料等の提供などが考えられる。さらに、地震調査研究の成果が地域の防災・減災対策に効果的に活用されるためには、理学・工学・社会科学分野の研究者、技術者、地方公共団体の防災担当者等が意思疎通を図り、最新の地震防災に関する知見や地方公共団体のニーズを共有する場の構築も有効である。

また、地震調査研究の成果の提供については、都道府県や市町村等の地方公共団体に対しては各々の政策判断に活用できる形で、工学・社会科学分野等の研究者に対しては研究の推進に活用可能な形で提供するなど、受け手側に応じて情報の提供を行うことが重要である。その際には、成果の効果的な活用方法やその事例も併せて提供することが重要である。

このため、

- ・国や地方公共団体等の防災関係者、民間企業、NPO等に対する研究成果の説明会やその利活用に関する研修の実施
- ・地域住民等を対象とした説明会やシンポジウムの開催
- ・マスメディアやインターネット、書籍、刊行物等を通じた情報提供

等により、地震調査研究の成果の情報提供・成果発信の多様化・充実を図るとともに、

- ・地震調査研究の成果の利活用や社会への普及啓発を効果的に行う情報提供の内容や手法の研究
- ・研究者による成果普及啓発活動やサイエンスコミュニケーション等の多様な活動の強化
- ・学校や社会教育施設等における防災教育や生涯学習に、地震調査研究の成果を分かり易い形で活かしていくための取組の支援
- ・地方公共団体関係者、研究者、NPO関係者などの地震防災に関する啓発活動等の多様な取組を支援するための地域に応じた地震・津波災害等を分かり易く伝えるコンテンツ等の作成
- ・理学・工学・社会科学分野の研究者、技術者、地方公共団体の防災担当者等が意思疎通を図り、最新の地震防災に関する知見や地方公共団体のニーズを共有する場の構築

等を推進する。

地震本部では、これまで全国地震動予測地図の作成・公表を行ってきたが、確率論的な情報や予測期間が国民にとって分かりづらいという指摘もあることから、地震調査に関する成果をより効果的な形で提供できるように、今後、見直しに向けた検討を行っていくことが必要である。

また、地震調査研究の防災・減災上の効果を国民に対して分かり易く提示することで、その有効性に対する国民の理解を進めることも検討する。その際には、中央防災会議等と連携を図りつつ推進する。

さらに、地震調査研究成果の普及発信と並行して、研究成果の国民・地方公共団体・民間企業への浸透状況、科学的限界・予測の誤差・ばらつき等についての理解及び防災対策促進への寄与の程度に関する定期的な調査や、国民や地方公共団体等の地震調査研究へのニーズを受け止めるための取組を実施し、それらを今後の地震調査研究計画に反映させていくことが重要である。

(4) 国際的な発信力の強化

我が国はこれまでに地震災害に関する様々な知見を蓄積しており、世界各国で発生する地震災害に対して、地震発生予測や緊急地震速報等に関する

る知見や技術を積極的に提供し、地震防災・減災分野での国際貢献に努めていくことにより、国際的な発信力を高めることが極めて重要である。その一環として地震本部も地震・津波に関する研究成果を、人的交流や情報提供の充実等を通して広く発信していく。

このため、

- ・二国間及び多国間での新たな枠組みによる地震・津波に関する共同の調査観測・研究
- ・地震・津波観測データ等の相互の流通・提供
- ・地震動の予測手法等の地震調査研究の成果等の翻訳による提供など国際社会への情報発信の充実
- ・地震調査研究に関連する留学生の受入れ及び研究者等の交流等を推進する。

さらに、東北地方太平洋沖地震により得られた知見や、地震・津波観測監視システムや衛星からの観測技術及び海底地殻変動観測技術などの新たな観測技術に関する知見・ノウハウを他国と共有するとともに、他国で地震・津波災害が発生した場合には、現地での緊急的な調査観測を行い、その後の対応に資する情報提供を行う等、世界各国で発生する地震・津波による被害を軽減するための取組に積極的な貢献を果たす。

(5) 予算の確保及び評価の実施

新総合基本施策で設定した基本目標を確実に達成するため、国、関係研究機関、国立大学法人等は、本施策に基づく地震調査研究の推進に必要な予算の確保に向けて、最大限努力する。

地震本部は、関係機関の地震調査研究関係予算の事務の調整を適切に行うとともに、新総合基本施策に基づき、地震調査研究の着実な推進が図られるよう、我が国全体の地震調査研究関係予算の確保に努める。

また、地震本部は、定期的に関係機関の地震調査研究の進展状況を把握し、新総合基本施策等との整合性の観点から評価を行うとともに、その結果を関係機関の実施計画等に適切に反映する。

さらに、地震本部において、新総合基本施策で掲げる基本目標の達成に向けた、地震調査研究の進捗状況について中間評価等を行うとともに、その結果を踏まえて、基本目標の見直し、さらには新総合基本施策全体の見直しについても検討を行う。

第4章 地震調査研究推進本部の役割

1. 地震調査研究推進本部の役割の強化

地震本部は、関係機関の協力の下、新総合基本施策に掲げられた基本目標等が確実に達成されるよう、我が国の地震調査研究の司令塔としての役割を果たしていく必要がある。

- このため、地震本部において、
- ・我が国の地震調査研究の現状を把握するため、新総合基本施策に基づき各省庁で実施される事業の定期的なフォローアップ及び評価の実施
 - ・評価と予算との連動を意識した地震調査研究関係予算の事務の調整
 - ・5年目を目途とした新総合基本施策全体の中間レビューの実施
 - ・大規模な被害地震が発生した場合の臨時の本部会議開催、及び対応策についての国民に対する積極的な情報発信
- 等により、その役割を強化することを検討する。

2. 地震調査研究推進本部と関係機関との連携・協力体制の強化

地震調査研究で得られた成果については、中央防災会議が策定する防災基本計画や各種地震に関する被害想定、さらには地方公共団体が策定する防災計画に適切に反映されるよう、これまで以上に関係機関等で成果が活用される体制の構築が必要である。

- このため、
- ・中央防災会議や地方公共団体等と密接に連携・協力を図ることができる連携体制の整備
 - ・地震調査研究の成果を活用する側からの要請を、地震調査研究に積極的に反映し、確実に成果が活用されるようにするための仕組みの構築等を行う。

特に、地震本部が行う活断層評価や海溝型地震の評価、強震動・津波評価等の調査観測研究の成果については、中央防災会議が行う被害想定等に効果的に活用されるよう、双方の事務局が密接に連絡・連携を取る等、政府内の地震調査研究から地震防災対策までの施策が一体的かつ一連の流れとして国民に理解されるように努める。また、これらの地震調

査観測研究の成果が関係機関等において研究活動や地震防災・減災対策に幅広く活用されるよう、積極的に成果に関するデータの公開に取り組む。

さらに、地震調査研究の成果の重要な利用者となる民間企業やNPOとの連携・協力を有機的に図ることも重要であることから、活断層データや地盤データをはじめとする民間企業等が有する成果物の積極的な活用及びこれらを活用した調査研究成果の民間企業等への効果的な情報発信等を行う。

また、地震予知連絡会や科学技術・学術審議会の測地学分科会、研究計画・評価分科会防災科学技術委員会等の重要な関係機関とも密接に情報交換を行う。

おわりに

東日本大震災では甚大な被害が発生し、改めて自然の脅威やその複雑性・不確実性を認識させられた。一方で、我が国は、地震帯、火山帯に位置する地理的な特性から、今後とも地震の発生そのものから逃れることはできない。

従って、地震・津波に関する諸現象を解明・予測する地震調査研究を進め、その成果を社会に示すことにより、防災・減災対策に生かすという取組の重要性は今後とも変わらない。

関係者は、東日本大震災を教訓として、地震調査研究を真に防災・減災に役立てることができるよう推進していく必要がある。特に、今後、国難となり得る甚大な被害を及ぼし得るとされている東海・東南海・南海地震や首都直下地震をはじめとする災害が発生した際に、東日本大震災と同じ轍を踏まぬよう、地震調査研究が被害軽減に確実に貢献できるよう取り組んでいくべきである。

新総合基本施策を指針として、我が国の地震調査研究の飛躍的な進展を図るとともに、その成果が防災・減災対策において適切に活用されるよう努めることにより、我が国が地震災害に対して強い国となるよう、関係者一丸となって努力していかなければならない。

參考資料

用語集

アウトリーチ活動

分かりやすく親しみやすい形で人々に科学技術を伝え、対話を深めて人々の要望や不安をくみ取って、自らの科学技術活動に反映させていく活動。

アスペリティ

プレート境界や断層面において固着の強さが特に大きい領域のこと。この領域が地震時に滑ると、滑り量が周りよりも大きくなり、大振幅の地震波を放出する。アスペリティでない領域を非アスペリティといい、非地震性滑りの進行によりひずみを開放している場合もある。

アスペリティモデル

非地震性滑りの進行により固着領域（アスペリティ）に応力が集中し、やがて地震発生に至るというモデルをアスペリティモデルと言う。同一地域において異なる大きさのアスペリティが存在して階層構造をしているという考え方もある。

応力

物体内部での力の掛かり具合を示す、物体内部に考えた仮想的な面を通して及ぼされる単位面積当たりの力。震源域の応力が破壊強度より高くなったときに地震が発生すると考えられている。三次元の物質中の任意の応力状態は互いに直交する三つの軸に平行な圧縮と引っ張りで表すことができるが、この三つの軸を応力の主軸と呼ぶ。この三つの軸を基準とし、力の働く面と力の働く方向を九つの成分で表したものを応力テンソルと言う。また、起震応力場という表記によって地震を発生させる応力の方向や状態を示すこともある。また、地震発生前後のせん断応力の応力差を応力降下量と言う。

海溝型地震

海溝沿いで発生する地震の総称。海洋プレートと大陸プレートとの間のずれによって生じる地震（プレート間地震）と、海洋プレート内部の破壊によって発生する地震とがある。

活褶曲（かつしゅうきょく）

堆積当時水平であった地層が地殻変動により波状に変形した地質構造を褶曲というが、褶曲を形成する作用が現在も働いており、今後も褶曲が進行する可能性のあるもの。

活断層

地質時代で言う第四紀後期（数十万年前～現在）に繰り返し地震を発生させ地表近傍まで食い違いを生じてきた断層。今後も同様の地震を発生させると考えられる。

合成開口レーダー

人工衛星や航空機等にレーダーを搭載して飛行し、移動中に受信した情報を合成することで、大型アンテナと同等の高い分解能を実現したレーダーシステム。一定の時間間隔をおいた2種類の観測データを得ることによって、その期間内の地表面の変動を広範囲かつ高分解能で面的に捉えることができる。

地震発生予測

発生が予想される地震について、発生時期、発生場所、規模等を地殻活動観測データ等に基づき予め推測すること。ここでは、いわゆる「直前予知」とは異なるものとして用いている。

G P S - 音響測距方式

海底の地殻変動を観測するための手法の一つ。海上の船舶やブイの位置をGPSによって精密に決定し、それらと海底に設置された基準点との距離を海中音波を用いて測定することにより、間接的に基準点の変動を推定する。

震源断層

地震を起こした断層のことをいい、通常は地下にあり、大きな地震では複数の断層が連動して動くことがある。また、断層面から枝分かれした断層を分岐断層と言う。

スロッシング現象

プールやタンク等の液体内容物（水、石油等）の表面が、地震等の外部からの振動と共振して大きく波打つ現象。

スロースリップ

人が感じるような地震波を放出することなく、断層面やプレート境界面でゆっくりと進行するすべり。

即時予測

地震が発生した直後に観測されたデータを利用して、地震波や津波が特定の地域に到達する前に、該当地域の地震動や津波高等を予め推測すること。

地殻活動

地震や火山噴火、およびそれを引き起こす地殻変動など、地殻内で発生する現象全般の総称。

長周期地震動

地震発生時に通常の震動とは異なり、数秒～数十秒周期でゆっくりと揺れる震動。一般に、マグニチュードの大きい地震ほどゆっくりとした揺れの成分を多く含む。長周期地震動の周期が超高層ビル等の固有周期と一致すると共振しやすく、場合によっては大きな被害につながる可能性もある。

津波堆積物調査

過去の巨大津波によって堆積された、沿岸低地の地層に残されている砂層の調査。

津波波源

地震に伴う海底の地殻変動により直接海面変動が生じる領域。津波は、地震や海底地滑り等に伴い海水が持ち上げられることによって発生し、津波波源から全方位に海面変動（上昇あるいは下降）として伝播する。

低周波微動

通常の地震波よりも周波数の低い微小なゆれが、長時間にわたって継続的に放出される現象。

ハザード情報

地震時の揺れの強さや津波高等の自然現象と、その発生確率に関する情報。

ひずみ

岩盤（プレート）などが変形する際の、変形の大きさをひずみと言う。単位長さ当たりの変位で定義される、変形の度合いを表す物理量。

ひずみ集中帯

G P S 観測や地形地質調査から、地殻内のひずみが大きいと推定されている領域。日本海東縁部等に存在している。

防災リテラシー

防災についての正確な理解をもとに、災害やハザードに係る状況・情報を理解・認識し、これらに応じた適切な行動を実践できること。

リスク情報

ハザード情報をもとに想定される社会的影響に関する情報。

地震調査研究推進本部構成員
(平成21年3月時点)

(地震調査研究推進本部長)

塩谷立 文部科学大臣

(地震調査研究推進本部員)

漆間巖 内閣官房副長官

山本信一郎 内閣府事務次官

瀧野欣彌 総務事務次官

銭谷眞美 文部科学事務次官(本部長代理)

望月晴文 経済産業事務次官

春田謙 国土交通事務次官

(常時出席者)

平木哲 気象庁長官

小牧和雄 国土地理院長

地震調査研究推進本部
政策委員会構成員
(平成21年3月時点)

(委員長)

岡田 恒 男 日本建築防災協会理事長

(委員長代理)

吉井 博 明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

(委員)

阿部 勝 征 国立大学法人東京大学名誉教授
(地震調査委員会委員長)

天野 玲 子 鹿島建設株式会社土木管理本部土木技術部部長
(技術開発促進グループ長)

石川 嘉 延 静岡県知事

石田 瑞 穂 独立行政法人海洋研究開発機構
地球内部変動研究センター長付特任上席研究員

大久保 修 平 国立大学法人東京大学地震研究所長

河田 恵 昭 国立大学法人京都大学防災研究所
巨大災害研究センター長・教授

国崎 信 江 危機管理アドバイザー

重川 希志依 富士常葉大学環境防災学部教授

高木 鞆 生 国立大学法人東京工業大学統合研究院特任教授
/日本科学技術ジャーナリスト会議理事

中林 一 樹 首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授

長谷川 昭 国立大学法人東北大学名誉教授

平田 直 国立大学法人東京大学地震研究所教授

本藏 義 守 国立大学法人東京工業大学大学院理工学研究科教授

矢田 立 郎 神戸市長

柳澤 協 二 内閣官房副長官補(安全保障、危機管理担当)

大森 雅 夫 内閣府政策統括官(防災担当)

株丹 達 也 消防庁次長

藤木 完 治 文部科学省研究開発局長

鈴木 正 徳 経済産業省産業技術環境局長

甲村 謙 友 国土交通省河川局長

(常時出席者)

平木 哲 気象庁長官

小牧 和 雄 国土地理院長

地震調査研究推進本部政策委員会
新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会構成員
(平成21年3月時点)

(主 査)

長谷川 昭 国立大学法人東北大学名誉教授

(主査代理)

中 埜 良 昭 国立大学法人東京大学生産技術研究所教授

(委 員)

天 野 玲 子 鹿島建設株式会社土木管理本部土木技術部長

井 川 陽次郎 読売新聞論説委員

今 村 文 彦 国立大学法人東北大学大学院工学研究科教授

入 倉 孝次郎 愛知工業大学地域防災研究センター客員教授

岡 田 義 光 独立行政法人防災科学技術研究所理事長

岡 山 淳 消防庁国民保護・防災部長(第1回～第10回)

幸 田 雅 治 消防庁国民保護・防災部長(第11回～第13回)

加 藤 茂 海上保安庁海洋情報部長

国 崎 信 江 危機管理アドバイザー

小 林 佐登志 静岡県防災局長

小 牧 和 雄 国土地理院参事官(第1回)

関 克 己 国土地理院参事官(第2回～第10回)

木 下 賢 司 国土地理院参事官(第11回～第13回)

島 崎 邦 彦 国立大学法人東京大学地震研究所教授

末 廣 潔 独立行政法人海洋研究開発機構理事

杉 山 雄 一 独立行政法人産業技術総合研究所

活断層研究センター長

田 口 尚 文 内閣府官房審議官(防災担当)

田 中 淳 東京大学大学院情報学環

総合防災情報研究センター長 教授

濱 田 信 生 気象庁地震火山部長(第1回～第7回)

伊 藤 秀 美 気象庁地震火山部長(第8回～第13回)

林 春 男 国立大学法人京都大学防災研究所教授

日 高 桃 子 国立大学法人京都大学防災研究所准教授

平 田 直 国立大学法人東京大学地震研究所教授

平 原 和 朗 国立大学法人京都大学大学院理学研究科教授

福 和 伸 夫 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科教授

本 藏 義 守 国立大学法人東京工業大学大学院理工学研究科教授

(第8回～第13回)

新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会の設置について

平成19年8月22日
政策委員会

地震調査研究推進本部は、平成11年4月に「地震調査研究の推進について - 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策 -」（以下「総合基本施策」という）を策定した。

総合基本施策は、平成11年度からの10年程度の地震調査研究推進の基本であるとともに、推進本部の活動の指針として策定されたものであるが、策定から約10年が経過したことを踏まえ、これまでの成果を総括し、今後の10年程度を見越した新たな「総合基本施策」を策定するべく、検討を開始する必要がある。

このため、政策委員会の下に「新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会」を設置する。

1. 検討事項

- (1) 次期総合基本施策の位置づけについて
- (2) 今後の地震調査研究の目指すべき目標について
- (3) 地震調査研究の推進方策について

2. 構成員等

- (1) 専門委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
- (2) 専門委員会に主査を置き、専門委員会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、専門委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

地震調査研究推進本部政策委員会
新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会審議経過

	開催日	主な検討事項
第1回	平成19年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・地震調査研究推進本部の位置づけ及びこれまでの活動状況を確認するとともに、新総合基本施策に盛り込むべき事項について議論を行った。
第2回	平成19年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの地震調査研究の成果や新総合基本施策に盛り込むべき事項等について、気象庁、国土地理院、海上保安庁、消防庁から意見を聴取し、議論を行った。
第3回	平成19年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの地震調査研究の成果や新総合基本施策に盛り込むべき事項等について、(独)産業技術総合研究所、(独)海洋研究開発機構、(独)防災科学研究所から意見を聴取し、議論を行った。 ・科学技術・学術審議会測地学分科会における次期計画について報告を受けた。
第4回	平成19年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・地震調査研究推進本部に期待する役割や新総合基本施策に盛り込むべき事項等について、内閣府防災担当、東京都、地震・火山噴火予知研究協議会から意見を聴取し、議論を行った。
第5回	平成20年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災を専門とする委員より、地震調査研究の成果を活用するための方策について説明を受け、議論を行った。
第6回	平成20年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議から活動状況の報告を受けるとともに、日本活断層学会から新総合基本施策に向けての提言を受けた。 ・地震学を専門とする委員より、地震調査研究の今後の方向性について説明を受けた。 ・これまでの審議を反映した新総合基本施策の骨子案について議論を行った。
第7回	平成20年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・政策委員会及び本部会議における審議を確認した。 ・これまでの審議を反映した新総合基本施策の骨子案について議論を行った。

第 8 回	平成 20 年 4 月 25 日	・これまでの審議を反映した新総合基本施策の中間報告(案)について議論を行った。
第 9 回	平成 20 年 5 月 23 日	・これまでの審議を反映した新総合基本施策の中間報告(案)について議論を行った。
第 10 回	平成 20 年 6 月 4 日	・これまでの審議を反映した新総合基本施策の中間報告(案)について議論を行った。
第 11 回	平成 20 年 7 月 9 日	・政策委員会における審議を確認した。 ・新総合基本施策の中間報告(案)を取りまとめた。
	平成 20 年 9 月 3 日 ~ 平成 20 年 10 月 2 日	「新たな地震調査研究の推進について」中間報告に対する意見募集
第 12 回	平成 20 年 11 月 11 日	・「新たな地震調査研究の推進について」中間報告に対する意見募集の結果を確認した。 ・意見募集結果を反映した「新たな地震調査研究の推進について」(案)について議論を行った。
第 13 回	平成 20 年 12 月 9 日	・「新たな地震調査研究の推進について」の最終報告(案)を取りまとめた。

地震調査研究推進本部構成員
(平成24年7月時点)

(地震調査研究推進本部長)

平野博文 文部科学大臣

(地震調査研究推進本部員)

竹歳誠 内閣官房副長官

松元崇 内閣府事務次官

岡本保 総務事務次官

森口泰孝 文部科学事務次官(本部長代理)

安達健祐 経済産業事務次官

宿利正史 国土交通事務次官

(常時出席者)

羽鳥光彦 気象庁長官

岡本博 国土地理院長

地震調査研究推進本部
政策委員会構成員
(平成24年7月時点)

(委員長)

中島正愛 国立大学法人京都大学防災研究所所長

(委員長代理)

吉井博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

(委員)

天野玲子 鹿島建設株式会社知的財産部長

金田義行 独立行政法人海洋研究開発機構地震津波・防災研究
プロジェクトプロジェクトリーダー

川勝平太 静岡県知事

河田恵昭 関西大学社会安全学部長・教授

国崎信江 危機管理アドバイザー

高木鞆生 国立大学法人東京工業大学統合研究院ソリューション
研究機構研究特任教授 / 日本科学技術ジャーナリスト
会議理事

田村圭子 国立大学法人新潟大学危機管理本部危機管理室教授

中林一樹 明治大学大学院政治経済学研究科特任教授

長谷川昭 国立大学法人東北大学名誉教授

平田直 国立大学法人東京大学地震研究所教授

平原和朗 国立大学法人京都大学大学院理学研究科教授

本藏義守 国立大学法人東京工業大学特任教授

(地震調査委員会委員長)

矢田立郎 神戸市長

櫻井修一 内閣官房副長官補(安全保障、危機管理担当)

原田保夫 内閣府政策統括官(防災担当)

長谷川彰一 消防庁次長

戸谷一夫 文部科学省研究開発局長

菅原郁郎 経済産業省産業技術環境局長

関克己 国土交通省水管理・国土保全局長

(常時出席者)

羽鳥光彦 気象庁長官

岡本博 国土地理院長

地震調査研究推進本部政策委員会
総合部会構成員
(平成24年7月時点)

(部会長)

長谷川 昭 国立大学法人東北大学名誉教授

(委員)

入 倉 孝次郎 愛知工業大学地域防災研究センター客員教授

江 口 裕 損害保険料率算出機構火災・地震保険部長

金 子 美 香 清水建設株式会社技術研究所安全安心技術センター
センター所長

上垣内 修 気象庁地震火山部管理課長

国 崎 信 江 危機管理アドバイザー

重 川 希志依 富士常葉大学大学院環境防災研究科教授

島 崎 邦 彦 国立大学法人東京大学名誉教授

杉 本 明 文 兵庫県防災監

高 木 鞆 生 国立大学法人東京工業大学統合研究院ソリューション
研究機構研究特任教授 / 日本科学技術ジャーナリスト
会議理事

立 花 正 人 横浜市危機管理監

中 埜 良 昭 国立大学法人東京大学生産技術研究所所長・教授

平 原 和 朗 国立大学法人京都大学大学院理学研究科教授

福 和 伸 夫 国立大学法人名古屋大学大学減災連携研究センター
教授

山 口 英 樹 消防庁国民保護・防災部防災課長

吉 井 博 明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

(常時出席者)

本 藏 義 守 国立大学法人東京工業大学特任教授
(地震調査委員会委員長)

地震調査研究推進本部政策委員会
「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る審議経過

	開催日	主な検討事項
総合部会 (第24回)	平成23年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議、気象庁及び地震調査研究推進本部事務局より、東日本大震災を踏まえた対応についてヒアリングを実施 ・「地震本部総合部会の今後の進め方について」を決定
総合部会 (第25回)	平成24年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁より、地震調査研究の進捗状況についてヒアリングを実施 ・JAMSTEC金田プロジェクトリーダーより、地震調査研究（海溝型地震）の進捗状況についてヒアリングを実施 ・消防庁より、東日本大震災を踏まえた対応についてヒアリングを実施 ・「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて検討
総合部会 (第26回)	平成24年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学平田教授及び同大学古村教授より、大学等における研究の進捗状況についてヒアリングを実施 ・気仙沼市及び愛知県より、地震調査研究の活用状況等についてヒアリングを実施 ・「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて検討
総合部会 (第27回)	平成24年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学大木助教より、大学における地震調査研究のアウトリーチ活動の現状等についてヒアリングを実施 ・静岡県及び応用地質（株）より、地震調査研究の活用状況等についてヒアリングを実施 ・（株）防災＆情報研究所より、地震調査研究等に関するアンケート結果について発表 ・「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて検討
総合部会 (第28回)	平成24年 5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな地震調査研究の推進について」見直しの方向性（案）について検討

総合部会 (第 29 回)	平成 24 年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株) 防災 & 情報研究所より、地震調査研究等に関するアンケート結果について発表 ・ 清水建設 (株)、(株) 竹中工務店及、JR 東日本及び高知市より、地震調査研究の活用状況等についてヒアリングを実施 ・ 「新たな地震調査研究の推進について」見直し (案) について検討
-	平成 24 年 6 月 8 日 ~ 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント (意見公募) を実施
総合部会 (第 31 回)	平成 24 年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見公募結果を踏まえ、「新たな地震調査研究の推進について」見直し (案) を審議
政策委員会 (第 41 回)	平成 24 年 7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな地震調査研究の推進について」見直し (案) を審議

地震防災対策特別措置法（抄）

（平成七年六月十六日法律第百十一号）

（最終改正：平成二三年八月三日法律第一〇五号）

（目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（略）

（地震調査研究推進本部の設置及び所掌事務）

第七条 文部科学省に、地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

（本部の組織）

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）とし、文部科学大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命する。

4 本部の庶務は、文部科学省において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、文部科学省及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政策委員会)

第九条 本部に、第七条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(地震調査委員会)

第十条 本部に、第七条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第十一条 本部長は、気象庁長官に対し、第七条第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区气象台(沖縄气象台を含む。)は、第一項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第十二条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

第十三条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

附則 抄

(以下略)

新たな地震調査研究の推進について

—地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策—

背景

- 地震災害から国民の生命・財産を守り、豊かで安全・安心な社会を実現するという国の基本的な責務を果たすため、10年間の環境の変化や地震調査研究の進展を踏まえつつ、将来を展望した新たな地震調査研究の方針を示す「新たな地震調査研究の推進について」を地震本部において平成21年4月に策定。
- 平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波が発生し、死者・行方不明者約2万人という甚大な人的被害が生じたことを重く受け止め、東日本大震災における課題を明らかにし、それを克服する対策を検討した上で、「新たな地震調査研究の推進について」を地震本部において平成24年9月に改訂。

東日本大震災を踏まえた課題や教訓

- ・「超巨大地震の可能性を検討していなかったこと」、「調査観測データ不足等により東北地方太平洋沖地震を評価の対象とすることができなかった
- ・東北地方太平洋沖地震により発生した津波の高さが過小評価であったことを踏まえ、津波即時予測技術の高度化が必要
- ・地震調査研究が着実に防災・減災対策に活用されるよう、工学・社会科学等との連携強化が重要

地震調査研究の基本理念

- ・地震災害から国民の生命と財産を守るため、より精度の高い地震発生予測及び地震動・津波予測を実現し、地震や津波の即時予測の高精度化に向けた調査研究を推進
- ・東海・東南海・南海地震、首都直下地震等の調査研究を戦略的に実施。また、東北地方太平洋沖地震の震源域周辺、他の地域においても大きな被害を及ぼす地震及び津波が発生する可能性があることを常に念頭において調査観測を推進
- ・調査研究の成果を発信することにより、地震による被害を最小限に抑えることの出来る社会の構築に寄与

1. 当面10年間に取り組むべき地震調査研究

(1) 海溝型地震を対象とした地震発生予測の高精度化に関する調査観測の強化、地震動即時予測及び地震動予測の高精度化

- M9クラスの超巨大地震の発生や海溝型地震の連動発生等の可能性評価を含めた地震発生予測の精度向上
- 海域の地震観測網の活用等による緊急地震速報の高度化

など

(3) 活断層等に関連する調査研究による情報の体系的収集・整備及び評価の高度化

- 沿岸海域及びひずみ集中帯等の未調査活断層を対象とした評価の高度化
- 短い活断層や地表に現れていない断層の評価の高度化
- 活断層の詳細位置等を記した「活断層基本図」の作成

など

(2) 津波即時予測技術の開発及び津波予測に関する調査観測の強化

- 海域における津波観測網の整備及び調査観測の充実
- 高精度な津波即時予測技術の開発

など

(4) 防災・減災に向けた工学及び社会科学等との連携強化

- 工学・社会科学等のニーズを踏まえた地震調査研究の推進

など

2. 横断的に取り組むべき重要事項

(1) 基盤観測等の維持・整備

- ・ 海域のリアルタイム地震・津波観測網の整備
- ・ 海域における地殻変動観測網の整備

など

(2) 人材の育成・確保

- ・ 国民が地震調査研究の成果を防災対策に活用することを支援する人材の育成

など

(3) 国民への研究成果の普及発信

- ・ 情報の受け手に応じた情報提供や最新の地震防災に関する知見等を共有する場の構築

など

(4) 国際的な発信力の強化

- ・ 二国間及び多国間での新たな枠組みによる地震・津波に関する共同調査観測・研究

など

(5) 予算の確保及び評価の実施

○主要活断層帯一覧

サロベツ断層帯
標津断層帯
十勝平野断層帯
富良野断層帯
増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯
当別断層
石狩低地東縁断層帯
黒松内低地断層帯
函館平野西縁断層帯
青森湾西岸断層帯
津軽山地西縁断層帯
折爪断層
花輪東断層帯
能代断層帯
北上低地西縁断層帯
雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯
横手盆地東縁断層帯
北由利断層
新庄盆地断層帯
山形盆地断層帯
庄内平野東縁断層帯
長町－利府線断層帯
福島盆地西縁断層帯
長井盆地西縁断層帯
双葉断層
会津盆地西縁・東縁断層帯
楡形山脈断層帯
月岡断層帯
長岡平野西縁断層帯
鴨川低地断層帯
関谷断層
関東平野北西縁断層帯

立川断層帯
伊勢原断層
神縄・国府津一松田断層帯
三浦半島断層群
北伊豆断層帯
六日町断層帯
高田平野断層帯
十日町断層帯
信濃川断層帯（長野盆地西縁断層帯）
糸魚川一静岡構造線活断層系
曾根丘陵断層帯
富士川河口断層帯
木曾山脈西縁断層帯
境峠・神谷断層帯
魚津断層帯
跡津川断層帯
高山・大原断層帯
牛首断層帯
庄川断層帯
伊那谷断層帯
阿寺断層帯
屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯
邑知瀉断層帯
砺波平野断層帯・呉羽山断層帯
森本・富樫断層帯
福井平野東縁断層帯
長良川上流断層帯
濃尾断層帯
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
野坂・集福寺断層帯
湖北山地断層帯
琵琶湖西岸断層帯
養老一桑名一四日市断層帯
鈴鹿東縁断層帯
鈴鹿西縁断層帯
頓宮断層

伊勢湾断層帯
布引山地東縁断層帯
木津川断層帯
三方・花折断層帯
山田断層帯
京都盆地－奈良盆地断層帯南部（奈良盆地東縁断層帯）
有馬－高槻断層帯
生駒断層帯
三峠・京都西山断層帯
六甲・淡路島断層帯
大阪湾断層帯
上町断層帯
中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）
山崎断層帯
長尾断層帯
五日市断層帯
岩国断層帯
安芸灘断層群
宇部沖断層群（周防灘断層群）
菊川断層帯
西山断層帯
警固断層帯
別府－万年山断層帯
布田川断層帯・日奈久断層帯
水縄断層帯
雲仙断層群
出水断層帯
人吉盆地南縁断層帯
宮古島断層帯

地震調査研究推進本部の各委員会の役割

<p>本部会議（地震調査研究推進本部）</p>	<p>地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき設置された政府の特別の機関であり、同法第7条第2項の規定に基づき、①地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること、②関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと、③地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること、④地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと、⑤上記による評価に基づき広報を行うこと、等を実施する。</p>
<p>政策委員会</p>	<p>地震防災対策特別措置法第9条に基づき地震本部の下に置かれる組織であり、上記①～③、⑤等について調査審議する。</p>
<p>調査観測計画部会</p>	<p>今後の地震調査研究の推進方策について検討を行い、調査観測計画を策定するため、地震活動及び地殻変動等の観測施設の整備、活断層等の調査、その他地震の調査研究の推進等について調査審議する。</p>
<p>総合部会</p>	<p>地震調査研究の成果を着実に国民や地方公共団体等の防災・減災対策等に繋げていくためには、国民や地方公共団体等の防災減災対策等のニーズを正確に把握した上で地震調査研究を推進するとともに、地震調査研究の目標や成果を分かり易く国民に示し、地震に関する正しい理解を得られるようにすることが必要であることから、これらの方策を検討するとともに、その結果を踏まえ、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整について、調査審議する。 なお、政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。</p>
<p>地震調査委員会</p>	<p>地震防災対策特別措置法第10条に基づき地震本部の下に置かれる組織であり、上記④について調査審議する。</p>
<p>長期評価部会</p>	<p>長期的な観点から、地域ごとの地震活動に関する特徴を明らかにするとともに、地震の発生の可能性の評価を行うため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 地殻変動、活断層、過去の地震等の資料に基づく地震活動の特徴の把握 (2) 長期的な観点からの地震発生可能性の評価手法の検討と評価の実施 等</p>
<p>海溝型分科会（第二期）</p>	<p>長期評価部会の審議に資するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 海溝型地震の長期評価手法 (2) 海溝型地震の長期評価 等</p>
<p>活断層分科会</p>	<p>長期評価部会の審議に資するため、活断層に関する評価等について調査審議する。 また、同分科会の下位に位置するワーキンググループを設け、変動地形、重力、地下構造等による活断層のセグメンテーションの判別・整理を行う。</p>
<p>活構造ワーキンググループ</p>	<p>活断層分科会における審議に資するため、活断層あるいは地表で明確な痕跡を捉えにくい活断層の地下の断層形状を推定する資料を作成すべく、反射断面、重力異常分布等に関する調査結果の検討を行う。</p>
<p>活断層評価手法等検討分科会</p>	<p>長期評価部会の審議に資するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 既往の活断層評価のレビューと今後の活断層評価の手法についての検討 (2) 活断層評価の評価文の体裁 (3) 活断層評価における長期確率算出の改善 (4) 今後の活断層評価の優先順位 (5) 活断層調査の効率的な推進のための検討 等</p>
<p>地震動予測地図高度化ワーキンググループ</p>	<p>長期評価部会・強震動評価部会の両部会の下に位置する専門委員会で、地震動予測地図の高度化に資するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 長期評価部会における成果を地震動予測地図に活かす手法 (2) 強震動評価部会における成果を地震動予測地図に活かす手法 (3) 地震動予測地図の高度化に関し、他の分科会では扱わない事項 等</p>
<p>強震動評価部会</p>	<p>強震動予測手法を検討するとともに、それを用いた強震動の評価を行うため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 強震動予測手法の検討に関すること (2) 地盤構造データの総合評価に関すること (3) 強震動の予測の実施に関すること 等</p>
<p>強震動予測手法検討分科会</p>	<p>強震動評価部会の審議に資するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 強震動予測手法の高度化 (2) 強震動予測地図の高度化 等</p>
<p>地下構造モデル検討分科会</p>	<p>強震動予測に適した地下構造の標準モデル全国版の作成、及び長周期地震動予測に用いる地下構造の作成に関して、強震動評価部会の審議に資するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 強震動予測に適した3次元地下構造モデルの作成手法の検討 (2) 既存の地下構造モデルの評価、改良、標準化 (3) 浅い地盤構造に対する地下構造モデル作成手法の提案 (4) 地下構造データの収集、及び地下構造データや作成した3次元地下構造モデルのデータベース化 (5) 地下構造調査の効率的な推進のための検討 等</p>
<p>津波評価部会</p>	<p>地震により発生する津波の予測手法を検討するとともに、それを用いた津波の評価を行うため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 津波の予測手法に関すること (2) 津波の予測の実施に関すること 等</p>
<p>高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会</p>	<p>高感度地震観測データの一元化処理を円滑に進め、地震活動評価や地震調査研究の推進に資することを目的とし、高感度地震観測データの処理・解析結果の品質および処理・解析方法の改善・高度化等について検討するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 高感度地震観測データの処理・解析結果に求められる品質に関すること (2) 高感度地震観測データの処理・解析方法の改善・高度化に関すること 等</p>
<p>地震活動の予測的な評価手法検討小委員会</p>	<p>地震調査委員会の現状評価の高度化に資するため、主に以下の内容について調査審議する。 (1) 地震活動の特徴の抽出 (2) 抽出結果の整理・評価に基づく地震活動の予測的な評価手法の検討</p>

地震調査研究推進本部の各委員会の平成27年度開催実績(予定を含む。)(1/2)

別紙3-2

	回数 (予定 含む)	開催日(予定含む)	委員数 (平成27年4月現在)	審議内容(予定含む)
本部会議	1	① 8月28日	9 (本部長、本部長、 常時出席者)	①H26.9～H27.8までの政策委員会、地震調査委員会の活動内容について、平成28年度の地震調査研究関係予算概算要求について
政策委員会	2	① 8月24日 ② 3月(予定)	23 (常時出席者を含 む)	①総合部会の活動について、調査観測計画部会の活動について、地震調査委員会の活動について、地震調査研究推進本部の広報について、平成28年度地震調査研究関係予算概算要求について ②防災・減災に向けた工学及び社会科学者との連携強化について、新総合基本施策の評価について、地震調査委員会における審議状況について(予定)
調査観測計画部会	1	① 2月(予定)	17	①平成28年度の重点的調査対象活断層について
総合部会	6	① 6月16日 ② 7月6日 ③ 8月4日 ④ 8月18日 ⑤12月(予定) ⑥ 2月(予定)	17	①地震調査研究の現状及び平成28年度以降における基本的構想についての機関毎ヒアリング ②平成28年度の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について、地震調査研究成果の普及展開方策に関する調査について(報告) ③各省庁の平成28年度地震調査研究関係予算に関する概算要求ヒアリング ④平成28年度地震調査研究関係予算概算要求について、地震調査委員会における審議状況について、平成28年度のヒアリング・アンケート調査の実施方針について ⑤地震調査研究の成果の普及方策等について(予定) ⑥地震調査研究の成果の普及方策等について(予定)
地震調査委員会	12	① 4月9日 ② 5月14日 ③ 6月9日 ④ 7月9日 ⑤ 8月11日 ⑥ 9月9日 ⑦10月9日(予定) ⑧11月11日(予定) ⑨12月9日(予定) ⑩ 1月13日(予定) ⑪ 2月9日(予定) ⑫ 3月9日(予定)	19	①現状評価、長期評価(関東地域の活断層長期評価) ②現状評価 ③現状評価 ④現状評価 ⑤現状評価 ⑥現状評価 ⑦現状評価 ⑧現状評価 ⑨現状評価、長期評価(確率値更新) ⑩現状評価、長期評価(確率値更新) ⑪現状評価、強震動評価(全国地震動予測地図更新)、津波評価 ⑫現状評価、強震動評価(全国地震動予測地図更新)、津波評価
長期評価部会	9	① 4月3日 ② 6月3日 ③ 7月24日 ④10月2日 ⑤11月30日(予定) ⑥12月(予定) ⑦ 1月(予定) ⑧ 2月(予定) ⑨ 3月(予定)	12	①長期評価(関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ②長期評価(関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝)、津波の評価に関する検討 ③長期評価(関東地域評価、中国地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ④長期評価(中国地域評価、千島海溝・日本海溝)、津波の評価に関する検討 ⑤長期評価(中国地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑥長期評価(中国地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑦長期評価(中国地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑧長期評価(中国地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑨長期評価(中国地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝)
海溝型分科会(第二期)	7	① 5月20日 ② 7月24日 ③10月2日 ④11月20日(予定) ⑤ 1月(予定) ⑥ 2月(予定) ⑦ 3月(予定)	11	①長期評価(超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝)、津波の評価に関する検討 ②長期評価(超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝)、津波の評価に関する検討 ③長期評価(千島海溝・日本海溝)、津波の評価に関する検討 ④長期評価(超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑤長期評価(超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑥長期評価(超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝) ⑦長期評価(超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝)

地震調査研究推進本部の各委員会の平成27年度開催実績 (2/2)

	回数 (予定 含む)	開催日(予定含む)	委員数 (平成27年4月現在)	審議内容(予定含む)
活断層分科会	11	① 5月18日 ② 6月22日 ③ 7月23日 ④ 8月25日 ⑤ 9月30日 ⑥ 11月 4日(予定) ⑦ 11月26日(予定) ⑧ 12月(予定) ⑨ 1月(予定) ⑩ 2月(予定) ⑪ 3月(予定)	10	①中国地域の活断層の長期評価 ②中国地域の活断層の長期評価 ③中国地域の活断層の長期評価 ④中国地域の活断層の長期評価 ⑤中国地域の活断層の長期評価(予定) ⑥中国地域の活断層の長期評価(予定) ⑦中国地域の活断層の長期評価(予定) ⑧中国地域の活断層の長期評価(予定) ⑨中国地域の活断層の長期評価(予定) ⑩中国地域の活断層の長期評価(予定) ⑪中国地域の活断層の長期評価(予定)
活構造ワーキンググループ	0		9	
活断層評価手法等検討分科会	0		10	
地震動予測地図高度化ワーキンググループ	7	① 5月12日 ② 7月 6日 ③ 9月15日 ④ 11月23日(予定) ⑤ 1月(予定) ⑥ 2月(予定) ⑦ 3月(予定)	15	①今後の地震動ハザード評価方針、地震動予測式の検討 ②確率論的地図のための地震発生確率モデル化、地震動予測地図への反響・意見の分析・検討、地震動予測式の検討 ③全国地震動予測地図2016年版の検討、地震動ハザード評価の検討状況、地震動予測地図の今後に向けて ④全国地震動予測地図2016年版の検討、地震動ハザード評価とその活用に関する検討 ⑤全国地震動予測地図2016年版の検討、地震動ハザード評価とその活用に関する検討 ⑥全国地震動予測地図2016年版の検討、地震動ハザード評価とその活用に関する検討 ⑦全国地震動予測地図2016年版のまとめ、地震動ハザード評価とその活用に関する検討
強震動評価部会	7	① 5月22日 ② 7月28日 ③ 9月29日 ④ 11月27日(予定) ⑤ 1月(予定) ⑥ 2月(予定) ⑦ 3月(予定)	13	①今後の活動方針、地震動予測式、スラブ内地震の「レシピ」 ②長大断層の「レシピ」、確率論的地図のための地震発生確率のモデル化、今後の活動方針 ③強震動予測手法の検討、地下構造モデルの検討、全国地震動予測地図2016年版の検討 ④強震動予測手法の検討、地下構造モデルの検討、全国地震動予測地図2016年版の検討 ⑤強震動予測手法の検討、地下構造モデルの検討、全国地震動予測地図2016年版の検討 ⑥強震動予測手法の検討、地下構造モデルの検討、全国地震動予測地図2016年版の検討 ⑦強震動予測手法の検討、地下構造モデルの検討、全国地震動予測地図2016年版のまとめ
強震動予測手法検討分科会	7	① 5月13日 ② 6月10日 ③ 7月16日 ④ 9月25日 ⑤ 11月10日(予定) ⑥ 1月(予定) ⑦ 2月(予定)	15	①長周期地震動に関する事例等の収集・分析、長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ、長大断層のレシピ ②浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証、長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ ③浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証、長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ、長大断層のレシピ ④長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ、長大断層のレシピ、関東地域活断層の簡便法による評価 ⑤長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ、長大断層のレシピ、震源断層を特定した地震動予測地図 ⑥長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ、長大断層のレシピ、震源断層を特定した地震動予測地図 ⑦長周期地震動ハザード評価、スラブ内地震のレシピ、長大断層のレシピ、全国地震動予測地図
地下構造モデル検討分科会	7	① 6月 5日 ② 7月 8日 ③ 9月 2日 ④ 11月13or16日(予定) ⑤ 1月(予定) ⑥ 2月(予定) ⑦ 3月(予定)	15	①南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、重点調査：別府-万年山断層帯域の地下構造モデルの高度化に向けての検討 ②南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、中央構造線断層帯重点調査：金剛山地東縁-伊予灘地域の地下構造モデルの高度化に向けての検討 ③南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、重点調査：立川断層帯域の地下構造モデルの高度化に向けての検討 ④南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、平成27年度重点調査の概要と進捗状況について ⑤南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの構築と検証について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、減衰構造のモデル化について ⑥南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの検証と改良について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、海域の地下構造について ⑦南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの検証と改良について、地下構造モデル作成の考え方(案)について、南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの公表に向けての活動計画
津波評価部会	6	① 4月28日 ② 7月 6日 ③ 9月10日 ④ 11月24日(予定) ⑤ 2月(予定) ⑥ 3月(予定)	17	①津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ②津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ③津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ④津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ⑤津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ⑥津波の予測手法及び津波の評価に関する検討
高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会	0		8	
地震活動の予測的な評価手法検討小委員会	0		10	

地震調査研究推進本部の各委員会の平成26年度開催実績 (1/2)

別紙3-3

	回数	開催日	委員数 (平成26年4月現在)	審議内容
本部会議	1	① 8月27日	9 (本部長、本部長、 常時出席者)	①H25.9～H26.8までの政策委員会、地震調査委員会の活動内容について審議、「地震に関する総合的な調査観測計画」及び「平成27年度の地震調査研究関係予算概算要求について」を決定
政策委員会	2	① 8月25日 ② 2月17日	23 (常時出席者を含む)	①総合部会の活動について、調査観測計画部会の活動について、地震調査委員会の活動について、「地震に関する総合的な調査観測計画」について、平成27年度地震調査研究関係予算概算要求について ②防災・減災に向けた工学及び社会科学研究所との連携強化について、地震調査研究推進本部の成果の効果的な普及展開方策について、地震調査観測計画における調査対象活断層について、地震調査委員会における審議状況について（総合部会と合同）
調査観測計画部会	6	① 4月25日 ② 5月26日 ③ 6月13日 ④ 7月25日 ⑤ 9月16日 ⑥ 2月9日	17	①調査観測計画の見直しについて ②調査観測計画の見直しについて ③調査観測計画の見直しについて ④調査観測計画の見直しについて ⑤調査観測計画における調査対象活断層について ⑥調査観測計画における調査対象活断層について、平成27年度の重点的調査対象活断層について、活断層基本図（仮称）について
総合部会	7	① 6月9日 ② 7月4日 ③ 8月8日 ④ 8月19日 ⑤ 11月7日 ⑥ 1月16日 ⑦ 2月17日	17	①地震調査研究の現状及び平成27年度以降における基本時構想について「機関毎ヒアリング」 ②平成27年度の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について ③各省庁の平成27年度地震調査研究関係予算に関する概算要求ヒアリング ④平成27年度地震調査研究関係予算概算要求について ⑤地震調査研究の成果の普及方策等について ⑥地震調査研究の成果の普及方策等について ⑦防災・減災に向けた工学及び社会科学研究所との連携強化について、地震調査研究推進本部の成果の効果的な普及展開方策について、地震調査観測計画における調査対象活断層について、地震調査委員会における審議状況について（政策委員会と合同）
地震調査委員会	13	① 4月9日 ② 5月13日 ③ 6月10日 ④ 7月9日 ⑤ 8月11日 ⑥ 9月9日 ⑦ 10月9日 ⑧ 11月12日 ⑨ 11月23日 ⑩ 12月9日 ⑪ 1月14日 ⑫ 2月10日 ⑬ 3月10日	19	①現状評価、長期評価（相模トラフ沿いの地震活動長期評価）、津波評価（「津波に関する評価の検討について」報告） ②現状評価 ③現状評価、長期評価（超巨大な海溝型地震の評価のための検討） ④現状評価、地震に関する総合的な観測計画の報告 ⑤現状評価、長期評価（関谷断層の長期評価）、新総合基本施策の見直し案報告 ⑥現状評価、長期評価（深谷断層・綾瀬川断層の長期評価）、強震動評価（地震動ハザード評価に関する検討） ⑦現状評価、長期評価（深谷断層・綾瀬川断層、長野盆地西縁断層帯長期評価、超巨大な海溝型地震の評価方針検討）、強震動評価（地震動ハザード評価に関する検討） ⑧現状評価、長期評価（確率値年次更新、塩沢断層帯・平山一松田北断層帯・国府津一松田断層帯、稲取断層帯、伊東沖断層、石廊崎断層の長期評価）、強震動評価（地震動ハザード評価に関する検討） ⑨2014年11月22日長野県北部の地震の評価（臨時会） ⑩現状評価、長期評価（確率値年次更新、塩沢断層帯・平山一松田北断層帯・国府津一松田断層帯、稲取断層帯、石廊崎断層の長期評価） ⑪現状評価、長期評価（関東地域の活断層長期評価） ⑫現状評価、長期評価（関東地域の活断層長期評価） ⑬現状評価、長期評価（関東地域の活断層長期評価）
長期評価部会	11	① 4月23日 ② 5月28日 ③ 6月20日 ④ 7月18日 ⑤ 9月3日 ⑥ 9月30日 ⑦ 10月29日 ⑧ 12月5日 ⑨ 1月9日 ⑩ 1月28日 ⑪ 2月25日	12	①長期評価（関東地域評価、相模トラフ）、確率論的地震動ハザード、「日本の地震活動」の改訂 ②長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震）、「日本の地震活動」の改訂 ③長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝）、地震動ハザード評価 ④長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑤長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑥長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑦長期評価（関東地域評価、千島海溝・日本海溝） ⑧長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑨長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑩長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝）、津波の評価に関する検討 ⑪長期評価（関東地域評価、超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝）、津波の評価に関する検討
海溝型分科会（第二期）	10	① 4月23日 ② 5月21日 ③ 6月20日 ④ 7月18日 ⑤ 9月3日 ⑥ 9月30日 ⑦ 10月22日 ⑧ 12月3日 ⑨ 1月23日 ⑩ 3月20日	11	①長期評価（相模トラフ） ②長期評価（超巨大な海溝型地震） ③長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ④長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑤長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑥長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑦長期評価（千島海溝・日本海溝） ⑧長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝） ⑨長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝）、津波の評価に関する検討 ⑩長期評価（超巨大な海溝型地震、千島海溝・日本海溝）

地震調査研究推進本部の各委員会の平成26年度開催実績 (2/2)

	回数 (予定 含む)	開催日(予定含む)	委員数 (平成26年4月現在)	審議内容(予定含む)
活断層分科会	11	① 4月21日 ② 5月22日 ③ 6月23日 ④ 7月14日 ⑤ 9月22日 ⑥ 10月10日 ⑦ 11月13日 ⑧ 12月18日 ⑨ 1月26日 ⑩ 2月20日 ⑪ 3月17日	10	①関東地域の活断層の長期評価 ②関東地域の活断層の長期評価 ③関東地域の活断層の長期評価 ④関東地域の活断層の長期評価 ⑤関東地域の活断層の長期評価 ⑥関東地域の活断層の長期評価 ⑦関東地域の活断層の長期評価 ⑧関東地域の活断層の長期評価 ⑨関東地域の活断層の長期評価 ⑩関東地域の活断層の長期評価、中国地域の活断層の長期評価 ⑪関東地域の活断層の長期評価、中国地域の活断層の長期評価
活構造ワーキンググループ	0		9	
活断層評価手法等検討分科会	0		10	
地震動予測地図高度化ワーキンググループ	8	① 4月15日 ② 5月16日 ③ 6月20日 ④ 8月29日 ⑤ 9月30日 ⑥ 10月31日 ⑦ 1月20日 ⑧ 3月4日	15	①2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ②2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ③2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ④2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ⑤2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ⑥2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ⑦今後の地震動ハザード評価に関する検討、応答スペクトルの予測地図に関する検討 ⑧今後の地震動ハザード評価に関する検討、地震動予測式に関する検討
強震動評価部会	8	① 4月25日 ② 5月29日 ③ 7月2日 ④ 8月29日 ⑤ 9月30日 ⑥ 10月31日 ⑦ 1月27日 ⑧ 3月20日	13	①2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ②2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ③海溝型地震の強震動評価に関する検討 ④2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ⑤2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ⑥2014年の地震動ハザード評価に関する検討 ⑦今後の活動方針、今後の地震動ハザード評価の進め方、スラブ内地震の地震動予測に関する検討 ⑧今後の活動方針、今後の地震動ハザード評価の進め方、長周期地震動ハザード評価に関する検討
強震動予測手法検討分科会	9	① 4月17日 ② 5月30日 ③ 7月17日 ④ 9月17日 ⑤ 10月29日 ⑥ 12月10日 ⑦ 1月23日 ⑧ 2月27日 ⑨ 3月18日	15	①強震動予測手法の高度化、確率論的強震動ハザード評価および長周期地震動ハザード評価の検討 ②強震動予測手法の高度化、震源断層を特定した地震動予測地図の検討、長周期地震動に関する事例検討 ③強震動予測手法の高度化、長周期地震動ハザード評価の高度化 ④強震動予測手法の高度化、震源断層を特定した地震動予測地図の検討、長周期地震動ハザード評価の高度化 ⑤強震動予測手法の高度化、震源断層を特定した地震動予測地図の検討、長周期地震動ハザード評価の高度化 ⑥長周期地震動評価に関する諸課題、スラブ内地震のレシビ、応答スペクトルの距離減衰式の検討 ⑦広帯域地震動予測のための海溝型巨大地震アスペリティモデルのマルチスケール不均質化、長周期地震動ハザード評価、長大断層の震源モデル化手法 ⑧長周期地震動ハザードマップの基本方針案、長周期地震動ハザード評価、関東地域の活断層の長期評価 ⑨スペクトルインバージョンによる強震動特性、特にそのストレスドロップの統計的性状、関東地域の活断層の長期評価、スケールリングモデルとカスケードモデル、関東地域の活断層の巨視的震源パラメータの設定について、長周期地震動ハザードマップの基本方針案、長周期地震動ハザード評価
地下構造モデル検討分科会	8	① 4月24日 ② 6月17日 ③ 7月29日 ④ 9月26日 ⑤ 10月28日 ⑥ 12月2日 ⑦ 1月21日 ⑧ 3月25日	15	①浅部・深部統合地盤モデルのレシビ作成について、不均質な地下構造が地震波に与える影響について、分科会の今後の活動について ②浅部・深部統合地盤モデルのレシビ作成について、南関東地域の浅部・深部統合地盤モデル作成の進捗状況、「上町断層帯における重点的な調査観測」における大阪堆積盆地構造モデルの高度化 ③浅部・深部統合地盤モデルのレシビ作成について、南関東地域の浅部・深部統合地盤モデル作成の進捗状況、南海トラフの3次元地下構造について ④地下構造モデル作成のレシビ案の作成について、釜固断層帯周辺の地下構造モデルについて ⑤地下構造モデル作成のレシビ(案)について、南関東地域の浅部・深部統合地盤モデル作成について、地理空間情報を活用した液化発生可能性の評価について ⑥地下構造モデル作成のレシビ(案)について、SIP「レジリエントな防災・減災機能の強化」における地下構造モデル関連の取り組み、兵庫県南部地震の震災の帯の再現について ⑦地下構造モデル作成のレシビ(案)について、南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの作成について、日本海海域の地下構造モデルについて ⑧地下構造モデル作成の考え方について、断層周辺の地下構造モデルについて、強震動評価部会の活動計画案について
津波評価部会	6	① 5月30日 ② 8月4日 ③ 10月3日 ④ 11月21日 ⑤ 12月22日 ⑥ 2月26日	17	①津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ②津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ③津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ④津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ⑤津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ⑥津波の予測手法及び津波の評価に関する検討
高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会	0		8	
地震活動の予測的な評価手法検討小委員会	0		10	

地震調査研究推進本部の各委員会の平成25年度開催実績 (1/2)

別紙3-4

	回数	開催日	委員数 (平成25年4月現在)	審議内容
本部会議	1	① 8月28日	9	①H24.9～H25.8までの政策委員会、地震調査委員会の活動内容について審議、「平成26年度の地震調査研究関係予算概算要求について」を決定
政策委員会	2	① 8月23日 ② 3月 4日	23	①総合部会の活動について、調査観測計画部会の活動について、地震調査委員会の活動について、平成26年度地震調査研究関係予算概算要求について ②地震本部の成果の公表の在り方について（総合部会と合同）
調査観測計画部会	10	① 5月31日 ② 7月19日 ③10月 4日 ④10月28日 ⑤11月25日 ⑥12月 2日 ⑦ 1月10日 ⑧ 1月28日 ⑨ 2月18日 ⑩ 3月28日	17	①調査観測計画の見直しについて ②調査観測計画の見直しについて ③調査観測計画の見直しについて ④調査観測計画の見直しについて ⑤調査観測計画の見直しについて ⑥調査観測計画の見直しについて ⑦調査観測計画の見直しについて（予定） ⑧調査観測計画の見直しについて（予定） ⑨調査観測計画の見直しについて（予定） ⑩調査観測計画の見直しについて（予定） ⑪調査観測計画の見直しについて（予定）
総合部会	7	① 6月 7日 ② 7月 5日 ③ 8月 5日 ④ 8月19日 ⑤12月20日 ⑥ 2月12日 ⑦ 3月 4日	17	①地震調査研究の現状及び今後の基本的考え方について ②平成26年度の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について ③各省庁の平成26年度地震調査研究関係予算に関する概算要求ヒアリング ④平成26年度地震調査研究関係予算概算要求について ⑤地震調査研究の成果の普及方策等について ⑥地震調査研究の成果の普及方策等について ⑦地震調査研究の成果の普及方策等について（政策委員会と合同）
地震調査委員会	13	① 4月 9日 ② 4月14日 ③ 5月13日 ④ 6月11日 ⑤ 7月 9日 ⑥ 8月 9日 ⑦ 9月10日 ⑧ 10月10日 ⑨ 11月12日 ⑩ 12月10日 ⑪ 1月15日（予定） ⑫ 2月12日（予定） ⑬ 3月11日（予定）	19	①現状評価 ②現状評価、「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」成果報告 ③現状評価、新総合基本施策の見直し案報告 ④現状評価、長期評価（西山断層帯、九州地域の個別の活断層長期評価） ⑤現状評価、長期評価（布田川断層帯、日奈久断層帯、九州地域の個別の活断層長期評価）、新総合基本施策の見直し案報告 ⑥現状評価 ⑦現状評価、長期評価（相模トラフ沿いに考慮する最大級の地震の震源域案）、強震動評価（今後の地震動ハザード評価に関する検討） ⑧現状評価、長期評価（九州地域の活断層長期評価）、強震動評価（今後の地震動ハザード評価に関する検討） ⑨現状評価、長期評価（九州地域の活断層長期評価） ⑩現状評価、長期評価（確率値更新） ⑪現状評価、長期評価（南海トラフの地震活動）、強震動評価（予定） ⑫現状評価、長期評価（南海トラフの地震活動）、強震動評価（予定）
長期評価部会	12	① 4月26日 ② 5月29日 ③ 6月21日 ④ 8月 2日 ⑤ 8月30日 ⑥10月 4日 ⑦10月25日 ⑧12月 4日 ⑨12月25日 ⑩ 1月31日 ⑪ 2月28日 ⑫ 3月26日	12	①長期評価（山崎断層帯、南海トラフ） ②長期評価（山崎断層帯、南海トラフ） ③長期評価（山崎断層帯、海溝型地震の長期評価方針） ④長期評価（山崎断層帯、森本・富樫断層帯、海溝型地震の長期評価方針、相模トラフ）、地震動ハザード評価 ⑤長期評価（森本・富樫断層帯、相模トラフ）、「日本の地震活動」の改訂 ⑥長期評価（森本・富樫断層帯、相模トラフ）、今後の地震動ハザードに関する検討 ⑦長期評価（森本・富樫断層帯、相模トラフ）、今後の地震動ハザードに関する検討 ⑧長期評価（増毛山地東縁断層帯、相模トラフ）、今後の地震動ハザードに関する検討 ⑨長期評価（増毛山地東縁断層帯、相模トラフ）、「日本の地震活動」の改訂 ⑩長期評価（相模トラフ）、「日本の地震活動」の改訂 ⑪長期評価（相模トラフ）、「日本の地震活動」の改訂 ⑫長期評価（関東地域評価、相模トラフ）、「日本の地震活動」の改訂
海溝型分科会（第二期）	12	① 4月17日 ② 5月17日 ③ 6月21日 ④ 8月 2日 ⑤ 8月28日 ⑥ 9月18日 ⑦10月18日 ⑧11月27日 ⑨12月18日 ⑩ 1月22日 ⑪ 2月21日 ⑫ 3月19日	11	①長期評価（南海トラフ） ②長期評価（南海トラフ）、各領域の最大級の震源域 ③長期評価方針 ④長期評価方針 ⑤長期評価（相模トラフ） ⑥長期評価（相模トラフ） ⑦長期評価（相模トラフ） ⑧長期評価（相模トラフ） ⑨長期評価（相模トラフ） ⑩長期評価（相模トラフ） ⑪長期評価（相模トラフ） ⑫長期評価（相模トラフ）

地震調査研究推進本部の各委員会の平成25年度開催実績 (2/2)

	回数	開催日	委員数 (平成25年4月現在)	審議内容 (予定含む)
活断層分科会	11	① 4月22日 ② 5月27日 ③ 6月17日 ④ 7月25日 ⑤ 8月27日 ⑥ 9月25日 ⑦ 10月22日 ⑧ 11月18日 ⑨ 12月20日 ⑩ 2月14日 ⑪ 3月14日	10	①関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ②関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ③関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ④関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑤関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑥関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑦関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑧関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑨関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑩関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑪関東地域の活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価
活構造ワーキンググループ	0		9	
活断層評価手法等検討分科会	0		10	
地震動予測地図高度化ワーキンググループ	9	① 4月23日 ② 5月28日 ③ 6月14日 ④ 7月30日 ⑤ 8月29日 ⑥ 9月25日 ⑦ 10月22日 ⑧ 11月19日 ⑨ 3月18日	15	①今後の地震動ハザード評価に関する検討 ②今後の地震動ハザード評価に関する検討 ③今後の地震動ハザード評価に関する検討 ④今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑤今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑥今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑦今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑧今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑨今後の地震動ハザード評価に関する検討
強震動評価部会	10	① 4月23日 ② 5月28日 ③ 6月14日 ④ 7月30日 ⑤ 9月25日 ⑥ 10月25日 ⑦ 11月22日 ⑧ 1月31日 ⑨ 2月28日 ⑩ 3月27日	13	①浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、長周期地震動の事例・対策の検討、地震動ハザード評価の公表方針の検討 ②今後の地震動ハザード評価に関する検討 ③今後の地震動ハザード評価に関する検討 ④今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑤今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑥今後の地震動ハザード評価に関する検討、確率的地震動ハザード評価の改良に向けた検討、スラブ内地震の強震動予測に関する検討、長大断層の強震動予測に関する検討 ⑦確率的地震動ハザード評価の改良に向けた検討、スラブ内地震の強震動予測に関する検討、長大断層の強震動予測に関する検討 ⑧確率的地震動ハザード評価の改良に向けた検討、スラブ内地震の強震動予測に関する検討、長大断層の強震動予測に関する検討 ⑨分科会と地震動予測地図高度化WGの検討状況、確率的地震動ハザード評価の改良に向けた検討 ⑩分科会と地震動予測地図高度化WGの検討状況、確率的地震動ハザード評価の改良に向けた検討
強震動予測手法検討分科会	8	① 5月10日 ② 6月12日 ③ 7月31日 ④ 9月20日 ⑤ 10月23日 ⑥ 11月28日 ⑦ 1月16日 ⑧ 2月27日	15	①強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ②強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ③強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ④強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑤強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑥強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑦強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑧強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化
地下構造モデル検討分科会	7	① 5月14日 ② 6月25日 ③ 7月16日 ④ 9月19日 ⑤ 11月1日 ⑥ 1月21日 ⑦ 3月20日	15	①幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討今後の活動方針 ②浅部・深部統合地盤モデル作成の検討 ③地盤工学会で取り組んでいる全国電子地盤図の現状と課題について、ボーリングデータベース整備と地下深部構造の高度化手法について、浅部・深部統合地盤モデル作成について ④JAMSTECによる日本周辺の地下構造探査の成果、南関東地域の浅部・深部統合地盤モデルの進捗状況 ⑤東関東圏における地下構造のDB構築・モデル化と活用、南関東地域の浅部・深部統合モデルの作成について、今後の方針について ⑥南関東の浅部・深部統合地盤モデルの検討・モデル構築手法について報告、浅部・深部統合地盤モデル作成について報告、今後の方針について ⑦南関東の浅部・深部統合地盤モデルの検討・モデル構築手法について報告、浅部・深部統合地盤モデル作成について報告、今後の方針について
津波評価部会	6	① 5月28日 ② 7月29日 ③ 10月3日 ④ 11月26日 ⑤ 1月21日 ⑥ 3月31日	17	①検討方針の確認、津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ②津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ③津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ④津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ⑤津波の予測手法及び津波の評価に関する検討 ⑥津波の予測手法及び津波の評価に関する検討
高感度地震観測データの処理方法の改善に関する小委員会	5	① 6月25日 ② 9月12日 ③ 9月20日 ④ 11月14日 ⑤ 12月25日	8	①検討方針の確認、高感度地震観測データの処理の現状について ②高感度地震観測データの利活用状況について ③高感度地震観測データの利活用状況について ④高感度地震観測データの処理方法の改善の方向性について ⑤高感度地震観測データの処理方法の改善に関する報告書の検討
地震活動の予測的な評価手法検討小委員会	0		10	

地震調査研究推進本部の各委員会の平成24年度開催実績 (1/2)

別紙3-5

	回数	開催日	委員数 (平成24年4月現在)	審議内容
本部会議	2	① 7月30日 ② 9月 5日	9	①「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて審議。 ②H23.10～H24.8までの政策委員会、地震調査委員会の活動内容について審議、「平成25年度の地震調査研究関係予算概算要求について」を決定
政策委員会	3	① 7月20日 ② 8月27日 ③12月17日 ④ 2月21日	23	①「新たな地震調査研究の推進について」の見直しについて ②総合部会の活動について、調査観測計画部会の活動について、地震調査委員会の活動について、平成25年度地震調査研究関係予算概算要求について ③地震本部の成果の公表の在り方について（総合部会と合同） ④地震本部の成果の公表の在り方について（総合部会と合同）
調査観測計画部会	2	① 8月 3日 ② 3月13日	18	①今後の調査観測部会の活動について、海域における調査観測プロジェクトについて ②今後の活断層調査について、今後の海溝型地震に関する調査観測について
総合部会	9	① 5月 7日 ② 5月18日 ③ 6月12日 ④ 7月17日 ⑤ 8月 6日 ⑥ 8月20日 ⑦11月01日 ⑧12月17日 ⑨ 2月21日	18	①「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について ②「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について ③地震調査研究の現状及び今後の基本的考え方について ④「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について、平成25年度の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について ⑤各省庁の平成25年度地震調査研究関係予算に関する概算要求ヒアリング ⑥平成25年度地震調査研究関係予算概算要求について ⑦地震調査研究の成果の普及方策等について ⑧地震本部の成果の公表の在り方について（政策委員会と合同） ⑨地震本部の成果の公表の在り方について（政策委員会と合同）
地震調査委員会	12	① 4月10日 ② 5月11日 ③ 6月11日 ④ 7月10日 ⑤ 8月 8日 ⑥ 9月11日 ⑦ 10月10日 ⑧ 11月 9日 ⑨ 12月11日 ⑩ 1月11日 ⑪ 2月 8日 ⑫ 3月11日	19	①現状評価 ②現状評価、「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」成果報告 ③現状評価、新総合基本施策の見直し案報告 ④現状評価、長期評価（西山断層帯、九州地域の個別の活断層長期評価） ⑤現状評価、長期評価（布田川断層帯、日奈久断層帯、九州地域の個別の活断層長期評価）、新総合基本施策の見直し案報告 ⑥現状評価 ⑦現状評価、長期評価（相模トラフ沿いに考慮する最大級の地震の震源域案）、強震動評価（今後の地震動ハザード評価に関する検討） ⑧現状評価、長期評価（九州地域の活断層長期評価）、強震動評価（今後の地震動ハザード評価に関する検討） ⑨現状評価、長期評価（九州地域の活断層長期評価） ⑩現状評価、長期評価（確率値更新） ⑪現状評価、長期評価（南海トラフの地震活動）、強震動評価 ⑫現状評価、長期評価（南海トラフの地震活動）、強震動評価
長期評価部会	12	① 5月7日 ② 5月28日 ③ 7月4日 ④ 7月27日 ⑤ 8月31日 ⑥ 9月26日 ⑦10月31日 ⑧11月30日 ⑨ 12月 26日 ⑩ 1月30日 ⑪ 2月27日 ⑫ 3月29日	13	①長期評価（九州地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ②長期評価（九州地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ③長期評価（九州地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ④長期評価（九州地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ⑤長期評価（九州地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ⑥長期評価（九州地域評価、関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ）、今後の地震動ハザードに関する検討 ⑦長期評価（九州地域評価、関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ）、今後の地震動ハザードに関する検討 ⑧長期評価（九州地域評価、関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ）、今後の地震動ハザードに関する検討 ⑨長期評価（関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ⑩長期評価（関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ⑪長期評価（関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ） ⑫長期評価（関東地域評価、南海トラフ、相模トラフ）
海溝型分科会（第二期）	12	① 4月18日 ② 5月16日 ③ 6月20日 ④ 7月18日 ⑤ 8月 22日 ⑥ 9月 26日 ⑦10月31日 ⑧11月30日 ⑨12月19日 ⑩ 1月23日 ⑪ 2月20日 ⑫ 3月27日	12	①新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ②長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ③長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ④長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑤長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑥長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑦長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑧長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑨長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑩長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑪長期評価（南海トラフ、相模トラフ） ⑫長期評価（南海トラフ、相模トラフ）

地震調査研究推進本部の各委員会の平成24年度開催実績 (2/2)

	回数	開催日	委員数 (平成24年4月現在)	審議内容 (予定含む)
活断層分科会	11	① 4月17日 ② 5月17日 ③ 6月25日 ④ 7月26日 ⑤ 8月27日 ⑥ 9月21日 ⑦ 10月22日 ⑧ 11月26日 ⑨ 12月18日 ⑩ 2月19日 ⑪ 3月25日	10	①長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、個別の活断層帯の評価、今後の審議予定 ②長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、個別の活断層帯の評価、今後の審議予定 ③長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、個別の活断層帯の評価、今後の審議予定 ④長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、個別の活断層帯の評価、今後の審議予定 ⑤長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、 ⑥長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、関東地方の地域評価、今後の審議予定 ⑦長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、関東地方の地域評価、今後の審議予定 ⑧長期評価部会の報告、九州地方の地域評価、関東地方の地域評価、今後の審議予定 ⑨関東地方の地域評価、今後の審議予定 ⑩関東地方の地域評価 ⑪関東地方の地域評価 ⑫関東地方の地域評価
活構造ワーキンググループ	0		9	①九州地方の活構造、別府-万年山断層帯の長期評価改訂、個別の断層の検討・作業、糸魚川・静岡構造線の進め方・必要資料等
活断層評価手法等検討分科会	0		11	
地震動予測地図高度化ワーキンググループ	3	① 7月19日 ② 8月23日 ③ 9月20日	12	①今後の地震動ハザード評価に関する検討 ②今後の地震動ハザード評価に関する検討 ③今後の地震動ハザード評価に関する検討
強震動評価部会	7	① 5月8日 ② 6月28日 ③ 7月19日 ④ 8月23日 ⑤ 9月20日 ⑥ 10月28日 ⑦ 12月21日	13	①浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、長周期地震動の事例・対策の検討、地震動ハザード評価の公表方針の検討 ②今後の地震動ハザード評価に関する検討 ③今後の地震動ハザード評価に関する検討 ④今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑤今後の地震動ハザード評価に関する検討 ⑥今後の地震動ハザード評価に関する検討、確率論的地震動ハザード評価の改良に向けた検討、スラブ内地震の強震動予測に関する検討、長大断層の強震動予測に関する検討 ⑦確率論的地震動ハザード評価の改良に向けた検討、スラブ内地震の強震動予測に関する検討、長大断層の強震動予測に関する検討
強震動予測手法検討分科会	9	① 4月13日 ② 6月20日 ③ 7月23日 ④ 9月14日 ⑤ 10月24日 ⑥ 11月30日 ⑦ 1月18日 ⑧ 2月15日 ⑨ 3月15日	15	①強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ②強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ③強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ④強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑤強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑥強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑦強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑧強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化 ⑨強震動予測手法の高度化、強震動予測地図の高度化
地下構造モデル検討分科会	9	① 4月19日 ② 6月19日 ③ 7月24日 ④ 9月 7日 ⑤ 10月23日 ⑥ 12月14日 ⑦ 1月17日 ⑧ 2月13日 ⑨ 3月26日	13	①幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討 ②幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討 ③幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討 ④幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討 ⑤幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、長周期地震動予測 ⑥幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討 ⑦幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、長周期地震動予測、分科会の今後の活動計画 ⑧幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、分科会の今後の活動計画 ⑨幅広い連携による地下構造情報の管理・活用法の検討、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、深部地盤構造モデルにおけるプレート上面および境界モデルの検討、長周期地震動予測
津波評価部会	1	① 3月25日	17	①検討方針の確認
地震活動の予測的な評価手法検討小委員会	0		10	

地震調査研究推進本部の各委員会の平成23年度開催実績 (1/2)

別紙3-6

	回数	開催日	委員数 (平成23年4月現在)	審議内容
本部会議	1	① 9月29日	9	①H22.9～H23.9までの政策委員会、地震調査委員会の活動内容について審議、「平成24年度の地震調査研究関係予算概算要求について」を決定
政策委員会	1	① 9月26日	23	①総合部会の活動について、調査観測計画部会の活動について、地震調査委員会の活動について、平成24年度地震調査研究関係予算概算要求について
調査観測計画部会	3	① 6月 3日 ② 6月 8日 ③12月 1日 ④ 1月27日	18	①今後の活断層調査について、活断層基本図（仮称）について、海溝型地震を対象とした調査観測について ②今後の活断層調査について、海域における調査観測の現状について ③今後の海溝型地震に関する調査観測について ④今後の活断層調査について、今後の海溝型地震に関する調査観測について
総合部会	10	① 4月15日 ② 5月19日 ③ 6月16日 ④ 8月22日 ⑤ 9月 2日 ⑥ 9月15日 ⑦12月26日 ⑧ 1月19日 ⑨ 2月15日 ⑩ 3月27日	18	①地震調査研究の現状及び今後の基本的考え方について ②地震調査研究の現状及び今後の基本的考え方について、長期評価に関する対応について ③平成24年度の地震調査研究関係予算要求に反映すべき事項について ④各省庁の平成24年度地震調査研究関係予算に関する概算要求ヒアリング ⑤東日本大震災を踏まえた防災部局の対応について、東日本大震災を踏まえた地震本部の対応について、「新たな地震調査研究の推進について」の検討について ⑥平成24年度地震調査研究関係予算概算要求について ⑦東日本大震災を踏まえた防災担当部局の対応について、東日本大震災を踏まえた地震調査研究推進本部の対応について、「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について ⑧「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について ⑨「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について ⑩「新たな地震調査研究の推進について」の見直しに係る検討について
地震調査委員会	14	① 4月 8日 ② 4月11日 ③ 4月12日 ④ 5月11日 ⑤ 6月 9日 ⑥ 7月11日 ⑦ 8月 5日 ⑧ 9月 9日 ⑨10月 7日 ⑩11月10日 ⑪12月 9日 ⑫ 1月11日 ⑬ 2月 9日 ⑭ 3月 9日	18	①宮城県沖の地震の評価 ②現状評価、東北地方太平洋沖地震の評価、長期評価（活断層確率値） ③福島県浜通りの地震の評価 ④現状評価、長期評価（新庄盆地、長期評価対応） ⑤現状評価、長期評価（長期評価対応、活断層確率値）、地震活動予測評価手法検討 ⑥現状評価、長期評価（活断層確率値）、強震動評価（長周期地震動予測地図） ⑦現状評価、衛星報告書 ⑧現状評価、長期評価（活断層確率値）、衛星報告書 ⑨現状評価、長期評価（三陸沖から房総沖） ⑩現状評価、長期評価（三陸沖から房総沖） ⑪現状評価、長期評価（確率値更新）、強震動評価（長周期地震動予測地図） ⑫現状評価、長期評価（確率値更新）、強震動評価（長周期地震動予測地図） ⑬現状評価、長期評価、強震動評価 ⑭現状評価、長期評価、強震動評価
長期評価部会	11	① 4月27日 ② 6月 1日 ③ 6月29日 ④ 7月27日 ⑤ 8月24日 ⑥ 9月28日 ⑦11月 2日 ⑧11月30日 ⑨ 2月 1日 ⑩ 2月29日 ⑪ 3月28日	12	①長期評価（新庄、三陸沖から房総沖）、地震動予測地図、長期評価部会の今後の対応 ②長期評価（九州地域評価、三陸沖から房総沖）、地震動予測地図、長期評価部会の今後の対応、長期評価部会の編成 ③長期評価（三陸沖から房総沖）、海溝型分科会（第二期）、東北地方太平洋沖地震後の対応 ④長期評価（九州地域評価、三陸沖から房総沖）、東北地方太平洋沖地震後の対応 ⑤長期評価（九州地域評価、三陸沖から房総沖）、東北地方太平洋沖地震後の対応 ⑥長期評価（三陸沖から房総沖） ⑦長期評価（九州地域評価、三陸沖から房総沖、南海トラフ）、発生確率の更新 ⑧長期評価（九州地域評価、南海トラフ）、発生確率の更新、長期評価部会の今後の活動方針 ⑨長期評価（九州地域評価、南海トラフ） ⑩長期評価（九州地域評価、南海トラフ） ⑪長期評価（九州地域評価、南海トラフ）
海溝型分科会（第二期）	11	① 6月29日 ② 7月20日 ③ 8月29日 ④ 9月14日 ⑤10月 3日 ⑥11月 1日 ⑦11月15日 ⑧12月13日 ⑨ 1月17日 ⑩ 2月15日 ⑪ 3月16日	0 (※12：平成23年6月設置)	①今後の方針、長期評価（三陸沖から房総沖） ②新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ③新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ④新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑤新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑥新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑦新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑧新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑨新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑩新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ） ⑪新しい長期評価手法、長期評価（南海トラフ）

地震調査研究推進本部の各委員会の平成23年度開催実績 (2/2)

	回数	開催日	委員数 (平成23年4月現在)	審議内容 (予定含む)
活断層分科会	9	① 5月2日 ② 7月19日 ③ 8月19日 ④ 10月5日 ⑤ 11月15日 ⑥ 12月16日 ⑦ 1月24日 ⑧ 2月23日 ⑨ 3月23日	10	①九州地方の地域評価 ②九州地方の地域評価 ③九州地方の地域評価、地域評価文の査読担当、地域概観とこれまでの主な調査研究、地域評価の整理方法の考え方 ④長期評価部会の報告、地域概観とこれまでの主な調査研究、個別の活断層帯の評価、今後の審議予定 ⑤長期評価部会の報告、九州地域における活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価、今後の審議予定 ⑥長期評価部会の報告、九州地域における活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価、今後の活断層調査の進め方、今後の審議予定 ⑦九州地域における活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑧九州地域における活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価 ⑨九州地域における活断層の長期評価、個別の活断層帯の評価
活構造ワーキンググループ	1	① 6月15日	9	①九州地方の活構造、別府一万年山断層帯の長期評価改訂、個別の断層の検討・作業、糸魚川・静岡構造線の進め方・必要資料等
活断層評価手法等検討分科会	0		11	
地震動予測地図高度化ワーキンググループ	4	① 5月31日 ② 9月7日 ③ 1月18日 ④ 3月21日	12	①全国地震動予測地図、今後の方針、地表で活動の痕跡を認めにくい地震、東北地方太平洋沖地震 ②次期地震動予測地図に向けた検討、活断層の地域評価と地震ハザード、東北地方太平洋沖地震への緊急対応案 ③全国地震動予測地図、次期地震動予測地図に向けて、今後のWGの方針と体制について ④全国地震動予測地図、次期地震動予測地図に向けて、今後のWGの方針と体制について
強震動評価部会	11	① 4月28日 ② 6月2日 ③ 6月23日 ④ 7月22日 ⑤ 8月30日 ⑥ 9月22日 ⑦ 10月21日 ⑧ 11月24日 ⑨ 1月20日 ⑩ 2月23日 ⑪ 3月22日	12	①長周期地震動予測地図(南海)、東北地方太平洋沖地震からの経緯と今後 ②長周期地震動予測地図(南海)、今後の方針、地表で活動の痕跡を認めにくい地震 ③長周期地震動予測地図(南海)、今後の方針、分科会検討状況 ④東北地方太平洋沖地震以降の対応、強震動予測手法高度化 ⑤長周期地震動予測地図(南海)、東北地方太平洋沖地震への緊急対応 ⑥長周期地震動予測地図(南海)、強震動予測手法高度化、地震動予測地図高度化 ⑦長周期地震動予測地図(南海)、海溝型地震長期評価の検討状況、地震動予測地図高度化、強震動予測手法高度化 ⑧長周期地震動予測地図(南海)、地震動予測地図高度化、強震動予測手法高度化、長期評価見直しの検討状況 ⑨分科会と地震動予測地図高度化WGの検討状況 ⑩分科会と地震動予測地図高度化WGの検討状況 ⑪分科会と地震動予測地図高度化WGの検討状況
強震動予測手法検討分科会	10	① 4月22日 ② 5月19日 ③ 6月22日 ④ 7月21日 ⑤ 9月21日 ⑥ 10月18日 ⑦ 11月18日 ⑧ 12月22日 ⑨ 2月15日 ⑩ 3月14日	16	①長周期地震動予測、強震動予測手法高度化、長期評価の一部改訂に伴う予測震度分布の見直し、東北地方太平洋沖地震に関する意見交換と今後の課題 ②長周期地震動予測地図、今後の課題、長周期地震動予測地図作成等支援事業、スラブ内地震の強震動予測レシビの検討 ③東北地方太平洋沖地震に伴う対応、長周期地震動予測地図、長周期地震動予測地図作成等支援事業、強震動予測手法高度化 ④東北地方太平洋沖地震に伴う対応、強震動予測手法高度化 ⑤地震動予測地図高度化、強震動予測手法高度化、長周期地震動予測地図、地震動シミュレーション(南海トラフ) ⑥東北地方太平洋沖地震に伴う対応、長周期地震動予測地図、強震動予測手法高度化 ⑦東北地方太平洋沖地震に伴う対応、長周期地震動予測地図、地震動シミュレーション(南海トラフ) ⑧強震動予測手法高度化、長大断層のモデル化、地震動シミュレーション(南海トラフ) ⑨強震動予測手法高度化、地震動シミュレーション(南海トラフ) ⑩強震動予測手法高度化、地震動シミュレーション(南海トラフ)
地下構造モデル検討分科会	10	① 4月26日 ② 5月20日 ③ 6月17日 ④ 7月20日 ⑤ 9月21日 ⑥ 10月19日 ⑦ 11月22日 ⑧ 12月20日 ⑨ 2月14日 ⑩ 3月16日	14	①長周期地震動予測地図、東北地方太平洋沖地震を踏まえた今後の対応の意見交換 ②長周期地震動予測地図、全国地震動予測地図のための浅部・深部統合モデル ③長周期地震動予測地図、全国地震動予測地図のための浅部・深部統合モデル、地下構造情報の管理・活用法の検討 ④長周期地震動予測地図、地下構造情報の管理・活用法の検討、東北地方太平洋沖における液状化調査 ⑤長周期地震動予測地図、地下構造情報の管理・活用法の検討 ⑥長周期地震動予測地図、地下構造情報の管理・活用法の検討 ⑦長周期地震動予測地図、地下構造情報の管理・活用法の検討 ⑧東北地方太平洋沖地震における液状化の被害とその後の対応、浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、深部地盤構造モデルへのプレート境界構造の追加 ⑨浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、地下構造情報の管理・活用法の検討 ⑩浅部・深部統合地盤モデル作成の検討、深部地盤構造モデルへのプレート境界構造の追加、地下構造情報の管理・活用法の検討
地震活動の予測的な評価手法検討小委員会	0		10	

【デジタルデータ収集対象一覧】

※下記一覧のうち既に収集済みの分の行を として示した。

※詳細は地震本部のウェブページ (http://www.jishin.go.jp/database/project_report/) に掲載している、収集対象となる委託業務等の報告書を参照のこと。

※下記一覧には既存データの再解析によるデータ等、収集できない可能性のあるデータも含まれている。

■反射法地震探査、音波探査

	年度	調査名称	測線名等	長さ(m)	受振点間隔(m)	備考
重点	14-16	糸静パイロット	松本測線 I	13000	25	
			松本測線 IS	3500	12.5	
			松本 II	500	5	
			富士見	13000	25	
			富士見浅層	3250	12.5	
重点	17-21	糸静重点	甲府測線	40000	12.5-50	
			塩尻測線	5100	10	
			岡谷測線	2700	10	
			下諏訪測線	3100	10	
			茅野測線	3200	10	
			辰野一諏訪測線	21000	12.5-50	
			鯉沢測線	5600	12.5	
			身延一早川測線	17800	25	
重点	21-23	神縄・国府津一松田 重点	相模トラフ横断	47000		海域
			東京湾一相模湾横断	100000		統合
			神奈川県 2001LineA	15000		再解析
			神奈川県 2001LineB	10000		再解析
			大大特相模湾 2003	77000		再解析
			大大特関東山地東縁 松田 2003	16000		再解析
			小田原一山梨測線足柄	17000		再解析
			箱根一富士吉田測線	34000	25-50	
			相模湾北西沿岸部ブーマー	108000		海域
			ウォーターガンショートマルチ	43000		
			飯泉一沼代測線	6900	10	
			小山測線	8000	10	
重点	22-24	上町重点	大津川測線	11000	20	
			大大特大阪一鈴鹿再解析	53000	50	再解析

			大大特新宮－舞鶴再解析	22500	50	再解析
			高石－堺測線	10000	20	
			新淀川ブーマー	2000		
			道頓堀川ブーマーマルチ	2400		
			石津川ブーマー	1500		
			樫井川ブーマー	500		
追加・補完	17	サロベツ	サロベツ地域	不明		石油公団データ再解析
追加・補完	17	高田平野	青野地区	2000	10	
追加・補完	17	魚津	布施川測線	5270	10	
追加・補完	18	花輪東	花輪東断層反射法	6600	10	
追加・補完	18	沼田－砂川	江部乙反射法	1250		
追加・補完	18	石狩低地東縁	石狩低地のデータ	不明		石油公団データ再解析
追加・補完	19	森本・富樫	利屋反射法	1186	5	
追加・補完	19	新庄盆地	本合海反射法	3862	10	
追加・補完	20	宮古島	極浅層海域探査	(30000)	2	海域。長さは大まかな値
追加・補完	20	青森湾西岸	音波探査	335000	2	海域
			反射法探査	1500	5	
			S波反射法	300	1	
追加・補完	20	関東平野北西縁	反射法再解析大量	8000		再解析
追加・補完	21	幌延	増幌測線	1500	10	
追加・補完	21	横手盆地東縁	中山測線	2299	5	
			十文字測線	2229	5	
追加・補完	21	長町－利府線	S波反射法	1410	1	
沿岸海域	21	五日市(海域)	ソノプローブ	94000		
			ブーマーマルチ	45900		12ch
沿岸海域	21	西山・菊川(海域)	西山シングル	196000		シングル29測線
			西山ブーマーマルチ	90000		16測線
			西山既存音波探査再解析	188000		再解析
			菊川シングル	206000		24測線
			菊川ブーマーマルチ	74000		15測線
			菊川既存音波探査再解析	139000		再解析
沿岸海域	21	雲仙(海域)	エアガン UM1	22800	12.5	48ch
			エアガン UM2	24500	12.5	48ch
			エアガン UM3	20200	12.5	48ch
			エアガン UM101	13700	12.5	48ch
			エアガン UM102	16200	12.5	48ch

			ブーマーマルチ	174000		12ch
			橘湾シングル	167000		64測線、SES2000
			島原湾シングル	162000		54測線、SES2000
沿岸海域	21	岩国(海域)	ソノプローブ	208000		記録紙出力
			ブーマーマルチ	95000		
沿岸海域	22	布田川・日奈久(海域)	ブーマーマルチ	388000		30測線、24ch
			シングル	255000		195 測線、SES2000
沿岸海域	22	福井平野東縁(海域)	エアガン	35000		1 測線、48ch
			ブーマーマルチ	184000		12測線
沿岸海域	22	呉羽山(海域)	シングル(エアガン)	54400		9測線
			GI ガンマルチ	15700		
			GI ガンマルチ(48ch)	32300		48ch
沿岸海域	22	黒松内(海域)	ブーマーマルチ	56700		
			ブーマーシングル	36300		
			高分解能シングル	152700		SES2000
沿岸海域	22	手法検討(留萌沖)	シングル	42000		
			ブーマーマルチ	50000		
沿岸海域	23	函館平野西縁(海域)	ブーマーマルチ	209600		30測線、12ch
			シングル	128000		38測線、SES2000
沿岸海域	23	青森湾西岸(海域)	ブーマーシングル	199000		
			ブーマーマルチ	29000		
			高分解能シングル	370000		62測線、SES2000
沿岸海域	23	柳ヶ瀬・関ヶ原 浦底 ー柳ヶ瀬山(海域)	高分解能シングル	197000		148測線、SES2000
沿岸海域	23	山田・郷村(海域)	ブーマーマルチ	173000		21 測線
沿岸海域	24	サロベツ断層(海域部)	シングル	150000		30測線、
			ブーマーマルチ	96000		16測線
			地中レーダー	2000		2測線
沿岸海域	24	布引山地東縁断層帯 東部(海域部)	高分解能シングル	294000		53測線、SES2000
沿岸海域	24	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 北部(海域部)	ブーマーマルチ	206000		21 測線
			シングル	17500		9測線

■重力探査

年度	調査名称	重力探査名称	長さ(m)	標準測点間隔(m)	点数
14-16	糸静パイロット	松本測線	20000	100	201
		富士見測線	15700	100	171
17-21	糸静重点	甲府測線	19000	50-400	
		塩尻測線	7200	100-200	
		岡谷測線	4800	100-200	
		下諏訪測線	5000	100-200	
		茅野測線	4300	100-200	
		辰野一諏訪測線	23000	100-1000	
		鯉沢測線	5000	100-200	
		身延一早川測線	12500	100-200	

■ボーリングデータ、トレンチデータ等

柱状図等（ただし、電子納品されているものだけでよい）

火山灰分析結果

C14 年代測定結果

■電磁探査データ

年度	調査名称	電磁探査名称	長さ(m)	標準測点間隔(m)	点数
14-16	糸静パイロット	牛伏寺断層 MT	4000	200	28
		牛伏寺断層広帯域	45000		28
		青柳・若宮断層 MT	5000		28
		青柳・若宮断層広帯域	50000		28
17-21	糸静重点	下円井一市之瀬	5000		10
		下円井一市之瀬 AMT			12
		諏訪湖付近	15000		20
		諏訪湖付近 AMT			54
		諏訪湖付近広帯域	50000		30
		諏訪湖付近広域 AMT			54
		牛伏寺広帯域 MT2	5000		10
21-23	神縄・国府津一松田重点	箱根カルデラ MT	45000		38

■詳細地形データ (DEM)

	年度	調査名称	データ名		備考
重点	14-16	糸静パイロット	糸静沿い 0.5mDEM		
重点	17-21	糸静重点	航測図化 10mDEM		
			航空 LiDAR DEM		
追加・補完	21	幌延	海成段丘空中写真図化	32 km ²	
追加・補完	21	横手盆地東縁	空中写真図化		
追加・補完	22	雫石盆地－真昼山地	東北地整データフィルタリング	50 km ²	著作権確認
追加・補完	22	山田	岩滝、四辻地区 2m DEM		
	23	阿寺(佐見)	小野地点 空中写真図化		
	23	阿寺(白川)	空中写真図化		
追加・補完	24	十勝平野断層帯(光地 園断層帯)	空中写真図化		
		高山・大原断層帯(猪 之鼻断層帯)	空中写真図化		
		長良川上流断層帯	空中写真図化		
		濃尾断層帯(主部／三 田洞断層帯)	空中写真図化		
沿岸海域	21	五日市(海域)	詳細海底 DEM		
沿岸海域	21	西山・菊川(海域)	詳細海底 DEM(西山)	1.8x3.3 km	
沿岸海域	22	福井平野東縁(海域)	詳細海底 DEM	1.8x2.9 km	
沿岸海域	22	黒松内(海域)	(詳細海底 DEM)	3x1 km	
沿岸海域	23	山田・郷村(海域)	詳細海底 DEM	6 km ²	

以上

地震記録紙の画像数実績一覧

既にスキャンを終えている気象台等毎の記録紙の画像ファイル数

観測点	管区気象台	都道府県	画像ファイル数
帯広	札幌管区-北海道	北海道	1810
釧路	札幌管区-北海道	北海道	1384
札幌	札幌管区-北海道	北海道	3176
寿都	札幌管区-北海道	北海道	1129
根室	札幌管区-北海道	北海道	2085
広尾	札幌管区-北海道	北海道	703
森	札幌管区-北海道	北海道	268
稚内	札幌管区-北海道	北海道	1634
青森	仙台管区-東北地方	青森	1921
八戸	仙台管区-東北地方	青森	1732
大船渡	仙台管区-東北地方	岩手	223
宮古	仙台管区-東北地方	岩手	2091
盛岡	仙台管区-東北地方	岩手	1156
石巻	仙台管区-東北地方	宮城	1069
仙台	仙台管区-東北地方	宮城	1246
秋田	仙台管区-東北地方	秋田	1677
酒田	仙台管区-東北地方	山形	1310
山形	仙台管区-東北地方	山形	633
小名浜	仙台管区-東北地方	福島	1460
白河	仙台管区-東北地方	福島	710
福島	仙台管区-東北地方	福島	869
柿岡	東京管区-関東地方	茨城	209
筑波山	東京管区-関東地方	茨城	48
水戸	東京管区-関東地方	茨城	1140
宇都宮	東京管区-関東地方	栃木	916
前橋	東京管区-関東地方	群馬	2343
熊谷	東京管区-関東地方	埼玉	1674
秩父	東京管区-関東地方	埼玉	129
銚子	東京管区-関東地方	千葉	71
富崎	東京管区-関東地方	千葉	383
大島	東京管区-関東地方	東京	1
品川	東京管区-関東地方	東京	231
東京	東京管区-関東地方	東京	2783
鳥島	東京管区-関東地方	東京	735
横浜	東京管区-関東地方	神奈川	514
相川	東京管区-中部・近畿地方	新潟	1103
高田	東京管区-中部・近畿地方	新潟	1192
新潟	東京管区-中部・近畿地方	新潟	2398
甲府	東京管区-中部・近畿地方	山梨	1216
船津	東京管区-中部・近畿地方	山梨	420
飯田	東京管区-中部・近畿地方	長野	367
軽井沢	東京管区-中部・近畿地方	長野	611
長野	東京管区-中部・近畿地方	長野	990
松本	東京管区-中部・近畿地方	長野	1867
岐阜	東京管区-中部・近畿地方	岐阜	6702
高山	東京管区-中部・近畿地方	岐阜	1416
網代	東京管区-中部・近畿地方	静岡	318
伊東	東京管区-中部・近畿地方	静岡	20
石廊崎	東京管区-中部・近畿地方	静岡	219
御前崎	東京管区-中部・近畿地方	静岡	2308
静岡	東京管区-中部・近畿地方	静岡	1291

観測点	管区气象台	都道府県	画像ファイル数
沼津	東京管区-中部・近畿地方	静岡	520
浜松	東京管区-中部・近畿地方	静岡	692
三島	東京管区-中部・近畿地方	静岡	3053
尾鷲	東京管区-中部・近畿地方	三重	848
亀山	東京管区-中部・近畿地方	三重	1361
津	東京管区-中部・近畿地方	三重	865
京都	大阪管区-近畿・中国地方	京都	2454
舞鶴	大阪管区-近畿・中国地方	京都	250
宮津	大阪管区-近畿・中国地方	京都	40
大阪	大阪管区-近畿・中国地方	大阪	5056
高安山	大阪管区-近畿・中国地方	大阪	761
神戸	大阪管区-近畿・中国地方	兵庫	5481
洲本	大阪管区-近畿・中国地方	兵庫	1477
豊岡	大阪管区-近畿・中国地方	兵庫	1891
姫路	大阪管区-近畿・中国地方	兵庫	493
奈良	大阪管区-近畿・中国地方	奈良	1068
潮岬	大阪管区-近畿・中国地方	和歌山	856
西郷	大阪管区-近畿・中国地方	島根	699
浜田	大阪管区-近畿・中国地方	島根	2908
松江	大阪管区-近畿・中国地方	島根	904
広島	大阪管区-近畿・中国地方	広島	2064
下関	福岡管区-九州地方	山口	780
多度津	大阪管区-四国地方	香川	411
高知	大阪管区-四国地方	高知	2578
清水足摺	大阪管区-四国地方	高知	851
宿毛	大阪管区-四国地方	高知	159
室戸岬	大阪管区-四国地方	高知	1290
飯塚	福岡管区-九州地方	福岡	115
福岡	福岡管区-九州地方	福岡	2293
厳原	福岡管区-九州地方	長崎	222
雲仙岳	福岡管区-九州地方	長崎	1202
富江	福岡管区-九州地方	長崎	450
長崎	福岡管区-九州地方	長崎	3470
福江	福岡管区-九州地方	長崎	197
阿蘇山	福岡管区-九州地方	熊本	351
延岡	福岡管区-九州地方	宮崎	295
宮崎	福岡管区-九州地方	宮崎	1728
鹿児島	福岡管区-九州地方	鹿児島	2928
種子島	福岡管区-九州地方	鹿児島	323
名瀬	福岡管区-九州地方	鹿児島	1024
屋久島	福岡管区-九州地方	鹿児島	838
石垣島	沖縄气象台	沖縄	1127
宮古島	沖縄气象台	沖縄	7
与那国島	沖縄气象台	沖縄	71

【データベース一覧】

※なお、地震調査研究推進本部 HP (<http://www.jishin.go.jp/>) において、現時点で整備されているデータベースが公開されている(* については非公開)。

(1) 文献関係(テキストデータ及び画像データ) (サイズ:約 160GB)

- ・「東京(帝国)大学地震研究所彙報」
- ・東京大学地震研究所 研究速報 第9号「図説日本の地震」
- ・震災予防調査会和文報告、欧文報告
- ・群発地震研究会「日本の群発地震」
- ・「気象要覧地震の部」
- ・「地震 I」「地震 II」
- ・「験震時報」
- ・中央气象台および気象庁の地震調査原簿、地震報告、地震年報
- ・増訂大日本地震史料 1・2・3 巻
- ・日本地震史料

等

(2) 地震計記録(画像データ) (サイズ:①約 6TB、②約 26TB)

- ① 大学のインク書きアナログ記録 *
- ② 気象庁の地震記象紙(煤書き)

(3) 歴史地震に関するデータ (サイズ:①約 410MB、②約 1GB)

- ① 近世歴史地震の震度情報
- ② 明治・大正時代の地震の震度等の情報

(4) 地震調査研究推進本部関係の会議資料 (サイズ:約 50GB) ※更新が必須

- ① 本部会議資料
- ② 政策委員会及びその下にある部会・分科会等の会議資料
- ③ 地震調査委員会及びその下にある部会・分科会等の会議資料 *

(5) 地震調査研究推進本部が公表した評価や報告書等 (サイズ:約 35GB) ※更新が必須

- ① 地震調査研究推進本部が公表した報告書
- ② 政策委員会及びその下にある部会が公表した報告書
- ③ 地震調査委員会及びその下にある部会が公表した評価や報告書
- ④ 委託事業及び交付金調査による報告書

用語説明

* 1 歴史地震：器械を用いた近代的な地震観測が開始される以前に発生した地震のうち、歴史の資料（古文書等）に記述されている地震

* 2 活断層図：活断層の位置を地図上に示したものの。

* 3 数値地図 200000：国土地理院が発行している 20 万分 1 地勢図を数値化した画像データ。

* 4 重力図：重力の大きさや変化量を色彩のグラデーションにより地図上に示したものの。

* 5 位置形状 GIS データ：活断層の位置や形状に関する情報を GIS 上に表示できる形式（shape 形式など）にしたデータ。

* 6 地質図：地表の地質情報（例えば第三紀火山岩類、完新世堆積物など）を地図上に示したものの。

* 7 活断層モデル図：活断層による震度分布を求めるための活断層モデル（端点の位置と傾斜角、断層幅から求めた三次元の矩形断層面）を地図上に投影したものの。

* 8 アナグリフ加工：立体視（平面画像を立体的に見せる手法）を行うために、左目と右目で見る画像を赤と青の 2 色で合成すること。

* 9 震源分布図：過去に発生した地震の震源の位置を地図上（地表平面図上）あるいは断面図上に投影したものの。

* 10 地殻変動図：地殻変動の大きさと向きをベクトルまたは色彩のグラデーションにより地図上に示したものの。

* 11 津波波高分布図：津波の波高の空間分布を地図上に示したものの。

* 12 震度分布図：地震動の強さの程度を表わす代表的な指標である震度（気象庁による計測震度あるいはそれに基づいて定められた 10 段階の震度階級）の空間分布を地図上に示したものの。

* 13 余震分布図：ある地震（本震）の余震（群）に着目し、それらの震源の位置を地図上（地表平面図上）あるいは断面図上に投影したものの。

* 14 海洋プレート形状図：陸のプレートの下方に沈み込む海のプレートの形状を示

した図。プレートの上面深さを地図上にコンタ表示したもの、プレートの形状を断面図に表示したもの、三次元表示したものなどがある。

*** 15 断層モデル**：地震の発生源である断層を物理的に表わすためにモデル化したもの。計算の便宜上、断層面は矩形領域にモデル化されることが多いが、複雑な形状を三次元的にモデル化したものもある。

*** 16 震源域**：地震波は、全てが震源一点から発生するわけではなく、実際には、ある広がりを持った領域（断層）が破壊することによって生じるもので、この領域を震源域と呼ぶ。

*** 17 津波波源域**：地震が発生すると、震源断層面の直上およびその周辺では地殻変動が発生するが、その場所が海底や湖底であった場合には、海水や湖水が急に持ち上げられたり引きずり降ろされたりするために津波が発生する。このようにして津波が最初に発生する領域を津波波源域と呼ぶ。

*** 18 断層のすべり遅れ**：定常的な断層運動を基準として、断層面がすべらずに固着していることを示すもの。

*** 19 地震後経過率**：活断層の地震や海溝型地震について、最新活動（地震発生）時期から確率の評価時点までの経過時間を平均活動間隔で除した値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が平均活動間隔に達すると、地震後経過率は 1.0 となる。

*** 20 強震動**：地震により発生し地中あるいは地表を伝播する弾性波を地震波と呼び、地震波が到達したある地点での振動（震動）を地震動と呼ぶ。地震動の中でも特に揺れの強いものを強震動と呼ぶ。その揺れの強さに関する明確な定義はないが、強震計によって記録されるレベル以上（震度 3 程度以上）に達する地震動を強震動と呼ぶのが一般的である。

*** 21 地下構造モデル**：主なパラメータとして、地盤の媒質の密度、P 波・S 波速度、Q 値および層境界面の深さなどを与え、地震波伝播の計算や地震動の計算に用いられるモデルのこと。

*** 22 全国地震動予測地図**：地震調査研究推進本部で進めている活断層や海溝型地震の長期評価に基づき全国の地震動の長期的な予測結果を地図上に表示したもので、大きく分けて、「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」の二種類がある。

*** 23 長周期地震動**：地震動のうち長い周期の地震動を長周期地震動と呼ぶ。長周期地震動は固有周期の長い高層建築物・橋梁・石油タンクなどに大きな振動や被害をもたらす。

*** 24** 長大断層沿いの地震: おおむね 80~100km を超える長さの活断層が活動することにより発生する地震のこと。断層の長さ／幅の比が大きいこと、円形や正方形の断層を仮定して理論的に断層破壊をモデル化する考え方を適用することが適切ではないため、通常の活断層による地震とは異なる評価手法が必要となる。

*** 25** スラブ内地震: 海溝型地震のうち、陸のプレートの下方に沈み込んだ海のプレート(スラブと呼ばれる)の内部で発生するプレート内地震のこと。海溝型地震の中でも、プレート境界地震に比べて短周期の地震動を強く励起する特徴がある。

*** 26** 応答スペクトル: ものには揺れやすい周期があり、これを固有周期と呼ぶ。また、一般に、揺れているものを放置すると次第にその揺れが減衰していくが、その減衰のしやすさを表わすパラメータを減衰定数と呼ぶ。この固有周期を横軸にとり、対象とする地震動をその固有周期・減衰定数の物体に入力した時の物体の揺れ(応答と呼ぶ)の最大値を縦軸に表示したものを応答スペクトルと呼ぶ。

*** 27** 震源断層を特定した地震の地震動予測地図: ある特定の活断層の地震や海溝型地震について、ある特定の破壊シナリオが生じた場合に各地点がどのように揺れるのかを計算し、その分布を地図上に示したもの。地震のシナリオには様々な可能性があるため、それぞれの地震でいくつかのケースについて計算されている。

*** 28** 確率論的地震動予測地図: 活断層の地震や海溝型地震など全ての地震の位置・規模・確率に基づき各地点がどの程度の確率でどの程度揺れるのかをまとめて計算し、その分布を地図上に示したもの。具体的には、各地点で今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震動が発生する確率の分布を示した地図や、今後 50 年以内にその値以上の地震動が発生する確率が 10%となる震度の分布を示した地図などがある。

*** 29** NGAプロジェクト: 米国で進められている次世代型距離減衰式の開発プロジェクト(Next Generation of Ground Motion Attenuation Models(NGA) Project)。強震動記録のデータベースとして、世界中の内陸地殻内地震の観測記録が整備されている。

*** 30** ハイブリッド合成法: 長周期帯域の地震動を理論的方法により計算し、短周期帯域の地震動を半経験的方法(経験的グリーン関数法・統計的グリーン関数法)あるいは経験的方法により計算し、両者を重ね合わせる地震動評価方法のこと。

*** 31** 波源断層: 津波の原因となる海底の隆起や沈降を引き起こした断層のこと。

*** 32** 波源断層を特性化: 地震に伴って発生する津波の特性を適切に予測できるよう、波源断層の位置、規模、すべり分布などの断層パラメータをあらかじめ定められたルールで単純化(モデル化)すること。すること。

*** 33** 津波の遡上: 津波が海岸から内陸へ駆け上がること。

別紙8-1 従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位:千円)				
委託費等		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費		95,133	102,236	100,048	99,622	108,746
業務実施費		111,988	125,098	120,311	118,973	97,697
長期評価に資するデータ・資料収集 や調査・分析等	合計	9,707	17,542	18,837	15,811	13,450
	消耗品費	516	2,577	4,356	3,088	3,494
	国内旅費	142	126	279	160	792
	諸謝金	0	0	0	0	200
	会議開催費	-	-	-	-	3
	通信運搬費	14	45	3	32	39
	雑役務費	9,036	14,795	14,199	12,532	8,922
強震動評価に資するデータ・資料の 収集や調査・分析等	電子計算機諸費	0	0	0	0	0
	合計	23,202	15,449	7,681	12,952	9,673
	消耗品費	697	969	537	354	995
	国内旅費	736	758	619	617	1,038
	諸謝金	0	20	0	0	10
	通信運搬費	1,716	2,313	1,148	725	1,018
	雑役務費	20,054	11,389	5,377	11,255	6,611
沿海岸域活断層分布図作成に必要 となる資料収集等(平成24年度よ り、津波評価に資するデータ・資料 の収集や調査・分析等に統合)	電子計算機諸費	0	0	0	0	0
	合計	244	-	-	-	-
	消耗品費	173	-	-	-	-
	国内旅費	49	-	-	-	-
	諸謝金	0	-	-	-	-
	通信運搬費	4	-	-	-	-
	雑役務費	18	-	-	-	-
津波評価に資するデータ・資料の収 集や調査・分析等	電子計算機諸費	0	-	-	-	-
	合計	-	12,297	24,925	11,598	6,228
	消耗品費	-	95	2,652	106	636
	国内旅費	-	110	349	69	85
	諸謝金	-	0	0	0	0
	通信運搬費	-	0	0	1	8
	雑役務費	-	12,093	21,924	11,422	5,499
ウェブサイトの運営等(平成27年度 から地震調査研究推進本部支援に 統合)	電子計算機諸費	-	0	0	0	0
	合計	2,208	2,464	2,818	5,479	-
	消耗品費	602	469	415	354	-
	国内旅費	0	0	0	0	-
	諸謝金	0	0	0	0	-
	通信運搬費	7	7	7	38	-
	雑役務費	1,599	1,988	2,396	5,087	-
地震調査研究観測データ等のデー タベース管理等(平成27年度から地 震調査研究推進本部支援に統合)	電子計算機諸費	0	0	0	0	-
	合計	39,057	45,501	35,763	39,152	-
	消耗品費	3,020	3,374	2,398	3,101	-
	国内旅費	50	5	3	65	-
	諸謝金	0	0	0	0	-
	通信運搬費	5,898	5,448	5,289	5,490	-
	雑役務費	24,413	32,020	23,932	25,858	-
地震調査研究推進本部支援	電子計算機諸費	5,676	4,655	4,141	4,637	-
	合計	-	-	-	-	35,711
	消耗品費	-	-	-	-	3,615
	国内旅費	-	-	-	-	85
	諸謝金	-	-	-	-	0
	通信運搬費	-	-	-	-	5,398
	雑役務費	-	-	-	-	21,590
共通経費	電子計算機諸費	-	-	-	-	5,024
	合計	37,569	31,845	30,287	33,981	32,635
	消耗品費	686	581	461	126	0
	光熱水費	1,940	1,803	1,663	1,862	-
	借損料	30,293	24,459	23,282	24,212	24,074
消費税相当額	4,650	5,001	4,882	7,780	8,560	
一般管理費		20,712	22,733	28,647	28,417	26,838
自己充当額(契約上限額を超過したため、自己で補填した経費)		-833	-	-5	-81	-
計		227,000	250,068	249,000	246,931	233,280

2. 従来の実施に要した人員

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
業務責任者	1	1	1	1	1
業務副責任者	1	1	1	1	1
業務テーマ統括責任者	1	1	1	1	1
経理責任者	1	1	1	1	1
業務担当者	12	12	11	11	11

(参考1)平成27年度 人員内訳

業務責任者	a	所属・役職		専門性	担当事業
		所属	役職		
業務責任者	a	所長		元東京大学地震研究所教授、東京大学名誉教授、理学博士、地震・津波等に関する論文多数。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務副責任者	b	副所長		長年の科学技術行政等における経験。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務テーマ統括責任者	c	解析部	部長	東京大学大学院地球物理学専攻博士課程、理学博士。歴史地震に関する論文等多数。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	d	解析部	主任研究員	東京大学大学院理学系研究科地球惑星科学専攻助手。地震学に関する論文等多数。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等
業務担当者	e	解析部	主任研究員	北海道大学大学院地球物理学専攻博士課程。理学博士。強震動解析に関する論文等多数。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	f	解析部	主任研究員	東京大学大学院地球惑星科学専攻博士課程。沿岸海域の断層パラメータ抽出等業務を担当	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	g	解析部	主任研究員	横浜市立大学大学院自然システム科学専攻博士課程。理学博士。データベースシステム構築、維持管理等に従事。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	h	解析部	主任研究員	東京大学大学院地球惑星科学専攻博士課程。理学博士。活断層に関する論文多数。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	i	解析部	研究員	東北大学大学院理学研究科環境地球科学講座博士課程。理学博士、専門は活断層。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	j	解析部	主査	会議支援業務、WEB作成等に長年従事。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
経理責任者	k	事業推進管理部	部長	長年の科学技術行政等における経験。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	l	事業推進管理部	課長	企画業務、パンフレット・WEB作成等広報業務、会議支援業務に長年従事。	津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	m	事業推進管理部	主査	企画業務、パンフレット・WEB作成等広報業務、会議支援業務に長年従事。大学院理工学研究科修士。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	n	事業推進管理部	主査	会議支援業務等に長年従事。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援
業務担当者	o	事業推進管理部	主査	会議支援業務等に長年従事。	長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等 地震調査研究推進本部支援

3.従来の実施に要した施設及び設備

(1)文科省からの無償貸与物品	
	電算機室電子施錠1台
	テープドライブ2台
	ノートパソコン4台
	プロジェクター1台
	フラットベッドA0スキャナー1台
	反射実体鏡1台
	地震観測用テレメータ、データロガー1式
	デスクトップパソコン1台
	その他、什器として机、イス、書棚、書庫、コートハンガー、ワゴン、ロッカー等
(2)リース物品	
	RAIDディスク1台
	大型プリンタ1台
	サーバ11台
	ネットワークサーバ2台
	ストレージ1台
	バックアップ用テープドライブ5台
	液晶ディスプレイ1台
	無停電電源装置1台
	ルータ1台
	ワークステーション2台
	パソコン7台
	電算機室エアコン2台
	コピー機1台
	事務所(約300㎡)
	倉庫(約80㎡)
(3)事業者において準備したもの	
	パソコン5台
	シュレッダー等
(注意事項)	
①設備、備品については代表例として示している。	
②電子計算機室は情報セキュリティの観点から施錠付き	
③居室におけるパソコン、電話、机、イスは1人1台体制、これ以外は共用。	
④事業を実施するための設備・備品は受託者において準備	

4. 従来の実施における目的の達成の程度

○実施体制

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
業務責任者	1	1	1	1	1
業務副責任者	1	1	1	1	1
業務テーマ統括責任者	1	1	1	1	1
経理責任者	1	1	1	1	1
業務担当者	12	12	11	11	11

○支援業務

平成26年度実施

本事業の目的は、地震調査研究推進本部の審議及び活動が円滑かつ効率的に推進するよう支援することである。その内容は、「長期評価・強震動評価・津波評価等に資するデータ・資料の収集や調査・分析」、「会議運営支援」、「ウェブサイトの管理・運営」、「データベース管理」である。平成26年度に実施した支援は、

1. 各評価を審議する部会・委員会や休日開催(大地震発生翌日)した臨時委員会における会議資料作成・議事録作成等、
2. 各評価に関する学会や学術雑誌等の知見・データの収集・整理・会議資料への反映、
3. 地震記録紙・探査デジタルデータの収集・整理・一部公開、
4. 長期評価や全国地震動予測地図の公表資料の一部作成・更新補助、
5. 「日本の地震活動」改訂版の執筆及び公表、
6. 各評価に関する学会や学術雑誌等の知見・データの収集・整理、
7. ウェブサイト、データベース、メーリングリストの管理・更新

である。これらの支援により、審議の進展に応じた最新の知見等を効率よく活用し、また、地震本部の成果の公表を迅速かつ適切な形で実施することができた。

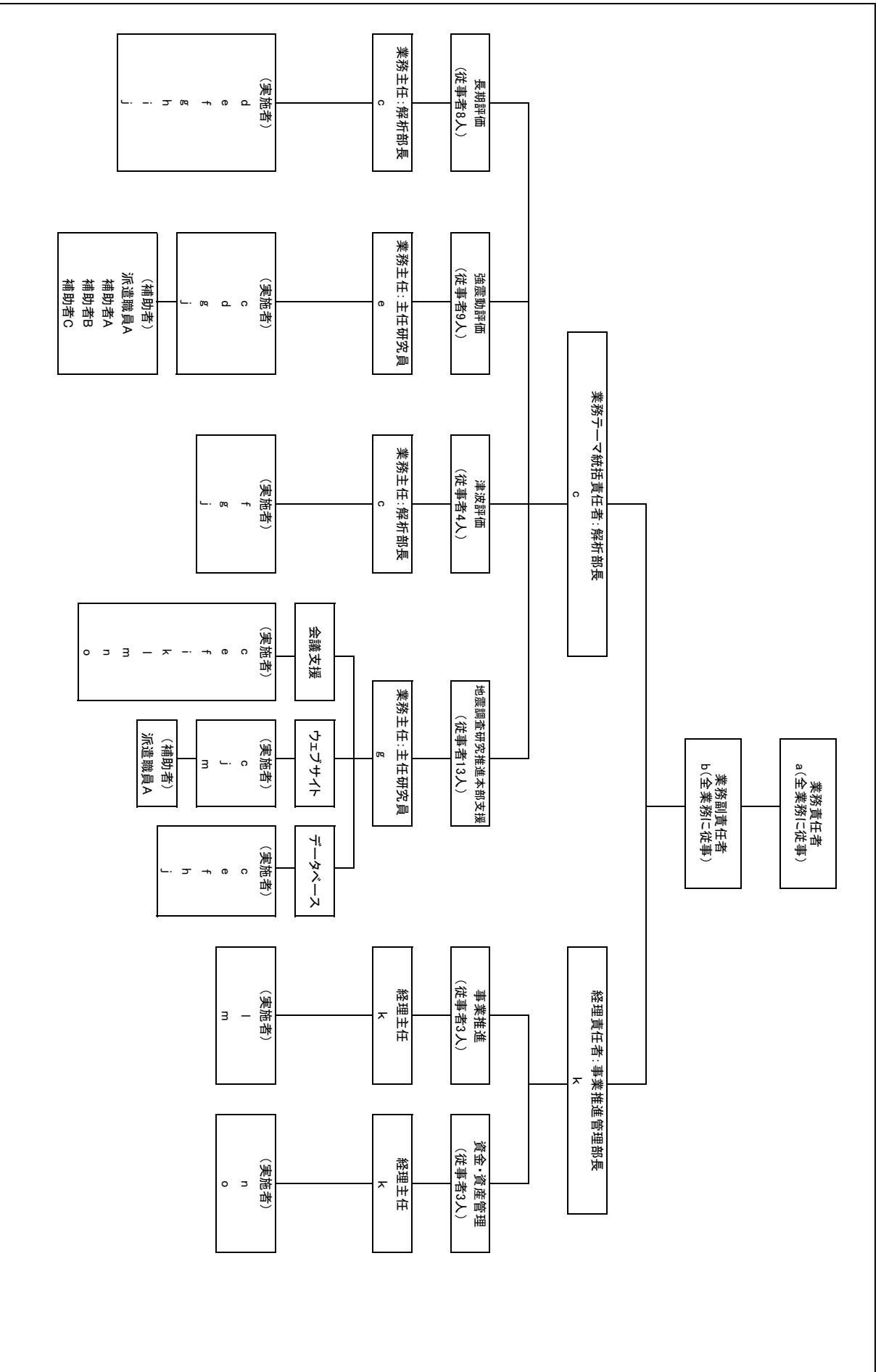
5. 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

○ 従来の実施方法等については、業務実施体制図、対象事業の概要図のとおり。

(注記事項)

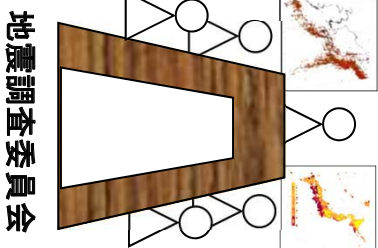
業務実施体制図（実施体制、人員数、配置）



(ア)長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等の概念図

地震本部

政府 地震調査研究推進本部
The Headquarters for Earthquake Research Promotion



地震調査委員会

現状評価

海溝型地震評価

活断層地域評価

活断層分科会・活構造WG

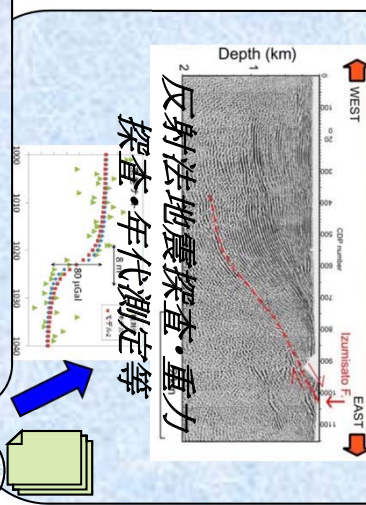
会議運営支援

その他WG等

文献調査・
収集

海域活断層情報の
審議資料化
委員会設置

活断層探査データの収集・整理



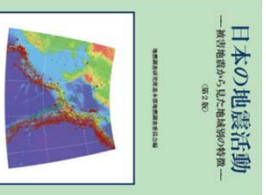
地震活動のレビュー

学会発表や
論文によって
公表された
最新知見

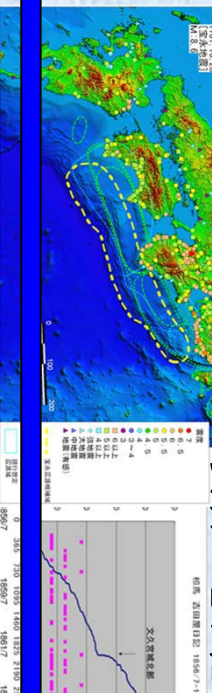
顕著地震の波形を提供

歴史地震・過去データの収集解析

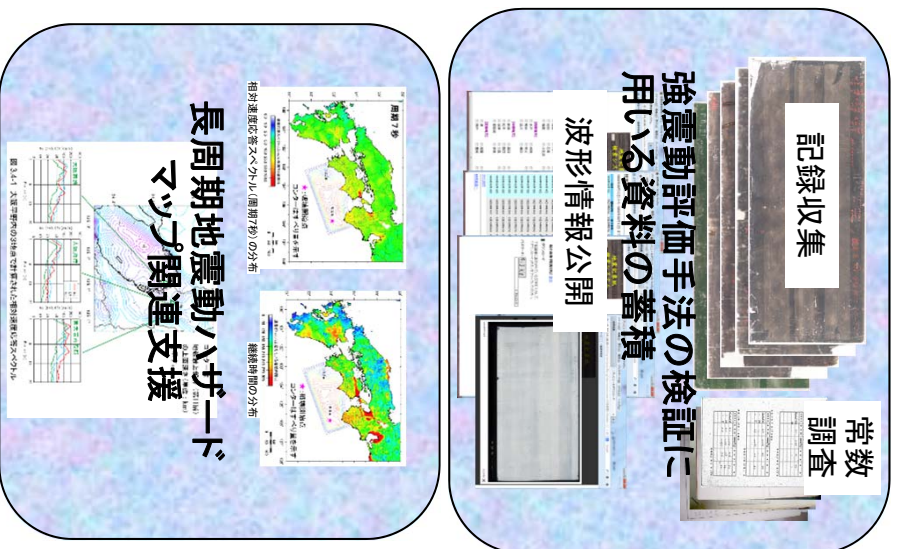
資料の電子化・DB化



「日本の地震活動」
の改訂文案提供



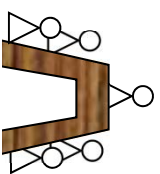
(イ) 強震動評価に資する
データ・資料の収集や調
査・分析等の概念図



*「全国地震動予測地図」、検討
長周期地震動ハザードマップの検討
* 技術改良や必要な
地下構造モデルの検討

地震本部
政府 地震調査研究推進本部
The Headquarters for Earthquake Research Promotion

強震動評価部会

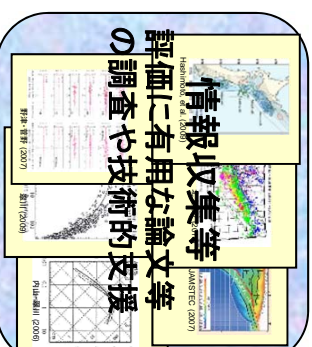
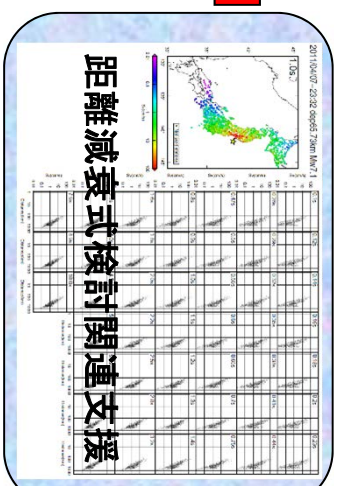


- * 強震動評価部会評価部会
- * 強震動予測手法検討分科会
- * 地下構造モデル検討分科会
- * 地震動予測地図高度化WG等

会議運営支援

議事概要作成、資料の保管管理等

事業テーマ(4)ー1のウェブサイトを利用、
事業テーマ(4)ー2のデータベースに蓄積



(ウ) 津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等の概念図

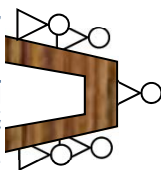
東日本震災
の津波被害

減災推進の
期待

地震本部

政府 地震調査研究推進本部
The Headquarters for Earthquake Research Promotion

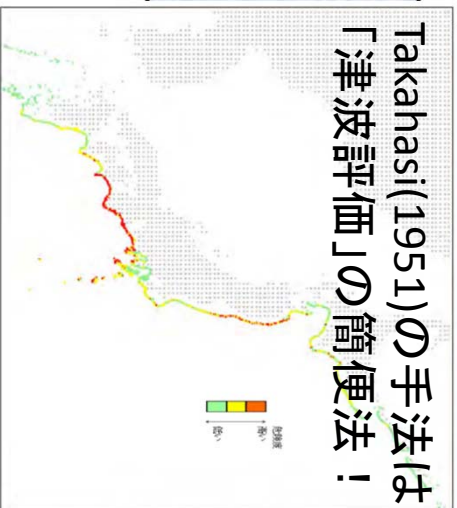
津波評価部会



* 津波評価の標準手法の検討
* 津波減災への発信努力

津波概算の簡便法提供

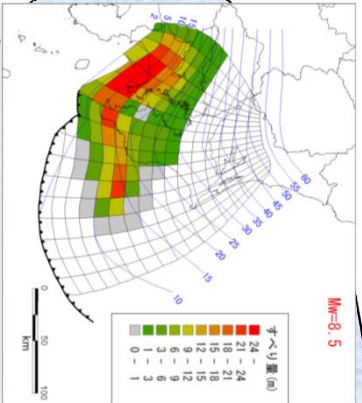
Takahasi(1951)の手法は
「津波評価」の簡便法！



半無限弾性体中の矩形断層による表面
地殻変動の組み合わせに替わる、津波計
算用の地殻変動計算プログラムが必要

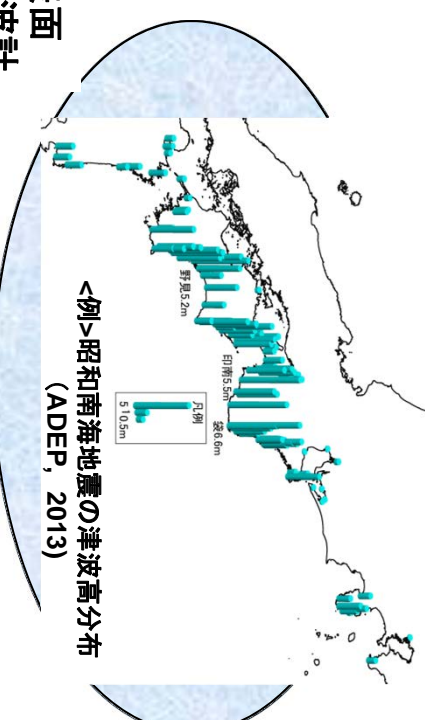
低角小矩形断層を
組み合わせると縁
の特異性の悪影
響が「洗濯板状」
の初期水位となっ
て近地の津波予
測に悪影響が大

<例>内閣府相模トラフ最大地震西ケース
の津波計算用震源モデルと初期水位

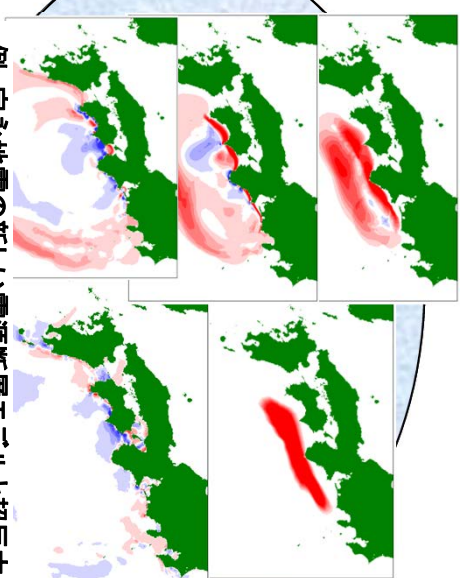


シビ検討に必要
となる情報の提供
津波評価に関連する最新の知見
や調査結果の収集
津波情報の活用手法 etc...

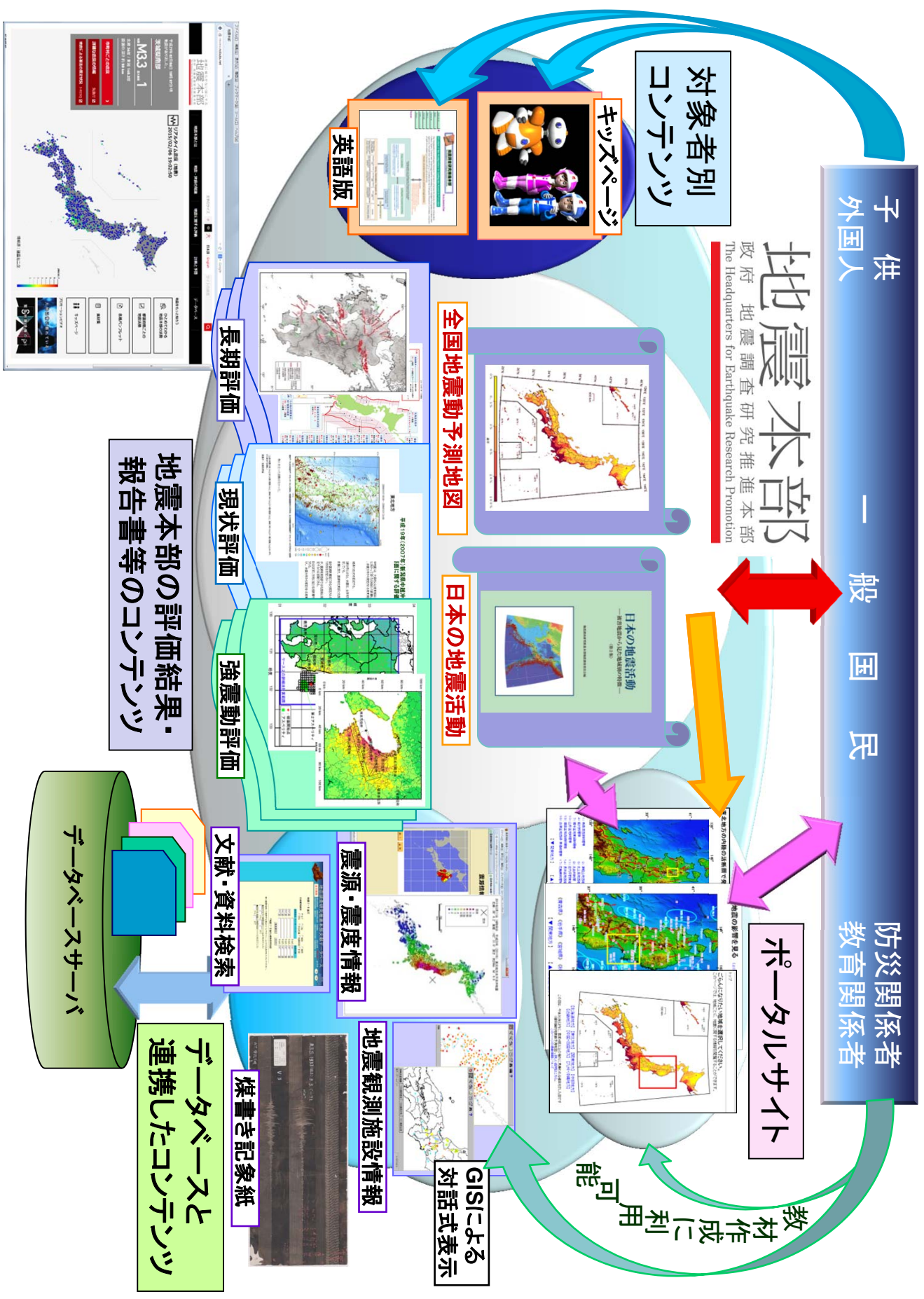
<例>昭和南海地震の津波高分布
(ADEP, 2013)



<例>宝永地震の新しい震源断層モデルと超巨大
地震向け隆起域による津波シミュレーション
(松浦ほか, 2014)



(エ) 会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理の概念図①



緊急時のウエブ・MLサービス

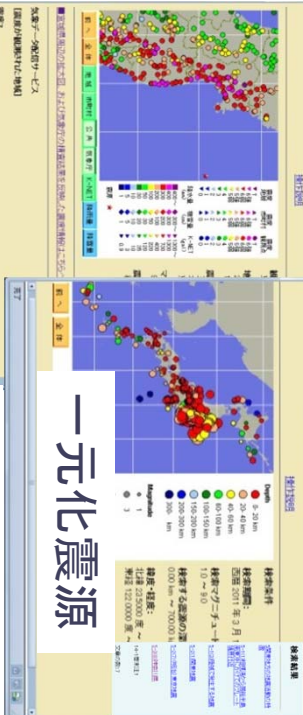
補填機能

ウエブ: バックアップ用にクラウドを利用
安価に万ーの場合の代替機能を保持
ML: ユイルスチェックにクラウドを利用
付随する非常時継続機能活用で安価
に万ーの場合の連絡手段を保持

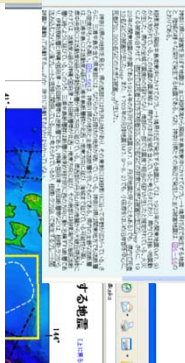


(工)会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理の概念図③

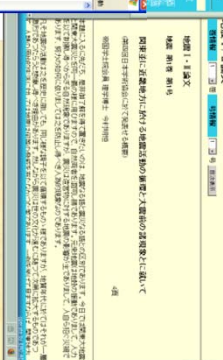
震度・最大加速度



日本の地震活動注釈



文献テキスト

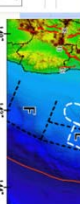


論文目録



一元化震源

地域の地震活動と強震動予測



文献画像



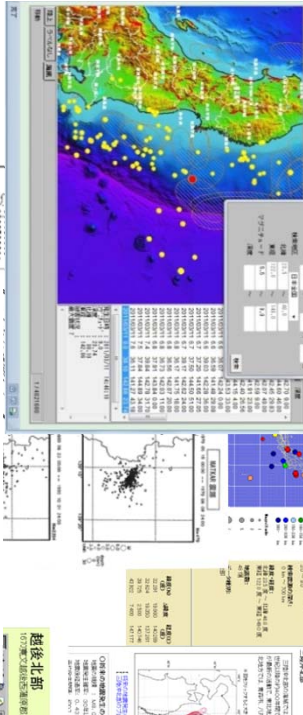
大学微小地震

明治・大正資料

交付金調査報告書

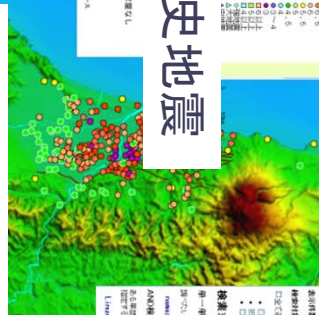
- ### 会議資料
- 地震調査研究推進本部 第1回強震動評価委員会
第1回強震動評価委員会
議事次第
1. 日 時 平成26年8月29日(水) 14時00分～16時00分
 2. 場 所 特別技術情報センター(特別技術5階)
 3. 議 程 (1)地震調査研究推進本部の取組について (2)その他
 4. 配付資料
 - 第1-(1)地震調査研究推進本部の取組
 - 第1-(2)地震調査研究推進本部の取組(資料)
 - 第1-(3)地震調査研究推進本部の取組(資料)
 - 第1-(4)地震調査研究推進本部の取組(資料)
 - 第1-(5)地震調査研究推進本部の取組(資料)
 - 第1-(6)地震調査研究推進本部の取組(資料)
 - 第1-(7)地震調査研究推進本部の取組(資料)
 - 第1-(8)地震調査研究推進本部の取組(資料)

震源カタログ



再決定震源

歴史地震



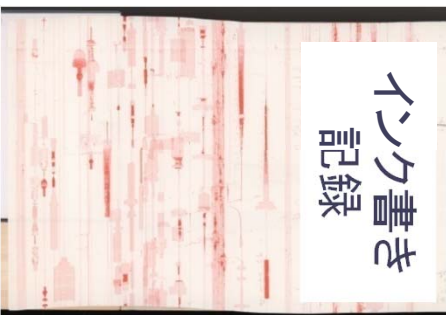
活断層評価文

(検索サイト)

現状評価文

(検索サイト)

インク書き記録



煤書き記象紙

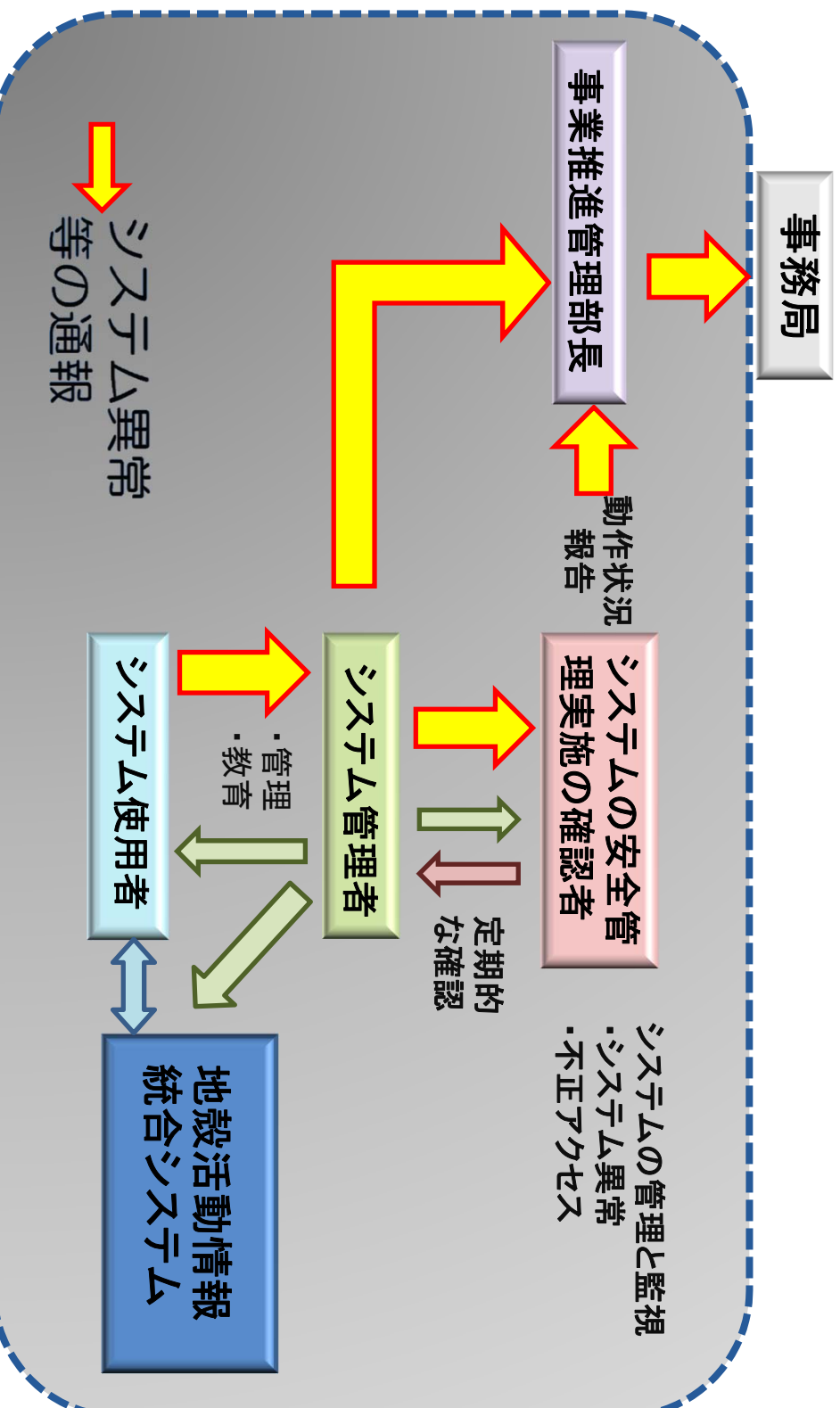


明治・大正詳細震度震源検討

(エ) 会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理の概念図⑤

地震本部
政府 地震調査研究推進本部
The Headquarters for Earthquake Research Promotion

システムの安全管理体制



「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠

提 案 書 類

1. 提案書 別紙 7 - 2

2. 提案書 別紙 7 - 2 - 1

3. 提案書 別紙 7 - 2 - 2

4. 総合評価基準対応表

5. 添付資料

①会社概要

②事業報告書（直近のもの）

③収支決算書（直近のもの）

④受託実績

⑤必要に応じた資料

【用語解説や提案詳細説明資料（提案書本文との対応関係を明確にする。）など。】

（ 担当者 ）

①社名、役職

②氏名

③住所、電話番号、メールアドレス

提 案 書 類 作 成 要 領

この要領は、一般競争入札（総合評価落札方式）にかかる提案書類の作成の要領について説明するものです。

1. 文部科学省が提示する資料・仕様書、総合評価基準

2. 入札者が提案する資料

①提案書類

②提案書

③提案書 別紙 1

④提案書 別紙 2

⑤総合評価基準対応表

⑥添付資料

- ・ 会社概要
- ・ 事業報告書（直近のもの）
- ・ 収支決算書（直近のもの）
- ・ 受託実績
- ・ 必要に応じた資料

【用語解説や提案詳細説明資料（提案書本文との対応関係を明確にする。）など。】

3. 提出部数等

入札者は、上記 2 の資料を紙媒体で 15 部を提出するとともに、電子媒体（ファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイント、PDF 形式とし、これによりがたい場合は当省担当者に申し出ること。）を提出（電子メール可）してください。

4. 技術審査

提案書類によるプレゼンテーションは、40分程度（説明20分、質疑応答20分）となります。

プレゼンテーションにおいては、提案書類のほか、要約した資料を使用することが可能です。

なお、プレゼンテーションに係る機材（プロジェクターを除く）は、自らち込むこととしてください。

5. 留意事項

提案書類の作成にあたっては、委託契約書（案）及び科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領を踏まえて作成し、専門的な知識などを有しなくても評価可能なものとしてください。

提案書類に対し、当省担当者から補足資料の提出や補足説明を求めることがあります。

6. その他

提案書類は、返却されません。

提案書類は、「個人情報保護に関する法律」（平成15年05月30日法律第57号）その他の観点から、当該入札以外の目的には使用せず、提案内容に関する秘密は厳守します。

なお、契約締結に至った提案は、必要に応じて公表されることがあります。

提 案 書

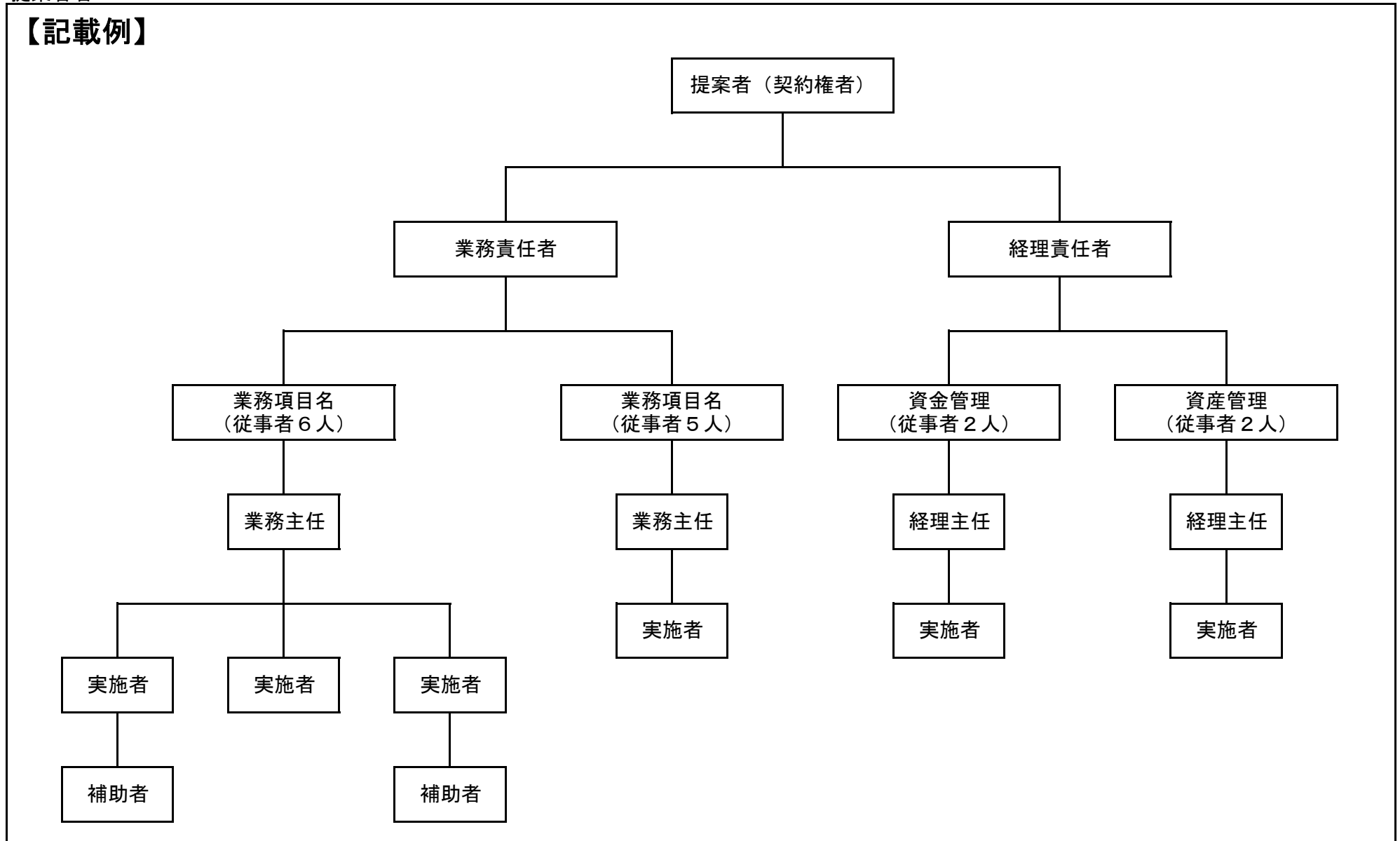
1. 委託業務の題目	地震調査研究推進本部の評価等支援事業
2. 委託業務の目的	提案する業務の目的を具体的に記載する。
3. 成果の目標	上記の委託業務の目的を達成するための成果の目標を具体的に記載する。
4. 業務の方法	上記の委託業務の目的、成果の目標を達成するために実施する業務の方法を具体的かつ詳細に記載する。

5. 業務実施体制	(提案者 (契約権者)) 住所 役職 氏名 (業務責任者) 役職 氏名 (経理責任者) 役職 氏名	
	(実施体制、人員数、配置など) 実施体制、人員数、配置などの具体的な説明を記載するほか、別添 1 を作成。	
	(経営基盤) 業務を円滑に実施するための経営基盤の具体的な説明を記載する。	
	(業務責任者等の実績及び能力) 業務責任者など業務従事者が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。	
6. 施設・設備の状況	業務に必要となる施設・設備の保有状況、業務の効果的・効率的実施に資する配置などの具体的な説明を記載する。	(名称) (数量) (設置場所)
		(名称) (数量) (設置場所)
		(名称) (数量) (設置場所)
7. 組織の実績及び能力	組織が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。	
8. 委託業務実施期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	
	業務の期間、工程などの具体的な説明を記載するほか、別添 2 を作成。	

委託業務題目：地震調査研究推進本部の評価等支援事業

提案者名：

【記載例】



総合評価基準と提案書の対応表

地震調査研究推進本部の評価等支援事業

●：価格と同等に評価できない項目

区分	評価項目 (要求要件)	基礎点	加点	提案書 項目番号
●	1. 各事業内容の遂行に関する能力	20	25	
	1-1. 長期評価、強震動評価、津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等	5	10	2, 3, 4, 8
	* 1-1-1. 長期評価、強震動評価、津波評価に資するデータ・資料の収集・整理・分析能力を有していること。 (関連する専門知識を有し、効率的かつ適切に収集・整理・分析が行えれば加点する。)	5	5	
	1-1-2. 会議の運営・支援能力が優れていれば、過去の実績を考慮し加点する。		5	
	1-2. ウェブサイトの運営等	10	10	
	* 1-2-1. ウェブサイトの適切な管理・運用能力を有していること。(コンテンツ、操作性、迅速性、正確性、 バックアップ体制、データベースとの連携が期待できれば加点する。)	5	5	
	* 1-2-2. ウェブサイトのセキュリティ対策が十分施されていること。(サーバ容量、インターネット回線速度に ついては確保されていれば加点する。)	5	5	
	1-3. 地震調査研究観測データ等のデータベース管理等	5	5	
	* 1-3-1. 適切なデータベースおよびその管理体制が構築されていること。(内容の充実性、効率的かつ安定的な 運用体制、ウェブサイトとの連携が期待できれば加点する。)	5	5	
	2. 組織の経験・能力	30	20	
	2-1. 組織の類似支援事業の経験	0	5	5, 6, 7, 8
	2-1-1. 過去に類似の支援事業(長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によるデータ・資料の 収集や調査・分析)を実施した実績があれば、その実績内容により加点する。		5	
	2-2. 組織の支援事業実施能力	30	15	
	* 2-2-1. 業務を実施し、合理的な解釈を加え、総合的な評価を行えること。	5		
	* 2-2-2. 業務を実施する人員が確保されていること。(効果的な人員体制となっていれば加点する。)	5	5	
	2-2-3. 地震本部の評価のために必要な、地震・津波に関する多岐にわたる検討項目に対して、優れた専門能力 を有していれば加点する。		5	
	* 2-2-4. 緊急対応時に迅速かつ適切な支援体制を整えることができること。(首都圏における大規模地震発生時 の支援体制、情報収集・情報公開体制が優れていれば加点する。)	5	5	
	* 2-2-5. 各事業テーマを連携させた、統一かつ効率的な体制が構築されていること。	10		
	* 2-2-6. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5		
●	3. 業務従事予定者の経験・能力	0	5	
	3-1. 業務従事予定者の類似支援事業の経験	0	5	
	3-1-1. 業務従事予定者に、過去に類似の支援事業(長期評価、強震動評価、津波評価に資する本実施要項によ るデータ・資料の収集や調査・分析)を実施し、合理的な解釈を加え、総合的な評価を行った実績があ れば加点する。		5	5

アンケート①

(会議資料、地震調査研究観測等データベースに関する満足度調査)

問1 会議資料は審議内容に即した適切なものであったか。(アンケートの対象となる会議資料は別添の通り。)

- A: 適切である
- B: 概ね適切である
- C: 一部見直しが必要である
- D: 適切でない

※C及びDを選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

問2 地震調査研究観測等データベース(別紙6)についての H〇〇年度の業務内容は適切なものであったか。(詳細は別添の通り。)

- A: 適切である
- B: 概ね適切である
- C: 一部見直しが必要である
- D: 適切でない

※C及びDを選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

問3 上記の内容を踏まえ、ご意見、ご感想など気付いたことをご記入ください。

アンケート②

(会議運営、地震本部ウェブサイトに関する満足度調査)

問1 地震本部ウェブサイトについての H〇〇年度の業務内容は適切なものであったか。(詳細は別添の通り。)

- A: 適切である
- B: 概ね適切である
- C: 一部見直しが必要である
- D: 適切でない

※C及びDを選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

問2 会議当日の受付業務は適切なものであったか。

- A: 適切である
- B: 概ね適切である
- C: 一部見直しが必要である
- D: 適切でない

※C及びDを選んだ場合は、率直にその内容を記載してください。

問3 上記の内容を踏まえ、ご意見、ご感想など気付いたことをご記入ください。

地震調査研究推進本部の評価等支援事業
工程管理表（進捗状況報告書）
（平成〇〇年度分）

別紙11

更新日：平成〇年〇月〇日

区分	業務	業務内容(概要)	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等①	活断層評価のための資料の収集・整理や調査・分析	会議及び打合せへの出席	当該評価を審議する会議に出席して、審議内容を把握するとともに、作成した資料の説明を行う。会議前後に打ち合わせが行われる場合には参加する。											
		文献等の収集・整理	評価対象活断層に関する文献や調査結果等を収集・整理する。学会等の研究集会への参加、最新の関連学術雑誌等の調査により当該評価に関する最新情報を収集・整理する。											
		会議資料の作成	当該評価の審議の進展に応じて必要な資料を作成する。											
		公表資料の作成への支援	当該評価の公表にあたり、必要な資料の作成、公表資料のチェックやウェブサイトへの掲載を行う。											
	海溝型地震評価のための資料の収集・整理や調査・分析	会議及び打合せへの出席	当該評価を審議する会議に出席して、審議内容を把握するとともに、作成した資料の説明を行う。会議前後に打ち合わせが行われる場合には参加する。											
		文献等の収集・整理	評価対象領域に関する文献や調査結果等を収集・整理する。学会等の研究集会への参加、最新の関連学術雑誌等の調査により当該評価に関する最新情報を収集・整理する。											
		会議資料の作成	当該評価の審議の進展に応じて必要な資料を作成する。											
		公表資料の作成への支援	当該評価の公表にあたり、必要な資料の作成、公表資料のチェックやウェブサイトへの掲載を行う。											

区分	業務	業務内容(概要)	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長期評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等②	地震活動集・現・整理や調査・分析資料の	会議及び打合せへの出席	当該評価を審議する会議(大地震等発生に伴う臨時会議を含む)に出席して、審議内容を把握するとともに、作成した資料の説明を行う。会議前後に打ち合わせが行われる場合には参加する。											
		会議資料の作成	当該評価の審議に用いる必要な資料を作成する。											
		公表への支援	当該評価の公表にあたり、公表資料のチェックやウェブサイトへの掲載を行う。											
		「日本の地震活動(第二版)」の改訂	「日本の地震活動(第二版)」の改訂を実施し、大規模地震の最新知見や長期評価・強震動評価・津波評価を反映する。											
		長期評価手法の高度化の検討	大地震に至るまでの諸現象として観測される地殻変動や地震活動の観測成果を長期的な地震発生予測へ組み込むための検討を行う。											
	探査データ・整理の	データの収集	活断層調査で得られた反射法地震探査・重力探査・年代測定等のデジタルデータを収集する。											
		データ保管環境の整備	収集したデータを保管し、データのリストを作成する。											
	海域断層のプロジェクト成果の検討	海域断層調査のプロジェクトの成果を入手し、海域における断層の位置・形状や活動履歴等について、活断層評価の審議がしやすい形にまとめる。												
	長期評価結果一覧の更新支援	地震発生確率等の計算	表計算ソフトに対して地震発生確率計算対象の地震の追加やパラメータの変更を行い、地震発生確率や地震後経過率の計算を行う。											
		公表資料の作成への支援	長期評価結果一覧の公表にあたり、公表資料のチェックやウェブサイトへの掲載を行う。											

区分	業務	業務内容(概要)	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
強震動評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析等	会議及び打合せへの出席	当該評価を審議する会議に出席して、審議内容を把握するとともに、作成した資料の説明を行う。会議前後に打ち合わせが行われる場合には参加する。															
	文献等の収集・整理	学会等の研究集会への参加により当該評価に関する最新情報を収集・整理する。															
	データの収集・資料整理等	調査・研究に使われたデータ等の収集	日本や海外の地震について、地震動の調査・研究結果が掲載された文献や報告書等に使用されている震源断層や強震動観測記録のデータ等を収集する。														
		地震記録紙の画像データ化	昔の地震観測の記録紙を収集し、スキャナーでスキャンして画像データを作成し、整理・保管するとともにウェブサイトで公開する。														
	地震動予測手法の高度化への支援	強震動予測手法(レシビ)の高度化への支援	レシビの利用状況や最近の強震動に関する知見、地方公共団体の強震動予測手法、震源断層モデル設定・広帯域地震動評価に関する文献等を収集・整理する。														
		「長周期地震動ハザードマップ」の妥当性の検討	長周期地震動ハザードマップと、実際の地震による長周期地震動の観測値、既往の複数の距離減衰式による計算値との比較を行う。														
	地震動ハザード評価のさらなる活用方策の検討への支援	全国地震動予測地図について、従来とは違う見せ方・表現方法等を工夫し、その活用の可能性が大きく広がるアイデアを、企画・提案する。															
	公表資料の作成への支援	図表レイアウト作業及びチェック作業等	当該評価の公表にあたり、公表資料のレイアウト作業、チェック、ウェブサイトへの掲載を行う。														
		解説図やイメージ図の作成	全国地震動予測地図及び地下構造モデル作成手順について、利用者への理解の助けとなるような解説図やイメージ図を作成する。														
一部公表資料の英訳		全国地震動予測地図に付属する「4. 手引編」、「5. 解説編」、「6. 地図編」、「付録-2 地震動予測地図を見てみよう」の英訳版を作成する。															

区分	業務	業務内容(概要)	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期						
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
津波評価収集や調査データ分析等資料の	会議及び打ち合わせへの出席	当該評価を審議する会議に出席して、審議内容を把握するとともに、作成した資料の説明を行う。会議前後に打ち合わせが行われる場合には参加する。																
	文献等の収集・整理	当該評価の手法や対象領域に関する文献や調査結果等を収集・整理する。学会等の研究集会への参加、最新の関連学術雑誌等の調査により当該評価に関する最新情報を収集・整理する。																
	会議資料の作成	当該評価の審議の進展に応じて必要な資料を作成する。																
	公表資料の作成への支援	当該評価の公表にあたり、必要な資料の作成、公表資料のチェックやウェブサイトへの掲載を行う。																
	津波評価手法高度化のための調査	津波波高の観測値と計算値の差が大きい地点について、他の文献や報告書等に基づいた津波波高の観測値分布図を作成する。地方公共団体の津波予測手法を収集・整理する。																

区分	業務	業務内容(概要)	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理	会議運営支援	会議資料作成	地震調査委員会系会議に用いる資料を(ア)、(イ)、(ウ)における具体的な作業に従い作成する。											
		メーリングリストによる議論の整理	各会議のメーリングリストにおける議論を整理し、会議資料として提出する。											
		会議運営補助	会場の設営(地震調査委員会)、会議資料等の配布(政策委員会、調査観測計画部会、総合部会、地震調査委員会)、受付業務(政策委員会、調査観測計画部会、総合部会)、会議終了後の片付け作業を支援する。											
		議事概要案作成	地震調査委員会系会議の議事概要案を作成する。											
		会議資料等の地震本部ウェブサイトへの掲載	地震調査委員会の公表資料、政策委員会系会議の議事要旨・会議資料を指定された日時にウェブサイトへ掲載する。											
		メーリングリスト等の運営	委員会、部会、小委員会、分科会、ワーキンググループごとにメーリングリストを構築し、登録情報の更新等の運営を行う。											
	ウェブサイトの運営	コンテンツの作成・掲載・企画	コンテンツの更新や企画提案、デザインの変更や企画提案を行う。											
		ウェブサイトの管理	大規模地震等によるウェブサイト運用の困難時でも主要コンテンツの公開を遅滞なく継続、セキュリティ対策、アクセス増大への対応、アクセス数把握、コンテンツの著作権等の確保を行う。											
	データベースの管理	データベースの更新等	データベースを更新する。検索機能を構築する。											
		データベースの維持、セキュリティの確保	データベースシステムの常時稼働やセキュリティ対策を行う。											
		データベースのバックアップ	データの分散保管や定期的なバックアップを行う。											

区分	業務	業務内容(概要)	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
その他の業務	サービスの質を担保するためのアンケート調査	委員に対してアンケート調査を実施し、作成した会議資料、会議運営補助、ウェブサイトの運営、データベースの運営の質について維持・向上を図る。												

科学技術・学術政策局、 研究振興局及び研究開発局 委託契約事務処理要領

平成 2 7 年 3 月 改正

平成 1 9 年 2 月 制定

文 部 科 学 省

科学技術・学術政策局

研 究 振 興 局

研 究 開 発 局

目 次

1.	科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領	2
2.	大項目・中項目一覧表	1 2
3.	様式関係	
	様式第 1-1 委託契約書	1 7
	様式第 1-2 委託契約書（競争的資金の場合）	2 9
	様式第 2 業務計画書	4 1
	様式第 3 委任状	5 5
	様式第 4 銀行振込（新規・変更）依頼書	5 6
	様式第 5 変更委託契約書	5 7
	様式第 6 帳簿の様式	5 9
	様式第 7 委託業務変更承認申請書	6 5
	様式第 8 委託業務中止（廃止）承認申請書	6 6
	様式第 9-1 変更届（変更前に提出するもの）	6 7
	様式第 9-2 変更届（変更後に提出するもの）	6 8
	様式第 10 委託業務中間報告書	6 9
	様式第 11 委託業務年度末報告書	7 1
	様式第 12-1 委託業務廃止報告書	7 3
	様式第 12-2 委託業務廃止報告書（競争的資金の場合）	8 1
	様式第 13 委託業務完了届	8 8
	様式第 14-1 委託業務実績報告書	9 0
	様式第 14-2 委託業務実績報告書（競争的資金の場合）	9 7
	様式第 15 年間支払計画書	1 0 3
	様式第 16 精算払請求書	1 0 4
	様式第 17 概算払請求書	1 0 5
	様式第 18 委託費支払計画書	1 0 6
	様式第 19 委託業務成果報告書の提出について	1 0 7
	様式第 20 委託業務成果報告書への標記について	1 0 8
	様式第 21 学会等発表実績	1 0 9
	様式第 22 資産及び預り資産管理表	1 1 0
	様式第 23 標示ラベル	1 1 1
	様式第 24 委託業務による取得資産の所有権移転について	1 1 2
	様式第 25 取得資産処分承認申請書	1 1 6
	様式第 26-1～4 物品の無償貸付申請書	1 1 9
	様式第 27 借受書	1 2 7
	様式第 28 亡失・損傷報告書	1 2 8
	様式第 29 借用物品の返納について	1 2 9
	様式第 30 汚染資産等説明書	1 3 1
	様式第 31 確認書	1 3 2
	様式第 32 知的財産権を受ける権利の譲渡について	1 3 3
	様式第 33 産業財産権出願通知書	1 3 7
	様式第 34 産業財産権通知書	1 3 8
	様式第 35 著作物通知書	1 3 9
	様式第 36 産業財産権実施届出書	1 4 0
	様式第 37 移転承認申請書	1 4 2
	様式第 38 移転通知書	1 4 4
	様式第 39 専用実施権等設定承認申請書	1 4 5
	様式第 40 専用実施権等設定通知書	1 4 7
	様式第 41 知的財産権の放棄に関する届出書	1 4 9
	様式第 42 成果利用届	1 5 0
	様式第 43 調査結果の報告	1 5 1
	様式第 44 委託費支出明細書	1 5 8
	様式第 45 誓約書	1 5 9
	様式第 46 情報セキュリティ対策の履行状況等の報告	1 6 0
4.	文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	1 6 2
5.	文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領	1 6 6
6.	競争的資金における使用ルール等の統一について	1 7 1

科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領

この科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（以下「要領」という。）は、文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局が実施する委託契約に関する事務にかかる要領である。委託契約に関する事務は、会計に関する法令または他の要領等に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適切に処理しなければならない。

（定義）

第1 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「委託費」とは、委託業務に要する費用をいう。
- (2) 「委託」とは、委託費の支出の対象となる業務を委任する行為をいい、その業務を「委託業務」という。
- (3) 「受託」とは、委託業務の委任を受ける行為をいい、その業務を「受託業務」という。
- (4) 「委託者」とは、文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局の支出負担行為担当官をいう。（以下「甲」という。）
- (5) 「受託者」とは、受託業務を実施する者をいう。（以下「乙」という。）
- (6) 「受託予定者」とは、一般競争入札（総合評価落札方式）においては落札をした者、公募及び企画競争においては採択された者をいい、その他受託を予定された者をいう。
- (7) 「委託契約書」とは、様式第1の「委託契約書」と様式第2の「業務計画書」を合わせたものをいい、「変更委託契約書」とは、様式第5をいう。
- (8) 「排除対象者」とは、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者をいう。
- (9) 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者をいう。
- (10) 第1（8）に規定する「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ② 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (11) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害することなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。
- (12) 「競争的資金」とは、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金をいう。

（参考）文部科学省競争的資金一覧

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_itiran.htm

（契約の締結）

第2 受託予定者は、契約の締結にあたり、次に掲げる各号の書類を作成し、甲の指示する期日までに提出しなければならない。

- (1) 業務計画案（様式第2の業務計画書に準ずるもの）
 - (2) 経費等内訳書
 - (3) 誓約書（様式第45）（競争性のない随意契約の場合）
- 2 契約の締結は、委託契約書により、契約を変更するときは、変更委託契約書による。
- 3 委託契約書について、国の安全に関する重要な情報を扱う内容の委託契約を締結するときには、委託契約書第49条（その他の事項）の前に下記のとおり追加される。

(情報セキュリティを確保するための体制整備)

第〇条 乙は、組織全体のセキュリティを確保するとともに、委託業務の実施において情報セキュリティを確保するとともに、委託業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る体制において、経営者を関与させ、経営者の責任の明確化を図ること。
- 3 乙は、第1項に係る体制において、委託業務の実務担当者には「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)に基づき行われる情報処理技術者試験のうち、次のいずれかに該当する資格を有する者、又は当該資格において期待する技術水準を満たしていることを他の資格若しくは業務の実績により自ら証明出来る者を含めることとし、当該者については、新たな知識の補充を行うことに配慮するものとする。
 - (1) 情報セキュリティスペシャリスト試験
 - (2) ITサービスマネージャ試験
 - (3) システム監査技術者試験

(国の安全に関する重要な情報の管理方法等)

第〇条 乙は、甲から提供される国の安全に関する重要な情報その他委託業務の実施において知り得た国の安全に関する重要な情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、委託業務の目的以外に利用してはならない。

(情報セキュリティ対策の履行状況等の報告)

第〇条 乙は、委託業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を甲に報告するとともに、次のいずれかの事象を含め情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

- (1) 乙に提供し、又は乙によるアクセスを認める甲の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- (2) 乙による甲のその他の情報へのアクセス
- 2 乙は、前項に係る必要な記録類を委託業務完了時まで保存し、甲の求めに応じて委託業務完了報告書と共に甲に引き渡すものとする。

(情報セキュリティ監査の実施)

第〇条 甲は、委託業務の遂行における乙の情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、その実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて情報セキュリティ監査(甲が選定した事業者による監査を含む。)を実施することができる。

- 2 乙は、前項により甲が情報セキュリティ監査を実施する場合、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を情報セキュリティ監査対応計画書等により提示しなければならない。
- 3 乙は、自ら情報セキュリティ監査を実施した場合、その結果を甲に報告しなければならない。

- 4 委託契約書について、国有財産(産業財産権及び著作権を除く)を使用するときは、委託契約書第49条(その他の事項)の前に下記のとおり追加される。

(国有財産(産業財産権及び著作権を除く)の使用)

第〇条 文部科学省〇〇〇〇長は、乙に対し、別紙に掲げる国有財産(産業財産権及び著作権を除く。以下「財産」という。)を使用させることができる。

- 2 乙は、委託業務以外の目的に財産を使用してはならない。
- 3 乙は、財産を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(別紙)

1. 財産の口座名
2. 財産の所在地
3. 財産の明細

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 工作物

5 委託契約書について、競争的資金の場合は、委託契約書第10条、第15条及び第21条が下記のとおり変更される。

(計画の変更等)

第10条 乙は、業務計画書を変更しようとする場合(第2項及び第4項に規定する場合を除く。)において、次の各号の一に該当するときは、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務計画書の「I. 委託業務の内容」に関する変更をしようとするとき
 - (2) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の5割(直接経費の5割に当たる額が50万円以下の場合は50万円)を超えて増減する変更をしようとするとき
- 2 乙は、委託業務を中止又は廃止しようとする場合は、委託業務中止(廃止)承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前2項の承認をするときは、条件を付することができる。
- 4 乙は、住所、名称、代表者名及び代理人を変更したときは、変更届により、甲に遅滞なく届け出なければならない。
- 5 乙は、第1項、第2項及び第4項以外の変更については、甲が別に定める手続きに従わなければならない。

(実績報告)

第15条 乙は、前条の完了届を提出したときは、委託業務実績報告書を作成し、委託業務の完了した日の翌日から61日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲が、第18条第2項に基づき委託費の全部を概算払いした場合は、前項の4月10日を5月31日に読み替えるものとする。

(成果報告)

第21条 乙は、委託業務の完了又は廃止の日のいずれか早い日の翌日から61日を経過した日までに委託業務成果報告書〇〇部を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、委託契約書により難しい場合は、必要に応じ、甲と協議し、加除修正を行うことができる。
- 7 乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の指定する者に行わせるときは、その定めを明記した規程等又は委任状(様式第3)を第1項の書類と合わせ、甲に提出しなければならない。
- 8 前項に定める委任状については、次に掲げる各号を遵守しなければならない。
- (1) 権限を委任する者が公の機関である場合は、法令又は法令の委任を受けた規則等でその権限が委任されている者、法人等である場合は、その法人の代表権を有する者でなければならない。
 - (2) 乙及び受任者の印は、公印を使用しなくてはならない。やむを得ず私印を使用する場合は、公印と併せて使用しなくてはならない。
 - (3) 乙と委託費の請求者が異なる場合は、別に委任状を作成しなくてはならない。なお、委託費の請求行為の委任については、第1号に準ずる者とする。

(委託業務の実施)

第3 乙は、委託業務の実施にあたっては、経済性・効率性・有効性を十分に考慮し、委託業務に要する費用を使用するものとし、原則として、乙における会計諸規程等の定めるところにより処理する。なお、乙が、自社、親会社又は子会社等(連結財務諸表の連結対象である子会社、孫会社をいう。)(以下、自社、親会社又は子会社等を総称して「自社等」という。))から調達しようとするときは、製造原価又は仕入原価を用いることとし、利益排除を行わなければならない。ただし、自社等以外の者(2者以上)の見積書と比較し、自社等の価格の方が安価である場合には、この限りではない。

また、上記による利益排除を行った場合には、算出根拠を明らかにした書類(様式任意)を整備することとし、仮に、算出基礎が明らかにできない場合には、然るべき者が証明した製造原価証明書(様式任意)を作成すること。

(再委託)

第4 委託契約書第7条に定める申請は、様式第7の「委託業務変更承認申請書」による。

(会計処理関係)

第5 委託契約書第9条に定める帳簿は、様式第6の「帳簿の様式」による。ただし、様式第6に掲げられた事項が漏れなく記載されているものであれば、この限りではない。

第6 委託契約書第9条に定める支出を証する書類とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 設備備品費及び試作品費は、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書（又は請求書）、納品書、検収書、請求書、領収書（又は銀行振込の明細）、入札関係書類、選定理由書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (2) 人件費は、備上決議書（日額、時間給の決定事項を含む。）、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類
- (3) 業務実施費（競争的資金に関しては、旅費・その他）は、第1号に準ずる書類とし、これにより難しい場合は、実績を証する資料、明細書、出張命令書、出張復命書（出張内容がわかる資料）、請求書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類

第7 第6の支出を証する書類は、業務計画書の大項目毎、中項目毎、支払日順に編纂し、第5に定める帳簿とともに整理しておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、甲と協議し、甲の指示に従う。

- 2 支出を証する書類が他の経費との合算により処理されているため、原本を別綴とすることが困難である場合は、原本に代えて写本によることができる。

第8 委託業務の実施に必要な経費の執行等にあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 設備備品の取得に要した経費（据付費及び付帯経費（設計費、運搬費、試運転費用等）を含む。）は、設備備品費に計上し、当該設備備品を委託業務廃止報告書（様式第12-1又は様式第12-2）及び委託業務実績報告書（様式第14-1又は様式第14-2）の取得資産一覧表に資産計上するとき（以下「資産計上」という。）は、当該設備備品の取得に要した経費から据付費及び付帯経費を除いた価格を計上すること。また、試作品を委託業務廃止報告書（様式第12-1又は様式第12-2）及び委託業務実績報告書（様式第14-1又は様式第14-2）の取得資産一覧表又は試作品一覧表に計上する場合の価格も同様とする。
- (2) 施設及び構築物の新築又は改築等資産の増となる経費は認められない。
- (3) 人件費のうち、乙との雇用関係がある従事者であって、委託業務への実従事時間及び従事者に支払った支給額に基づくこと。また、派遣職員の場合は委託業務への従事時間に応じて派遣会社に支払った額に基づくこと。
- (4) 委託業務の従事時間は、原則、乙において定められている基準内労働時間とすること。
- (5) 甲が委託業務の内容を勘案し、必要があると認めるときは、あらかじめ人件費に時間外勤務手当を計上することができる。乙は、時間外勤務手当を支給した場合、当該時間外勤務の作業内容及び作業時間を詳細に記載した書類を額の確定調査等において、甲に提示しなければならない。
- (6) あらかじめ人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、乙がやむを得ず時間外勤務手当を支給したときは、当該時間外勤務の作業内容、作業時間及び時間外勤務となった理由を詳細に記載した書類を額の確定調査等において、甲に提示しなければならない。当該時間外勤務に要した経費は、甲が必要があると認めたときは、人件費の対象とすることができる。
- (7) 学生等に業務を行わせる場合は、雇用契約（委嘱を含む）を締結すること。ただし、知的財産権が生じない単純労務（会議の準備、機材移動、データ入力、資料整理等）により謝金を支払う場合については、この限りでない。
- (8) 複数の業務に従事する者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、他の業務と重複がないことを明らかにすること。
- (9) 人件費を増額しようとするときは、委託業務の内容の変更による場合、又は真にやむを得ない場合に限られる。
- (10) 航空機を利用した旅費がある場合は、額の確定調査等において、領収書及び航空券の半券（搭乗した証明）を提示すること。

- (11) 委託業務に要した経費のみを別に経理することが困難である場合に限り、委託業務に要した経費を科目振替書等により、振替処理をすることができる。ただし、この場合は、科目振替の内容を詳細に記した明細書を作成し、支出を証する書類と共に提示しなければならない。
- (12) 一般管理費（受託者が国の機関の場合は、事業管理費）又は間接経費は、各大項目との流用をしてはならない。
- (13) 要領に定める大項目・中項目によらない乙の受託規程等に定める単価等による委託契約は、甲がその内訳を精査し特に認める場合に限る。この場合は、額の確定の方法等について、契約締結時まで甲、乙協議のうえ、その方法等を定める。
- (14) 乙は、設備備品等の物品（消耗品を含む）を取得したとき又は雑役務費により発注した業務が完了したときは、乙が発注した仕様等に基づき適切に納品又は履行されているか確認しなければならない。

（契約及び業務計画の変更等）

- 第9 乙は、契約事項のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、委託業務変更承認申請書（様式第7）を甲に提出し、変更委託契約書（様式第5）の締結をもって承認とする。
- (1) 委託契約書記載事項の変更（第2項、第3項及び第4項に規定するものを除く。）
 - (2) 債権債務の一部を譲渡することによる受託者の変更
 - (3) 委託契約書第10条第2項の中止の承認を受けた委託業務の再開にかかる第1号の変更
- 2 乙は、業務計画書のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、委託業務変更承認申請書（様式第7）を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 業務計画書の「Ⅰ. 委託業務の内容」に関する変更
 - (2) 業務計画書の「Ⅱ. 委託業務の実施体制」のうち、「4. 知的財産権の帰属」及び「5. 委託契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託業務により作成し、甲に納入する著作物の有無」に関する変更
 - (3) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」（受託者（委託先）又は再委託先）で、委託契約書第10条第1項第2号の流用制限を超えて増減する場合
 - (4) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目の人件費（「人件費・謝金」は含まない）を増額する変更をしようとするとき
 - (5) 委託契約書第10条第2項の中止の承認を受けた委託業務の再開にかかる第1号の変更
- 3 乙は、業務計画書のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更届（様式第9-1）を事前に甲に提出する。
- (1) 業務計画書の「Ⅱ. 委託業務の実施体制」のうち、「2. 業務項目別実施区分」の実施場所に関する変更
 - (2) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第10条第1項第2号の流用制限の範囲内における大項目の新設
 - (3) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における中項目の人件費の増額変更
- 4 乙は、委託契約書のうち次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更届（様式第9-2）を遅滞なく甲に提出する。
- (1) 委託契約書記載事項のうち、乙の住所、名称、代表者名及び代理人の変更
 - (2) 業務計画書の「Ⅱ. 委託業務の実施体制」のうち「1. 業務主任者」、「2. 業務項目別実施区分」の担当責任者及び「3. 経理担当者」の変更
- 5 乙は、次の各号（競争的資金の場合は、第1号及び第2号を除く。）に掲げる事項を変更したときは、委託業務中間報告書（様式第10）、委託業務年度末報告書（様式第11）、委託業務廃止報告書（様式第12-1又は様式第12-2）又は委託業務実績報告書（様式第14-1又は様式第14-2）にその変更内容及び変更理由を記載して甲に提出する。
- (1) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第10条第1項第2号の流用制限の範囲内における中項目の新設
 - (2) 第2第1項第2号に定める経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更
 - (3) 第2第1項第2号に定める経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

（中止又は廃止）

- 第10 委託契約書第10条第2項に定める申請は、様式第8の「委託業務中止（廃止）承認申請書」によ

る。

(中間報告)

第 11 委託契約書第 1 1 条に定める報告は、様式第 1 0 の「委託業務中間報告書」による。

(年度末報告)

第 12 委託契約書第 1 2 条に定める報告は、様式第 1 1 の「委託業務年度末報告書」による。

(廃止報告)

第 13 委託契約書第 1 3 条に定める報告は、様式第 1 2 - 1 又は様式第 1 2 - 2 の「委託業務廃止報告書」による。

(完了届の提出)

第 14 委託契約書第 1 4 条に定める報告は、様式第 1 3 の「委託業務完了届」による。

(実績報告)

第 15 委託契約書第 1 5 条に定める報告は、様式第 1 4 - 1 又は様式第 1 4 - 2 の「委託業務実績報告書」による。

(委託費の支払)

第 16 委託契約書第 1 7 条に定める額の確定後の請求は、様式第 1 6 の「精算払請求書」による。

第 17 委託費の概算払いを希望するときは、甲に様式第 1 5 の「年間支払計画書」及び必要な関係資料を提出する。

- 2 甲に概算払いの必要性が認められ、概算払いを受けたいときは様式第 1 8 の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出する。
- 3 甲が前項の規定により提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めたとときの請求は、様式第 1 7 の「概算払請求書」による。

第 18 委託費の支払いについて、様式第 4 の「銀行振込（新規・変更）依頼書」を委託契約書の提出時及び登録内容に変更があった時は速やかに提出すること。なお、振込口座に個人名義の口座を指定してはならない。また、振込先に指定する金融機関は、国庫金振込取扱店とする。

(過払金の返還)

第 19 委託契約書第 1 9 条による返還は、歳入徴収官又は官署支出官が別途送付する納入告知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

(成果報告)

第 20 委託契約書第 2 1 条に定める報告は、様式第 1 9 の「委託業務成果報告書の提出について」を添えて提出する。なお、報告書の表紙裏に様式第 2 0 による標記を行う。

- 2 委託業務の実施期間中において、委託業務の成果を学会等に発表した実績がある場合は、様式第 2 1 の「学会等発表実績」を報告書に添付する。

(資産の管理)

第 21 乙は、委託契約書第 2 2 条第 1 項に基づき、委託費により取得した 1 0 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上の資産等については様式第 2 2 の「資産及び預り資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式があるときは、これによることができる。

- 2 委託契約書第 2 2 条第 2 項に定める標示は、様式第 2 3 の「標示ラベル」とする。ただし、乙に同様の備品ラベルがある場合は、これによることができる。
- 3 競争的資金の場合は、乙は、「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の 4. 購入した研究機器の有効活用に基づき、委託業務（平成 2 6 年度以前の委託業務を含む。）において取得した資産等を一時的に他の研究開発

に使用することができる。

(所有権の移転)

- 第 22 甲は、委託契約書第 2 2 条第 4 項の規定により、所有権の移転を指示するときは、個々の資産等について指示する。
- 2 乙は、前項に基づき、所有権を移転するときは、様式第 2 4 の「委託業務による取得資産の所有権移転について」を甲に提出する。
- 3 所有権の移転は、甲が乙から前項の書面を受理した日をもって完了する。

(汚染資産等の取扱)

- 第 23 乙は、委託契約書第 2 3 条第 1 項に規定する汚染資産等が発生したときは、委託業務廃止報告書(様式第 1 2-1 又は様式第 1 2-2)及び委託業務実績報告書(様式第 1 4-1 又は様式第 1 4-2)の取得資産一覧表に記載するとともに、様式第 3 0 の「汚染資産等説明書」を添付し、甲に提出しなければならない。

(物品の無償貸付)

- 第 24 委託業務を実施するために必要な物品の無償貸付は、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成 12 年 10 月 31 日総理府・文部省令第 6 号)の定めによるものとし、様式第 2 6-1~4 の「物品の無償貸付申請書」により申請しなければならない。また、国から無償貸付承認通知書を受けたときは、様式第 2 7 の「借受書」を提出しなければならない。委託業務完了後に第 2 8 により所有権を移転した資産等を引き続き使用することを希望する場合の手続きも同様とする。
- 2 乙は、物品の無償貸付関係の書類を、資産等を返納するまで保管しなければならない。

- 第 25 乙は、委託業務完了後、所有権を移転するまでの間、預かっている資産及び第 2 4 により借り受けた資産等について、様式第 2 2 の「資産及び預り資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式があるときは、これによることができる。

- 第 26 乙は、借り受けた資産等が亡失又は損傷したときは、様式第 2 8 の「亡失・損傷報告書」により、速やかに甲に報告しなければならない。

- 第 27 乙は、第 2 4 により無償貸付の申請を行い、承認された資産等を返納するときは、様式第 2 9 の「借用物品の返納について」により、甲に通知しなければならない。

- 第 28 所有権を移転した資産等の有償貸付、その他の処分については、甲が別に定めるところによる。

(取得資産の処分)

- 第 29 乙は、委託業務において取得した資産等のうち、次の各号の一に該当するものを処分しようとするときは、様式第 2 5 の「取得資産処分承認申請書」を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- (1) 委託者から他の委託費を受けて事業を実施するにあたり、装置等の改良、据付等によりやむを得ず撤去しなければならない資産等
- (2) 善良な管理者の注意をもって管理したが、やむを得ない事情により損傷し、修理が不能なとき又は多額の修繕費がかかる資産等
- (3) 特別な仕様により製作したため、汎用性がなく、再利用の可能性のない資産等

(知的財産権)

- 第 30 知的財産権に関する様式は、次の各号のとおりとする。
- (1) 委託契約書第 2 5 条第 1 項に定める書面は、様式第 3 1 の「確認書」による。
- (2) 委託契約書第 2 5 条第 2 項に定める権利の譲渡は、様式第 3 2 の「知的財産権を受ける権利の譲渡について」による。
- (3) 委託契約書第 2 6 条第 1 項に定める通知は、様式第 3 3 の「産業財産権出願通知書」による。
- (4) 委託契約書第 2 6 条第 3 項に定める通知は、様式第 3 4 の「産業財産権通知書」による。
- (5) 委託契約書第 2 6 条第 4 項に定める通知は、様式第 3 5 の「著作物通知書」による。

(様式第1「委託契約書」の定めにより、甲に提出することとされている著作物については、当該著作物の提出をもって、著作物通知書の提出があったものとみなす。)

- (6) 委託契約書第26条第5項に定める届出は、様式第36の「産業財産権実施届出書」による。
- (7) 委託契約書第27条第2項に定める申請は、様式第37の「移転承認申請書」による。
- (8) 委託契約書第27条第3項に定める通知は、様式第38の「移転通知書」による。
- (9) 委託契約書第28条第2項に定める申請は、様式第39の「専用実施権等設定承認申請書」による。
- (10) 委託契約書第28条第2項ただし書に定める通知は、様式第40の「専用実施権等設定通知書」による。
- (11) 委託契約書第29条に定める届出は、様式第41の「知的財産権の放棄に関する届出書」による。

(成果の利用等)

- 第31 乙は、委託契約書第33条第3項に定める委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、様式第42の「成果利用届」を甲に提出する。

(不正に対する措置)

- 第32 委託契約書第37条第2項に定める報告は、様式第43の「調査結果の報告」による。

(委託費支出明細書の提出等)

- 第33 委託契約書第40条に定める委託費支出明細書は、様式第44の「委託費支出明細書」による。

(国有財産(産業財産権及び著作権を除く)の使用)

- 第34 乙は、国有財産(産業財産権及び著作権を除く)を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(取引停止措置)

- 第35 委託契約書第37条第8項により「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」別表に掲げる措置要件第9号に該当する場合は、同取扱要領により取引停止措置を行うことができる。

(情報セキュリティ対策の履行状況等の報告)

- 第36 第2第3項により追加される条文のうち「情報セキュリティ対策の履行状況等の報告」の第1項に定める報告は、様式第46の「情報セキュリティ対策の履行状況等の報告」による。

(その他)

- 第37 様式は、日本工業規格に定めるA列4判とする。

- 第38 様式中の注意書きや記載要領は、実際の作成時には削除すること。

- 第39 委託業務に関する事務処理は、この要領に定めるほか、特に必要があるときは、甲が別に指示する。また、甲及び甲の指定する者からの委託業務に関する本要領とは別に発信される各文書(通達、事務連絡等)等は、本要領と同等の効力を有するものとし、適切に取り扱わなければならない。

附則(平成19年2月1日制定)

- 第1 この要領は、平成19年2月1日から施行し、平成19年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

ただし、科学技術・学術政策局が委託局の「科学技術総合研究委託」においては、積算登録システムを変更するための期間を要するため、平成19年度の委託業務事務処理に係る様式の一部は、平成18年度科学技術・学術政策局委託業務事務処理要領に定める様式を準用するとともに、本要領を一部読み替えることとする。また、準用する様式及び本要領の読替については、甲より別途通知するものとする。

第2 次の各号に掲げる事務処理要領等は、廃止する。なお、適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

- (1) 科学技術・学術政策局委託業務事務処理要領
- (2) 科学技術振興費 主要5分野の研究開発委託事業 委託業務事務処理要領
- (3) 科学技術振興費 産学官連携支援事業 委託業務事務処理要領
- (4) 研究開発局委託事務処理要領
- (5) 電源開発促進対策特別会計委託事業実施要領

附則（平成20年1月23日改正）

第1 この要領は、平成20年1月23日から施行し、平成20年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成22年1月4日改正）

第1 この要領は、平成22年1月4日から施行し、平成22年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成22年3月4日改正）

第1 この要領は、平成22年3月4日から施行し、平成22年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成23年2月1日改正）

第1 この要領は、平成23年2月1日から施行し、平成23年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成23年6月15日改正）

第1 この要領は、平成23年6月15日から施行し、施行日から適用する（但し、施行日以前に受託者の選定を行うものを除く）。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成24年1月5日改正）

第1 この要項は、平成24年1月5日から施行し、平成24年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成24年4月27日改正）

第1 この要項は、平成24年4月27日から施行し、平成24年5月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成24年12月26日改正）

第1 この要項は、平成24年12月26日から施行し、平成25年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

第3 科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託事務処理要領（競争的資金版）は、廃止する。なお、適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成26年2月28日改正）

第1 この要項は、平成26年2月28日から施行し、平成26年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

附則（平成27年3月31日改正）

第1 この要項は、平成27年3月31日から施行し、平成27年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。

第2 適用前の委託契約は、その時点のものを適用する。

大項目・中項目一覧表

原則、本表に基づいて経費の計上を行うこと。

大項目	中項目	備考
設備備品費		<p>取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。</p> <p>※資産計上するものの経費</p>
試作品費		<p>試作する装置に要する費用。</p> <p>※甲の指示で資産計上する可能性があるもの</p>
人件費	<p>業務担当職員 補助者 社会保険料等事業主負担分 派遣職員</p>	<p>業務担当職員と補助者は必ず別の中項目とすること。さらに単価の違いに応じて、「主任研究員」「研究員A」「部長級」等と細分した中項目を用いてもよい。独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。</p> <p>※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること</p>
業務実施費	<p>消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅費 諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水料 消費税相当額</p>	<p>中項目欄は、上記の各大項目に含まれない、(研究用等)消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費(委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、電子計算機諸費(プログラム作成費を含む)、保険料(委託業務を実施するうえで法律により保険料の支払が義務づけられているもの)、光熱水料(一般管理費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メータがあること)消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の8%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費)等を記載する。なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。</p> <p>※公共交通機関を利用して移動する際の交通費について、切符購入など又はICカードによる乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱いについて定めること。</p> <p>※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。</p>

大項目	中項目	備考
一般管理費		<p>一般管理費は、下記に述べる間接経費を計上できない委託契約において、委託業務を実施するうえで必要な経費であるが直接経費（設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費）以外の経費。</p> <p>間接経費は、競争的資金で間接経費を計上できるプログラムの委託契約において、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の別表1の経費に使用できる。</p> <p>摘要欄等に記載する際は、一般管理費は「上記経費の〇％」。</p> <p>一般管理費率は、</p> <p>一般競争入札の場合には、委託先の規程と契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率とを比較し、いずれか低い率を上限として適用する。</p> <p>上記以外の場合には、委託先の規程と10％を比較して、いずれか低い方、又は規程がない場合は契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と10％を比較して、いずれか低い方を適用する。</p> <p>※一般管理費の率は、1契約期間中においては変動しない。</p> <p>※国の機関については、「一般管理費」を「事業管理費」（5％）と読み替える。</p> <p>※一般管理費の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。</p>

※競争的資金については、次表に基づき経費の計上を行うこと。

大項目	中項目	備考
物品費	設備備品費	<p>取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。</p> <p>※資産計上するものの経費。設備備品費については別紙二により報告（付帯経費除く）</p> <p>※試作品（試作する装置に要する費用で甲の指示で資産計上する可能性があるもの）については別紙ホにより報告</p>
	消耗品費	（研究用等）消耗品費
人件費・謝金	人件費	<p>独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。</p> <p>※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること</p>
	謝金	諸謝金
旅費	旅費	<p>国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費</p> <p>※公共交通機関を利用して移動する際の交通費について、切符購入など又はICカードによる乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱いについて定めること。</p>

大項目	中項目	備考
その他	外注費（雑役務費）	雑役務費（委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む）、電子計算機諸費（プログラム作成費を含む）
	印刷製本費	印刷製本費
	会議費	会議開催費
	通信運搬費	通信運搬費
	光熱水料	間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メータがあること。
	その他（諸経費）	借損料、保険料（委託業務を実施するうえで法律により保険料の支払が義務づけられているもの）、学会参加費等
	消費税相当額	<p>消費税相当額（「人件費（通勤手当除く）」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の8％に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費）等を記載する。なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。</p> <p>※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。</p>
間接経費		<p>間接経費は、競争的資金で間接経費を計上できるプログラムの委託契約において、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成21年3月27日改正））の別表1の経費に使用できる。</p> <p>摘要欄等に記載する際は、間接経費は「直接経費の30％」。</p> <p>※間接経費の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。</p>

「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成21年3月27日改正））

別表1

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

様式第1-1

委託契約書（案）

支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（例：株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇など）（以下「乙」という。）は、平成〇年度〇〇〇〇委託（例：科学技術総合研究委託、エネルギー対策特別会計委託など）事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり委託事業の実施を委託する。

（1）委託業務の題目

「【委託業務題目】」（以下「委託業務」という。）

（2）委託業務の目的、内容及び経費の内訳 別添業務計画書のとおり。

（3）委託業務の実施期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、業務計画書に記載されたところに従い、委託業務を実施しなければならない。なお、当該業務計画書が変更された場合においても同様とする。

2 乙は、前条に記載された委託業務が複数ある場合は、委託業務の業務計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。

3 乙は、委託費を業務計画書に記載された委託費の経費の区分に従い、使用しなければならない。

（委託費の額）

第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円の範囲内において委託費を負担するものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙に対し、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除するものとする。

（法令等の遵守）

第5条 乙は、委託業務を実施するにあたり、法令及び指針等を遵守しなければならない。

（第三者損害賠償）

第6条 乙は、委託業務の実施により、故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、あらかじめ業務計画書に記載されている場合を除き、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、再委託をするときは、別紙「委託業務の再委託に関する特約条項」に従わなければならない。

ない。

- 3 乙は、再委託に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
- 4 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

（債権債務の譲渡の禁止）

第8条 乙は、委託業務の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（帳簿の記載等）

第9条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務計画書毎の帳簿を備え、支出額を大項目毎、中項目毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了又は第10条第2項に規定する委託業務の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「会計年度」という。）の翌日から5年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（計画の変更等）

第10条 乙は、業務計画書を変更しようとする場合（第2項及び第4項に規定する場合を除く。）において、次の各号の一に該当するときは、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 業務計画書の「Ⅰ. 委託業務の内容」に関する変更をしようとするとき
- （2） 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの大項目の額が3割（その大項目の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円）を超えて増減する変更をしようとするとき
- （3） 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における人件費を増額する変更をしようとするとき

- 2 乙は、委託業務を中止又は廃止しようとする場合は、委託業務中止（廃止）承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前2項の承認をするときは、条件を付することができる。
- 4 乙は、住所、名称、代表者名及び代理人を変更したときは、変更届により、甲に遅滞なく届け出なければならない。
- 5 乙は、第1項、第2項及び第4項以外の変更については、甲が別に定める手続きに従わなければならない。

（中間報告）

第11条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の進捗状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（年度末報告）

第12条 乙は、第1条第3号に定める委託業務の実施期間が翌会計年度に亘るときは、委託業務年度末報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

（廃止報告）

第13条 乙は、第10条第2項の規定に基づく委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務廃止報

告書を作成し、廃止の日までに甲に提出しなければならない。

(完了届の提出)

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届を作成し、甲に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 乙は、前条の完了届を提出したときは、委託業務実績報告書を作成し、委託業務の完了した日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(調査)

第16条 甲は、第13条の規定に基づく委託業務廃止報告書又は第15条の規定に基づく委託業務実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査するものとする。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、委託業務の進捗状況及び委託費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、乙にその報告をさせ、職員又は甲の指定する者に当該委託業務にかかる進捗状況及び帳簿、書類その他必要な物件等を調査させることができる。

3 乙は、前2項の調査に協力しなければならない。

(額の確定)

第17条 甲は、前条第1項の調査をした結果、第13条又は第15条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額と第3条に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第18条 甲は、前条による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する委託費の全部又は一部を概算払うことができる。

3 乙は、前2項による委託費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、適法な精算払請求書を受理してから30日以内に委託費を支払うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。

5 乙が、国の機関の場合は、精算払請求書又は概算払請求書を納入告知書に読み替え、前項は適用しないものとする。

(過払金の返還)

第19条 乙は、前条第2項により支払いを受けた委託費が第17条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(延滞金)

第20条 乙は、前条、第35条、第36条及び第38条の規定により甲に委託費を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。

(成果報告)

第21条 乙は、委託業務の完了又は廃止の日のいずれか早い日から起算して60日以内に委託業務成果報告書〇〇部を甲に提出しなければならない。

(資産の管理及び所有権の移転)

第22条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品及び甲の指示により資産計上することとした試作品（以下「資産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、資産等に委託業務により取得したものである旨の標示をしなければならない。
- 3 乙は、所有権を移転する前に資産等を処分しようとするときは、取得資産処分承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 乙は、資産等の所有権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に移転をしなければならない。なお、甲は、本契約にかかる額の確定前において、必要があると認めるときは、乙に対して指示し、資産等の所有権を甲又は甲の指定する者に移転させることができる。
- 5 乙は、所有権を移転した後の資産等の取り扱いについては、甲の指示に従わなければならない。

(汚染資産等の取扱)

第23条 放射性同位元素等により汚染された資産等（以下「汚染資産等」という。）とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定する核原料物質又は核燃料物質若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定する放射性同位元素によって汚染された資産等をいう。

- 2 乙は、汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、乙の責任において処分しなければならない。

(知的財産権の範囲)

第24条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
 - (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

- 3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、委託業務の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果にかかる発明等を行ったときは、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第26条 乙は、委託業務の成果にかかる産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項にかかる国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国の委託にかかる成果の出願である旨の表示をしなければならない。
- 3 乙は、第1項にかかる産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けたときは、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の成果にかかる産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第28条第2項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第27条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条及び本条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第25条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第28条 乙は、委託業務の成果にかかる知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾するときは、第25条、第30条及び第33条並びに次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託業務の成果にかかる知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第25条第1項第4号イからハに定める場合には、専用実施権等設定通知書を甲に提出し、当該専用実施権等の設定等の事実を甲に通知することで足りることとする。

(知的財産権の放棄)

- 第29条 乙は、委託業務の成果にかかる知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第30条 甲及び乙は、第24条第1項第3号に規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 2 前項の秘匿すべき期間は、委託業務の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

- 第31条 甲は、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を譲り受けたときは、乙に対し、乙が既に負担した当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立にかかる登録までに必要な手続きに要した費用の全部を負担するものとする。
- 2 甲が、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を受け権利を譲り受けたときは、乙は、産業財産権の出願又は申請から権利の成立にかかる登録までに必要な手続きを甲の承諾を得て甲の名義により行うものとし、当該手続きにかかる産業財産権の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した費用の全部を乙の負担とするものとする。

(職務発明規程の整備)

- 第32条 乙は、本契約の締結後、速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその

従業者等の職務に属するときは、その発明等にかかる知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。

(成果の利用行為)

- 第33条 甲及び甲が指定する者は、第25条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、無償で実施することができる。
- 2 乙は、甲及び甲が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を標記するものとする。

(知的財産等の実施)

- 第34条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

- 第35条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議のうえ、本契約を解除又は変更するものとする。
- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(契約不履行)

- 第36条 甲は、乙が、本契約に定める事項に違反したときは、本契約を解除又は変更し、かつ、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(不正に対する措置)

- 第37条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けた場合もしくは本契約に関する不正があった場合は、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。
 - 4 甲は、本契約に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 5 甲は、前項の規定により、本契約を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った委託費の額のいずれか低い額を返還させることができる。
 - 6 乙は、前項の規定により、不正にかかる委託費を返還するときは、不正にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した遅延利息を付加しなければならない。
 - 7 甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。
 - 8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第38条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第39条 書面による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれの効力を生ずる。

(委託費支出明細書の提出等)

第40条 乙が、特例民法法人である場合は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、額の確定の通知後、速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開するものとし、甲及び乙の主務官庁に提出しなければならない。

(機密の保持)

第41条 乙は、委託業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、甲に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 知り得た際、既に公知となっている事項
- (2) 知り得た後、乙の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項
- (3) 知り得た時点で、既に乙が自ら所有していたことを書面で証明できる事項
- (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項

(個人情報の取扱い)

第42条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を委託業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第43条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第44条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第45条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受

任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第46条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第47条 甲は、第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第48条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他の事項)

第49条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

- 2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。
- 3 前項の規定による協議が整わないときは、乙は、甲の意見に従わなければならない。なお、甲の意見に対し、乙が不服を申し立てるときは、甲を提訴することができる。
- 4 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。
- 5 本契約及び業務にかかる文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づいて処理するものとする。

上記の契約の証として委託契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号
支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇長
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

委託業務の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託業務をより効果的に実施するため、委託業務を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とするものとする。

(業務の範囲)

第2条 再委託は、委託契約書第1条第2号に定める委託業務の目的の範囲を超えてはならない。

(業務の実施)

第3条 再委託は、第4条及び第5条に規定する場合を除き、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領を準用するものとする。

(報告書等)

第4条 乙は、甲の要求があったときは、委託契約書第11条に定める委託業務中間報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。

2 乙は、委託契約書第12条から第15条に定める委託業務年度末報告書、委託業務廃止報告書、委託業務完了届及び委託業務実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。

3 乙は、委託契約書第21条に定める委託業務成果報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。

(再委託契約書の締結)

第5条 再委託の実施にあたっては、委託契約書を締結しなければならない。

2 当該委託契約書においては、第3条に基づき、第4条を踏まえたものとする。

以 上

様式第1-2（競争的資金の場合）

委託契約書（案）

支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（例：株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇など）（以下「乙」という。）は、平成〇年度〇〇〇〇委託（例：科学技術総合研究委託、エネルギー対策特別会計委託など）事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり委託事業の実施を委託する。

（1）委託業務の題目

「【委託業務題目】」（以下「委託業務」という。）

（2）委託業務の目的、内容及び経費の内訳 別添業務計画書のとおり。

（3）委託業務の実施期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、業務計画書に記載されたところに従い、委託業務を実施しなければならない。なお、当該業務計画書が変更された場合においても同様とする。

2 乙は、前条に記載された委託業務が複数ある場合は、委託業務の業務計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。

3 乙は、委託費を業務計画書に記載された委託費の経費の区分に従い、使用しなければならない。

（委託費の額）

第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円の範囲内において委託費を負担するものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙に対し、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除するものとする。

（法令等の遵守）

第5条 乙は、委託業務を実施するにあたり、法令及び指針等を遵守しなければならない。

（第三者損害賠償）

第6条 乙は、委託業務の実施により、故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、あらかじめ業務計画書に記載されている場合を除き、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、再委託をするときは、別紙「委託業務の再委託に関する特約条項」に従わなければならない。

- 3 乙は、再委託に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
- 4 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

（債権債務の譲渡の禁止）

第8条 乙は、委託業務の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（帳簿の記載等）

第9条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務計画書毎の帳簿を備え、支出額を大項目毎、中項目毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了又は第10条第2項に規定する委託業務の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「会計年度」という。）の翌日から5年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（計画の変更等）

第10条 乙は、業務計画書を変更しようとする場合（第2項及び第4項に規定する場合を除く。）において、次の各号の一に該当するときは、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）業務計画書の「Ⅰ. 委託業務の内容」に関する変更をしようとするとき
- （2）業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の5割（直接経費の5割に当たる額が50万円以下の場合は50万円）を超えて増減する変更をしようとするとき

- 2 乙は、委託業務を中止又は廃止しようとする場合は、委託業務中止（廃止）承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前2項の承認をするときは、条件を付することができる。
- 4 乙は、住所、名称、代表者名及び代理人を変更したときは、変更届により、甲に遅滞なく届け出なければならない。
- 5 乙は、第1項、第2項及び第4項以外の変更については、甲が別に定める手続きに従わなければならない。

（中間報告）

第11条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の進捗状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（年度末報告）

第12条 乙は、第1条第3号に定める委託業務の実施期間が翌会計年度に亘るときは、委託業務年度末報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

（廃止報告）

第13条 乙は、第10条第2項の規定に基づく委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務廃止報告書を作成し、廃止の日までに甲に提出しなければならない。

（完了届の提出）

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届を作成し、甲に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 乙は、前条の完了届を提出したときは、委託業務実績報告書を作成し、委託業務の完了した日の翌日から61日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲が、第18条第2項に基づき委託費の全部を概算払いした場合は、前項の4月10日を5月31日に読み替えるものとする。

(調査)

第16条 甲は、第13条の規定に基づく委託業務廃止報告書又は第15条の規定に基づく委託業務実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、委託業務の進捗状況及び委託費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、乙にその報告をさせ、職員又は甲の指定する者に当該委託業務にかかる進捗状況及び帳簿、書類その他必要な物件等を調査させることができる。
- 3 乙は、前2項の調査に協力しなければならない。

(額の確定)

第17条 甲は、前条第1項の調査をした結果、第13条又は第15条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額と第3条に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第18条 甲は、前条による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する委託費の全部又は一部を概算払うことができる。
- 3 乙は、前2項による委託費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、適法な精算払請求書を受理してから30日以内に委託費を支払うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。
- 5 乙が、国の機関の場合は、精算払請求書又は概算払請求書を納入告知書に読み替え、前項は適用しないものとする。

(過払金の返還)

第19条 乙は、前条第2項により支払いを受けた委託費が第17条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(延滞金)

第20条 乙は、前条、第35条、第36条及び第38条の規定により甲に委託費を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。

(成果報告)

第21条 乙は、委託業務の完了又は廃止の日のいずれか早い日の翌日から61日を経過した日までに委託業務成果報告書〇〇部を甲に提出しなければならない。

(資産の管理及び所有権の移転)

第22条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品及び甲の指示により資産計上することとした試作品（以下「資産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。2 乙は、資産等に委託業務により取得したものである旨の標示をしなければならない。

3 乙は、所有権を移転する前に資産等を処分しようとするときは、取得資産処分承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

4 乙は、資産等の所有権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に移転をしなければならない。なお、甲は、本契約にかかる額の確定前において、必要があると認めるときは、乙に対して指示し、資産等の所有権を甲又は甲の指定する者に移転させることができる。

5 乙は、所有権を移転した後の資産等の取り扱いについては、甲の指示に従わなければならない。

(汚染資産等の取扱)

第23条 放射性同位元素等により汚染された資産等（以下「汚染資産等」という。）とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定する核原料物質又は核燃料物質若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定する放射性同位元素によって汚染された資産等をいう。

2 乙は、汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、乙の責任において処分しなければならない。

(知的財産権の範囲)

第24条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

(3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関

する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、委託業務の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務の成果にかかる発明等を行ったときは、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。

(4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第26条 乙は、委託業務の成果にかかる産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項にかかる国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国の委託にかかる成果の出願である旨の表示をしなければならない。

3 乙は、第1項にかかる産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けたときは、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務の成果にかかる産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第28条第2項に規定する場合を除く。)は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

第27条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条及び本条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第25条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第28条 乙は、委託業務の成果にかかる知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾するときは、第25条、第30条及び第33条並びに次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、委託業務の成果にかかる知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第25条第1項第4号イからハに定める場合には、専用実施権等設定通知書を甲に提出し、当該専用実施権等の設定等の事実を甲に通知することで足りることとする。

(知的財産権の放棄)

第29条 乙は、委託業務の成果にかかる知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第30条 甲及び乙は、第24条第1項第3号に規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 2 前項の秘匿すべき期間は、委託業務の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第31条 甲は、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を譲り受けたときは、乙に対し、乙が既に負担した当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立にかかる登録までに必要な手続きに要した費用の全部を負担するものとする。

- 2 甲が、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙は、産業財産権の出願又は申請から権利の成立にかかる登録までに必要な手続きを甲の承諾を得て甲の名義により行うものとし、当該手続きにかかる産業財産権の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した費用の全部を乙の負担とするものとする。

(職務発明規程の整備)

第32条 乙は、本契約の締結後、速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属するときは、その発明等にかかる知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、上記の規定

が既に整備されているときは、この限りではない。

(成果の利用行為)

第33条 甲及び甲が指定する者は、第25条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、無償で実施することができる。

- 2 乙は、甲及び甲が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を標記するものとする。

(知的財産等の実施)

第34条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第35条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議のうえ、本契約を解除又は変更するものとする。

- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(契約不履行)

第36条 甲は、乙が、本契約に定める事項に違反したときは、本契約を解除又は変更し、かつ、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(不正に対する措置)

第37条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けた場合もしくは本契約に関する不正があった場合は、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。
- 4 甲は、本契約に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により、本契約を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った委託費の額のいずれか低い額を返還させることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、不正にかかる委託費を返還するときは、不正にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した遅延利息を付加しなければならない。
- 7 甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。
- 8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第38条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（相手方に対する通知発効の時期）

第39条 書面による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれの効力を生ずる。

（委託費支出明細書の提出等）

第40条 乙が、特例民法法人である場合は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、額の確定の通知後、速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開するものとし、甲及び乙の主務官庁に提出しなければならない。

（機密の保持）

第41条 乙は、委託業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、甲に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 知り得た際、既に公知となっている事項
- (2) 知り得た後、乙の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項
- (3) 知り得た時点で、既に乙が自ら所有していたことを書面で証明できる事項
- (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項

（個人情報の取扱い）

第42条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を委託業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第43条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第44条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第45条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受

任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第46条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第47条 甲は、第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第48条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他の事項)

第49条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

- 2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。
- 3 前項の規定による協議が整わないときは、乙は、甲の意見に従わなければならない。なお、甲の意見に対し、乙が不服を申し立てるときは、甲を提訴することができる。
- 4 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。
- 5 本契約及び業務にかかる文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づいて処理するものとする。

上記の契約の証として委託契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇長
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

委託業務の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託業務をより効果的に実施するため、委託業務を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とするものとする。

(業務の範囲)

第2条 再委託は、委託契約書第1条第2号に定める委託業務の目的の範囲を超えてはならない。

(業務の実施)

第3条 再委託は、第4条及び第5条に規定する場合を除き、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領を準用するものとする。

(報告書等)

第4条 乙は、甲の要求があったときは、委託契約書第11条に定める委託業務中間報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。

2 乙は、委託契約書第12条から第15条に定める委託業務年度末報告書、委託業務廃止報告書、委託業務完了届及び委託業務実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。

3 乙は、委託契約書第21条に定める委託業務成果報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。

(再委託契約書の締結)

第5条 再委託の実施にあたっては、委託契約書を締結しなければならない。

2 当該委託契約書においては、第3条に基づき、第4条を踏まえたものとする。

以 上

業 務 計 画 書

I. 委託業務の内容

1. 委託業務の題目

「(委託契約書第1条の委託業務題目を記載)」

2. 実施機関

(受託者(委託先))

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

機関名 ○○○○ ○○○

(再委託先)

住所 □□県□□市□□町□丁目□番□号

機関名 □□□□ □□□

(再委託先)

住所 △△県△△市△△町△丁目△番△号

機関名 △△△△ △△△

3. 委託業務の目的

・・を実現し、・・・・のための・・・・技術の実現を目指し、○○等を・・・・早期発見し、・・・・を可能とする・・・・技術、・・・・計測などの最新の○○技術を・・・・した○○技術の開発を実施し、・・・・することを目的とする。

このうち、○○○○ではプロジェクトの総合的推進及び・・・・に関わる技術開発、△△△では・・・・に関わる研究開発、□□□□では・・・・の計測を実施する。

4. 当該年度における成果の目標及び業務の方法

①●●●●●

a. プロジェクトの総合推進

.....
.....。

b.に関わる技術開発

.....
.....。

c. -----検討会の実施

.....。

②■ ■ ■ ■ ■

.....に関わる研究開発

.....。

③▲ ▲ ▲ ▲ ▲

.....。

(注) 一般競争入札(総合評価落札方式)により選定された事業等(単年度のものに限る)については、上記の「3. 委託業務の目的」の中に成果目標も加味した上で記載すること。また、4. の項目「当該年度における成果の目標及び業務の方法」については「業務の方法」に変更すること。

5. 委託業務実施期間

(受託者(委託先)) 委託契約書第1条第3号のとおり

(再委託先)

機関名 □□□□ □□□

実施期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日

(再委託先)

機関名 △△△△ △△△

実施期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日

II. 委託業務の実施体制

1. 業務主任者

(受託者(委託先))

役職・氏名 ○○○○ ○○○教授 ○○ ○○

(再委託先)

役職・氏名 □□□□ □□□教授 □□ □□

(再委託先)

役職・氏名 △△△△ △△△教授 △△ △△

2. 業務項目別実施区分

業務項目	実施場所	担当責任者
① ●●●●● a. プロジェクトの総合推進	○○県○○市○○町○丁目○○○ ○○大学○○センター	○○大学○○学部教授 ○○ ○○
b.に関わる技術開発	"	○○大学○○学部准教授 ○○○ ○
c. - - - - 検討会の実施	"	"
② ■■■■■に関わる研究開発	□□県□□市□□町□丁目□□□ □□大学□□研究所	□□大学□□学部教授 □□ □□
③ ▲▲▲▲▲	△△県△△市△△町△丁目△△△ △△機構△△センター	△△機構△△センター教授 △△ △△

3. 経理担当者

(受託者(委託先))

役職・氏名 ○○○○ ○○○経理部長 ○○ ○○

(再委託先)

役職・氏名 □□□□ □□□経理部長 □□ □□

(再委託先)

役職・氏名 △△△△ △△△経理部長 △△ △△

4. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

5. 委託契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託業務により作成し、甲に納入する著作物の有無

(有・無)

【著作物が有の場合以下を記載】

(名称: 数量:)

Ⅲ. 委託費の経費の区分

【総括表】

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
設備備品費			
試作品費			
人件費	計		※消費税対象額
	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	派遣職員		
業務実施費	計		
	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	諸謝金		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 10%		
合計			

【(受託者(委託先))・再委託先別】

(受託者(委託先)) : 〇〇〇〇

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
設備備品費			
試作品費			
人件費	計		※消費税対象額
	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	派遣職員		
業務実施費	計		
	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	諸謝金		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 10%		
合計			

再委託先：□□□□

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
設備備品費			
試作品費			
人件費	計		※消費税対象額
	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	派遣職員		
業務実施費	計		
	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	諸謝金		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
一般管理費	上記経費 * 10%		
合計			

再委託先：△△△△

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
設備備品費			
試作品費			
人件費	計		※消費税対象額
	業務担当職員		
	補助者		
	社会保険料等事業主負担分		
	派遣職員		
業務実施費	計		
	消耗品費		
	国内旅費		
	外国旅費		※消費税対象額
	諸謝金		※消費税対象額
	印刷製本費		
	雑役務費		
一般管理費	上記経費 * 10%		
合計			

※競争的資金については、次表を用いること。

【総括表】

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
その他	計		
	外注費(雑役務費)		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他(諸経費)		※消費税対象額
	消費税相当額		
間接経費	上記経費 * 30%		
合計			

【(受託者(委託先))・再委託先別】

(受託者(委託先)) : ○○○○

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
その他	計		
	外注費(雑役務費)		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他(諸経費)		※消費税対象額
	消費税相当額		
間接経費	上記経費 * 30%		
合計			

再委託先：□□□□

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
その他	計		
	外注費(雑役務費)		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他(諸経費)		※消費税対象額
消費税相当額			
間接経費	上記経費 * 30%		
合計			

再委託先：△△△△

(単位：円)

大項目	中項目	委託費の額	備考(消費税対象額を記載)
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
その他	計		
	外注費(雑役務費)		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他(諸経費)		※消費税対象額
消費税相当額			
間接経費	上記経費 * 30%		
合計			

IV. 業務実施計画

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① ●●●●●												
a. プロジェクトの総合推進	←————→											
b. に関わる技術開発		←————→										
c. - - - - 検討会の実施	△						△					△
② ■■■■■												
. に関わる研究開発	←————→											
③ ▲▲▲▲▲								←————→				

(注) 業務計画書で該当しない項目については適宜削除すること。

(参考) 要領第2第1項第2号の経費等内訳書の様式

(委託者の指示により見積書やカタログ等の資料を添付すること。)

経費等内訳書

(設備備品費)

品名	仕様	数量	単価	金額	備考
クライオスタット	HM560MV(ハキュトーム 付)	1 式			
……装置	microXXXX	1 式			
……分析システム	HTEC-500AAA	2 式			
合計					

(試作品費)

品名	仕様	数量	単価	金額	備考
…化合物システム		1 式			
合計					

(人件費)

中項目	氏名	摘要	日(月・H)当り単価(A)	交通費 月・日	従事時間 (単位:時間・日・月)												金額 (A×B)	交通費	期末・ 勤勉 手当	退職 手当 等	合計	備考
					4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						
業務担当職員																						
	主任研究員	月額	386,000	26,000																		
	(超勤手当)																					
	研究員A	日額	16,000	9,800																		
	研究員D	時間給	1,850	320																		
補助者																						
	〇〇〇	時間給	1,200	16,000																		
	〇〇〇	時間給	1,150	490																		
合 計																						

<社会保険料等事業主負担分>

名前	単価	研究手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	報酬 月額 (左の合計)	標準報酬月額	期末 勤勉手当	積算単価	算 式 (円)
主任研究員										健: $420,000 \times 41.00 / 1000 \times 5 \text{月} + 106,250 \times 41.00 / 1000 \times 7 \text{月} = 116,593$ 厚: $420,000 \times 71.44 / 1000 \times 5 \text{月} + 106,250 \times 71.44 / 1000 \times 7 \text{月} = 203,157$ 児: $420,000 \times 0.90 / 1000 \times 5 \text{月} = 1,890$ 雇: $412,000 \times 11.50 / 1000 \times 5 \text{月} + 106,250 \times 11.5 / 1000 \times 7 \text{月} = 24,998$ 計 346,638
研究員A										健: $320,000 \times 41.00 / 1000 \times 5 \text{月} + 85,333 \times 41.00 / 1000 \times 7 \text{月} = 90,090$ 厚: $320,000 \times 71.44 / 1000 \times 5 \text{月} + 85,333 \times 71.44 / 1000 \times 7 \text{月} = 91,366$ 児: $320,000 \times 0.90 / 1000 \times 5 \text{月} = 1,440$ 雇: $329,800 \times 11.50 / 1000 \times 5 \text{月} + 85,333 \times 11.5 / 1000 \times 7 \text{月} = 25,832$ 計 208,728
										合計 555,366

健:健康保険、厚:厚生年金保険、児:児童手当拠出金、雇:雇用保険

注)社会保険料は、掛率等が変更されている場合がありますので、給与担当者に要確認。

業務参加者リスト

〇〇〇〇委託事業 「(委託業務題目)」 サブテーマ名 「 」 2008年
 実施機関名 〇〇大学 機関区分 中核(委託先) / 分担(再委託先) ←必要あるプログラムのみ (平成20年度)

氏名 (注1)	継続区分	所属		役割	具体的な実施業務内容	実施期間 (注2)		本委託で人件費が支出されかつ他の外部資金でも人件費が支出されている者
		部門	役職			開始年月	終了年月	
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	教授	課題代表	研究総括	2008年4月	2009年3月	
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助教授	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008年4月	2009年3月	
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助教授	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008年4月	2008年11月	
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008年4月	2009年3月	○
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008年4月	2009年3月	
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	技官	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2008年4月	2009年3月	
〇〇 〇〇	継	大学院〇〇系研究科	研究補佐員	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇実験補佐	2008年4月	2009年3月	
〇〇 〇〇	新	大学院〇〇系研究科	教授	サブテーマ代表	サブ研究グループ統括	2008年8月	2009年3月	
〇〇 〇〇	新	大学院〇〇系研究科	講師	実施担当	〇〇〇〇の開発	2008年8月	2009年3月	○
〇〇 〇〇	新	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の合成	2008年8月	2009年3月	
〇〇 〇〇	新	大学院〇〇系研究科	教授	実施担当	〇〇〇〇〇研究	2008年8月	2009年3月	
〇〇 〇〇	新	大学院〇〇系研究科	助手	実施担当	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇開発	2008年8月	2009年3月	
〇〇 〇〇	新	〇〇研究所	助教授	実験担当	〇〇〇〇〇研究	2008年8月	2009年3月	

(注1) 上表の記載対象者は、本業務に直接従事する研究管理者及び研究実施者であり、委託契約の機関の常勤職員及び本業務のために雇用された非常勤職員(自己充当経費での雇用を含む)をすべて記載して下さい。
 (注2) 実施担当者の方で、一人の方が複数のサブテーマに参加されている場合は、参加されているサブテーマ全てに記入して下さい。

業務協力者リスト

〇〇〇〇委託事業 「(委託業務題目)」 サブテーマ名 「 」

2008年
(平成20年度)

氏名 (注1)	所属			具体的な実施業務内容
	所属機関	部門	役職	
〇〇 〇〇	●●大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇オブザーバー
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会 委員長
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	客員教授	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員

<消耗品費>

分類	品名等	数量	単位	単価	合計	備考
ガス類	液体窒素	80,000	kg			
	液体酸素	21,000	kg			
	水素カードル	350	m3			
	液体ヘリウム	500	L			
	その他一般ガス類	1	式			
小計						
超純水製造 関係	除濁膜	1	本			
	UV ランプ	3	本			
	UV 酸化ランプ	3	本			
	メカニカルシール	10	本			
	その他超純水関係	1	式			
小 計						
試薬類	EL 級アセトン 1L 8 本入	20	箱			
	EL 級 IPA 1L 8 本入	10	箱			
	EL 級過酸化水素 1L 12 本入	15	箱			
	EL 級塩酸 1L 12 本入	10	箱			
	その他試薬	1	式			
小 計						
石英材料	透明石英管 QT-19B*1000mm	5	本			
	透明石英反応管 86φ×1200×40φ	1	本			
	その他石英部品	1	式			
小 計						
合 計						

<国内旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ 京都	京都大学	1泊 2日								運営会議出席及び研究 打合せのため	
東京 ～ 仙台	東北大学	2泊 3日								…学会出席及び… についての調査	
つくば ～ 東京		日帰 り								推進委員会出席(招聘)	
合 計											

<外国旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ パリ	… 大学	5泊 7日								…学会出席及び… についての調査	
合 計											

<外国人等招へい旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ パリ	… 大学										
合 計											

<諸謝金>

氏名	用務等	金額	備考
合計			

<〇〇費> (雑役務費、印刷製本費 等)

件名	摘要	数量	単価	金額	備考
合計					

様式第3

委 任 状

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

委任者
住 所
代表者名

印

平成 年 月 日付

平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

※ 複数ある場合は別紙でもよい。

私は、文部科学省との上記の委託契約に関し、下記の者を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

受任者(代理人) 住 所
代理人名

委任事項 1 契約締結に関する件
2 契約に基づく提出書類に関する件
3 契約代金の請求及び受領に関する件
※委任する事項を必要に応じて加除修正するものとする。

委任期間 委任日から上記委任事項終了まで

受任者(代理人) 使用印鑑



様式第4

日 付

官署支出官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

団体名
役職・氏名 _____ 印

銀行振込（新規・変更）依頼書

当方に支給される国庫金（委託費、補助金）については、下記の口座に振込み願います。

記

住 所 〒 _____

※記載された住所は文部科学省からの支払をお知らせする国庫金振込通知書の宛先となります

連絡先電話番号 _____

口座受取人名義<カナ> _____

口座受取人名義<漢字> _____

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店 _____
信用金庫 _____ 出張所 _____

金融機関コード _____ 店舗コード _____

預貯金種別 普通預金 当座預金 別段預金
(登録口座の種別に○をしてください。)

口座番号 _____

※予め預金通帳等をご確認のうえ、ご記入ください

※金融機関の統廃合など、登録内容に変更がある際は、速やかに連絡担当課に連絡してください

以下、連絡担当者記載欄

連絡担当局課 _____局（課） _____課（班）

連絡担当者氏名 _____ 内線番号 _____

様式第 5

変 更 委 託 契 約 書

平成 年 月 日付けをもって、支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇〇長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間で締結した委託業務題目「・・・・・・・・・・」に関する委託契約書について下記のとおり変更する。

記

1. 第 1 条第 2 号に規定する委託業務の目的、内容及び経費の内訳を次のとおり変更する。
2. 第 3 条に規定する委託費「11,000,000円」を「12,650,000円」に変更する。
3. 業務計画書のうち、経費について次のとおり変更する。

(単位：円)

大項目及び中項目	当初契約額	増 減 額	変更後契約額	備考
設備備品費	5,000,000	△ 1,000,000	4,000,000	
人件費	3,000,000	2,000,000	5,000,000	
業務実施費	2,000,000	500,000	2,500,000	
消耗品費	(200,000)	(0)	(200,000)	
国内旅費	(750,000)	(△300,000)	(450,000)	
外国旅費	(280,000)	(580,000)	(860,000)	
諸謝金	(100,000)	(0)	(100,000)	
雑役務費	(550,000)	(200,000)	(750,000)	
消費税相当額	(120,000)	(20,000)	(140,000)	
一般管理費	1,000,000	150,000	1,150,000	
合 計	11,000,000	1,650,000	12,650,000	

※競争的資金については、次表を用いること。

(単位：円)

大項目	当初契約額	増減額	変更後契約額	備考
物品費	5,000,000	△ 1,000,000	4,000,000	
人件費・謝金	3,000,000	2,000,000	5,000,000	
その他	2,000,000	500,000	2,500,000	
間接経費	3,000,000	450,000	3,450,000	
合計	13,000,000	1,950,000	14,950,000	

上記の契約の証として、契約書2通を作成し双方記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇二丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(注) 変更事項については、必要に応じ適宜加除修正をすること。

様式第6

帳簿の様式

(大項目) 設備備品費

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
クライオスタット	HM560MV(ハ キトム付) カールツァイス製	1							
.....装置	micro XXXX	1							
計									

(大項目) 試作品費

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
...化成システム		1							
計									

(大項目) 人件費

中項目	氏名	金額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
業務担当 職員	〇〇 〇〇	100,000	HO. 4. 1~HO. 10. 31	HO. 11. 30	
補助者					
社会保険 料等事業 主負担分					
	計				

(大項目) 業務実施費

(中項目) 消耗品費

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
液体窒素		1							
計									

(中項目) ○○旅費

氏名	用務	用務先名	金額 (円)	出張年月日		支払 年月日	備考
				出発日	帰着日		
○○ ○○	○○運営委員会出席のため	○○大学					
計							

(中項目) 諸謝金

氏名	用務等	金額 (円)	実施日 又は 期間	支払 年月日	備考
計					

(中項目) ○○費

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
計									

(記入要領)

- 1 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」に掲げる大項目ごとに本様式による帳簿を設け、当該大項目の中項目毎にその経費の内容を表示すること。
- 2 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記入する。
- 3 「引取年月日」は、物品の検収年月日を記入すること。
- 4 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意思決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出伺文書の決裁のあった日）を記入すること。

※競争的資金については、次の様式を用いること。

(大項目) 物品費

(中項目) 設備備品費

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
(設備備品費)									
クライオスタット	HM560MV (ハキット-ム付)	1							
(試作品費)									
・・・化合成システム									
計									

(中項目) 消耗品費

品名	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
液体窒素									
計									

(大項目) 人件費・謝金

(中項目) 人件費

種別	氏名	金額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
業務担当職員	〇〇 〇〇	100,000	HO. 4. 1~HO. 10. 31	HO. 11. 30	
補助者					
社会保険料等事業主負担分					
	計				

(中項目) 謝金

氏名	用務等	金額 (円)	実施日 又は 期間	支払 年月日	備考
計					

(大項目) 旅費

氏名	用務	用務 先名	金額 (円)	出張 年月日		支払 年月日	備考
				出発日	帰着日		
(国内旅費)							
〇〇 〇〇	〇〇運営委員会出席 のため	〇〇大学					
(外国旅費)							
(外国人等招へ い旅費)							
計							

(大項目) その他

(中項目) 外注費 (雑役務費)

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
計									

(中項目) 印刷製本費

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
計									

(中項目) 会議費

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
計									

(中項目) 通信運搬費

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
計									

(中項目) 光熱水料

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
計									

(中項目) その他(諸経費)

件名	摘要	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 (履行) 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
(借損料)									
(保険料)									
(その他)									
〇〇学会参加費等									
計									

(記入要領)

- 1 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」に掲げる項目ごとに本様式による帳簿を設け、中項目毎にその経費の内容を表示すること。
- 2 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記入する。
- 3 「引取年月日」は、物品の検収年月日を記入すること。
- 4 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意思決定のなされた日(例えば、予算執行又は支出伺文書の決裁のあった日)を記入すること。

人件費補足資料【第9条に基づき、帳簿とともに具備し、甲の要求があったときは提示すること。】

氏名	委託事業														その他（自主事業や他の受託事業）		合計（法定給与台帳）		
	給与支給対象期間	給与					社会保険等事業主負担分									給与	社会保険等事業主負担分	給与	社会保険等事業主負担分
		支給額	左の内訳				事業主負担分合計	社会保険料	左の内訳				労働保険料	左の内訳					
			基本給	通勤手当	時間外手当	その他手当			健康保険	介護保険	厚生年金保険	児童手当 拠出金		雇用保険	労災保険				
〇〇〇	4月分																		
〇〇〇	5月分																		
〇〇〇	6月分																		
〇〇〇	賞与																		
〇〇〇	7月分																		
〇〇〇	8月分																		
〇〇〇	9月分																		
〇〇〇	10月分																		
〇〇〇	11月分																		
〇〇〇	賞与																		
〇〇〇	12月分																		
〇〇〇	1月分																		
〇〇〇	2月分																		
〇〇〇	3月分																		
〇〇〇	退職																		
〇〇〇	計																		
△△△	1月分																		
△△△	2月分																		
△△△	3月分																		
△△△	計																		
合計	—		—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—				

様式第7

委託業務変更承認申請書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務の契約について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更事項
 - ①変更前
 - ②変更後
2. 変更の理由
3. 変更が業務計画に及ぼす影響及び効果

様式第 8

委託業務中止（廃止）承認申請書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務を下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止（廃止）後の措置

変 更 届

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、下記の事項を変更したいので、要領第9第3項に基づき届け出ます。

記

1 変更事項

①変更前

②変更後

2 変更しようとする日付 平成 年 月 日

3 変更の理由

変 更 届

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、下記の事項を変更したので、要領第9第4項に基づき届け出ます。

記

1 変更事項

①変更前

②変更後

2 変更が生じた日付 平成 年 月 日

3 変更の理由

様式第10

委託業務中間報告書

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務進捗状況を委託契約書第11条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 業務の実施状況

(1) 業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 業務の実施状況の説明

2. 業務予算の実施状況 (〇月〇日付実績)

(1) 総括表

大項目	契約額 (円)	実績 (円)	決算見込額 (円)	備考
計				

(2) 設備備品・試作品の状況

大項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	実績 (円)	引取(予定) 年月日	備考
計							

様式第 1 1

委 託 業 務 年 度 末 報 告 書 (平成〇〇年度分)

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務の進捗状況を委託契約書第 1 2 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 業務の実施状況

(1)業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2)業務の実施状況の説明

2. 業務予算の実施状況

(1)総括表

大 項 目	契約額 (円)	実績 (円)	決算見込額 (円)	備 考
計				

(2)設備備品・試作品の状況

大項目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	実 績 (円)	引取(予定) 年 月 日	備 考
計							

3. その他、業務にかかる変更内容の説明

- (1) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第10条第1項第2号の流用制限の範囲内における中項目の新設
(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 新設した中項目名

大項目： 中項目：

② 新設を必要とした理由

理由：（新設した中項目毎に具体的に説明すること。）

- (2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

(変更前)

品 名	仕 様	数量	単価	金額
(設備備品)				
(試作品)				

(変更後)

品 名	仕 様	数量	単価	金額
(設備備品)				
(試作品)				

② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

- (3) 経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

(注) 本紙3.(1)及び(2)に記載する変更は、要領第9第5項第1号及び第2号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので留意すること。

委託業務廃止報告書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、平成 年 月 日に廃止したので、委託契約書第13条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 業務結果説明書(別紙イ)
2. 業務収支決算書(別紙ロ)
3. その他、業務にかかる変更内容の説明(要領第9第5項関係)(別紙ハ)
4. 取得資産一覧表(別紙ニ)
5. 試作品一覧表(別紙ホ)

(注1) 委託契約書第25条第1項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。

なお、委託契約書第24条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。

(注2) 上記3.～5.については、該当しない場合は削除すること。

業 務 結 果 説 明 書

1. 業務の実績

(1) 業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 業務の実績の説明

業務収支決算書

決算表

【総括表】

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考
支 出	設備備品費		15,000,000	16,000,000	16,000,000	
	試作品費		5,000,000	4,000,000	4,000,000	
	人件費		10,500,000	8,850,000	8,800,000	
		業務担当職員	7,000,000	5,800,000		※5,800,000
		補助者	1,500,000	1,400,000		※1,400,000
		社会保険料等事 業主負担分	1,500,000	1,100,000		※1,100,000
		派遣職員	500,000	550,000		
	業務実施費		18,430,000	15,505,000	15,505,000	
		消耗品費	6,140,000	6,980,000		
		国内旅費	1,950,000	2,000,000		
		外国旅費	2,100,000	2,300,000		※2,100,000
		雑役務費	3,760,000	3,385,000		※100,000
		消費税相当額	880,000	840,000		
		一般管理費	4,533,000	4,435,500	4,430,500	
		合計		49,863,000	48,790,500	48,735,500
収 入	委託費の額		49,863,000	48,735,500		
	自己充当額		0	55,000		
	その他		0	0		
	合計		49,863,000	48,790,500		

【(受託者(委託先))・再委託先別】

(受託者(委託先))：○○○○

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考
支 出	設備備品費		10,000,000	11,000,000	11,000,000	
	試作品費		5,000,000	4,000,000	4,000,000	
	人件費		6,500,000	6,000,000	6,000,000	
		業務担当職員	4,000,000	3,800,000		※3,800,000
		補助者	1,500,000	1,400,000		※1,400,000

	社会保険料等事業主負担分	1,000,000	800,000		※800,000
	派遣職員				下記(注2)に基づき削除
	業務実施費	8,716,000	9,204,000	9,204,000	
	消耗品費	3,240,000	4,000,000		
	国内旅費	1,200,000	1,300,000		
	外国旅費	800,000	900,000		※800,000
	雑役務費	2,900,000	2,460,000		
	消費税相当額	576,000	544,000		
	一般管理費	3,021,600	3,020,400	3,020,400	
	合計	33,237,600	33,224,400	33,224,400	
収入	委託費の額	33,237,600	33,224,400		
	自己充当額	0	0		
	その他	0	0		
	合計	33,237,600	33,224,400		

再委託先：□□□□

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額(円)	決算額(円)	委託費の 充当額(円)	備考
支出	設備備品費		5,000,000	5,000,000	5,000,000	
	試作品費					下記(注2)に基づき削除
	人件費		500,000	550,000	500,000	
		業務担当職員				
		補助者				下記(注2)に基づき削除
		社会保険料等事業主負担分				
		派遣職員	500,000	550,000		
		業務実施費	4,536,000	4,492,000	4,492,000	
		消耗品費	1,900,000	1,780,000		
		国内旅費	540,000	450,000		
		外国旅費	1,300,000	1,400,000		※1,300,000
		雑役務費	700,000	750,000		※100,000
		消費税相当額	96,000	112,000		
		一般管理費	1,003,600	1,004,200	999,200	
	合計	11,039,600	11,046,200	10,991,200		

収 入	委託費の額		11,039,600	10,991,200		
	自己充当額		0	55,000		
	その他		0	0		
	合計		11,039,600	11,046,200		

再委託先：△△△△

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考
支 出	設備備品費					下記(注2)に基づき削除
	試作品費					
	人件費		3,500,000	2,300,000	2,300,000	
		業務担当職員	3,000,000	2,000,000		※2,000,000
		補助者				下記(注2)に基づき削除
		社会保険料等事業主負担分	500,000	300,000		※300,000
		派遣職員				下記(注2)に基づき削除
	業務実施費		1,578,000	1,809,000	1,809,000	
		消耗品費	1,000,000	1,200,000		
		国内旅費	210,000	250,000		
		外国旅費				下記(注2)に基づき削除
		雑役務費	160,000	175,000		
		消費税相当額	208,000	184,000		
		一般管理費	507,800	410,900	410,900	
		合計		5,585,800	4,519,900	4,519,900
収 入	委託費の額		5,585,800	4,519,900		
	自己充当額		0	0		
	その他		0	0		
	合計		5,585,800	4,519,900		

(注1) 委託業務の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄におけるその他に計上すること。

(注2) 業務計画書と同様に該当のない項目については適宜削除すること。

※ 委託費の充当額の算定にあたり、「消費税相当額」及び「一般管理費」については、他の大項目・中項目の委託費の充当額を基に算定すること。

別紙 ハ

その他、業務にかかる変更内容の説明

- (1) 業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」に関する変更で、委託契約書第 10 条第 1 項第 2 号の流用制限の範囲内における中項目の新設

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

- ① 新設した中項目名

大項目： 中項目：

- ② 新設を必要とした理由

理由：（新設した中項目毎に具体的に説明すること。）

- (2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

- ① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

(変更前)

品名	仕様	数量	単価	金額
(設備備品)				
(試作品)				

(変更後)

品名	仕様	数量	単価	金額
(設備備品)				
(試作品)				

- ② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

- (3) 経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

- ① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

- ② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

(注) 本紙 3. (1)及び(2)に記載する変更は、要領第 9 第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託業務の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので注意すること。

取得資産一覧表

機関名（購入機関）

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

試作品一覧表

機関名（購入機関）

完成品名及び 構成品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 試作品の計上について

複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

様式第12-2（競争的資金の場合）

委託業務廃止報告書

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

（受託者）住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「（委託業務題目）」

上記委託業務について、平成 年 月 日に廃止したので、委託契約書第13条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 業務結果説明書（別紙イ）
2. 業務収支決算書（別紙ロ）
3. その他、業務にかかる変更内容の説明（要領第9第5項関係）（別紙ハ）
4. 取得資産一覧表（別紙ニ）
5. 試作品一覧表（別紙ホ）

（注1） 委託契約書第25条第1項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。

なお、委託契約書第24条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。

（注2） 上記3.～5.については、該当しない場合は削除すること。

業 務 結 果 説 明 書

1. 業務の実績

(1) 業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 業務の実績の説明

別紙 口

業務収支決算書

決算表

【総括表】

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	57,118,100円	23,900,000円	9,500,000円	2,500,000円	8,037,000円	43,937,000円	13,181,100円
決算額	57,080,400円	24,150,000円	9,050,000円	2,900,000円	7,808,000円	43,908,000円	13,172,400円
委託費の 充当額	57,027,100円	24,109,000円	9,050,000円	2,900,000円	7,808,000円	43,867,000円	13,160,100円

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	57,118,100円	57,118,100円	0円	0円
決算額	57,080,400円	57,027,100円	53,300円	0円

【（受託者（委託先））・再委託先別】

（受託者（委託先））：○○○○

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	40,608,100円	18,000,000円	7,000,000円	2,000,000円	4,237,000円	31,237,000円	9,371,100円
決算額	40,661,400円	17,750,000円	6,800,000円	2,300,000円	4,428,000円	31,278,000円	9,383,400円
委託費の 充当額	40,608,100円	17,709,000円	6,800,000円	2,300,000円	4,428,000円	31,237,000円	9,371,100円

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	40,608,100円	40,608,100円	0円	0円
決算額	40,661,400円	40,608,100円	53,300円	0円

再委託先：□□□□

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	4,810,000円	900,000円	—	500,000円	2,300,000円	3,700,000円	1,110,000円
決算額	4,719,000円	1,000,000円	—	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円

委託費の 充当額	4,719,000円	1,000,000円	—	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円
-------------	------------	------------	---	----------	------------	------------	------------

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	4,810,000円	4,810,000円	0円	0円
決算額	4,719,000円	4,719,000円	0円	0円

再委託先：△△△△

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	11,700,000円	5,000,000円	2,500,000円	—	1,500,000円	9,000,000円	2,700,000円
決算額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	—	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円
委託費の 充当額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	—	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円
決算額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円

(注) 委託業務の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入におけるその他に計上すること。

別紙 ハ

その他、業務にかかる変更内容の説明

経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

取得資産一覧表

機関名（購入機関）

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

試作品一覧表

機関名（購入機関）

完成品名及び 構成品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 試作品の計上について
複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。
2. 製造又は取得価格について
据付費及び付帯経費は除く。

様式第 1 3

委託業務完了届

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について完了したので、委託契約書第 1 4 条の規定に基づき別紙の業務結果説明書を添えて報告します。

※ 委託契約書第 2 5 条第 1 項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。

なお、委託契約書第 2 4 条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。

別紙

業務結果説明書

1. 業務の実績

(1) 業務の実施日程

業務項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 業務の実績の説明

委託業務実績報告書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、委託契約書第15条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 業務収支決算書 (別紙イ)
2. その他、業務にかかる変更内容の説明 (要領第9第5項関係) (別紙ロ)
3. 取得資産一覧表 (別紙ハ)
4. 試作品一覧表 (別紙ニ)

(注) 上記2.～4.については、該当しない場合は削除すること。

別紙 イ

業務収支決算書

決算表

【総括表】

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考
支出	設備備品費		15,000,000	16,000,000	16,000,000	
	試作品費		5,000,000	4,000,000	4,000,000	
	人件費		10,500,000	8,850,000	8,800,000	
		業務担当職員	7,000,000	5,800,000		※5,800,000
		補助者	1,500,000	1,400,000		※1,400,000
		社会保険料等事 業主負担分	1,500,000	1,100,000		※1,100,000
		派遣職員	500,000	550,000		
	業務実施費		18,430,000	15,505,000	15,505,000	
		消耗品費	6,140,000	6,980,000		
		国内旅費	1,950,000	2,000,000		
		外国旅費	2,100,000	2,300,000		※2,100,000
		雑役務費	3,760,000	3,385,000		※100,000
		消費税相当額	880,000	840,000		
		一般管理費		4,533,000	4,435,500	4,430,500
	合計		49,863,000	48,790,500	48,735,500	
収入	委託費の額		49,863,000	48,735,500		
	自己充当額		0	55,000		
	その他		0	0		
	合計		49,863,000	48,790,500		

【(受託者(委託先))・再委託先別】

(受託者(委託先))：○○○○

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考
支出	設備備品費		10,000,000	11,000,000	11,000,000	
	試作品費		5,000,000	4,000,000	4,000,000	
	人件費		6,500,000	6,000,000	6,000,000	
		業務担当職員	4,000,000	3,800,000		※3,800,000
		補助者	1,500,000	1,400,000		※1,400,000
		社会保険料等事 業主負担分	1,000,000	800,000		※800,000
		派遣職員				下記(注2)に基づき削除

	業務実施費		8,716,000	9,204,000	9,204,000	
		消耗品費	3,240,000	4,000,000		
		国内旅費	1,200,000	1,300,000		
		外国旅費	800,000	900,000		※800,000
		雑役務費	2,900,000	2,460,000		
		消費税相当額	576,000	544,000		
	一般管理費		3,021,600	3,020,400	3,020,400	
	合計		33,237,600	33,224,400	33,224,400	
収入	委託費の額		33,237,600	33,224,400		
	自己充当額		0	0		
	その他		0	0		
	合計		33,237,600	33,224,400		

再委託先：□□□□

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考	
支出	設備備品費		5,000,000	5,000,000	5,000,000		
	試作品費					下記(注2)に基づき削除	
	人件費		500,000	550,000	500,000		
		業務担当職員				下記(注2)に基づき削除	
		補助者					
		社会保険料等事業主負担分					
			派遣職員	500,000	550,000		
		業務実施費		4,536,000	4,492,000	4,492,000	
			消耗品費	1,900,000	1,780,000		
			国内旅費	540,000	450,000		
			外国旅費	1,300,000	1,400,000		※1,300,000
			雑役務費	700,000	750,000		※100,000
			消費税相当額	96,000	112,000		
		一般管理費		1,003,600	1,004,200	999,200	
	合計		11,039,600	11,046,200	10,991,200		
収入	委託費の額		11,039,600	10,991,200			
	自己充当額		0	55,000			
	その他		0	0			
	合計		11,039,600	11,046,200			

再委託先：△△△△

(単位：円)

区分	大項目	中項目	契約額 (円)	決算額 (円)	委託費の 充当額 (円)	備考	
支出	設備備品費					下記(注2)に基づき削除	
	試作品費						
	人件費		3,500,000	2,300,000	2,300,000		
		業務担当職員	3,000,000	2,000,000		※2,000,000	
		補助者				下記(注2)に基づき削除	
		社会保険料等事業主負担分	500,000	300,000		※300,000	
		派遣職員				下記(注2)に基づき削除	
	業務実施費		1,578,000	1,809,000	1,809,000		
		消耗品費	1,000,000	1,200,000			
		国内旅費	210,000	250,000			
		外国旅費				下記(注2)に基づき削除	
		雑役務費	160,000	175,000			
		消費税相当額	208,000	184,000			
		一般管理費		507,800	410,900	410,900	
		合計		5,585,800	4,519,900	4,519,900	
収入	委託費の額		5,585,800	4,519,900			
	自己充当額		0	0			
	その他		0	0			
	合計		5,585,800	4,519,900			

(注1) 委託業務の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄におけるその他に計上すること。

(注2) 業務計画書と同様に該当のない項目については適宜削除すること。

※ 委託費の充当額の算定にあたり、「消費税相当額」及び「一般管理費」については、他の大項目・中項目の委託費の充当額を基に算定すること。

取得資産一覧表

機関名（購入機関）

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

試作品一覧表

機関名（購入機関）

完成品名及び 構成品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 試作品の計上について
複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。
2. 製造又は取得価格について
据付費及び付帯経費は除く。

様式第14-2 (競争的資金の場合)

委託業務実績報告書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、委託契約書第15条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 業務収支決算書 (別紙イ)
2. その他、業務にかかる変更内容の説明 (要領第9第5項関係) (別紙ロ)
3. 取得資産一覧表 (別紙ハ)
4. 試作品一覧表 (別紙ニ)

(注) 上記2. ~4. については、該当しない場合は削除すること。

別紙 イ

業務収支決算書

決算表

【総括表】

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	57,118,100円	23,900,000円	9,500,000円	2,500,000円	8,037,000円	43,937,000円	13,181,100円
決算額	57,080,400円	24,150,000円	9,050,000円	2,900,000円	7,808,000円	43,908,000円	13,172,400円
委託費の 充当額	57,027,100円	24,109,000円	9,050,000円	2,900,000円	7,808,000円	43,867,000円	13,160,100円

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	57,118,100円	57,118,100円	0円	0円
決算額	57,080,400円	57,027,100円	53,300円	0円

【（受託者（委託先））・再委託先別】

（受託者（委託先））：○○○○

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	40,608,100円	18,000,000円	7,000,000円	2,000,000円	4,237,000円	31,237,000円	9,371,100円
決算額	40,661,400円	17,750,000円	6,800,000円	2,300,000円	4,428,000円	31,278,000円	9,383,400円
委託費の 充当額	40,608,100円	17,709,000円	6,800,000円	2,300,000円	4,428,000円	31,237,000円	9,371,100円

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	40,608,100円	40,608,100円	0円	0円
決算額	40,661,400円	40,608,100円	53,300円	0円

再委託先：□□□□

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	4,810,000円	900,000円	—	500,000円	2,300,000円	3,700,000円	1,110,000円
決算額	4,719,000円	1,000,000円	—	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円

委託費の 充当額	4,719,000円	1,000,000円	—	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円
-------------	------------	------------	---	----------	------------	------------	------------

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	4,810,000円	4,810,000円	0円	0円
決算額	4,719,000円	4,719,000円	0円	0円

再委託先：△△△△

業務収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	11,700,000円	5,000,000円	2,500,000円	—	1,500,000円	9,000,000円	2,700,000円
決算額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	—	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円
委託費の 充当額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	—	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円

業務収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
契約額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円
決算額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円

(注) 委託業務の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入におけるその他に計上すること。

別紙 ロ

その他、業務にかかる変更内容の説明

経費等内訳書の業務参加者リスト及び業務協力者リストの変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した業務参加者リスト及び業務協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

取得資産一覧表

機関名（購入機関）

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

試作品一覧表

機関名（購入機関）

完成品名及び 構成品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 試作品の計上について
複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。
2. 製造又は取得価格について
据付費及び付帯経費は除く。

様式第15

年間支払計画書

(受託者) 住 所
 名称及び
 代表者名

委託業務題目「 _____ 」 (単位：円)

中項目	契約額	第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				第4・四半期				計	備考
		4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計		
合 計																			

(注) 競争的資金については、上記の「中項目」の欄は「大項目」と置き換えたうえで作成すること。

様式第16

精算払請求書

日付

官署支出官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者)住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

請求額 金 円也

上記委託業務について、平成 年 月 日付け 第 号により額の確定通知があったので、委託契約書第18条第3項の規定に基づき委託費の精算払を請求します。

内 訳	
契約金額	円
概算払金額 (a)	円
確定金額 (b)	円
差引金額 (b) - (a)	円

取引銀行

口座

フリガナ

口座名義

様式第 17

概 算 払 請 求 書

日 付

官署支出官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

請求額 金 円也

上記委託業務に対する委託費の概算払を委託契約書第 18 条第 3 項の規定に基づき請求します。

内 訳	
契約金額 (a)	円
概算払済額 (b)	円
今回請求額 (c)	円
差引残額 (a) - (b) - (c)	円

取引銀行

口 座

フリガナ

口座名義

様式第 18

委託費支払計画書
(第 回)

平成 年 月 日提出
平成 年 月 日現在

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

委託業務題目「 」 (単位：円)

A 大項目	B 当 初 契約額	C 変 更 承認済 契約額	D 支 払 実 績 又 は 予 定 額																前 回 ま で の 概 算 払 額	今 回 概 算 払 額	備 考	
			第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				第4・四半期							計
			4 月	5 月	6 月	計	7 月	8 月	9 月	計	10 月	11 月	12 月	計	1 月	2 月	3 月	計				
合 計																						

(記載要領)

1. 概算払の請求は、請求時点までの所要見込額によるものとする（例えば、当該四半期までの実績および見込額から既に概算払を受けた額を差し引いて、今回概算払額として計上すること。）
2. この表は、各月ごとの支払い実績及び見込額を記入して作成すること。第4四半期の3月の欄には、翌月以降の支払予定額ものせること。
3. 大項目の欄は、「業務実施費」のみ中項目も記載すること。
4. 変更承認済契約額の欄は、変更承認された場合、又は変更契約を行った場合のみ記入する。
5. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上するものとする。
6. 一般管理費及び間接経費は、毎月定率（定額ではない）又は最終月一括計上のいずれかとする。
7. 右最上段には本表を作成した日（何日までは実績を計上したか）を記入する。
8. 代表者印等の押印は不要。

様式第19

委託業務成果報告書の提出について

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務に関する成果の報告書を委託契約書第21条の規定に基づき別添のとおり提出します。

様式第20

委託業務成果報告書への標記について

委託業務に係る成果報告書の表紙裏に、次の標記を行うものとする。

本報告書は、文部科学省の〇〇〇〇委託事業による委託業務として、〇〇〇〇（受託者の名称）が実施した平成〇〇年度「□□□□□□（契約書第1条で定めた委託業務題目）」の成果を取りまとめたものです。

様式第 2 1

学 会 等 発 表 実 績

委託業務題目「
」

機関名○○○○ ○○○

1. 学会等における口頭・ポスター発表

発表した成果（発表題目、 口頭・ポスター発表の別）	発表者氏名	発表した場所 （学会等名）	発表した時期	国内・外 の別

2. 学会誌・雑誌等における論文掲載

掲載した論文（発表題目）	発表者氏名	発表した場所 （学会誌・雑誌等名）	発表した時期	国内・外 の別

（注 1）発表者氏名は、連名による発表の場合には、筆頭者を先頭にして全員を記載すること。

（注 2）本様式はexcel形式にて作成し、甲が求める場合は別途電子データを納入すること。

様式第22

資 産 及 び 預 り 資 産 管 理 表

整理番号					
品 名		取得価格		円	付 属 品 関 又 係 は 機 器 そ の 他
仕 様		取得年月日			
		製造年月日			
		製造番号			
年月日	管 理 場 所	管理責任者	印	摘 要	

国に所有権を移転した際、貸付又は貸付の延長の承認を受けた際には、下記の表に必要事項を追記すること。

国に所有権を移転した年月日		平成	年	月	日
貸付承認年月日	貸 付 期 間		貸付を受けた理由（用途）		

(記載要領)

- この表は、1資産毎に作成すること。
- 「付属品又は関係機器その他」の欄には、当該資産が2以上の機器等によって構成されている場合に、その構成機器等の名称、数量、仕様等を記入すること。
- 「摘要」の欄には、管理状況について特記する事項があればその事項を記入すること。

様式第23

標 示 ラ ベ ル

文 部 科 学 省	
平成 年度 ○○○○委託事業	
品 名	
備 考	

(注) 備考欄には、業務題目、整理番号等を必要に応じ記載する。

様式第 2 4

委託業務による取得資産の所有権移転について

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務により製造又は取得した資産の所有権については、別表のとおり国に移転するとともに、移転後の取扱については指示に従います。
なお、当該資産の預り証及び処分等に関する希望及び利用計画を別紙(1、2)のとおり提出します。

別 表

〇〇〇〇委託による取得資産の所有権移転明細書

「 (委託業務題目) 」

品 名	仕 様	数 量	単 価 (円)	製造又は 取得価格 (円)	取得年月日	保管場所 (住所)	備 考
[例] 〇〇解析装置	〇〇〇社 ABC123	2 台	100,000	200,000	平成 13. 9. 10	〇〇〇 〇〇〇〇	

預 り 証

日 付

物品管理官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務による取得資産を下記のとおりお預りします。

記

1. 取得資産

品 名	仕 様	数 量	単 価 (円)	製造又は 取得価格 (円)	取得年月日	保管場所 (住所)	備 考
[例] 〇〇解析装置	〇〇〇社 ABC123	2 台	100,000	200,000	平成 13. 9.10	〇〇〇 〇〇〇〇	

(注) 記入すべき資産が多い場合は、「別紙のとおり」として扱って構わない。

2. 預り期間 所有権移転の日より当分の間

3. 事務担当者

住 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇
所 属：〇〇〇〇
氏 名：〇〇 〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
メールアドレス：〇〇〇

別 紙 - 2

〇〇〇〇委託業務による取得資産の処分等に関する希望及び利用計画

(受託者) 名称及び
代表者名

年度	委託業務題目												受託者	
													所在地	
品名	仕様	数量	単価	取得 価格	取得 年月日	損耗 程度	汚染の 有無	移動 の 可否	希望する 処分の 方法	利用 計画	保管場所 (住所)	備考		

- (注1) 「年 度」：委託契約の属する年度を記入すること。
- (注2) 「品 名」：取得資産一覧表の品名欄に記載されている事項を記入すること。
- (注3) 「損耗程度」：A、B、Cに区分し、下記により記入すること。
 Aは、損耗程度が取得価格の20%未満と推定されるもの。
 Bは、" 20%以上50%未満と推定されるもの。
 Cは、" 50%以上と推定されるもの。
- (注4) 「汚染の有無」：契約書第23条第1項に掲げるの汚染資産等に該当するかの有無を記入すること。
- (注5) 「移動の可否」：コンクリート等で固着され移動できないものに「否」印を記入すること。
- (注6) 「希望する処分の方法」：貸付、返納、払下の区分を記入すること。
- (注7) 「利用計画」：貸付、払下を希望する資産等を使用して行う研究の内容及び関連を簡単に記入すること。

様式第 25

取得資産処分承認申請書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務による取得資産について、委託契約書第 22 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 処分しようとする資産

別紙のとおり

2. 処分しようとする理由

別 紙

取得年月日	品 名	仕 様	数量	金額 (円)	備考

<参考>

品名					
取得年月日	平成 年 月 日	数 量	金 額	円	
(写真を添付すること)					
使用 目的					
処分 理由					
その 他					

物品の無償貸付申請書

日 付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住 所
名称及び
代表者名

印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
別紙のとおり
2. 貸付希望期間
物品貸付承認の日から研究終了の日まで
3. 用途
〇〇〇〇(法人名)の行う試験研究に使用する。
4. 貸付を希望する理由
〇〇〇〇(法人名)の行う試験研究を推進し科学技術の振興に寄与するため。
5. 業務計画書
別添のとおり(注：次頁参照の上、作成のこと)
6. 事務担当者(注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと)
住 所：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇
所 属：〇〇〇〇
氏 名：〇〇 〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
メールアドレス：〇〇〇
7. その他
借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

(注：独立行政法人・国立大学法人及び大学共同利用機関法人の場合)

業 務 計 画 書

1. 試験研究題目

遺伝子制御による選択的シナプス強化・除去機構の解明

2. 主任者氏名（役職名）

科学 太郎（〇〇法人〇〇機構第一研究部 主任研究員）

3. 試験研究の目的

「〇〇〇〇〇〇〇〇」の基礎である活動依存的、永続的かつ入力特異的な〇〇〇〇強化および除去の機構を明らかにすることにより科学技術の振興に寄与する。

4. 試験研究の方法

1) 海馬での後期〇〇に伴い発現する遺伝子の網羅的解析と機能に関する研究

〇〇の機能を空間特異的・時間特異的に阻害あるいは強化できる遺伝子操作動物を作出する。また作出動物の海馬〇〇や学習・記憶を解析し、変異の影響を明らかにするとともに〇〇欠損変異マウスのシナプス可塑性・学習行動および小脳登上線維シナプスの選択的除去の解析を行う。

2) 小脳の発達期に発現制御される遺伝子に関する研究

ラット発達期小脳の選択的シナプス除去に関わる遺伝子の構造を明らかにするとともに、そのうちの一つ〇〇遺伝子の機能を小脳プルキンエ細胞特異的に改変した遺伝子操作動物を作成する。また、この動物の行動を調べると共に、遺伝子改変が〇〇の発達過程に与える影響を解析する。

3) 〇〇の選択的配置に関する研究

初代培養〇〇を用いて〇〇タンパク質が種々の外来刺激に伴い細胞体で発現誘導された後に〇〇に輸送されることを明らかにする。また、〇〇が入力特異的に〇〇に輸送されるか否かを検討する。

(注) 下線部分の文言は必ず記載して下さい。

物品の無償貸付申請書

日 付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住 所
名称及び
代表者名 印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
別紙のとおり
2. 貸付希望期間
物品貸付承認の日から平成 年 月 日まで
3. 用途
平成 年度～平成 年度まで文部科学省から受託した「 」の継続研究に使用する。
4. 貸付を希望する理由
当該試験研究を促進し科学技術の振興に寄与するため。
5. 業務計画書
別添のとおり (注：次頁参照の上、作成のこと)
6. 事務担当者 (注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと)
住 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇
所 属：〇〇〇〇
氏 名：〇〇 〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
メールアドレス：〇〇〇
7. その他
借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

(注：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人の場合)

業 務 計 画 書

1. 試験研究題目

「
」の継続研究

2. 主任者氏名（役職名）

科学 太郎（〇〇法人〇〇機構第一研究部 主任研究員）

3. 試験研究の目的

「〇〇〇〇〇〇〇〇」の基礎である活動依存的、永続的かつ入力特異的な〇〇〇〇強化および除去の機構を明らかにすることにより科学技術の振興に寄与する。

4. 試験研究の方法

1) 海馬での後期〇〇に伴い発現する遺伝子の網羅的解析と機能に関する研究

〇〇の機能を空間特異的・時間特異的に阻害あるいは強化できる遺伝子操作動物を作出する。また作出動物の海馬〇〇や学習・記憶を解析し、変異の影響を明らかにするとともに〇〇欠損変異マウスのシナプス可塑性・学習行動および小脳登上線維シナプスの選択的除去の解析を行う。

2) 小脳の発達期に発現制御される遺伝子に関する研究

ラット発達期小脳の選択的シナプス除去に関わる遺伝子の構造を明らかにするとともに、そのうちの一つ〇〇遺伝子の機能を小脳プルキンエ細胞特異的に改変した遺伝子操作動物を作成する。また、この動物の行動を調べると共に、遺伝子改変が〇〇の発達過程に与える影響を解析する。

3) 〇〇の選択的配置に関する研究

初代培養〇〇を用いて〇〇タンパク質が種々の外来刺激に伴い細胞体で発現誘導された後に〇〇に輸送されることを明らかにする。また、〇〇が入力特異的に〇〇に輸送されるか否かを検討する。

(注) 下線部分の文言は必ず記載して下さい。

物品の無償貸付申請書

日 付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住 所
名称及び
代表者名 印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
別紙のとおり
2. 貸付希望期間
物品貸付承認の日から平成 年 月 日まで
3. 用途
〇〇〇〇(注：法人名等)の行う試験研究に使用する。
4. 貸付を希望する理由
〇〇〇〇(注：法人名等)の行う試験研究を推進し科学技術の振興に寄与
するため。
5. 業務計画書
別添のとおり(注：次頁参照の上、作成のこと)
6. 事務担当者(注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと)
住 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇
所 属：〇〇〇〇
氏 名：〇〇 〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
メールアドレス：〇〇〇
7. その他
借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者
の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては
指示に従います。

業 務 計 画 書

1. 試験研究題目

遺伝子制御による選択的シナプス強化・除去機構の解明

2. 主任者氏名（役職名）

科学 太郎（〇〇法人〇〇機構第一研究部 主任研究員）

3. 試験研究の目的

「〇〇〇〇〇〇〇〇」の基礎である活動依存的、永続的かつ入力特異的な〇〇〇〇強化および除去の機構を明らかにすることにより科学技術の振興に寄与する。

4. 試験研究の方法

1) 海馬での後期〇〇に伴い発現する遺伝子の網羅的解析と機能に関する研究

〇〇の機能を空間特異的・時間特異的に阻害あるいは強化できる遺伝子操作動物を作出する。また作出動物の海馬〇〇や学習・記憶を解析し、変異の影響を明らかにするとともに〇〇欠損変異マウスのシナプス可塑性・学習行動および小脳登上線維シナプスの選択的除去の解析を行う。

2) 小脳の発達期に発現制御される遺伝子に関する研究

ラット発達期小脳の選択的シナプス除去に関わる遺伝子の構造を明らかにするとともに、そのうちの一つ〇〇遺伝子の機能を小脳プルキンエ細胞特異的に改変した遺伝子操作動物を作成する。また、この動物の行動を調べると共に、遺伝子改変が〇〇の発達過程に与える影響を解析する。

3) 〇〇の選択的配置に関する研究

初代培養〇〇を用いて〇〇タンパク質が種々の外来刺激に伴い細胞体で発現誘導された後に〇〇に輸送されることを明らかにする。また、〇〇が入力特異的に〇〇に輸送されるか否かを検討する。

(注) 下線部分の文言は必ず記載して下さい。

物品の無償貸付申請書

日 付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住 所
名称及び
代表者名

印

物品の貸付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 貸付を希望する機械器具等の品名、仕様、数量及び使用場所
別紙のとおり
2. 貸付希望期間
物品貸付承認の日から平成 年 月 日まで
3. 用途
文部科学省からの委託研究「 」に使用する。
4. 貸付を希望する理由
上記委託研究の推進を図るため。
5. 業務計画書
別添のとおり（注：委託契約書の業務計画書の写しを添付のこと。）
6. 事務担当者（注：研究担当者ではなく申請機関の実際の窓口となる者を記載のこと）
住 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇
所 属：〇〇〇〇
氏 名：〇〇 〇〇
TEL/FAX：0000-00-0000/0000-00-0000
メールアドレス：〇〇〇
7. その他
借受物品の返納時における貴省からの指示があるまでの間、当該物品を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該物品の処分を含め、返納後の取扱いについては指示に従います。

別 紙

品 名	仕 様	数 量	単 価 (円)	製造又は 取得価格 (円)	取得年月日	保管場所 (住所)	備 考
[例] 〇〇解析装置	〇〇〇社 ABC123	2 台	100,000	200,000	平成 13. 9. 10	〇〇〇 〇〇〇〇	

様式第27

借 受 書

日 付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認のあった下記の委託業務に使用する物品の無償貸付について、承認通知書記載の条件を承諾のうえ、当該物品を確かに借受けました。

記

〇〇〇〇委託 業務題目「 」

亡失・損傷報告書

日 付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住 所
名称及び
代表者名

印

貴省から貸付を受けた物品が亡失（又は損傷）しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 貸付年月日
2. 亡失（又は損傷）した物品等の品名、仕様及び数量
3. 亡失（又は損傷）の日時及び場所
4. 亡失（又は損傷）程度又はその状況(事実を説明する書類等を添付)
5. 亡失（又は損傷）の原因となった事実の詳細
6. 亡失（又は損傷）について取った処置
7. 平素における管理の状況
8. その他の参考となるべく事実

様式第29

借用物品の返納について

日付

(部局長)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(申請者) 住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により無償貸付を承認された物品のうち、別添物品
については、等の理由により返納しますので、当該物品の取扱いについて指示願
います。

(別添書類) 返納物品明細書 1通

別 添

返 納 物 品 明 細 書

(借用機関名)

品名	仕様	単価	数量	取得 価格	取 得 年月日	返納理由 及び状況	損耗 程度	汚染 の有無	使用 価値	移動 の 可否	保管場所 (住所)	備考

(注1)「損耗程度」：A、B、Cに区分し、下記により記入すること。

Aは、修理費が取得価格の20%未満と推定されるもの。

Bは、 " 20%以上50%未満と推定されるもの。

Cは、 " 50%以上と推定されるもの。

(注2)「汚染の有無」：放射性同位元素等によって汚染された契約書第22条第1項の汚染資産等に該当するかの有無を記入すること。

(注3)「使用価値」：A、B、Cに区分し、下記により記入すること。

Aは、現状のまま、若しくは修理により2年以上使用可能と推定されるもの。

Bは、現状のまま、多少利用価値があると推定されるもの。

Cは、多額の修理費を要する等のため、スクラップ等の処分が適当と思われるもの。

(注4)「移動の可否」：コンクリート等で固着され移動できないものに「否」印を記入すること。

様式第30

汚染資産等説明書

品名						
(写真添付)	仕 様					
	取得年月日	平成 年 月 日				
	数 量					
使用目的	(具 体 的 に)					
				汚染状態		
その他	(除染不可能な事由等)					
取 得 金 額	円					

確 認 書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

〇〇〇〇(受託者名称及び代表者氏名)(以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇〇長〇〇 〇〇(以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、委託業務(題目「〇〇〇〇」)の成果となるべき発明等があった場合は、遅滞なく、当該契約書の規定に基づきその旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承認(以下「専用実施権等の設定」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定をする場合
 - ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

以 上

様式第 3 2

知的財産権を受ける権利の譲渡について

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務により得られた下記の成果が、知的財産権を受ける権利の対象となる可能性があると思われるので、委託契約書第 2 5 条第 2 項の規定に基づき明細書案を添えて通知するとともに、譲渡証書を提出します。

(産業財産権等の場合)

記

1. 発明 (考案) の名称
2. 発明者 (考案者)
3. 発明 (考案) の概要 別紙のとおり

添付書類

- | | | |
|-----------------------|---|---------|
| (1) 特許出願等明細書案 | 各 | 2 通 |
| (2) 譲渡証書 | | |
| イ. 受託者名から文部科学省あて | 各 | 2 通 |
| ロ. 発明者 (考案者) から受託者名あて | 各 | 2 通 (写) |

別 紙

発明（考案）の概要

1. 発明の名称

2. 出願番号

3. 発明の数

4. 出 願 日

5. 公 告 日

6. 発明の概要

- ・ 概要
- ・ 委託業務における位置づけ
- ・ 新規性
- ・ 類似技術・競合技術の概要
- ・ 予想される商品性、波及効果等
- ・ 関心を持つと考えられる企業又は業種 等

譲渡証書

日付

(譲受人)
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(譲渡人) 住 所
氏 名 印

下記の発明（考案）に関する特許（実用新案登録又は意匠登録）を受ける権利を無償で貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

譲 渡 証 書

日 付

(譲渡人) 住 所
氏 名

殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

下記の発明又は考案に関する特許、実用新案及び意匠の登録を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

様式第 3 3

産 業 財 産 権 出 願 通 知 書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、明細書等の写しを添えて、委託契約書第 2 6 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1. 出願国
2. 出願に係る産業財産権の種類
3. 発明等の名称
4. 出願日
5. 出願番号
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張

添付書類

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 特許等出願等明細書 (写) | 1 通 |
| (2) 受理書 (写) | 1 通 |

様式第34

産 業 財 産 権 通 知 書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務に係る産業財産権の登録等の状況について、〇〇〇〇の写しを添えて、委託契約書第26条第3項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 出願に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

添付書類

(1) 特許証等 (写) 1通

様式第35

著作物通知書

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務に係る著作物について、委託契約書第26条第4項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名(名称)
4. 著作物の内容

様式第36

産業財産権実施届出書

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務に係る産業財産権について、下記のとおり実施しましたので、委託契約書第26条第5項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 実施した産業財産権

産業財産権の種類(注1) 及び番号(注2)	産業財産権の名称(注3)

2. 実施(第三者は実施許諾した場合)

自己・第三者(注4)

(記載要領)

- (注1) 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権のうち、該当するものを記載する。
- (注2) 番号については、当該種類に係る設定登録番号、設定登録の出願又は申請番号もしくは著作物の登録番号又は管理番号を記載する。
- (注3) 該当する(1)～(4)の事項を記入する。
- (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
 - (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)
 - (3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称
 - (4) 著作権にあつては、著作物の名称
- (注4) 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

様式第 37

移転承認申請書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記の委託業務の成果に係る知的財産権について、委託契約書第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類 (注 1) 及び番号 (注 2)	知的財産権の名称 (注 3)

2. 移転先

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3. 承認を受ける理由 (注 4)

(記載要領)

(注 1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの

(注 2) 設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号

(注 3) (1) 発明、考案、意匠については、その名称

(2) 回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類 (構造、技術、機能)

(3) 植物体の品種については、農林水産植物の種類 (属、種、亜種)、出願品種の名称

(4) 著作権については、著作物の名称

(注4) 承認を受ける理由を、以下の(1)、(2)いずれかの類型(複数可)に従って具体的に記載する。

(1) 移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。

- 国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。
 - ・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画
 - ・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画
 - ・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績
- なお、以下の場合は本類型に該当しない。
 - ・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合

(2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。

- 海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。
 - ・海外における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画
 - ・海外における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画
- あわせて、当該知的財産権を利用することによる利益が我が国に還元される見込みを、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。
 - ・当該知的財産権の利用による実施料等の収益の見込み
(なお、知的財産権の譲渡に伴う売却益は、権利自体の対価であって、移転債が当該知的財産権を利用することによる利益ではないため、その他の観点を用いて、当該知的財産権の利用による利益が我が国に還元される見込みを説明すること。)
- なお、以下の場合は本類型には該当しない。
 - ・当該知的財産権の海外事業活動での利用が、我が国への利益の還元につながる見込みがない場合
 - ・移転先において当該知的財産権を利用する予定がない場合

(注5) 以下の場合には、著作権の移転に際して国の承認を求めることを要しない。

(1) 学術論文の論文集への掲載等に伴う、出版社等への著作権の移転

(2) 学会講演に係る講演予稿の予稿集等への掲載に伴う、学会等への著作権の移転

(注6) 移転先及び承認理由を受ける理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。

様式第 38

移転通知書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記の委託業務の成果に係る知的財産権について、委託契約書第 27 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転する知的財産権

知的財産権の種類 (注 1) 及び番号 (注 2)	知的財産権の名称 (注 3)

2. 移転先

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3. 承認が不要である理由 (イ～ニのいずれかを選択する。)

- イ 合併又は分割により移転するため
- ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
- ハ 承認 T L O 又は認定 T L O に移転するため
- ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため

(記載要領)

(注 1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの

(注 2) 設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号

(注 3) (1) 発明、考案、意匠については、その名称

(2) 回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類 (構造、技術、機能)

(3) 植物体の品種については、農林水産植物の種類 (属、種、亜種)、出願品種の名称

(4) 著作権については、著作物の名称

(注 4) 移転先及び承認が不要である理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。

様式第 39

専用実施権等設定承認申請書

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、委託契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

1. 専用実施権等(注1)を設定しようとする知的財産権

知的財産権の種類(注2) 及び番号(注3)	名称(注4)	専用実施権等の範囲 (地域・期間・内容)

2. 専用実施権等の設定を受けようとする者

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3. 承認を受ける理由(注5)

(記載要領)

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するも

のを記載する。

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

(注5) 承認を受ける理由を、以下の(1)、(2)いずれかの類型(複数可)に従って具体的に記載する。

(1) 移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。

- 国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。
 - ・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画
 - ・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画
 - ・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績
- なお、以下の場合は本類型に該当しない。
 - ・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合

(2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。

- 海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。
 - ・海外における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画
 - ・海外における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画
- あわせて、当該知的財産権を利用することによる利益が我が国に還元される見込みを、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。
 - ・当該知的財産権の利用による実施料等の収益の見込み
(なお、知的財産権の譲渡に伴う売却益は、権利自体の対価であって、移転債が当該知的財産権を利用することによる利益ではないため、その他の観点を用いて、当該知的財産権の利用による利益が我が国に還元される見込みを説明すること。)
- なお、以下の場合は本類型には該当しない。
 - ・当該知的財産権の海外事業活動での利用が、我が国への利益の還元につながる見込みがない場合
 - ・移転先において当該知的財産権を利用する予定がない場合

様式第40

専用実施権等設定通知書

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記の委託業務の成果に係る知的財産権について、委託契約書第28条第2項但し書の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 専用実施権等(注1)を設定する知的財産権

知的財産権の種類(注2) 及び番号(注3)	名称(注4)	専用実施権等の範囲 (地域・期間・内容)

2. 専用実施権等の設定を受ける者

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連絡先：
事業の概要：

3. 承認が不要である理由(イ～ニのいずれかを選択する。)

- イ 合併又は分割により移転するため
- ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
- ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため
- ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため

(記載要領)

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

様式第41

知的財産権の放棄に関する届出書

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務において発生した知的財産権について、下記のとおり放棄いたしますので、委託契約書第29条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 放棄する知的財産権

知的財産権の種類及び番号	特許権(特許平第 号)
通知年月日	平成 年 月 日
知的財産権の名称	

2. 放棄の内容

特許証等(写)

特許出願明細書(写)

様式第42

成果利用届

日付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

印

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、得られた成果をこのたび下記のとおり利用いたしますので、要領第31の規定に基づき届け出ます。

記

1. 利用する成果
2. 利用の方法
3. 成果を利用する時期
4. 利用を必要とする理由

様式 4 3

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

調査結果の報告

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、委託契約書第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、調査結果を下記のとおり報告
します。

記

1. 調査の内容
2. 調査の結果 別添報告書のとおり
3. 不正額 別紙イ

別紙 イ

不正額内訳

【総括表】
円)

(単位：)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等 事業主負担分				
		派遣職員				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費					
	合計					

【(受託者(委託先))・再委託先別】

(受託者(委託先)) : ○○○○

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等 事業主負担分				
		派遣職員				
	業務実施費					
		消耗品費				

	国内旅費				
	外国旅費				
	雑役務費				
	消費税相当額				
一般管理費					
合計					

再委託先：□□□□

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				
		補助者				
		社会保険料等 事業主負担分				
		派遣職員				
	業務実施費					
		消耗品費				
		国内旅費				
		外国旅費				
		雑役務費				
		消費税相当額				
	一般管理費					
合計						

再委託先：△△△△

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	設備備品費					
	試作品費					
	人件費					
		業務担当職員				

	補助者				
	社会保険料等 事業主負担分				
	派遣職員				
業務実施費					
	消耗品費				
	国内旅費				
	外国旅費				
	雑役務費				
	消費税相当額				
一般管理費					
合計					

(作成要領)

1. 決算額は、直近の額の確定における支出の決算額とすること。
2. 改決算額は、決算額から不正にかかる支出額を除いた額とすること。

※競争的資金については、上記「別紙 イ」は次表を用いること。

別紙 イ

不正額内訳

【総括表】

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	人件費・謝金					
		人件費				
		謝金				
	旅費	旅費				
	その他					
		外注費(雑役務費)				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他(諸経費)				
		消費税相当額				
	間接経費					
	合計					

【(受託者(委託先))・再委託先別】

(受託者(委託先)) : ○○○○

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	人件費・謝金					
		人件費				
		謝金				
	旅費	旅費				
	その他					
	外注費(雑役務費)					

	印刷製本費				
	会議費				
	通信運搬費				
	光熱水料				
	その他（諸経費）				
	消費税相当額				
間接経費					
合計					

再委託先：□□□□

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	人件費・謝金					
		人件費				
		謝金				
	旅費	旅費				
	その他					
		外注費(雑役務費)				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他（諸経費）				
		消費税相当額				
	間接経費					
合計						

再委託先：△△△△

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支	物品費					

出		設備備品費				
		消耗品費				
	人件費・謝金					
		人件費				
		謝金				
	旅費	旅費				
	その他					
		外注費(雑役務費)				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他(諸経費)				
		消費税相当額				
	間接経費					
合計						

様式第44

委託費支出明細書

1.	委託費の名称	平成 年度〇〇〇〇委託費 「 _____ 」	
2.	業務の目的及び内容		
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3.	委託先の公益法人の名称		
4.	委託実績額		千円 (A)
5.	委託費における管理費		
	(1) 人件費		千円
	(2) 一般管理費又は間接経費		千円
	(3) その他の管理費		
		内 容	金額
			千円
			千円
		合 計	千円
		合 計	千円
6.	外部への支出		
	(1) 外部に再委託されているものに関する支出		
		支出内容	支出先
			金額
			千円
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円 (B)
	(2) (1)以外の支出		
		支出内容	支出先
			金額
			千円
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円
7.	その他		
		内 容	金額
			千円
			千円
		合 計	千円
8.	再委託の割合		% (B / A)

様式第 4 5

誓 約 書

私及び当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成〇〇年度〇〇委託事業「（受託業務題目）」

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

生年月日

署名又は記名押印

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

※記名押印の場合は、契約書を締結するときと同じ印を押印すること。

様式第46

日 付

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

情報セキュリティ対策の履行状況等の報告

平成 年 月 日付
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

上記委託業務について、委託契約書第〇〇条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 情報セキュリティを確保するための体制

2. 国の安全に関する重要な情報の管理方法等

3. 情報セキュリティが侵害、又は侵害のおそれがないか

※情報セキュリティが侵害、又は侵害のおそれがあることが発覚した場合には、本資料と併せて別添の資料を直ちに提出すること。

以上

(第 報)

情報連絡日時：平成 年 月 日 00:00

◆ 情報連絡の内容（別紙の有無： 有り 無し）◆ 報道発表・報道の有無（有り 無し）

（報道発表又は報道があった場合は内容を添付）

項目		情報の内容
サイバー攻撃を受けた機関・部署 （発生場所、担当者の連絡先）		住所： 機関名： 届出者氏名： TEL： FAX： E-mail：
サイバー攻撃を受けた業務（サービス）		
被害の他機関・部署への波及可能性		
サイ バ ー 攻 撃 の 概 要 等	業務（サービス）への影響 （業務の状況）	
	サイバー攻撃を受けた日時	
	サイバー攻撃を受けたシステムの概 要	
	サイバー攻撃の手法	
	発生した事象	
	復旧状況及び復旧見込み	
	実施した対策の概要	
	その他の概要 ・文部科学省以外に連絡を行った先 等	
サイバー攻撃による被害が発生した場合 の原因		

情報の取扱い（共有範囲等）について留意すべき事項等

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令
(平成十二年十月三十一日総理府・文部省令第六号)

最終改正：平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令を次のように定める。

(通則)

第一条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第二条第一号から第四号まで及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定による文部科学省所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(部局長)

第二条 この省令において「部局長」とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をいう。

- 一 本省内部部局及び水戸原子力事務所の所属に属する物品（電源開発促進対策特別会計に属するものを除く。） 大臣官房会計課長
- 二 本省内部部局の所属に属する物品（電源開発促進対策特別会計に属するものに限る。） 研究開発局長
- 三 日本学士院の所属に属する物品 院長
- 四 文部科学省本省の施設等機関（文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十九条に規定する施設等機関をいう。）の所属に属する物品 当該施設等機関の長
- 五 文化庁内部部局及び日本芸術院の所属に属する物品 文化庁長官

(無償貸付)

第三条 部局長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

- 一 文部科学省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材、音盤、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他当該目的を達成するため適当と認められる者に貸し付けるとき。
- 二 文部科学省の所掌に係る事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品をその工事又は製造を行う者に貸し付けるとき。
- 三 教育（学術及び文化を含む。）のため必要な機械器具、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）及び美術工芸品を地方公共団体その他適当と認められる者に貸し付けるとき。
- 四 地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対し、機械器具等を科学技術の振興に寄与すると認められる試験、研究及び調査（以下「試験研究等」という。）の用に供するため貸し付けるとき。
- 五 文部科学省の委託する試験研究等のため必要な機械器具等又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。
- 六 文部科学省の委託を受けて試験研究等を行った公益法人が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。
- 七 文部科学省の職員をもって組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子、その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。
- 八 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需

品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

(貸付期間)

第四条 物品の貸付期間は、前条第七号に掲げる場合並びに文部科学大臣が特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができない。

(貸付条件)

第五条 部局長は、第三条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用（部局長が貸付けの性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適当でないとした場合を除く。）は、借受人において負担すること。
 - 二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
 - 三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ部局長の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
 - 四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
 - 五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
 - 六 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
 - 七 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
 - 八 部局長の指示に従って貸付物品の使用実績の記録及び報告をすること。
 - 九 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
 - 十 貸付物品は、借受人が貸付条件に違反したとき又は部局長が特に必要と認めたときは、部局長の指示するところに従い、速やかに返納すること。
 - 十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を部局長に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
 - 十二 部局長は、貸付物品について、随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができること。
- 2 部局長は、前項各号に掲げる条件のほか、国を受取人とする損害保険契約を締結させることその他の必要と認める条件を付することができる。
 - 3 部局長は、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に対し貸し付けた標本その他これに準ずる物品及び美術工芸品について、当該独立行政法人から転貸の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、第一項第五号の規定にかかわらず、その申請を承認するものとする。

(無償貸付の申請)

第六条 部局長は、第三条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 借り受けようとする物品の品名及び数量
- 三 使用目的及び使用場所
- 四 借受けを必要とする理由
- 五 借受希望期間
- 六 使用計画
- 七 その他参考となる事項

(無償貸付の承認)

第七条 部局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請を審査し、無償貸付を承認

する場合は次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、無償貸付を承認しない場合はその旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。

- 一 貸付物品の品名及び数量
- 二 貸付期間
- 三 貸付目的
- 四 貸付けの期日及び場所
- 五 使用場所
- 六 返納の期日及び場所
- 七 貸付条件

(借受書)

第八条 部局長は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

- 一 借受物品の品名及び数量
- 二 借受期間
- 三 返納の期日及び場所
- 四 貸付条件に従う旨

(貸付物品の亡失又は損傷)

第九条 部局長は、借受人が貸付物品を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない。

(譲与)

第十条 部局長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

- 一 文部科学省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真その他これらに準ずる物品を配布するとき。
- 二 教育（学術及び文化を含む。）のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められる者に譲与するとき。
- 三 文部科学省の行う研修若しくは試験又は委託に係る試験研究等のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を研修若しくは試験を受ける者又は委託に係る試験研究等を行う者に譲与するとき。
- 四 予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を記念又は報償のため贈与するとき。
- 五 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要する者に対し譲与するとき。

(譲与の申請)

第十一条 部局長は、前条第二号、第三号及び第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 譲与を受けようとする物品の品名及び数量
- 三 使用目的
- 四 譲与を必要とする理由
- 五 その他参考となる事項

(譲与の承認)

第十二条 部局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、譲与を承認しない場合はその旨を記載した通知書により、申請者に通知するものとする。

- 一 譲与物品の品名及び数量

- 二 譲与目的
- 三 譲与の期日及び場所
- 四 譲与条件

(受領書)

第十三条 部局長は、物品の譲与をするときは、当該物品の譲与を受けた者から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、受領書を提出させることが困難であるときは、受領を証する適宜の証明をもってこれに代えることができる。

- 一 譲与物品の品名及び数量
- 二 譲与条件に従う旨

附 則

(施行期日)

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の廃止)

2 文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和四十一年文部省令第二十五号）は、廃止する。

附 則 （平成一三年三月三〇日文部科学省令第五〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月一日文部科学省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

(目的)

第1 文部科学省所管における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要領において「部局」とは、本省内部部局（水戸原子力事務所を含む。以下同じ。）、文部科学本省の施設等機関（文部科学省組織令（平成12年政令第251号）第89条に定める施設等機関をいう。）、日本学士院及び文化庁内部部局（日本芸術院を含む。以下同じ。）をいう。

3 この要領において「他の公共機関の職員」とは、他の国の機関又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。特別法上公務員とみなされる場合を含む。

(取引停止の措置)

第3 支出負担行為担当官、契約担当官及び分任契約担当者（以下「担当官等」という。）は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に登録された者その他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の1に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号の1に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第1号から第3号又は第4号から第11号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 担当官等は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 担当官等は、業者について、極めて悪質な事由があるため又極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 担当官等は、取引停止の期間中の業者について情量酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 担当官等は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

7 担当官等は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第5 担当官等は、第3の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第4号、第5号又は第8号から第10号に該当したとき。
- 二 別表第4号から第11号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- 三 別表第4号から第7号までに該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第4号から第7号に該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号から第3号の規定に該当することとなった場合は除く。)
- 五 部局の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号から第11号までに該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名等の取消し)

第6 担当官等は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(下請等の禁止)

第7 担当官等は、取引停止の期間中の業者が当該担当官等の契約に係る製造等の全部又は一部を下請し、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は受託している場合は、この限りでないものとする。

(取引停止の通知等)

- 第8 担当官等は、第3の規定により取引停止を行い、第4第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 担当官等は、前項の措置を講じた場合は、直ちに大臣官房会計課長に事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を報告するものとする。
 - 3 大臣官房会計課長は、前項の報告を受けた場合は、他の部局の担当官等に対し当該内容を通知するものとする。
 - 4 大臣官房会計課長は、前項の規定に基づく場合のほか、購入等契約に関し、第3の規定により取引停止を行い、第4第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により取引停止を解除する必要があると判断したときは、直ちに担当官等に事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。
 - 5 前2項の通知を受けた担当官等は、第3の規定により取引停止等の措置を講じた場合は、当該措置の内容について速やかに大臣官房会計課長に報告するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第9 担当官等は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

別表

措置基準（第3、第4及び第5関係）

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 当該部局の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 他の部局の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 当該部局の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 他の部局の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>7 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（第4号及び第5号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2ヶ月以上9ヶ月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>8 部局の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>9 当該部局の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>10 他の部局の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>11 他の公共機関の購入等契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

競争的資金における使用ルール等の統一について

平成 27 年 3 月 31 日
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1 趣旨

研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるように競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手が向上し、研究者は的確に研究資金を活用し、研究により専念できることとなり、より多くの、より優れた研究成果が期待できる。

競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化は、研究の生産性の向上につながり、ひいては、科学・技術を通じた、国民生活の質的向上及び我が国経済の持続的成長へ寄与するものであることから、今般、以下の手続きを実施する。

各府省は、本申し合わせに基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

なお、研究活動の特性を踏まえた対応であることを踏まえ、研究機関及び研究者に対し予算の適正な執行を求めるとともに、状況によっては、対応の見直しがあり得ることを十分周知すること。

2 年度末までの研究期間の確保

科学研究の特性を踏まえ、競争的資金によって行う研究について、可及的早期に研究を開始出来るよう配慮するとともに、年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとする。

- (1) 研究機関及び研究者に対して、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することを義務づけ、各府省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行うこと。
- (2) 研究機関及び研究者に対して、諸条件を満たした場合は、会計実績報告書の提出期限を国の会計年度終了後 61 日以内まで可能とすること。ただし、研究期間又は契約期間終了日が当事業年度の 3 月末日以外の場合は、研究期間又は契約期間終了後 61 日以内まで可能とすること。
- (3) 今回の対応は、研究者が年度末まで研究を実施できることとしていることを踏まえ、3 月末日以降は補助事業又は委託契約の期間外になるが、研究機関及び研究者に対し、研究成果報告書の提出を担保させること。この場合の提出期限は、国の会計年度終了後 61 日以内を期限とすること。ただし、研究期間又は契約期間終了日が当事業年度の 3 月末日以外の場合は、研究期間又は契約期間終了後 61 日以内まで可能とすること。

3 使用ルールの統一

消耗品や備品の購入に関するルールや、備品として管理する物品の金額、研究機器の購入方法等について使用ルールを統一する。

- (1) 補助又は委託先の研究者及び研究機関は、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上の物品は備品として、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 50 万円以上の物品は資産として管理すること。(委託事業の場合は、物品の所有権を移転するまでの間の取扱いとする。)

なお、資産について、固定資産税の納税義務のある補助又は委託先の研究機関においては、地方税法等に基づいて適切に資産の管理を行うものとする。

- (2) 直接経費の使途に関し「研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費は支出できない」としている規定を改め、消耗品やパソコンについても、事業の目的遂行に必要と認められるものは購入可能とすること。
- (3) 研究機器等の導入について、リースのみを義務づけている事業については、購入も選択出来るようにすること。

4 購入した研究機器の有効活用

補助事業で購入した研究機器や委託事業で購入した50万円以上の研究機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用することを可能とするよう、対応することとする。

本取り扱いは、今後導入する研究機器についての対応のみならず、既に導入している研究機器についても同様に取り扱うこととする。

- (1) 補助事業や委託事業により購入した研究機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用する場合は、次の条件を前提として、別紙様式1による報告書の提出をもって大臣等の承認があったものとして取り扱うこととし、補助事業実施期間中も本対応を実施することとする。（委託事業により購入した研究機器について、所有権を府省等に移転するまでの間。）

- ① 使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- ② 貸付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は、実費相当額を求め、ても差し支えないものとする。

- (2) 委託事業実施後において各府省から貸付けを受けている研究機器について、一時的に他の研究開発に使用する場合は、本来の貸付の目的に支障を及ぼさず、使用場所等その他、当該物品の貸付にかかる条件に反しない限りにおいて行うこととし、また、次の条件を前提として、別紙様式2による報告書の提出を行うこととし、委託事業実施期間中も本対応を実施することとする。

その際、使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。

- (3) 各府省においては、研究機器の管理者からの報告を受けた場合は、必要に応じて関係府省と共有すること。

5 研究費の合算使用

競争的資金については、旅費、消耗品について、他の補助事業や、委託費及び使途に制限を受けない単独費等、複数種の経費による合算使用を以下のとおりルール化する。

- (1) 旅費の場合は、「他事業分の出張と明確に区分出来る場合」、消耗品の場合は「他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分出来る場合」等の要件を付し、合算による使用を可能とすること。

なお、複数種の経費により、研究機器等を購入する場合については、今後条件等を議論していく。

- (2) 補助事業による合算購入については、補助目的たる各事業の遂行に支障を来さないことを前提に、制度ごとに関与度の整理が必要であるが、補助事業により購入した研究機器は、購入機関の財産であり、国は、財産処分の取扱いについて、制度別（又は府省別）に各持ち分の整理をすれば良い。

委託事業により購入した研究機器は、委託事業終了後に所有権が各府省に移転するため、国の他の補助金や研究機関の単独費を合算して購入することは考えにくい。また、複数省庁の委託費との合算も、所有権の問題をどう整理するか検討が必要となる。

6 報告書の様式の統一

競争的資金にかかる会計実績報告について、報告書の様式を簡素化するとともに、統一化を実施することとする。

- (1) 費目構成は、「府省共通経費取扱区分表」による取扱いを徹底すること。
(2) 様式については、まずは、会計実績報告書の金額の部分について、別紙様式3の内容を記載させること。
(3) 金額以外の部分についても、統一化、簡素化を検討し、順次実施すること。

7 競争的資金の使い勝手の改善に関する意見・相談窓口の設置について

内閣府のホームページに相談等の窓口を開設し、研究機関及び研究者からの意見や相談を直接受け取るとともに、これらに対する統一的な対応・回答を行うこととする。

- (1) 内閣府は相談等の窓口意見・相談が寄せされた際は、関係府省と調整の上回答を作成し、ホームページ上で回答すること。
(2) 関係府省は、内閣府からの照会・依頼等に真摯に対応すること。

8 その他

- (1) 上記2から6の対応は、独立行政法人等が有する競争的資金についても同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。但し、既に同様の処置が講じられている場合及び個別に示す手順を経なくとも同様の措置が講ぜられる場合についてはこの限りではない。
(2) 上記2、3、5及び6の対応は、平成27年4月以降に新たに公募を開始するものから適用するものとする。
(3) 上記4の対応は、平成27年4月中に開始するものとする。
(4) 上記7の対応は、平成27年3月中に対応窓口を開設するものとする。

(別紙様式1)

平成27年度 設備等一時使用報告書 (案)

(〇 〇 省) 所管 設備等所有者()

通し 番号	事業名	研究課題名	設備等			使用者			一時使用者			備考	
			番号	名称	取得日	知分 制限 期間	所属 氏名	27年度内 使用日等	転用 ・貸付 区分	所属 氏名	使用日等		転用又は貸付先 における研究開 発の事業内容
1	●●●●事業	▲▲▲▲	備 Ⅹ - Ⅹ ×	□□□□	H27.4.1	〇年	〇〇大学 〇〇〇〇	H27.4.1 ~5.31、 H27.7.1 ~H28.2.20	貸付	■●●大学 ■●●●■	H27.6.7 13:00~16:00	〇〇の〇〇を推 進するために必 要な〇〇の研究 開発	①管理協定の内容 ②貸付額の内訳(実 費負担を求めらる場 合のみ)
2	□□□□事業	◇◇◇◇	備 Ⅹ - Ⅹ ◆	〇〇〇〇	H27.4.1	〇年	ⅩⅩ大学 ⅩⅩⅩⅩ	H27.4.1 ~6.30 H27.8.31:13.00 ~H28.2.15	貸付	●●●大学 ●●●●●	H27.7.1~8.31 毎週火曜日 9:00~9:30	●●の●●を推 進するために必 要な●●の研究 開発	

(別紙様式2)

平成27年度 設備等一時使用報告書 (案)

(〇 〇 省) 所管 設備等借受者()

通し 番号	事業名	研究課題名	設備等			使用者			一時使用者			備考	
			番号	名称	借受日	借受 期間	所属 氏名	27年度内 使用日等	／	所属 氏名	使用日等		一時使用におけ る研究開発の事 業内容
1	●●●●事業	▲▲▲▲	備 Ⅹ - Ⅹ ×	□□□□	H27.4.1	〇年	〇〇大学 〇〇〇〇	H27.4.1 ~5.31、 H27.7.1 ~H28.2.20	／	■●●大学 ■●●●■	H27.6.7 13:00~16:00	〇〇の〇〇を推 進するために必 要な〇〇の研究 開発	管理協定の内容
2	□□□□事業	◇◇◇◇	備 Ⅹ - Ⅹ ◆	〇〇〇〇	H27.4.1	〇年	ⅩⅩ大学 ⅩⅩⅩⅩ	H27.4.1 ~6.30 H27.8.31:13.00 ~H28.2.15	／	●●●大学 ●●●●●	H27.7.1~8.31 毎週火曜日 9:00~9:30	●●の●●を推 進するために必 要な●●の研究 開発	

(別紙様式3)

補助金の場合

〇〇補助金						
交付決定額 (H26)			直接経費 実支出額 (H26)	間接経費 譲渡額 (H26)		
合計 (a+b)	直接経費 (a)	間接経費 (b)				
円	円	円	円			円
費目別収支決算(状況)表						
	直接経費					間接経費
	物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
交付決定額	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
		円				

※これ以外に、研究分担者や共同研究者への分担がある場合は、欄を追加すること

委託費の場合

〇〇収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額		円	円	円	円	円	円
決算額		円	円	円	円	円	円
(差引額)		円	円	円	円	円	円
(返還額)		円	円	円	円	円	円
(繰越額)			円	円	円	円	円

※ () は例示

〇〇収支決算書 収入				
	合計	委託費の額	自己充当額	その他
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

※ () は例示